

(案)

小浜市地域防災計画

【地震(津波)災害対策編】

昭 和 3 8 年 4 月	策 定
昭 和 5 6 年 3 月	修 正
昭 和 6 0 年 2 月	修 正
平 成 6 年 3 月	修 正
平 成 1 1 年 3 月	修 正
平 成 2 3 年 3 月	改 定
平 成 2 9 年 6 月	改 定
令 和 3 年 6 月	改 定
令 和 4 年 6 月	改 定
<u>令 和 年 月</u>	<u>改 定</u>

小浜市防災会議

※令和 7 年 4 月の小浜市機構改革
による部課名の変更については、
今後修正を行います。

第2編 地震(津波)災害対策編

第1章 総則

第1節	計画の方針・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第2節	地域の概況・・・・・・・・・・・・・・・・	3
第3節	防災関係機関の事務または業務の大綱・・・・・・・・	9
第4節	災害の規模想定・・・・・・・・・・・・・・・・	17
第5節	防災ビジョン・・・・・・・・・・・・・・・・	21

第2章 地震災害予防計画

第1節	防災知識普及計画・・・・・・・・・・・・・・・・	22
第2節	防災訓練計画・・・・・・・・・・・・・・・・	26
第3節	自主防災組織等整備計画・・・・・・・・・・・・・・・・	28
第4節	避難対策計画・・・・・・・・・・・・・・・・	31
第5節	緊急事態管理体制整備計画・・・・・・・・・・・・・・・・	36
第6節	広域的相互応援体制計画・・・・・・・・・・・・・・・・	39
第7節	医療救護予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・	40
第8節	要配慮者震災予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・	42
第9節	ボランティア育成・確保計画・・・・・・・・・・・・・・・・	48
第10節	飲料水・食料品・生活必需品等の確保計画・・・・・・・・	50
第11節	地震に強いまちづくり計画・・・・・・・・・・・・・・・・	52
第12節	津波に強いまちづくり計画・・・・・・・・・・・・・・・・	54
第13節	建築物災害予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・	57
第14節	交通施設災害予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・	60
第15節	上下水道施設災害予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・	62
第16節	電力・ガス施設災害予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・	64
第17節	通信・放送施設災害予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・	66
第18節	防災関係施設設備、資機材、物資等整備計画・・・・	68
第19節	地盤災害予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・	71
第20節	津波災害予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・	74
第21節	浸水防止計画・・・・・・・・・・・・・・・・	76
第22節	積雪時の地震災害予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・	78
第23節	地震火災予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・	80
第24節	危険物等災害予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・	82
第25節	文化財災害予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・	84
第26節	交通輸送体系整備計画・・・・・・・・・・・・・・・・	85

第3章 災害応急対策計画

第1節	応急活動体制計画・・・・・・・・・・・・・・・・	87
第2節	広域応援に関する計画・・・・・・・・・・・・・・・・	92
第3節	自衛隊災害派遣要請計画・・・・・・・・・・・・・・・・	95
第4節	ボランティア活動支援計画・・・・・・・・・・・・・・・・	99
第5節	通信計画・・・・・・・・・・・・・・・・	102
第6節	地震・津波に関する情報等収集伝達計画・・・・・・・・	105

第 7 節	災害情報収集連絡計画	1 1 5
第 8 節	災害広報計画	1 1 9
第 9 節	避難計画	1 2 1
第 1 0 節	救出計画	1 2 8
第 1 1 節	要配慮者応急対策計画	1 3 1
第 1 2 節	医療救護計画	1 3 3
第 1 3 節	消防計画	1 3 7
第 1 4 節	警備・保安計画	1 4 0
第 1 5 節	飲料水供給計画	1 4 5
第 1 6 節	食料供給計画	1 4 7
第 1 7 節	生活必需品供給計画	1 5 2
第 1 8 節	住宅応急対策計画	1 5 5
第 1 9 節	緊急輸送計画	1 5 8
第 2 0 節	障害物撤去対策計画	1 6 0
第 2 1 節	交通対策計画	1 6 1
第 2 2 節	要員確保計画	1 6 4
第 2 3 節	食品衛生対策計画	1 6 8
第 2 4 節	防疫対策計画	1 6 9
第 2 5 節	遺体の捜索・処理・埋葬計画	1 7 2
第 2 6 節	廃棄物処理計画	1 7 5
第 2 7 節	水防活動計画	1 7 8
第 2 8 節	地盤災害応急対策計画	1 7 9
第 2 9 節	海上災害対策計画	1 8 0
第 3 0 節	文教対策計画	1 8 6
第 3 1 節	農林水産業等対策計画	1 9 0
第 3 2 節	商工業対策計画	1 9 3
第 3 3 節	通信・放送施設応急対策計画	1 9 6
第 3 4 節	電力・ガス施設応急対策計画	1 9 8
第 3 5 節	上下水道施設応急対策計画	2 0 1
第 3 6 節	交通施設応急対策計画	2 0 4
第 3 7 節	危険物施設等応急対策計画	2 0 7
第 3 8 節	災害救助法の適用に関する計画	2 0 9

第 4 章 災害復旧復興計画

第 1 節	公共施設の災害復旧計画	2 1 1
第 2 節	激甚災害指定計画	2 1 3
第 3 節	民生安定計画	2 1 6
第 4 節	財政援助計画	2 2 1
第 5 節	復興計画	2 2 4

第2編 地震(津波)災害対策編

本編は、平成7年1月の大災害をもたらした阪神・淡路大震災や平成23年3月の東日本大震災等、我が国に未曾有の被害をもたらした地震や津波被害の教訓をもとにして、本市において震災対策上必要な諸施策についての基本を定めるものである。

第1章 総 則

第1節 計画の方針

第1 計画の目的

小浜市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、小浜市防災会議が作成する計画で、小浜市の地域ならびに住民の生命、身体および財産を災害から守るため、防災関係機関等の協力を得て、総合的な災害予防、災害応急対策および災害復旧の諸活動を円滑に実施することにより防災の万全を期すことを目的とするとともに社会秩序の維持および公共の福祉に資することを目的とする。

第2 計画の基本

1. 計画の基本方針

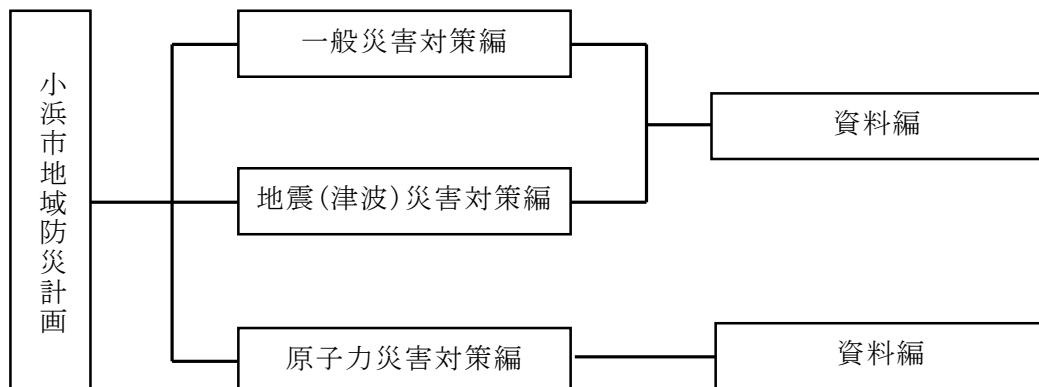
この計画は、市域の防災に関し、国・地方公共団体およびその他の公共機関等を通じて、必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに災害予防、災害応急対策、災害復旧およびその他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的、計画的な防災行政の整備および推進を図る

2. 計画の構成と体系

この計画の構成は次の4章からなる。

- (1) 総則
- (2) 災害予防計画
- (3) 災害応急対策計画
- (4) 災害復旧計画

なお、この計画を含む小浜市地域防災計画の体系は次のとおりである。



第3 計画の周知

この計画は、本市における災害対策の基本となる計画であり、小浜市防災会議を中心として、市職員および防災関係機関は平素から本計画の習熟に努める。また、本計画を住民の防災活動の指針として、地域住民に周知する。

第4 計画の効果的推進

災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、住民の自覚に根ざした自助、地域コミュニティ等による共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動を行う市民運動の展開に努めるものとする。

また、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災の現場における女性や高齢者、障がい者等（以下「要配慮者」という。）の参画拡大に努めるものとする。

第5 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認められるときは、これを修正するものとする。

防災関係機関は、所管事項に関して修正が必要な場合は、当該事項を小浜市防災会議に提出するものとする。

また、修正の内容については、速やかに広報等により住民や関係機関に周知する。

第2節 地域の概況

第1 自然的条件

1. 位置および面積

本市は、福井県南西部に位置しており、北は若狭湾とその内湾である小浜湾に面し、南は東西に走る京都北部一帯に連なる山岳で、一部滋賀県と境を接する。市域は東西約24km、南北約20kmで、総面積は233.11km²である。



2. 地 勢

本市の位置する若狭湾は、日本海沿岸で北に開口した唯一の凹みで、敦賀一木之本間の柳ヶ瀬断層と小浜―今津間の熊川断層の間は多数の断層があって若越破碎帯と呼ばれ、若狭湾から琵琶湖を通じ、伊勢湾にいたる本州の中央大破碎帯の一部を形成している。本市には福井県・滋賀県の県境に位置する三十三間山の東麓に発し、熊川断層の崖下を西に流れ小浜湾に注ぐ北川と、福井県・京都府の県境に位置する頭巾山に発し若狭地域の南部山地を北流し北川河口部で小浜湾に注ぐ南川がある。両河川の河口部にはデルタ（三角州性）低地が形成され、北川中流域には扇状地性の谷底平野が形成されている。それにより南北に2分される南北両山地により形成される。

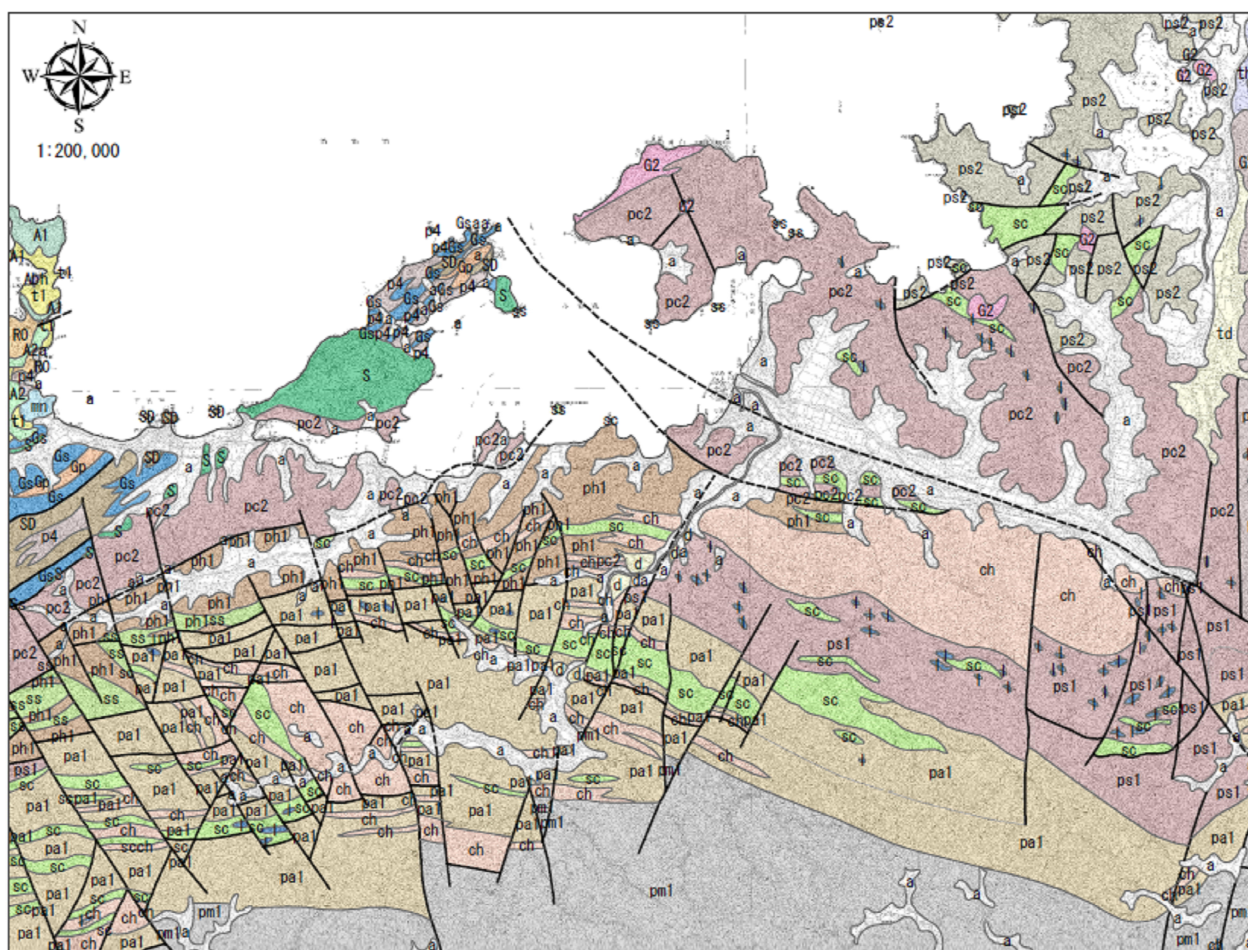
本市市街地はデルタ低地に立地し、北部はリアス式海岸の発達した若狭湾に対して半島が連なり、出入りの多い地形をしており、南部には比較的低層（1,000m未満）な山々が連なっている。

3. 地 質

本市の地質を年代別に区分すると、古生代から中生代三畳紀に形成された、頁岩、粘板岩、砂岩、チャート、緑色岩類、および石灰岩からなる丹波帯が大部分を占めている。

丹波帯は古生代石炭紀～中生代ジュラ紀の地層からなり、海洋プレートにのって運ばれてきた海洋地殻がジュラ紀に陸側に付加している。

主に古生代石炭紀から中生代ジュラ紀の地層群からなり、基岩は主として頁岩・粘板岩から構成されており、砂岩・チャート・輝緑凝灰岩等を伴う。地質構造は褶曲構造が基本となっている。



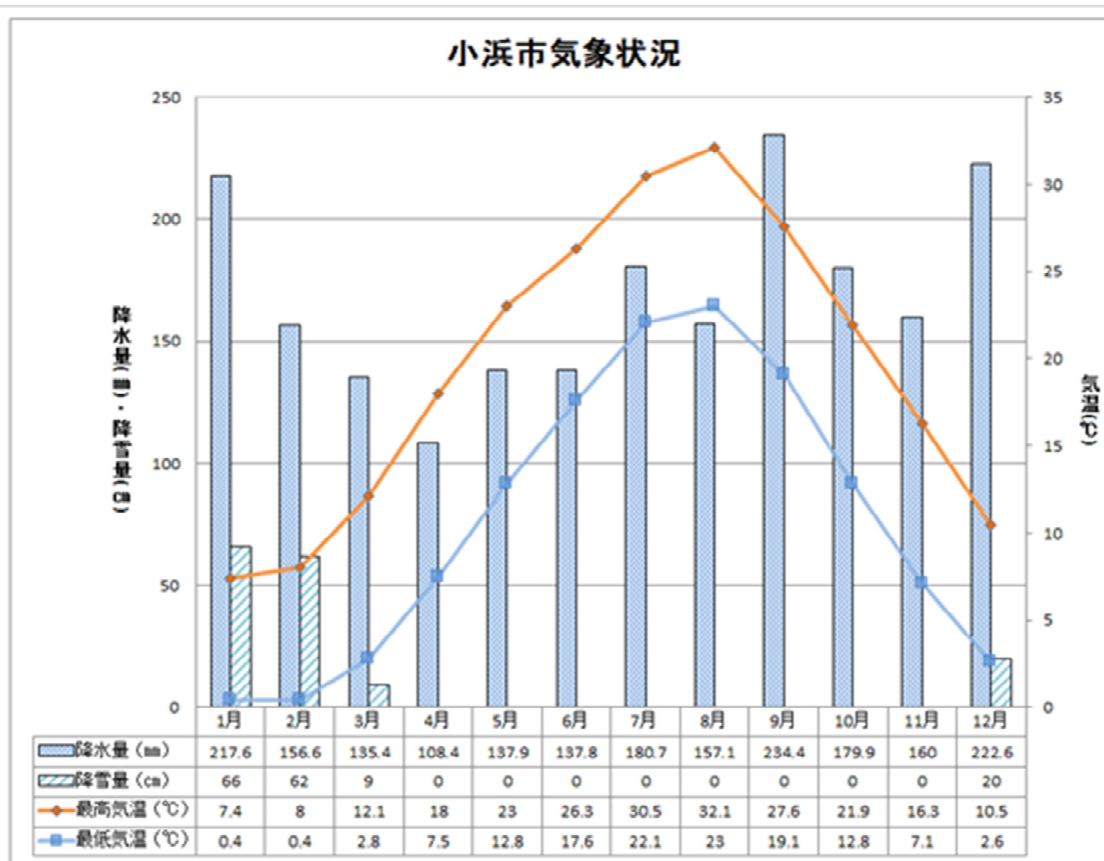
— 地質境界線 — 断層 — 伏在断層 — 推定断層 — 海岸線	
a 第四紀現世 沖積層 砂・礫・粘土	Gm 舞鶴花崗岩 花崗岩—花崗閃綠岩
d 第四紀更新世 段丘堆積物 礫・砂・粘土	ms 三疊紀 志高層群 砂岩・礫岩・項岩
dt 第四紀 崖堆積物 礫・砂・粘土	mn 三疊紀 難波江層群 項岩・粘板岩・砂岩
tm 第四紀更新世 中位段丘堆積物 礫	my 三疊紀 夜久野層群 砂岩・項岩・礫岩
th 第四紀更新世 高位段丘堆積物 礫	pa1 二疊紀 丹波帯古生層 粘板岩チャート互層
td 新第三紀鮮新世 古琵琶湖層群 砂・礫・粘土	pm1 二疊紀 丹波帯古生層 粘板岩
Abh 新第三紀鮮新世 黒雲母角閃石安山岩・石英安山岩・凝灰角礫岩	ch 二疊紀 丹波帯古生層 チャート
t1 新第三紀中新世 砂岩・泥岩・凝灰岩	p 二疊紀 丹波帯古生層 粘板岩・チャート・輝綠凝灰岩
t2 新第三紀中新世 凝灰岩・砂岩・泥岩・礫岩	ps1 二疊紀 丹波帯古生層 粘板岩・チャート・輝綠凝灰岩・石灰岩
t3 新第三紀中新世 砂岩・泥岩・凝灰岩	ps2 二疊紀 丹波帯古生層 粘板岩・チャート・輝綠凝灰岩・砂岩・石灰岩
A1 新第三紀中新世 紫蘇輝石普通輝石安山岩・凝灰角礫岩	pc2 二疊紀 丹波帯古生層 粘板岩・チャート
A2 新第三紀中新世 紫蘇輝石普通輝石安山岩・凝灰角礫岩	l 二疊紀 丹波帯古生層 石灰岩
R 新第三紀中新世 流紋岩・凝灰角礫岩—凝灰岩	sc 二疊紀 丹波帯古生層 輝綠凝灰岩・輝綠岩
D 新第三紀 貫入岩類 ひん岩および石英閃綠岩	ss 二疊紀 丹波帯古生層 砂岩
Qd 新第三紀 石英閃綠岩—閃綠岩	ph1 二疊紀 丹波帯古生層 チャート・粘板岩
Gp 白堊紀—古第三紀 花崗斑岩・細粒黒雲母花崗岩	p4 二疊紀 舞鶴帯古生層 舞鶴層群 項岩・粘板岩
A 白堊紀—古第三紀 石英斑岩—安山岩	Fb 石炭紀 美濃帯 舟伏山及び坂本峠ユニット 玄武岩溶岩及び火山砕屑岩
R0 白堊紀—古第三紀 流紋岩・凝灰角礫岩	Gs 石炭紀 舞鶴帯夜久野岩類 片麻状変成角閃石斑レイ岩
G2 白堊紀—古第三紀 宮津花崗岩 粗粒角閃石黒雲母花崗岩	S0 石炭紀 舞鶴帯夜久野岩類 輝綠凝灰岩・輝綠岩（玄武岩質溶岩含む）
Gb 白堊紀—古第三紀 斑レイ岩類	S 超塩基性岩 橄欖岩・蛇紋岩・輝綠岩

4. 気 候

本市は、若狭湾沖を流れる対馬暖流の影響を受け、海岸気候の特性のため気候は比較的温暖である。

冬季には最低気温が氷点下になることは少なく、夏期には、海岸気候のため海風、陸風があることから、気温の割に過ごしやすい。年平均気温は14.6℃である。

降水量は嶺北地方が冬季一山型であるのに対して、本市の場合は冬季の降雪量が少ないため、際立った傾向は見られないが冬季、梅雨、台風期の三つの山が出現する。



※ 気象庁ホームページ(気象統計情報)アメダス小浜観測所1991～2020年の平均値

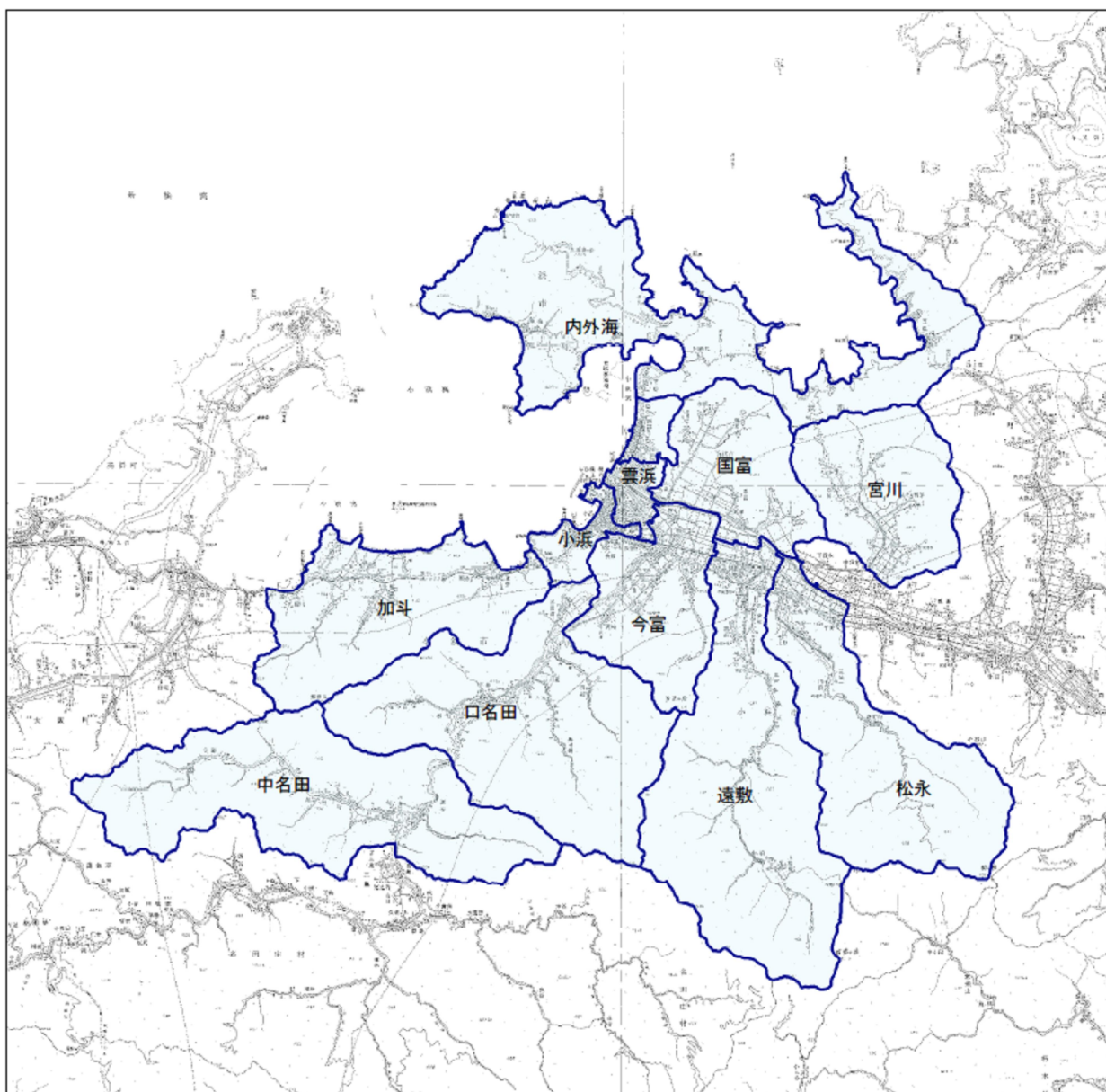
第2 社会的条件

1. 沿革

本市は、古くは大陸文化の玄関口として朝鮮半島や中国などをはじめ、当時の都であった京都、奈良との文物交流があり、その影響から古社寺、彫刻、絵画など多くの文化財が残っている。

小浜湊は、中世以降、北国と畿内を結ぶ中継貿易港として栄え、江戸期には、南川と北川の河口三角州に小浜城が築城され、近世城下町の建設が進められた。

小浜市が成立したのは昭和26年で、小浜町、内外海村、松永村、遠敷村、国富村、今富村、口名田村、中名田村の1町7村が合併し、その後昭和30年に宮川村、加斗村が編入され、現在の小浜市が誕生し、今日に至っている。



2. 人口

令和 2 年国勢調査によると人口は、28,991 人である。昭和 20 年台の 38,000 人台をピークとして徐々に減少し、平成以降は 34,000 人を下回り、年々減少傾向にある。

また、世帯数では令和 2 年現在 12,082 世帯で、昭和 20 年代の 8,500 世帯台から年々増加しており、平成 13 年以降は 11,000 世帯台で横ばいであったが、平成 28 年以降は再度増加傾向に転じている。

[年代別人口動態]

区 分	総 数	男	女	世帯数	世帯人員
昭和 25 年	38,554	18,678	19,876	8,312	4.64
昭和 35 年	36,236	17,475	18,761	8,479	4.27
昭和 45 年	33,702	15,996	17,706	8,715	3.87
昭和 55 年	34,049	16,300	17,749	9,474	3.59
平成 2 年	33,774	16,175	17,599	9,920	3.40
平成 7 年	33,496	16,164	17,332	10,383	3.23
平成 12 年	33,295	16,134	17,161	10,962	3.04
平成 17 年	32,182	15,620	16,562	11,136	2.89
平成 22 年	31,340	15,376	15,964	11,477	2.73
平成 27 年	29,670	14,539	15,131	11,220	2.64
令和 2 年	<u>28,991</u>	<u>14,317</u>	<u>14,674</u>	<u>12,082</u>	<u>2.40</u>

(※令和 2 年国勢調査)

[地区別人口構成]

区 分	総 数	男	女	世帯数	世帯人員
小 浜	<u>3,592</u>	<u>1,741</u>	<u>1,851</u>	<u>1,554</u>	<u>2.3</u>
雲 浜	<u>5,128</u>	<u>2,454</u>	<u>2,674</u>	<u>2,443</u>	<u>2.1</u>
西 津	<u>2,995</u>	<u>1,484</u>	<u>1,511</u>	<u>1,335</u>	<u>2.2</u>
内外海	<u>1,426</u>	<u>686</u>	<u>740</u>	<u>488</u>	<u>2.9</u>
国 富	<u>1,460</u>	<u>712</u>	<u>748</u>	<u>494</u>	<u>3.0</u>
宮 川	<u>714</u>	<u>316</u>	<u>398</u>	216	<u>3.3</u>
松 永	<u>1,100</u>	<u>563</u>	<u>537</u>	<u>419</u>	<u>2.6</u>
遠 敷	<u>3,200</u>	<u>1,660</u>	1,630	<u>1,379</u>	<u>2.4</u>
今 富	<u>5,423</u>	<u>2,833</u>	<u>2,590</u>	<u>2,411</u>	<u>2.2</u>
口名田	<u>1,618</u>	<u>793</u>	<u>825</u>	<u>609</u>	<u>2.7</u>
中名田	<u>987</u>	<u>486</u>	<u>501</u>	<u>341</u>	<u>2.9</u>
加 斗	<u>1,258</u>	<u>589</u>	<u>669</u>	<u>393</u>	<u>3.2</u>
小浜市計	<u>28,991</u>	<u>14,317</u>	<u>14,674</u>	<u>12,082</u>	<u>2.4</u>

(※平令和 2 年国勢調査)

3. 土地利用

小浜市の土地利用は、総土地面積 23,311ha の内、山林が 19,049ha (81.7%) と大部分を占める。他には、田・畑が 1,410ha (6.1%)、宅地が 605ha (2.6%)、雑種地・公有地他 2,247ha (9.6%) などとなっている。(2020年農林業センサス、課税台帳等より)

第3節 防災関係機関の事務または業務の大綱

第1 各機関の責務

1. 市

市は、市の地域ならびに地域住民の生命、身体および財産を災害から保護するため、防災の第一次的責任者として、指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関、他の地方公共団体および住民の協力を得て防災活動を実施する。

2. 県

県は、県の地域ならびに県民の生命、身体および財産を災害から保護するため、本県の特性に配慮しながら災害に強い県土づくりの推進や防災体制の整備充実を図るほか、災害時には、広域的、大規模な災害である場合や防災活動の統一的処理が必要な場合に、市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関および県民と連携を密にし、迅速な防災活動を実施するとともに、市町および関係機関の防災活動を援助し、調整を行う。

3. 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、市の地域ならびに地域住民の生命、身体および財産を災害から保護するため、指定行政機関および他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4. 指定公共機関および指定地方公共機関

指定公共機関および指定地方公共機関は、その業務の公共性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるようにその業務に協力する。

5. 公共的団体および防災上重要な施設の管理者

公共的団体および防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には応急対策を実施する。また市、その他防災関係機関の防災活動に協力する。

6. 住民

「自らの身の安全は自らが守る」が防災の基本であることから、住民は、食料・飲料水等の備蓄など平常時から災害に対する備えを心掛けるとともに、災害発生時には自らの身の安全を守るよう行動する。

また、災害発生時には、初期消火の実施、近隣の負傷者や高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の救助、避難所での活動、県・市町の防災関係機関が行っている防災活動への協力など、防災への寄与に努める。

第2 各機関の連携

災害対策の実施にあたっては、市、国、県、指定地方公共機関および指定公共機関はそれぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図る。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

また、市、県等は、地域の住民、事業者が平時からコミュニケーションを図り、災害に備えて避難方法の検討や訓練を行うとともに、災害発生時に速やかに避難行動をとり、避難後の避難所運営の手助けを行うことなど、自助・共助に基づく自発的な地区内の防災活動を推進していくよう、住民の防災意識の向上のための取り組みに努めるものとする。

第3 処理すべき事務または業務の大綱

市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等が処理すべき事務または業務は、おおむね次のとおりとする。

1. 小浜市

機 関 名	処理すべき事務または業務の大綱
小浜市	1. 市防災会議に関する事務 2. 防災に関する施設、組織の整備 3. 防災上必要な教育および訓練 4. 防災思想の普及 5. 災害に関する被害の調査報告と情報の収集 6. 災害の予防と拡大防止 7. 救難、救助、防疫等被災者の救護 8. 災害応急対策および災害復旧資材の確保 9. 災害対策要員の動員、雇上および協力要請 10. 災害時における交通、輸送の確保 11. 災害時における文教対策 12. 災害復旧の実施 13. 被災した市営施設の応急対策 14. 県、他市町、管内関係機関との連絡調整 15. ボランティアの受入れに関する措置 16. 義援金、義援物資の受入れおよび配分

1-1. 消防機関

機 関 名	処理すべき事務または業務の大綱
若狭消防組合	1. 災害予防ならびに災害による住民の生命・身体および財産の保護

	2. 災害時における救助および避難誘導
--	---------------------

2. 県

機 関 名	処理すべき事務または業務の大綱
1. 福井県	1. 県防災会議に関する事務 2. 防災に関する施設、組織の整備 3. 防災上必要な教育および訓練 4. 防災思想の普及 5. 災害に関する被害の調査報告と情報の収集 6. 災害の予防と拡大防止 7. 救難、救助、防疫等被災者の救護 8. 災害応急対策および災害復旧資材の確保と物価の安定 9. 災害時における交通、輸送の確保 10. 災害時における文教対策 11. 災害時における公安警備 12. 被災産業に対する融資等の対策 13. 被災施設の復旧 14. 被災県営施設の応急対策 15. 災害に関する行政機関、公共機関、市町相互間の連絡調整 16. 市町が処理する事務、業務の指導、指示、あっせん 17. 義援金、義援物資の受入れおよび配分
2. 嶺南振興局 若狭企画振興室 税務部 農業経営支援部 林業水産部 農村整備部	1. 振興局各機関との連絡調整 2. 災害時における県税の特別措置 3. 農作物・林産物・海産物の災害応急対策等の指導 4. 農地・農業用施設の防災、災害応急対策の指導 5. 治山、林道の防災、災害応急対策および指導 6. 漁港の防災、災害応急対策および指導
3. 嶺南振興局 小浜土木事務所	1. 道路、河川および防災施設の維持管理 2. 被災施設の復旧 3. 応急仮設住宅の建設
4. 嶺南振興局 若狭健康福祉 センター	1. 災害時における防疫、救護等の実施 2. 災害時における公衆衛生の向上および増進 3. 医薬品および防疫用薬剤等の資材調達
5. 小浜警察署	1. 災害の予防と災害による住民の生命、身体および財産の保護 2. 社会公共秩序の維持と安全の保持 3. 情報の収集および広報活動 4. 被災地における交通の確保および交通規制

3. 指定地方行政機関

機 関 名	処理すべき事務または業務の大綱
1. 中部管区警察局	1. 管区内各県警察の指導・調整に関すること

(福井県情報通信部)	2. 他管区警察局との連携に関する事 3. 関係機関との協力に関する事 4. 情報の収集および連絡に関する事 5. 警察通信の運用に関する事
2. 北陸総合通信局	1. 電波の管理および有線電気通信の確保 2. 災害時における非常通信の確保
3. 北陸財務局 (福井財務事務所)	1. 公共土木施設等の災害復旧事業費査定の立会い 2. 地方公共団体の災害復旧事業起債および地方短期資金(災害つなぎ資金)の貸付 3. 災害時における金融機関の緊急措置の指示 4. 災害応急措置の用に供する国有地の無償貸付 5. 避難場所等として利用可能な国有財産(未利用地、庁舎、宿舍)の情報収集および情報提供
4. 近畿厚生局	1. 国立病院の避難施設等の整備と防災訓練の指導 2. 災害時における国立病院収容患者の医療等の指示・調整 3. 災害による負傷者等の国立病院における医療、財政、その他救助の指示・調整
5. 福井労働局 敦賀労働基準監督署	1. 事業場における災害防止の監督指導 2. 事業場における発生災害の原因調査と事故対策の指導
6. 北陸農政局 (福井県拠点)	1. 農地および施設の災害対策に関する県および本省との連絡調整 2. 農地および農業施設の緊急査定 3. 災害時における米穀および応急用食料等の確保と引渡
7. 近畿中国森林管理局 (福井森林管理署)	1. 国有保安林、治山施設等の整備 2. 国有林における予防治山施設による災害予防 3. 国有林における荒廃地の復旧 4. 災害対策用復旧用材の供給 5. 林野火災の予防
8. 中部経済産業局	1. 電気の供給の確保に係る指導・要請
9. 近畿経済産業局	1. 防災対策用物資の調達に関する情報収集および伝達 2. 災害時における所管事業に関する情報の収集および伝達 3. 被災中小企業の事業再開に関する相談、支援 4. 電力・ガスの供給の確保および復旧支援 5. 工業用水道の供給の確保に係る指導および要請
10. 中部近畿産業保安監督部	1. 電気の保安の確保
11. 中部近畿産業保安監督部近畿支部	1. 電気、火薬類、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保安の確保 2. 鉱山における危害の防止、施設の保全、鉱害の防止についての保安の確保

12. 北陸地方整備局 (敦賀港湾事務所)	1. 港湾区域内の直轄、港湾施設の整備ならびに防災施設の施行 2. 被災港湾施設の災害復旧
13. 近畿地方整備局 福井河川国道事務所 <u>嶺南河川</u> 国道 維持出張所	1. 直轄公共土木施設の整備と防災管理 2. 直轄公共土木施設の災害の発生防 <u>御</u> と拡大防止 3. 国管理河川の洪水予報、水防警報等の発表、伝達と水害応急対策 4. 直轄公共土木施設の復旧 5. 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）などによる緊急を要すると認められる場合の災害緊急対応の実施
14. 中部運輸局 (福井運輸支局)	1. 災害時における自動車輸送業者に対する運送協力要請 2. 災害時における自動車の調達および被災者、災害必需物資等の運送調整 3. 災害による不通区間におけるう回輸送、代替輸送等の指導 4. 所管する交通施設および設備の整備についての指導 5. 災害時における所管事業に関する情報の収集および伝達 6. 災害時における貨物輸送確保にかかる内航海運事業者に対する協力要請 7. 特に必要があると認める場合の輸送命令 8. 情報連絡員（リエゾン）等の派遣による県等の行う情報収集、応急対策等の支援
15. 大阪航空局 (小松空港事務所)	1. 飛行場および飛行場周辺以外の航空災害の処理
16. 第八管区 海上保安本部 (小浜海上保安署)	1. 海難の際の人命、積荷および船舶の救助ならびに災害における援助、流出油の防除等に関する指導 2. 船舶交通の障害の除去および規制 3. 海上衝突予防法および港則法の励行指導 4. 沿岸水域における巡視警戒 5. 海象の観測および通報
17. 東京管区气象台 (福井地方气象台)	1. 気象、地象、地動および水象等に関する観測ならびにその成果の収集および発表 2. 気象業務に必要な観測体制の充実および予報、通信等の施設および設備の整備 3. 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）および水象の予報ならびに警報等の防災情報の発表、伝達および解説 4. 気象庁が発表する緊急地震速報（警報）の利用の心得などの周知・広報 5. 市が行う避難指示等の判断・伝達マニュアルやハザードお等の作成に関する技術的な支援・協力 6. 災害の発生が予測されるときや、災害発生時において、

	県や市に対する気象状況の推移やその予想の解説等の適宜実施 7. 県や市、その他の防災機関との連携による防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動の実施
18. 中部地方環境事務所	1. 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集および提供 2. 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
19. 国土地理院 (北陸地方測量部)	1. 災害情報の収集および伝達における地理情報空間の提供 2. 地理情報システムの活用に関すること 3. 公共測量の技術的助言

4. 自衛隊

機 関 名	処理すべき事務または業務の大綱
自衛隊	1. 災害時における人命、財産の保護のための部隊の派遣 2. 防災訓練への参加協力

5. 指定公共機関および指定地方公共機関

機 関 名	処理すべき事務または業務の大綱
1. 日本郵便（株） (小浜郵便局)	1. 災害時における郵便業務の確保 2. 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱いおよび援護対策 3. 災害時における郵便局の窓口業務の維持
2. 電話通信機関 西日本電信電話（株） (株) N T T ドコモ北陸 K D D I （株） ソフトバンク（株） <u>楽天モバイル（株）</u>	1. 電気通信施設（電気移動通信施設）の整備および防災監理 2. 災害時における通信の確保 3. 災害対策の実施と被災通信施設の復旧
3. 日本銀行 (福井事務所)	1. 災害時における現地金融機関の指導 2. 災害時における金融機関による金融上の措置の実施 3. 災害時における損傷通貨の引き換え
4. 日本赤十字社 (福井県支部)	1. 災害時における被災者の医療救護およびこころのケア 2. 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整 3. 義援金の募集、配分 4. 支部備蓄の救援物資の配分 5. 血液製剤の供給
5. 報道機関	1. 住民に対する防災知識の普及および予警報等の迅速

	な周知 2. 住民に対する災害応急等の周知 3. 社会事業団体等による義援金品等の募集配分等の協力
6. 西日本・中日本 高速道路（株）	1. 道路および防災施設の維持管理 2. 被害施設の復旧 3. 交通安全の確保
7. 自動車輸送機関 日本通運（株） （福井支店）	1. 安全輸送の確保 2. 災害対策用物資等の輸送 3. 転落車両の救出等
8. <u>（一社）</u> 福井県医師会 （小浜医師会）	1. 災害時における医療救護活動の実施
9. 福井県土地改良事業団 体連合会 （土地改良区）	1. 土地改良事業によって造成された施設の維持管理 2. 災害復旧事業、湛水防除事業および各種防災事業の調査ならびに測量設計業務
10. 関西電力送配電（株） （小浜配電営業所）	1. 施設の整備と防災管理 2. 災害時における電力供給の確保 3. 災害対策の実施と被災電力施設の復旧 4. 県、市町、関係機関、各電力会社との連携 5. 被害状況、復旧見込みなど広報活動の実施
11. 西日本旅客鉄道（株） （金沢支社） （敦賀 <u>駅</u> ） （小浜駅）	1. 施設等の整備と安全輸送の確保 2. 災害時における輸送の確保 3. 災害対策用物資、被災者等の緊急輸送 4. 被災施設の復旧 5. 県、市町、関係機関との連携 6. 被害状況、復旧見込みなど広報活動の実施
12. ガス関係機関 （一社）福井県 エルピーガス協会	1. 施設の整備と防災管理 2. 災害時におけるガス供給の確保 3. 災害対策の実施と被災施設の復旧

6. 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機 関 名	処理すべき事務または業務の大綱
1. 福井県農業協同 組合	1. 市、県が行う被害状況調査および応急対策の協力 2. 農作物の災害応急対策の指導 3. 被災組合員に対する融資、あつせん 4. 農業生産資材および農家生活資材の確保、あつせん 5. 農作物の需給調整
2. れいなん森林組合	1. 市、県が行う被害状況調査および応急対策の協力 2. 被災組合員に対する融資、あつせん
3. 小浜市漁業協同 組合	1. 市、県が行う被害状況調査および応急対策の協力 2. 組合員の被災状況調査およびその応急対策 3. 被災組合員に対する融資、あつせん 4. 漁船、共同利用施設の災害応急対策およびその復旧

	5. 防災に関する情報の提供 6. 水産物の需給調整
4. 小浜商工会議所	1. 商工業者に対する融資あっせんの実施 2. 災害時における中央資金源の導入 3. 物価安定についての協力 4. 救助用物資、復旧資財の確保、協力、あっせん
5. 病院等医療施設 管理者	1. 避難施設の整備と避難訓練の実施 2. 災害時における病人等の収容、保護 3. 災害時における負傷者等の医療、助産救助
6. 社会福祉施設 管理者	1. 避難施設の整備と避難訓練の実施 2. 災害時における利用者の保護
7. 金融機関	1. 被災事業者等に対する資金の融資
8. 学校法人	1. 避難施設の整備と避難訓練の実施 2. 災害時における応急教育対策計画の確立と実施 3. 被災施設の災害復旧
9. 文化事業団体	1. 市、県が行う応急対策等に協力
10. 危険物関係施設 管理者	1. 危険物施設の防護施設の設置 2. 安全管理の徹底
11. アマチュア無線 団体	1. 災害時における非常無線を利用した通信の確保協力
12. 自主防災組織	1. 自主防災組織等の確立および訓練の実施 2. 災害時における避難誘導 3. 市が行う応急対策等に協力
13. 小浜市防災士の会	1. 平常時における防災教育 2. 市民の防災活動の支援
14. 社会福祉協議会	1. 平常時における人材の育成 2. 災害時におけるボランティアの受け入れ、調整
<u>15. (公社)小浜市建設 機構</u>	<u>1. 災害時における公共土木施設の応急対策、復旧への協力</u>
<u>16. 小浜市管工事協同 組合</u>	<u>1. 災害時における水道施設の応急対策、復旧への協力</u>
<u>17. (一社)福井県建築 士会 (若狭支部)</u>	<u>1. 家屋被害認定調査への協力</u> <u>2. 発行した罹災証明に関する市民からの相談対応補助</u> <u>3. 災害時における避難所等の施設の安全性確認</u>
<u>18. (公社)福井県公共 嘱託登記土地家屋 調査士協会</u>	<u>1. 家屋被害認定調査の補助</u> <u>2. 発行した罹災証明に関する市民からの相談対応補助</u> <u>3. 被災した土地、家屋の表示登記に係る相談</u>
<u>19. (公社)福井県獣医 師会</u>	<u>1. 災害時における動物救護活動の実施</u>

第4節 災害の規模想定

第1 過去の災害

1. 地震災害

小浜市に影響を与えたと思われる地震の記録は古くは大宝元年3月26日(701年5月12日)の丹波地方を震源とする地震である、この時、舞鶴沖の島(当時南北6.4km、東西2.4km)が水没し、旧山頂が冠島として残った。

また、寛文2年(1662)5月1日の若狭気山津大地震では、気山津付近で約3mの隆起が起こったため三方五湖の菅湖と久々子湖を結ぶ気山川が流れなくなり三方湖などの水位が上昇し、排水のための運河(浦見川)掘削の発端となった。このとき小浜城内でも櫓や石垣などにかなりの被害が出た。

第2 地震災害の想定

小浜市は若狭湾沿岸に位置し、三角州低地に立地する中心市街地や多数の急傾斜地を内包するため、阪神大震災級の地震発生時には、地震動、液状化現象、土砂災害、津波などによる被害が予想される。

1. 地震動による被害

「防災基礎アセスメント調査」および「防災詳細アセスメント調査」の活断層調査によると、小浜市から概ね70km圏の活断層のうち、その規模と小浜市からの距離により震度6以上の大規模地震を起こしうる活断層を抽出したところ、花折断層、若狭湾断層群等が小浜市において震度6強から7の地震を引き起こしうる活断層としている。

これらの地震が発生した場合、建物の崩壊、火災の発生、それに伴う死傷者など相当数の被害が予想される。

また、小浜市の既成市街地は、三角州性低地や扇状地性低地に形成されており、新興住宅地や臨海工業地域は河口部の旧河道や沿岸の埋立地に立地していることから地震動による液状化現象によって被害が増大することが予想される。

小浜市において、震度6以上と想定される地震を引き起こしうる活断層は、以下のとおりである。

番号	活断層	断層の延長 (km)	推定規模 (マグニチュード)	地盤種別による想定震度			
				第1種	第2種	第3種	第4種
A	柳ヶ瀬断層	3.7	7.6	5	5	6	6
B	集福寺断層	1.3	6.8	5	5	6	6
C	敦賀断層	2.5	7.3	5	6	7	7
D	踏原断層	1.1	6.7	5	5	6	6
E	西岸湖底断層系1	1.8	7.1	5	5	6	6
F	奥一松屋断層	1.0	6.7	5	5	6	6
G	耳川断層	7	6.4	5	5	6	6
H	三方断層	1.5	6.9	5	6	7	7
I	熊川断層	9	6.6	5	6	7	7
J	花折断層	7.8	8.1	6	7	7	7

K	大島半島中部断層	3	5.8	5	5	6	6
L	石山坂峠北断層	5	6.1	5	5	6	6
M	上林川断層	21	7.2	5	6	6	6
N	若狭湾断層群 1	13	6.8	5	5	6	6
O	若狭湾断層群 2	18	7.1	6	7	7	7
P	比良断層	16	7.0	5	5	6	6
Q	西岸湖底断層系 2	45	7.7	5	6	7	7

資料；「小浜市防災詳細アセスメント報告書（平成 9 年 3 月）」による

表中の地盤種別の判定基準は、次のとおりである。（国土交通省による判定基準）

第 1 種；第三紀以前の地層（岩盤、砂質砂礫層）

第 2 種；洪積層（砂礫層、砂まじりの砂質粘土層、ローム層）

沖積層の一部（5 m 以上の砂利層、砂礫層）

第 3 種；沖積層（砂利、砂まじりの粘土層、粘土層、粘土）

第 4 種；埋立地（沼地、沼海、ゴミ、粘土、3 m 以上、30 年未満）

最も軟弱な第 4 種の地盤では、地震発生時に液状化等による大きな被害が予想される。

2. 地震動による土砂災害

小浜市の周辺集落は、山地周縁部の山麓斜面に隣接して形成されており急傾斜地指定や土砂災害警戒区域等の指定を受けた箇所が多く地震動に伴う崩壊による被害が予想される。

3. 地震被害予測

小浜市における被害想定は以下のとおりである。

行政区	木造 全壊 (棟)	非木造 全壊 (棟)	木造 半壊 (棟)	非木造 半壊 (棟)	被害率 (%)	死者数 (人)	負傷者 数 (人)	出火 件数 (件)
小浜	1,539	135	583	144	40	76	547	6
雲浜	652	116	298	124	31	37	266	3
西津	754	42	317	45	37	38	274	4
内外海	528	97	217	103	34	31	223	2
国富	655	45	256	49	37	34	245	3
宮川	411	27	157	29	40	22	158	2
松永	407	36	162	39	36	22	158	2
遠敷	773	92	321	98	35	41	295	3
今富	821	135	342	145	32	45	324	3
口名田	832	52	334	55	38	42	302	3
中名田	657	32	255	34	41	34	245	2
加斗	539	40	220	43	37	29	209	2
市全域	8,568	849	3,462	908	36	370	2,664	35

注) 死傷者と負傷者については、関係式に対数を用いているため、行政区別の算定数の合計と市全域の算定数とは一致しない。

(参考) 行政区別の算定数の合計 死者 451 人 負傷者 3,246 人

資料；「小浜市地震等被害想定調査報告書（平成 10 年 3 月）」による

第3 津波災害の想定

1. 津波想定のかえ方

日本海西部に発生する津波については、平成25年度より国が海域の断層調査を実施しているが、調査結果がまとまっていない。

このため、津波被害については、国が断層調査の結果をまとめるまでの措置として、県が平成23年度に独自に断層モデル等の条件を設定して実施した津波シミュレーションを用いていた。

この想定は、新たな断層調査に基づくものではないが、これまでに得られている津波に関する調査結果をもとに、福井県に影響を与える津波を考慮し、津波ハザードマップの作成や防災訓練の実施等、市が津波対策を実施する際に必要な基礎的資料を提供することを目的としている。

国は平成23年12月に「津波防災地域づくりに関する法律」を施行し、津波浸水想定の設定・公表を各都道府県に義務付けた。本県では平成30年度より国の手引き等に基づいた津波シミュレーションを実施した。

この想定は、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものである。

今後、国における断層調査の結果がまとまった際には、改めて津波浸水想定調査を実施した上で津波被害の想定を修正することとするが、断層調査結果がまとまるまでの間は、2つの浸水想定 of 最大値を浸水範囲として用いることとする。

2. 平成23年の津波浸水想定調査に基づく被害想定

(1) 想定波源

津波波源の検討にあたっては、国や研究者による活断層調査資料や最新の海底地質図を参考に、幅広く検討対象とした。

上記の考えに基づき、福井県津波対策検討事業実行委員会において、本県への影響が予測される8つの津波波源候補を選定した。

各波源について津波高シミュレーションを実施し、県内沿岸における最大波高の分布状況から、本県への影響が大きい波源を4つに絞り込んだ。

- | | |
|------------------|-----------------|
| ① 野坂、Bおよび大陸棚外縁断層 | M7.28／断層長さ49km |
| ② 越前堆列付近断層 | M7.44／断層長さ65km |
| ③ 若狭海丘列付近断層 | M7.63／断層長さ90km |
| ④ 佐渡島北方沖断層 | M7.99／断層長さ167km |

(2) 最大津波高

津波高のシミュレーションの結果、若狭海丘列付近断層を震源とした場合に、小浜市加尾付近で想定される6.50mが本市での最大値となった。

	野坂、Bおよび 大陸棚外縁断層	越前堆列付近 断層	若狭海丘列付近 断層	佐渡島北方沖 断層
最大津波高	2.59m	3.97m	6.50m	3.87m

(3) 浸水想定

本市に大きな影響をもたらす波源を2つ選定し、それぞれの波源による浸水区域を重ね合わせて算出した結果、市全体での最大浸水域面積は148ha（平成23年度想定時点での最大推定域内人口は1,908人）となった。

3. 令和2年度「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく津波浸水想定

① 想定波源

「日本海における大規模地震に関する調査検討会（平成26年9月）」が検討した日本海側で想定される津波発生要因となる大規模地震の津波断層モデルから福井県に影響が大きいとして選定された4つの津波断層モデルに、今回の想定に関して福井県がアドバイザーとして委嘱した学識者の意見を踏まえて1つを加えた5つを津波波源の候補として選定した。

1 F42 M7.28／断層長さ56km

2 F49 M7.39／断層長さ87km

3 F51 M7.17／断層長さ48km

4 F52 M7.34／断層長さ70km

5 F53 M7.21／断層長さ60km

② 最大津波高

津波高のシミュレーションの結果、F49断層を震源とした場合に、5.5mが本市での最大値となった。

	F42	F49	F51	F52	F53
最大 津波 高	1.3 m	5.5 m	1.8 m	3.5 m	2.9 m

③ 浸水想定

それぞれの波源による浸水区域の最大値を重ね合わせて算出した結果、市全体での最大浸水域面積は77haとなった。

第5節 防災ビジョン

第1 定義

防災ビジョンは、市域ならびに住民の生命、身体および財産を災害から保護するため、中長期的視点のもとに、本市の防災施策の基本を定めるものである。

第2 防災ビジョンの目標

・ 災害に強いまちづくり

住民の尊い生命と貴重な財産を守るため、自然環境の保全と災害の未然防止を基本として、市の行政と関係団体との連携を保ち、都市の防災対策を促進させるとともに、自主防災組織の育成や、他団体との相互応援協定の締結等、災害に強い安全な都市基盤の確立を総合的に推進する。

第2章 地震災害予防計画

この章は多種多様な災害種別のうちでも特に大地震の発生や津波による災害に対するものであり、地震や津波特有の現象に関して予防措置を講じるものである。この計画に定めのない事節については「小浜市地域防災計画」第1編一般災害編に準拠する。

第1節 防災知識普及計画

防災業務に従事する関係職員および住民に対し、防災に関する教育、広報を実施し、防災知識の普及を図る。

第1 住民に対する防災知識の普及

市、県および福井地方気象台は、住民の防災意識の高揚を図るため、各種の手法を活用した教材、マニュアルを作成するほか、住民に対する社会教育などを通じて、地震や津波に対する関心を高め、防災知識を普及させる。災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行う。また、住民等の防災意識の向上および防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する動向や各種データを分かりやすく発信する。

また、指定避難所や、仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者等が性犯罪やDVの被害に遭わないよう、お互いに助け合いを促す環境づくりに努めるものとする。

1. 普及の内容

防災知識として普及すべき内容は、次のとおりとする。

- (1) 市地域防災計画およびこれに伴う各機関の防災体制の概要
- (2) 地震に関する知識
- (3) 津波に関する知識

ア 避難行動に関する知識

- ・我が国の沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い地震（震度4程度）を感じたときまたは弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること
- ・海水浴場等において、赤と白の格子模様の旗（以下「津波フラッグ」という。）による津波警報等の伝達があったときは、直ちに避難行動を取ること
- ・避難にあたっては徒歩によることを原則とすること、自ら率先して避難行動をとることが他の地域住民の避難を促すこと、特定の緊急避難場所等へ避難者が集中することによる混雑回避のために可能な範囲で分散避難に努めること

イ 津波の特性に関する情報

- ・地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること
- ・標高の低い場所や沿岸部に居る場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があること
- ・海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があること

- ・津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること
- ・第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性、さらには、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震、火山噴火等による津波の発生の可能性があること
- ウ 津波に関する想定・予測の不確実性
 - ・地震、津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること
 - ・浸水想定区域外でも浸水する可能性があること
 - ・緊急避難場所、避難所の孤立や緊急避難場所、避難所自体の被災も有り得ること
- (4) 平常時の心得
 - ア 非常持出品の準備
 - イ 家具・ブロック塀等の転落防止対策
 - ウ 消火器、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカー等の設置
 - エ 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備
 - オ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で地震発生時にとるべき行動
 - カ 津波警報等発表時や避難指示等の発令時にとるべき行動
 - キ 緊急避難場所、避難所での行動
 - ク 災害時の家庭内の連絡方法や避難ルートの取決め
- (5) 最低3日間、推奨1週間分の飲料水、食料、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄
- (6) 緊急地震速報のしくみと利用の心得
- (7) 地震や津波発生時の心得
- (8) 地震や津波災害の事例
- (9) 本市における被害想定
- (10) その他必要な事項

2. 普及の方法

防災知識の普及方法は、次のとおりである。

- (1) 市の広報媒体（広報紙、防災行政無線、ホームページ、CATV、同データ放送およびSNS等）の活用
- (2) 講習会、研修会の開催（要配慮者にも十分配慮する。）
- (3) 報道機関を通じた広報
- (4) 防災週間や津波防災の日に合わせて防災地域啓発行事の開催
- (5) 防災訓練の実施
- (6) ハザードマップ、パンフレット、手引き等の配布

第2 防災関係職員の防災研修

防災業務に従事する職員に対し、災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期するため、専門家の知見や職員動員等の非常対応マニュアルを活用するほか、次により防災研修の徹底を図る。

1. 研修の内容

- (1) 市地域防災計画およびこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担

- (2) 非常参集の方法
- (3) 震災の特性
- (4) 防災知識と技術
- (5) 防災関係法令の運用
- (6) その他必要な事節

2. 研修の方法

- (1) 講習会、講演会等の開催
- (2) 見学、現地調査等の実施
- (3) 防災活動手引書等の配布
- (4) 訓練による実践的研修

第3 その他関係機関に対する防災教育

市および県は、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。

市および県は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

1. 学校における防災教育

- (1) 児童生徒に対しての防災教育を推進し、防災知識の普及啓発、実践的な普及啓発、実戦的な行動力の修得等を図る。
 - ① 学校教育における防災知識の指導
 - ② 防災訓練の実施
 - ③ 学校行事等における指導
- (2) 教職員に対して防災に関する知識の普及を図るとともに、応急時における処置方法を研修する。また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。

2. 自動車運転者等に対する防災教育

警察署は、自動車の運転者および使用者に対し、地震や津波発生時における自動車の運行措置について各種講習会等により防災教育を実施する。

3. 防災上重要な施設の管理者等の防災教育

市および防災機関は、防災上重要な施設や危険物を有する施設等の管理者に対して、施設の耐震化の促進や地震や津波時の防災教育を実施する。

4. 社会教育

関係機関、団体等と連携し、職場一般家庭における社会人を対象として、適当な機会を通じて講演会、講習会、実演等により防災知識の向上に努める。

5. 職場教育

事業所、工場等については、消防法に基づいた消防計画を作成し、防災教育と防衛訓練を実施し、自衛防災の知識と技能の向上を図るとともに、防火管理者、危険物取扱者の講習を行う。また、自主防災組織の整備育成や、地域と事業所、工場等との協定の締結を含め、協力関係を強化していくよう指導していく。

第4 災害教訓の伝承

住民は、自ら災害教訓の伝承に努める。市および県は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取り組みを支援する。

また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

第5 地震保険の普及・促進

市および県は、家屋や施設園芸用施設等が被災した場合、復旧に要する費用が多額にのぼるおそれがあることから、被災した場合でも、一定の補償が得られるよう、住民の地震保険・共済や農業保険への加入の促進に努める。

第2節 防災訓練計画

市は、災害に際し応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、地域の災害リスクに基づいた各種の防災訓練を行い、防災体制の確立と防災意識の高揚を図る。

第1 防災訓練の実施

1. 総合防災訓練

県、市、防災関係機関および住民が一体となり、地震や津波災害を想定した消火訓練、避難訓練等の総合的な防災訓練を実施する。

訓練の実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、実施内容を点検し、新たな実施節目を追加するとともに、訓練参加者、使用する器材および実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど、防災総合訓練の充実強化を図る。

災害応急対策活動に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施に努め、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

2. 関係機関との合同訓練等

自衛隊、小浜海上保安署等に対する派遣要請等が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の分野ごとに、要請手順、連絡方法・窓口、連絡班の受け入れ・活動拠点等を取り決めておくこととし、これらに基づく通信訓練や図上訓練等を含めた合同防災訓練や定期協議を実施する。

3. 水防訓練

市は、管理区域における水防活動の円滑な遂行を図るため、津波予想警報等の伝達、各水防工法等の水防訓練を実施する。

4. 消防訓練

消防団は、消防機関と連携し、震災時における災害規模、災害事情に応じた消防計画の習熟を図り、突発的な災害に対処できるようにするため、非常招集、火災防御救助等の訓練を実施する。

5. 避難訓練

地震や津波災害に際し、迅速に避難が実施できるよう地域、学校、病院、事業所等においてあらゆる状況を想定した訓練を実施する。

感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

6. 救助救護訓練

市は、地震や津波災害に際し、迅速かつ的確な救助、救護を行うため、救出、医療助産、炊き出し、給水、物資輸送等の訓練を実施する。

7. 災害情報連絡訓練

震災時において、県、防災関係機関および住民との災害情報連絡の迅速かつ的確な実

施を図るため災害情報連絡訓練を適宜実施する。

8. 通信連絡訓練

震災時において、有線通信系統が不通となり、または利用することが著しく困難になった場合、北陸地方非常通信協議会の構成機関に要請し、それぞれの機関が所有する無線局によって、市と県との通信確保を図るため、平常時より訓練を実施する。

9. 非常招集（参集）訓練

市は、応急活動に必要な職員を迅速かつ確実に招集（参集）できるように適宜訓練を実施する。

10. 自主防災組織と自衛消防組織の合同訓練

市は、事業所による自衛消防組織が、地域における自主防災組織（住民）と連携を強め、一体的に防災活動が実施できるよう合同訓練の実施について指導助言を行う。

第2 防災訓練に関する普及啓発

市、事業所等による防災訓練の参加者となる住民に対して、各種の媒体を通じた普及啓発を行い、防災訓練への参加意識を高揚する。

第3節 自主防災組織等整備計画

地震や津波発生時に行政と住民が一体となって災害対策活動に取り組み、被害拡大を防止するため、市は、地域住民で組織する自主防災組織を育成し、防災活動が効果的に実施されるよう自主防災体制の確立を図る。

第1 自主防災組織の種類

自主防災組織は、次のものとする。

1. 地域の防災組織

集落（行政区）、地区（小学校単位）等で地域住民が自主的に組織、設置するもの

2. 施設・事業所等の防災組織

学校、病院、事業所、興業所等の施設および危険物等を取扱う事業所において、管理者が組織、設置するもの

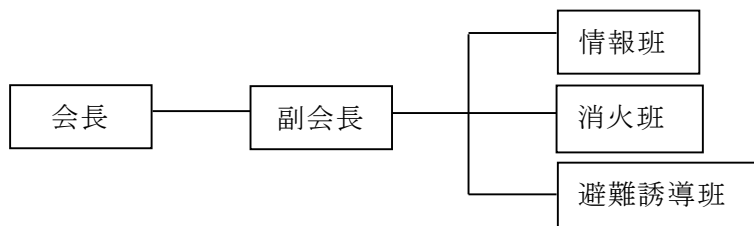
3. 各種団体の防災組織

女性団体、青年団体、アマチュア無線関係団体等の各種団体が自主的に組織、設置するもの

第2 地域の防災組織の活動内容

1. 組織の編成および構成

- (1) 自主防災組織は、行政区、小学校区を中心に地域の実状に応じ、地区活動に防災活動を組み入れることや、女性団体等その地域で活動している組織の活動に防災活動を組み入れることによりその組織化を図る。
- (2) 自主防災組織を運営していく上で基本的な事節は、それぞれの規約で定める。
- (3) 自主防災組織の構成は、それぞれの規約で定めるところであるが、概ね次のとおりである。



2. 自主防災組織の活動

(1) 平常時の活動

- ① 防災関係機関と住民の間で、災害情報が正確かつ迅速に伝えられるシステムを確立する。
- ② 防災意識の普及啓発を図る。
- ③ 防災訓練（避難誘導、初期消火、情報伝達等）を実施するとともに県、市が行う訓練に参加する。
- ④ 火気使用設備器具等の点検を指導する。

- ⑤ 防災用資機材等の早急な整備および点検を実施する。
- ⑥ 住民が非常食・救急医薬品等を常時、備蓄するよう指導する。
- ⑦ 住民参加のもとで地域ぐるみの安全点検を実施する。
- ⑧ 避難路および避難場所の確認を図る。
- ⑨ ひとり暮らし老人等災害時要援護者の把握を行う。

(2) 災害発生時の活動

- ① 地域内の被害状況および必要な情報を収集し、市等に通報する。
- ② 防災関係機関からの災害に関する情報を地域住民に伝達する。
- ③ 被災者の救出救護にあたる。
- ④ 各家庭に対し、出火防止を呼びかける。
- ⑤ 出火した場合は、一致協力して初期消火にあたる。
- ⑥ 傷病者、障がい者、老人等の要配慮者に十分配慮し、地域住民の避難誘導にあたる。
- ⑦ その他、炊出し、給水、救援物資の配分など防災関係機関の行う応急対策活動に協力する。

3. 市の措置

(1) 自主防災組織づくりの推進

各地区の区長会などの機会をとらえ、自主防災組織づくりを早急に推進する。

また、県の自主防災組織活動マニュアル等に基づき、県の支援指導を受けて自主防災組織の育成を図る。

(2) 自主防災組織の防災リーダーの育成

自主防災に関する認識を深め、自主防災組織を充実するために定期的かつ地区別に研修を催し、活動の中心的な役割を果たす防災リーダーを育成する。

また、県が実施するリーダー研修会に参加者を積極的に募る。

(3) 自主防災組織等への助成

自主防災組織に災害発生時の初動活動等を迅速・効果的に行うため、必要な人命救助器具や防災資機材等の助成を行う。

また、自主防災組織等が実施する防災訓練に対し、必要な職員派遣や資機材の貸出し、訓練の助成を行うとともに、区単位のみならず地区単位での訓練も推進する。

(4) 講習会の開催

市は、防災関係機関と協力し各地区において初期消火および応急救護などの講習会を開催する。

第3 事業所等における防災活動の推進

1. 活動内容

事業所等は、それぞれの防災計画に基づき、平常時および災害発生時において効果的に防災活動を行えるよう努める。

また、事業所は、災害時に重要業務を継続するため事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

(1) 平常時の活動

- ① 防災関係機関と事業所等の間で災害情報が正確かつ迅速に伝えられるようなシス

テムを確立するとともに、地域との連携を強化する。

- ② 従業員に対し、防災教育を行う。
- ③ 防災訓練を実施する。
- ④ 火気使用設備器具等の点検を実施する。
- ⑤ 消防用設備等の整備、点検を実施する。

(2) 災害発生時の活動

- ① 事業所内で災害が発生した場合は直ちに防災関係機関に通知する。
- ② 地域の防災活動に積極的に協力する。
- ③ 火災が発生した場合は初期消火活動を行う。
- ④ 避難誘導措置をとる。
- ⑤ 負傷者の救出救護にあたる。
- ⑥ その他、防災関係機関の行う応急対策活動に協力する。

2. 自衛消防組織設置の推進

特定の危険物等を取扱う事業所および多数の者が利用する施設等については、消防法により、消防計画を作成して自衛消防組織を設置することが義務付けられているが、それ以外の組織についても自衛消防組織の設置を推進し指導に努める。

また、事業者等が組織する自衛消防組織の組織率の向上に向け、商工団体、事業者団体、地域団体等を通じた指導や広報を推進するとともに活動の活性化を図るため、リーダーの育成等に努める。

第4 自主防災組織と自衛消防組織の連携

市は、事業所における自衛消防組織が地域における自主防災組織と連携を強め、一体的に防災活動が実施できるよう体制づくりを進める。

第5 地区防災計画の作成

市内の一定の地区内の住民および当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、当該地区の市と連携して防災活動を行う。

市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けられるよう市内の一定地区内の住民のよび当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定める。

第4節 避難対策計画

市は、震災から人命の安全を守るため、避難路の点検、災害から一時的に難を逃れる緊急時の避難場所および被災者が一定期間避難生活を送るための避難所の指定を行い、震災時における迅速かつ適切な避難誘導を行える体制の整備を図る。

市および県は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

第1 指定緊急避難場所

1. 指定緊急避難場所の指定

災害の危険が切迫した場合における住民等の安全な避難先を確保する観点から、市は、災害対策基本法施行令（以下、「政令」という。）で定める基準に適合する災害の危険が及ばない場所または施設を、地震災害および津波災害ごとに、指定緊急避難場所として、その管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定し、住民に対して周知を図る。

市は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けるものとする。

（1）地震災害

- ・地震に伴う火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設または周辺等に災害が発生した場合に人の生命および身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であること
- ・災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有すること
- ・都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大震火災の輻射熱に対して安全な空間であること

（2）津波災害

- ・被災が想定されない安全区域内に立地する施設等また安全区域外に立地するものの災害に対して安全な構造を有し、想定される津波の水位以上の高さに避難者の受入れ部分および当該部分への避難経路を有する施設であること。
- ・災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有すること
- ・都市公園等のオープンスペースについては、津波浸水深以上の高さを有すること
- ・やむを得ず津波による被害のおそれのある場所を避難場所に指定する場合は、建築物の耐浪化および非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災拠点化が図られていること

2. 指定緊急避難場所に関する通知等

- ・市は、指定緊急避難場所を指定したときは、県に通知するとともに、公示を行う。
- ・指定緊急避難場所の管理者は、当該指定緊急避難場所を廃止し、または重要な変更を加えようとするときは、市長に届出を行う。
- ・市は、指定緊急避難場所が廃止され、または政令で定める基準に適合しなくなったときは指定を取消し、県に通知するとともに、公示を行う。

3. 住民への周知

指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていることおよび避難の際には発生する恐れのある災害に対応した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、指定避難所が必ずしも特定の災害の指定緊急避難場所に指定されていない場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。市および県は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

第2 指定避難所

1. 指定避難所の指定

円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、市は以下の事項について調査し、感染症対策等を踏まえ、政令で定める基準に適合する学校やコミュニティセンター等の公共施設等を指定避難所としてあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民に対して周知徹底を図る。

また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

指定避難所について、市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造または設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについては、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

学校を避難所として指定する場合は、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能が応急的なものであることを認識の上、教育委員会等の関係者と調整を図る。

また、市は、一般の避難所では生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の配慮者のため、介護保険施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引機等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするように努める。

2. 指定避難所に関する通知等

市は、指定避難所を指定したときは、県に通知するとともに、公示を行う。

指定避難所の管理者は、当該指定避難所を廃止し、または重要な変更を加えようとするときは、市長に届出を行う。

市は、指定避難所が廃止され、または政令で定める基準に適合しなくなったときは指定を取消し、県に通知するとともに、公示を行う。

3. 避難所の備蓄

市は、指定避難所またはその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、マスク、消毒液、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。市は、指定避難所の学校等の建築物において、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等を進める。

4. 避難所の設備

市は、指定避難所等において、貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー、マット、簡易ベッド、段ボールベッド、パーティション、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器や、感染症対策に必要な物資等の整備を図る。

また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備の整備に努めるものとする。

さらに、断水時には、入浴や洗濯など避難所の生活に必要な水の確保に努めるとともに、避難所開設当初における断水を想定し、簡易トイレや携帯トイレを避難所開設当初から使用できるように、地区単位で分散備蓄をする等の体制整備に努めるものとする。

市は、必要に応じ、避難生活の環境を良好に保つために、換気、照明等の設備の整備に努める。また、パーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを避難所開設当初から設置するよう努めるものとする。

感染症対策について、感染者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。避難所は次の表の各地区ごとに掲げる施設・設備を備えるよう努める。

地域	施設・設備
自治会	・ 集会所、集落センター等を自主開設避難所として設定 ・ 鋸やバールなど基本的な防災資機材等を備蓄
地区	・ 各 <u>コミュニティセンター</u> 、小学校等を避難所として設定 ・ 非常食や防災資機材等を備蓄 <u>・ 給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー、マット、簡易ベッド、非常用電源、テレビ、ラジオ、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者に配慮した施設・設備を整備</u> <u>・ 施設内またはその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資を備蓄</u> <u>・ 再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備の整備</u>
市	・ 老人デイサービスセンター、在宅介護支援センターを要配慮者に対するサービスの拠点として整備し、必要物資を備蓄

	(二次避難所)
--	---------

5. 新たな技術を用いた設備の活用

市および県は、指定避難所等において衛星通信設備や循環式の手洗い所など、新たな技術を用いた設備が活用できるよう、体制の構築に努めるものとする。

指定避難所等で使用する設備等については、災害時に確実に活用できるよう、訓練はもとより、平時からの利用に努めること。

第3 避難所運営体制の整備

1. 震災発生後速やかに管理運営体制を構築するため、避難所の維持管理体制および災害発生時の要員の確保等をあらかじめ定めるとともに、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。
2. 避難所運営の円滑を図るため、運営の中心となる自主防災組織等の組織と協議し、予定される避難所ごとに事前に避難者の自治組織に係る事項や避難者に対する情報伝達に係る事項などを定める「避難所運営マニュアル」を作成する他、各種訓練等を通じて、避難者が主体的に避難所を運営できるように努める。
3. 避難所の施設管理者は、避難所設置時には避難所の管理運営に協力し運営にあたる。

第4 避難路等避難誘導体制の整備

迅速かつ安全な避難を確保するため、自主防災組織等と協力し、集合場所等から避難所までの避難路をあらかじめ設定するとともに、避難誘導標識や案内板を順次整備し、住民に対して周知徹底を図る。指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。

なお、防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努めるものとする。

避難誘導にあたっては、自主防災組織・警察・消防等との連携のもと、高齢者や障がい者等に配慮した避難誘導体制の確立を図る。

特に、津波による危険が予想される場合は、訓練の実施等を通じて、また、住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画により、避難対象地域、指定緊急避難場所、避難路、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定等を行う。

津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とし、市および県は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努める。ただし、各地域において、津波到達時間、指定緊急避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、市は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討する。なお、県等にあたっては、警察と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限度量があることを認識し、限度量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図る。

市は、消防職団員、警察官、市職員など防災対応や避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、津波到着時間内での防災対応や避難誘導・支援に係る行動ルールや退避の判断基準を定め、住民等に周知する。また、避難誘導・支援の訓練を実施することにより、避難誘導等の活動における問題点を検証し、行動ルール等を必要に応じて見直しを行う。

市は、避難誘導・支援者等が津波警報等を確実に入手するための複数の情報入手手段・

装備や、消防団体等の避難支援者へ退避を指示できる通信手段（移動系無線等）および受傷事故を防止するための装備の充実を図る。

第5 学校等での避難誘導體制

市は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促す。

市は、小学校就学前の子ども達の安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育園・認定こども園等の施設と市・施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

第6 広域避難のための体制の整備

市および県は、大規模災害時に円滑な広域避難および広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、**広域避難における居住者等および広域一時滞在中における被災住民（以下「広域避難者」という。）**の運送が円滑に行われるよう運送事業者等との協定の締結など、発災時の具体的な避難・受入れ方法を含めた手順等を定めるよう努める ものとする。

市は、**指定避難所**を指定する際に併せて広域**一時滞在**の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

第7 避難所における良好な生活環境の確保

市は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

第5節 緊急事態管理体制整備計画

市は、災害対策活動を円滑に実施するために緊急事態に備え、機能的な活動体制の整備を図る。

第1 階層的防災生活圏構想の推進

消火、救助、避難、医療救護等の防災活動を有効かつ機能的に実施するため、自治会、地区、市、広域圏、県といった階層構造を防災生活圏として設定し、それぞれの防災生活圏ごとに包摂する下位の防災生活圏を支援する。

[生活圏ごとの役割]

生活圏	役 割
自治会	・ 自主防災組織の基礎的単位 ・ 自主開設避難所（集合場所）を設定 ・ 基本的な防災資機材等を備蓄
地 区	・ 自主防災組織の中核的単位 ・ 避難所は、避難者への物資等の供給拠点の役割も果たし地区内の情報収集、提供の拠点となる。 ・ 防災資機材等を備蓄
市	・ 防災活動の指令塔的単位 ・ 災害時における避難所に対する食料、生活必需品の供給等の調整やそのための備蓄にあたる。 ・ 災害時要援護者に対するサービスの単位
広域圏	・ 県内を福井、坂井、奥越、丹南、嶺南の5圏域に分けて設定 ・ 市町間における物資調達の調整、備蓄の融通を図る。
県	・ 防災活動に関して、市町、防災関係機関、他都道府県、国との連絡調整にあたる。

[生活圏ごとの施設・設備]

生活圏	施 設 ・ 設 備
自治会	・ 集会所、集落センター、公園、広場等を自主開設避難所（集合場所）として設定 ・ 鋸、バールなど基本的な防災資機材等を備蓄
地 区	・ 各コミュニティセンター、小学校等を避難場所として設定 ・ 情報端末となるパソコン等情報機器を整備し、非常食や生活必需品、防災資機材等を備蓄
市	・ 防災活動の指揮命令機能や情報通信機能を有する拠点施設を整備 ・ 避難所等に対する食料、生活必需品等の供給のために所要量を備蓄
広域圏	・ 圏域内の市町に対する支援物資の集配や応援部隊、ボランティア等の調整の拠点となる地域防災基地を整備 ・ 広域的に融通できるよう食料、生活必需品等を備蓄
県	・ 県の災害対策本部となる防災センターやそのバックアップ施設となるサブセンター、市町等と結ぶ防災行政無線、防災情報システムを整備

第2 自治会防災活動体制の整備

1. 住民、事業所の防災活動

住民および事業者は、平常時から自主防災組織、自衛消防隊の設立および活動活性化を図り、災害発生時には、情報収集、救出活動、初期消火、災害時要援護者の支援、安否確認等の活動および支援を行う。

2. 市の支援体制

住民や事業所が災害時に効果的な活動を行うため、施設、機材の整備や人材の育成に努める。

- (1) 自主防災組織の設立、運営の補助
- (2) リーダー研修会、住民講習会の開催

第3 地区防災活動体制の整備

1. 避難所等の整備

- (1) 各 コミュニティセンター、小学校等を避難所とし、施設の耐震化、非常用電源の確保、通信機器の整備、避難誘導標識等の整備を図る。
- (2) 避難所に非常食、生活必需品、防災資機材等の備蓄を行う。
- (3) 拠点避難所には救護所を設置するなど、応急医療体制を強化する。
- (4) 小学校等が避難所となるので教職員の緊急時の活動マニュアルを作成するとともに、避難所受け入れ体制の整備として避難所機能と教育機能の両立を含め、避難所としての利用、運営方法等を定める。

第4 市防災活動体制の整備

1. 庁舎等拠点施設の安全化

- (1) 防災活動の中心となる庁舎については耐震化を進め、72時間に対応可能な非常用電源の整備を図るとともに適切な管理を行う。
- (2) 災害時に医療拠点となる病院、診療所等の耐震化の実施、指導を行う。

2. 情報通信手段、経路の多様化

- (1) 防災関係機関との連携強化のため、地域防災無線の整備を検討する。
- (2) 住民広報の強化のため、CATVの整備および管理を行う。
- (3) 要配慮者のため、多様な広報手段を検討する。

3. 防災センターの建設

防災活動の拠点施設および住民の防災知識、技術、行動力を高める防災啓発の場として、防災センターの建設について計画する。

4. 備蓄品の確保

- (1) 食料、生活必需品等の備蓄倉庫の増設
- (2) 要配慮者に配慮した備蓄品の確保
- (3) 消防職員および消防団員の非常食の確保

5. 消防用資機材の整備

応急活動の中核となる消防における防災資機材等を整備する。その際、大規模地震や津波災害など多様な災害にも対応する資機材の整備促進に努めるものとする。

6. 応援体制の確保、強化

大規模災害では市単独で対処することが困難なことから、県、他の自治体、企業、各種団体等の応援協力を得るため、協定締結や密接な協力関係の構築を図る。

7. 交通輸送体制の確保

消火、救出、医療等の防災活動を強力に実施するには広域的な応援体制が必要であり、そのための交通輸送体制の確保について、積雪時にも配慮しながら施策を推進する。

8. 災害応急対策基金の設置

災害初動時の応急対策に必要な資機材、物資等の迅速な確保を図るため、小浜市災害対策基金の拡充を図る。

9. 防災に関する知識の習得

災害の要因の研究、被害想定および防災体制などについての知識について、県や防災関係機関との連携のもと、調査・知識習得に努める。

10. 証明書発行体制の整備

災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

11. 公的機関の業務継続性の確保

市および県等は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

特に、市および県は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うことから、業務継続計画の策定等に当っては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位および職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にも繋がりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップならびに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

第6節 広域的相互応援体制計画

大規模災害においては、市の防災機関だけでは対応できない事態が予想され、他自治体等からの応援または他への応援を必要とする場合に備えて広域の相互応援体制を整える。

第1 県内広域相互応援体制

1. 県・市町災害時相互応援体制

市独自では十分な応急措置が実施できない場合に備え、他の市町に要請する応急措置を円滑に遂行するため締結した「県・市町災害相互応援協定」に基づき密接な連携体制を整備する。

2. 福井県広域消防相互応援協定

県内の消防における相互応援体制を確立するため、県下の全市町が参画する「福井県広域消防相互応援協定」に基づき密接な連携体制を整備する。

第2 県外市町村広域相互応援体制

市域を越えた広域的防災体制を確立するため、奈良市と締結した相互応援協定や隣接の高島市や近江八幡市等との協定に基づき密接な連携体制を整備する。

第3 関係機関との合同訓練等

応援協定の締結機関に対する応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請手順、連絡方法、窓口等を取り決めておき、それらに基づく通信訓練等を含めた合同防災訓練等を実施する。

第4 広域応援・受援体制の整備

市および県は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体および防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援・受援計画を策定し、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、応援職員の指定、応援時の携行品の整備、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について、必要な準備を整える。

その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮すること。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等の確保に配慮する。

県は、国や市等と協力し、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度に基づく全国の被災市町村への応援や本県で災害が発生した場合の受援等について、円滑な実施に努めるものとする。

県は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保および災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

市および県は、感染症対策のため、応援職員の派遣にあたっては、派遣職員の健康管理等を徹底するものとする。また、市および県は、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

第7節 医療救護予防計画

震災は複合的、広域的災害であり、医療機関の機能低下、交通の混乱による搬送能力の低下等の事態が予想されるため、応急医療体制の整備が極めて重要であり、初期医療体制、後方医療体制および広域的医療体制の整備を図る。

第1 医療救護活動体制の確立

1. 初期医療体制の整備

医療救護所の設置、救護班の編成、出動について、あらかじめ小浜医師会と協議して計画を定めるとともに、自主防災組織等による軽微な負傷者等に対する応急救護や救護班の活動支援体制の計画を定める。また、災害時の救急医療に対応できるよう、避難、患者受入れ、トリアージ（傷病者の選別）などに関する研修、訓練を行う。

2. 後方医療体制の整備

医療救護所等で手当を受けた傷病者のうち、重傷の傷病者を後方医療施設（救急告示病院や被災地外の病院）へ移送するため、医療情報の提供や患者搬送の体制の確立を図る。

3. 広域的医療体制の整備

災害の規模によっては、県、自衛隊、日赤、県医師会等関係機関の応援が必要となるため、広域的な協力関係を構築するよう努める。

市、国、県および医療機関は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に確保するため、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。

4. 医薬品等の確保

各防災関係機関は、災害発生時に備え、必要な防疫、医薬品等の確保に努めるとともに、平常時から関連業者等との協力体制の整備を推進する。

5. 医療施設の安全化耐震化

医療救護の拠点となる医療施設については、災害時のその機能と安全性を確保するため、耐震性の点検・強化・補強の推進を図る。

6. 広域搬送拠点の整備

市および県は、地域の実情に応じて、広域後方医療施設への傷病者の搬送にあたり広域搬送拠点として使用することが適当な民間空港、自衛隊の基地、大規模な空き地等をあらかじめ抽出しておくなど、災害発生時における救急医療体制の整備に努める。なお、これらの広域搬送拠点には、広域後方医療関係機関と協力しつつ、広域後方医療施設への傷病者の搬送に必要なトリアージ（緊急度判定の基づく治療順位の決定）や救急措置等を行うための場所・設備をあらかじめ整備しておくよう努める。

7. 中長期における医療提供体制の充実

市は、県、小浜医師会、地域の災害拠点病院関係者等と連携し、急性期から中長期へ

移行するための医療提供体制を構築する。

第2 救急救助体制の整備

1. 救急救助体制の整備促進

救急救助組織の充実を図るとともに、広域的共同処理方式、相互応援協定等により一層強力な救急救助体制の整備推進を図る。

2. 救急救助隊員の教育訓練

救急救助隊員は、その重要な使命により、高度な技術と知識が要求されるので、これに対応した教育訓練を計画的に実施する。

3. 救急医療機関等の連絡協調

救急救助業務を円滑に実施するため、医療機関その他関係機関との連絡協調を図る。

第3 救急救助施設の整備

1. 救急救助施設の整備推進

救急自動車、救助工作車および救急救助資機材を計画的に整備し、充足を図る。

2. 消防緊急情報システムの整備

高度情報化に対応し、迅速的確な指令管理業務を行うため、消防緊急情報システムの整備を図る。

第4 集団救急事故対策の推進

救急業務計画により、集団救急事故対策の推進を図る。

第8節 要配慮者震災予防計画

地震や津波発生時に必要な情報を得ることや迅速かつ適切な避難行動をとることが困難な高齢者、障がい者、乳幼児、外国人等要配慮者に配慮した震災対策を推進する。

第1 高齢者、障がい者に配慮したまちづくり

1. 福祉のまちづくりの推進

高齢者、障がい者の社会参加の基礎となる生活環境の改善を地域社会全体として推進するため、「福井県福祉のまちづくり条例」に基づき、高齢者、障がい者に配慮したまちづくりを進める。

2. 避難路の整備および確保

要配慮者利用施設から避難所に至るまでの経路を各施設において点検し、避難に際しての障害物の撤去等に努め、歩行器や車椅子が容易に通行できるよう避難路の安全確保を図る。

また、不特定多数の人が利用する公共施設において、目や耳の不自由な人のため、光と音を使った非常時用の避難誘導システムの導入を促進するよう検討する。

第2 **要配慮者利用施設**における防災体制の強化

1. **要配慮者利用施設**の耐震化

市および県は、**要配慮者利用施設**の管理者を対象とした施設の耐震改修の促進についての講習会を開催するなど、耐震化について指導を行う。

また、**要配慮者利用施設**の管理者は、耐震診断やその結果に基づく計画的な改修を実施し、社会福祉施設の耐震化を図る。

2. 社会福祉施設等の出火防止、初期消火体制の強化

市および消防機関は、社会福祉施設の消火設備の設置を施設等の管理者に対して指導する。

また、社会福祉施設等の管理者は、火気使用設備および器具に安全装置付きの物を使用するよう努めるとともに、延焼の拡大を防止するため、カーテン、寝具等についても防災性能を有するものを積極的に使用するよう努める。

3. **要配慮者利用施設**の災害応急体制

(1) 要配慮者利用施設の所有者または管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するとともに、夜間等における災害発生時に的確な対応が取れるよう、災害発生した場合の職員動員体制、発生時の初動対応等を定めておく。

(2) 災害時には、職員の対応だけでは不十分な場合が多いため、**要配慮者利用施設**の管理者は、他の同種施設および消防団、自主防災組織を中心とした地域住民との日常の連携が密になるよう努め、入所者の実態に応じた協力が得られるようにする。

4. 緊急連絡体制の整備

要配慮者利用施設の管理者は、災害の発生に備え、消防機関等への早期連絡が可能な非常通報装置の設置に努める。

5. 避難所の整備

災害時に避難所となる施設の管理者は、要配慮者の利用を考慮して施設の整備に努める。

また、市は、病院、社会福祉施設、民間宿泊施設、近隣ビルの高所等の避難場所（一時的な避難場所を含む）への活用について、管理者の理解が得られるよう努めるものとする。

第3 情報連絡・伝達設備および体制の整備

避難行動要支援者に対する情報連絡・伝達設備および体制については、要介護高齢者、視覚障がい、聴覚障がい、肢体障がい等、避難行動要支援者の特性に合わせ、「個別避難計画」を作成する中で整備を図る。

市および県は、障がいの種類および程度に応じて障がい者が防災および防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進、その他の必要な施策を講ずるものとする。

市および県は、障がいの種類および程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急通報の仕組みの整備推進、その他の必要な施策を講ずるものとする。

1. 障がい者への情報提供

- (1) 障がい者には情報が伝達されにくいことから、聴覚障がい者に対しては掲示板、ファクシミリ、手話通訳、データ放送等により、視覚障がい者に対しては同行援護、点字等により情報提供を行なえるよう、機器の整備、多種の情報伝達媒体の活用、人材の育成、確保等に努める。

また、携帯電話メール等による避難情報の提供、避難所等での文字媒体の活用等、迅速・確実な情報取得のための設備・機器（電光掲示板等）の設置についても検討し、具体化を図る。

- (2) 障がい者への情報提供には、障がい者（支援）団体やボランティア団体との連携が必要なことから、連携体制の強化、推進を図る。

2. 外国人への情報提供

外国人には、日本語を解せない者や被災地の地理や事情に不慣れな者も多いと考えられるので、必要に応じて外国語による情報提供、通訳を配置した外国人向け相談体制が可能なように検討する。

第4 防災知識の普及

1. 要配慮者に対する防災知識の普及啓発

市は、県と協力して高齢者、障がい者等に分かりやすいような手法を取り入れながら、防災知識の普及啓発を推進する。

2. 社会福祉施設および事業所等の防災知識の普及啓発

社会福祉施設や要配慮者を雇用している事業所等の管理者は、消防機関の指導のもと、職員や入所者に対し、マニュアル等に基づく防災訓練を実施するなど防災教育の充実を図る。

第5 防災訓練における配慮事項

県および市は、防災訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

県および市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。また、市は、当該施設の所有者または管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

第6 地域ぐるみの支援体制の整備

1. 要配慮者は、災害時に自らの安否を連絡できるよう、近隣の住民や近隣の福祉施設等とのつながりを保つよう努力する。

2. 避難行動要支援者への対策

(1) 避難行動要支援者名簿および個別避難計画の作成

市は、要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）を適切に避難誘導し、安否確認等を行うため、防災担当部局および福祉担当部局連携のもと、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握のうえ、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、防災担当部局および福祉担当部局連携のもと、区長や自主防災組織、民生委員、地域住民、福祉専門職、社会福祉協議会、NPO等の避難支援等に携わる関係者の協力により、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画（以下「個別避難計画」という。）を作成するものとする。なお、避難行動要支援者名簿および個別避難計画（以下「避難行動要支援者名簿等」という。）については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても支障が生じないよう適切な管理に努めるものほか、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿等の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

(2) 避難行動要支援者の範囲

- ア 身体障害者手帳1・2級の者
- イ 療育手帳A判定の者
- ウ 精神障害者保健福祉手帳1級の者
- エ 障害者総合支援法の対象となる難病患者
- オ 要介護状態区分が要介護3から5までの者
- カ 自力避難することが困難な65歳以上の高齢者
- キ 災害時の支援を希望する者で、市長が必要と認める者

(3) 名簿作成に必要な個人情報および入手方法

名簿には、避難行動要支援者の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、避難支援等を必要とする理由、その他避難支援等の実施に必要な事項を記載する。名簿の作成

にあたっては、避難行動要支援者に該当するものを把握するために、福祉担当部局で把握している障がい者や要介護者等の情報を集約する。また、市は、必要に応じて、関係機関から情報提供を求め、避難行動要支援者の把握に努めるものとする。

(4) 名簿情報の提供と支援体制

消防機関、警察機関、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織等の避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または市の条例に定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿等を提供するとともに、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。なお、避難行動要支援者名簿等の提供にあたっては、提供先に守秘義務の厳守を指導する等、名簿情報の漏えいの防止のための措置を講じる。

避難行動要支援者に対する支援は、支援者の安全が確保できる範囲とし、市は避難行動要支援者の理解が得られるように努める。

市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の準備など、必要な配慮をするものとする。

市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合または、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、両計画の整合が図られるよう支援に努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう支援に努めるものとする。

3. 市は、関係機関等と協力し、災害時における在宅や避難所内の介護体制（二次避難所の設置を含む。）を整備する。

第7 在宅者対策

1. 緊急通報システム等の活用

ひとり暮らし老人が突発的に災害等に見舞われた場合に備え、避難行動要支援者と消防本部等との間に緊急通報システムを構築する。また、このシステムの構築にあたっては、「個別避難計画」との関係に留意するものとする。

2. 防災知識の普及啓発

ひとり暮らし老人、支援の必要な障がい者等に対しては、災害時の的確な対応能力を高める防災知識の普及、啓発に努める。

第8 避難所等の対策

1. 要配慮者受入れ体制の整備

公共施設等の避難所については、要配慮者が避難生活をしやすいようなスペースを優先的に確保し提供する。

また、市は、自主防災組織や福祉関係者、地域支援者・市災害ボランティアセンター連絡会の協力を得ながら、必要に応じ各避難所に要配慮者班を設けるなどの体制整備を図る。

2. 要配慮者利用施設への受入れ体制の整備

避難した先（小学校等）の環境の変化などにより避難所での生活が困難となった要配慮者に対して、速やかに対処可能な要配慮者利用施設への緊急一時入所等の適切な措置を講じる。

3. 福祉避難所の指定および周知

要配慮者が必要な生活支援や相談等が受けられ、安心して生活ができる体制が整備された避難所（以下、福祉避難所という。）をあらかじめ指定し、要配慮者を含む地域住民に周知する。

なお、福祉避難所の指定に当たっては、原則として、耐震・耐火構造で、バリアフリー化された施設を指定する。

市は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受け入れ対象者を特定して公示するものとする。

市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

第9 外国人等に対する対策

1. 防災知識の普及啓発

外国人向けの英語等による防災知識啓発用パンフレット等を利用し、災害が起きた際の対応や避難方法等について周知を図る。また、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るものとする。

2. 外国人の避難体制の整備

災害が発生した際に、必要に応じて拠点となる避難所に外国語の通訳ボランティアを派遣できるよう、国際交流団体等と連携して外国人支援の体制づくりに努める。

第10 要配慮者に対する災害対策の配慮

1. 要配慮者の安否確認や必要な支援の内容の把握

2. 生活支援のための人材確保

3. 障がいの状況等に応じた情報提供

4. ミルクや柔らかい食品など特別な食料を必要とする者に対する当該食料の確保提供

5. 避難所・居宅への必要な資機材の設置・配布

6. 避難所・居宅への相談員の巡回による生活状況の確認、健康相談の実施
7. 避難所または在宅の要配慮者のうち、第二次避難を要する者についての該当施設への受入要請の実施（二次避難所の設置を含む）

第9節 ボランティア育成・確保計画

震災時には、行政や関係機関による防災活動だけでなく、地域住民や地域外からのボランティアによる各種の活動が重要であることから、その確保と活動の活性化、円滑化を図るため、ボランティア意識の普及啓発や育成を図るとともに市災害ボランティアセンター連絡会の活用を推進する。

第1 災害ボランティア活動の推進

1. ボランティア意識の醸成

国、県および市は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動・避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

市は、県、社会福祉協議会等と連携し、さまざまな活動を行うボランティアの育成を図るため、インターネット上でボランティア情報を提供する「福井県社会貢献活動支援ネット」の普及を図り登録を促進するとともに、市災害ボランティアセンター連絡会の災害ボランティア登録の普及に努め、各種広報媒体を利用して住民に対する情報提供を行う。

また、事業所や各種の団体に対して、組織的な社会貢献としての災害ボランティア活動への参加を呼びかける。

2. ボランティア活動の普及

市は関連団体と連携し、「防災とボランティアの日（1月17日）」、「防災とボランティア週間（1月15日から1月21日）」において、啓発行事等を実施し、ボランティア活動の普及に努める。

第2 ボランティア活動への支援

市は、災害ボランティア活動に必要な知識、技能等を習得するための研修会等の開催、リーダーやコーディネーター、アドバイザー等の養成および、資機材等の整備に努める。

このほか、市は市災害ボランティアセンター連絡会と連携して、ボランティア希望者に対する講座開催の情報提供等によりグループづくりの支援を行う。

第3 ボランティア活動体制の整備

1. 平常時における各種団体と連携体制の整備

市は、日頃から市内各種団体との連携を図ることのできる体制づくりを行い、災害発生時に、ボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう備える。

2. 災害発生時における受入・派遣体制および活動拠点の整備

市は、市災害ボランティアセンター連絡会と連携して、災害発生時に、ボランティアの受入・派遣および活動のための拠点のあつせんまたは提供を円滑にできる体制づくりをあらかじめ行う。また、必要に応じ、地域防災基地の一部をボランティアの活動拠点

に提供するなどの支援を行う。

市は、災害発生時にボランティアが被災者のニーズに応じて円滑な活動を行えるよう、市地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努め、官民連携体制の強化を図る。災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市地域防災計画に明記する、必要に応じ施設管理者等と相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

3. 広域応援体制の整備

市は、災害発生時の災害ボランティア活動について広域的な連携を円滑に行うため、ボランティアのあっせんや資機材の提供等について、応援可能な隣接市町や友好市等とあらかじめ相互に確認しておくとともに、応援協定を締結するなど広域連携体制の整備に努める。

第 10 節 飲料水・食料品・生活必需品等の確保計画

地震や津波発生時における住民の生活を確保するため、飲料水、食料品、生活必需品等の備蓄・調達体制を確立する。

第 1 個人備蓄の推進

「自らの身は自らが守る」のが防災の基本であることから、市は住民に対し、3 日分の飲料水、食料、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、衣類等）の常備についての啓発を行う。

第 2 市の備蓄

市は、各避難所または地区単位に、生命および生活を維持するために必要な飲料水、食料、毛布、日用品、資機材等の分散備蓄に努める。また、市の備蓄目標は、想定される避難者数に対し、食料 1 日分、物資 3 日分を確保するよう努めるが、山間部集落など災害時に孤立する可能性のある地域については、備蓄目標を配慮する。

また、要配慮者やアレルギー性疾患等の患者のために必要な食料等について備蓄や入手経路など調査・配慮する。

種 別	品 目
生命・生活を維持するために最低限必要なもの	毛布、水、食料、日用品、資機材など
要配慮者向けの食料	ミルク、 <u>柔らかい</u> 食品

第 3 必要物資の調達体制

1. 関係業界団体等との協定締結

飲料水、食料、日用品、資機材など生活を維持するために最低限必要な緊急物資の調達について、地元商店、関係業者の能力や実績を勘案し、あらかじめ関係業界団体と協定を締結するよう努める。

2. 物資調達のマニュアル化

必要物資の種類、品目や数量、調達先や連絡先および連絡方法を明確にするなどマニュアル化を図る。また、避難所における必要物資を把握し、県と市および市町間において不足している必要物資の融通を図るため、情報通信機能の整備を行い、システムづくりを推進する。

3. 応急食料等の整備

災害時における食料品および生活必需品等の供給が円滑に行われるよう平素から配慮し、市内における放出可能量の把握確認を行うとともに、緊急放出について協定を締結するよう努める。また、応急食料品等の保管場所および備蓄について整備を図り、供給体制の確立に努める。

4. 事業者団体等との連携

農林水産物、畜産物、林産物の被災地への供給を確保するため、事業者団体や集出荷施設、販売、輸送業者等と在庫量等の情報収集を行えるよう連絡体制の整備を図る。

5. 他の公共団体からの確保調達

災害時における食料および生活必需品の確保、供給に関する協定等を締結している市町等の応援により確保を図る。

第4 医薬品および医療救護用資材の確保

災害時における医療救護等の迅速かつ適切な措置を講じるため、小浜医師会および医療関係団体と協議し、必要な医薬品および医療救護用資材の確保に努める。

また、不足に対応するため、市内の医薬品業者団体および医療器具業者団体等と協定を締結するとともに応援協定締結市町等の応援により、調達体制の整備を図る。

第5 給水体制の整備

水道施設が被害を受けたときの緊急用水を確保するため、ろ過器や耐震性貯水槽の整備を行うほか、給水車の整備を推進する。また、地下水の利用にあたっては、国が設定する水質条件等のガイドラインを設定する。

1. 災害時の給水協力の推進

井戸を所有する事業所や一般家庭に対し、災害時に住民への給水に協力するように呼びかけ、災害時の給水確保に努める。

2. 耐震性貯水槽の整備

災害時の飲料水等の確保を図るため、庁舎や小中学校、公園等の拠点施設に耐震性貯水槽の整備を推進する。

3. 給水資機材の整備

応急給水の迅速な実施を図るため、給水車の整備、水道仮設パイプの備蓄を推進する。

第 1 1 節 地震に強いまちづくり計画

市は、防災空間の確保等都市防災の総合的推進を図り、地震に強いまちづくりに努める。

第 1 都市防災構造化対策事業計画

市は、国の「防災都市づくり計画策定指針」に従い、防災都市づくり計画を策定し、都市防災構造化対策の推進を図る。

第 2 都市防災の推進

市は、都市計画事業を活用し、積雪時にも配慮しながら既成市街地の耐震性、耐火性の向上を図るとともに、土地区画整理事業の実施により災害に強い安全で快適なまちづくりを推進する。

国、県および市は、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努めるものとする。

第 3 建築物不燃化の推進

防火、準防火地域の指定、建築物の不燃化の推進等により、災害時の被害防止に努める。

1. 準防火地域の指定

準防火地域は建ぺい率 80%以上の商業地域、近隣商業地域について指定を推進し、市街地の延焼防止を図る。

第 4 防災空間の整備

市は、都市公園、都市緑地、道路空間、河川空間、港湾空間の整備を進め、災害時における避難場所、避難路の確保、延焼防止、救援活動の円滑な実施を図る。

市、国および県は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、空港、港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。ネットワーク機能の向上のため、舞鶴若狭自動車道の 4 車線化を進める。

また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、道路啓開計画を策定する。また、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止または制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。

さらに市、国および県は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

1. 都市公園の整備

市は、災害時の避難場所あるいは防火帯の用に供する都市公園の整備を図る。また、木造家屋が密集する市街地では、空き地やオープンスペースの確保に努める。

2. 都市緑地等の整備

市は、緩衝、避難等の用に供する都市緑地および街路樹の整備を図る。

3. 道路空間の整備

- (1) 広域的な防災体制および地域的な防災体制を確立するため、被災時の代替機能も考慮しながら道路の計画的な整備を推進する。
- (2) 幹線道路の整備にあたっては、災害時の緊急輸送ルート、避難路としての機能を有するような道路構造の質的改善および道路幅員等の検討を行う。
- (3) 幹線以外の道路については、幹線道路と有機的に連携させ、避難場所への円滑な避難を考慮し整備する。

4. 河川空間の整備

県および市は、河川敷にヘリポート、緊急用道路、船着場等の整備を図るとともに、消火用水の確保用施設や防災拠点施設、および震災時の避難場所となるオープンスペースを整備し、震災時の利用を図る。

5. 港湾(漁港)空間の整備

国、県、市は、耐震強化岸壁の整備を図り、港湾(漁港)背後市街地内での避難地と連携して、区域内に避難緑地の整備など、オープンスペースの確保を図り、避難地や緊急物資の保管用地として震災時の防災拠点としての利用を図る。

第5 ハザードマップの整備

市は、被害の想定等を踏まえて地盤の揺れやすさ、指定避難所等を示すハザードマップの整備を行い、住民等に対し周知を図る。

第 1 2 節 津波に強いまちづくり計画

津波による被害を低減するため、関係機関は海岸保全施設の整備を進めるとともに、避難関連施設の整備、建築物の安全化を推進し、津波に強いまちづくりに努める。

第 1 津波に強いまちづくりの形成

1. 徒歩による避難を原則とした対策の構築

津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりをめざすものとする。特に、津波到達時間が短い地域では、おおむね 5 分程度で避難が可能となるようなまちづくりをめざすものとする。ただし、地理的条件や土地利用の実態など地域の条件によりこのような対応が困難な地域については、津波到達時間などを考慮して津波から避難する方策を十分に検討する。

また、市および県は、行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水の恐れのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪性、非常用発電の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄等により施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図る。また、庁舎、消防署、警察所等災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、特に万全を期す。

2. 地域防災計画と都市計画等との連携

市および県は、地域防災計画、都市計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、関係部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努める。また、都市計画等を担当する職員に対して、ハザードマップ等の情報を提供する等、日常の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努める。

3. 津波浸水想定の設定

市および県は、津波災害のおそれのある区域について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査を行い、その結果を踏まえ、津波浸水想定を設定し、施設整備、警戒避難体制、土地利用等が有機的に連携した津波防災体制を推進する。

また、県は、津波防災地域づくりに関する法律に基づき設定・公表した津波浸水想定を踏まえ、住民等の生命~~また~~は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、津波による人的被害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域を津波災害警戒区域として指定する。

市は、津波災害警戒区域の指定のあったときは、市地域防災計画において、当該区域ごとに、津波に関する情報、予報~~および~~警報伝達に関する事項、避難場所~~および~~避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、主として防災上の配慮を要するものが利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称~~および~~所在地等について定めるものとする。

市は、津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定等を踏まえ、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画を作成し、海岸保全施設等、海岸防災林や避難施設の配置、土地利用や警戒避難体制の整備等についての総合ビジョンを示すことに努める。

4. ハザードマップの整備

市は、津波浸水想定や津波災害警戒区域の指定を踏まえて指定緊急避難場所、避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い、住民等に対し周知を図る。

5. 津波フラッグの普及啓発

市および県は、津波フラッグによる、津波警報等の視覚的な伝達の実効性を高めるため、関係機関と連携し、普及啓発を図るものとする。

6. 減災のための総合的な取り組みの推進

市および県は、最大クラスの津波に対して、住民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進める。このため、臨海部に集積する港湾、工場、物流拠点、漁港などの施設に対する被害を軽減するとともに、そこに従事する者等の安全を確保する観点から、関係機関との連携のもと、海岸保全施設等の総合的な整備、諸機能の維持・継続、堤外地も含めた避難施設の整備その他避難対策の強化などの総合的な取り組みを進める。

市および県は、河川堤防の整備等を推進するとともに、水門等の自動化・遠隔操作化や内水排除施設の耐水機能の確保に努める。

7. デジタル技術の活用

県および市町は、津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術を活用するよう努めるものとする。

第2 避難関連施設の整備

市は、指定緊急避難場所の整備にあたり、これらを津波からの緊急避難先として使用できるよう、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努める。

また、専ら避難生活を送る場所として整備された避難場所を津波からの緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図る。

市および県は、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検および避難時間短縮のための工夫・改善に努める。なお、避難路の整備にあたっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号減等などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するとともに地震による沿道建築物の倒壊、落橋、土砂災害、液状化等の影響により避難路等が寸断されないよう耐震化対策を実施し、安全性の確保を図る。

第3 建築物の安全化

市、県および施設管理者は、駅等不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に係る社会福祉施設、医療施設等について、津波に対する安全性の確保に特に配慮する。

また、市および県は、津波浸水想定の対象区域における児童生徒等の安全確保のため、高台等の指定緊急避難場所へ通じる避難路等の整備など、各地域の実情を踏まえた学校の津波対策に努める。

市地域防災計画に名称および所在地を定められた主として防災上の配慮を要するものが利用する社会福祉施設、学校、医療施設等の所有者または管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制に関する事項等を定めた避難確保計画の作成・公

表、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成した避難確保計画および実施した避難訓練の結果について市長に報告するものとする。

第 13 節 建築物災害予防計画

地震に対する建築物の安全性を高めることにより震災時の被害の発生を防止するとともに、防災活動の拠点となる主要建築物の耐震性等を強化することにより、震災時の災害対策の円滑な実施を図る。

第 1 建築物耐震診断

耐震建築物の推進を図るため、一般個人住宅の耐震診断の受診について広報を行う。なお、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、多数の者が利用する一定の建築物の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努める。また、市は県と連携しこれらの建築物の耐震診断および耐震改修について必要な指導および助言ならびに指示等を行う。

第 2 天井等の非構造部材等の安全対策

市は、建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策や、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図る。

第 3 公共建築物

1. 防災上重要な建築物

災害対策は、迅速かつ正確な情報伝達、適切な行動への指示および安全な避難場所の確保が要求される。

市は、これらの活動を円滑に進めるために、次の施設を「防災上重要な建築物（以下、「重要施設」という）」として指定し、各施設の耐震性の確保を図り、崩壊防止に努めるものとする。

- (1) 災害時に緊急の救護所、被災者の一時収容施設となる学校、病院、診療所、社会福祉施設等
- (2) 災害時に避難誘導および情報伝達、救助等の防災業務の中心となる庁舎、消防署、コミュニティセンター、出先施設等

2. 重要施設の耐震性強化

(1) 既設建築物の耐震診断の実施

市は、重要施設に指定された施設等について計画的に耐震診断を実施する。

(2) 既設建築物の耐震改修の促進

市は、耐震診断の実施により補強が必要と認められたものについては、当該建築物の重要度を考慮して順次、耐震改修を実施する。

(3) 新設建築物の耐震・耐火構造化・地盤調査の実施

市は、新耐震設計基準による建築を徹底する。

3. 重要施設における非常用電源の整備

市および県は、長期停電に備え、非常用発電機を整備し、72時間外部からの供給なしで稼働できるよう、あらかじめ燃料を備蓄する等、電力の確保に努める。

第4 一般の建築物

1. 既存建築物の耐震性の向上

建築物の耐震改修の促進に関する法律の趣旨に基づき既存建築物の耐震診断、改修を推進するための普及啓発、講習会等を行い、既存建築物の計画的な耐震改修を促進する。

また、耐震性向上に関する一般市民向けのパンフレットを活用し、耐震診断、改修必要性等についての普及啓発を図る。

2. 木造住宅の耐震性向上の促進

木造住宅の耐震診断に助成を行い、木造住宅の自己点検等を促進する。

第5 その他の構造物

1. ブロック塀の倒壊防止対策

(1) ブロック塀築造に対する指導の強化

ブロック塀を新設または改修しようとする者に対し、建築基準法に定める基準の遵守を指導する。

(2) ブロック塀調査に基づく既存ブロック塀に対する改修指導

通学路等を中心にブロック塀の実態調査を行い、倒壊危険箇所の把握に努めるとともに、危険箇所の改修について必要な助言等を行う。

(3) 市民に対する知識の普及

市民に対し、ブロック塀の安全点検および安全性の確保について広報誌等を活用し、啓発を図るとともにブロック塀の造り方、点検方法および補強方法等についてパンフレット等を作成し、知識の普及等に努めるものとする。

2. 落下物対策

窓ガラス、看板その他地震時における落下物の実態調査に基づき県が策定した改修指導計画による危険箇所の改修等必要な助言、勧告等に協力する。

なお、実態調査および改修指導は、容積率の限度が400%以上の地域内における建築物で地階を除く階数が3以上のものに対し、以下の対象物について実施する。

調査および改修指導の対象

(1) 建築物からの突出物

(2) 建築物の突出物

(3) カーテンウォール等

(4) PC板等

(5) 窓ガラス

(6) ガラスロック等

(7) 石張り等

(8) タイル張り等

(9) ウィンド型クーラー等

3. 家具等の転倒防止対策

住宅、事務所等の建築物内に設置されている家具等の地震時における転倒・移動による被害を防止するため、その適正な対策、転倒防止策について普及啓発を図るとともに、適切な指導助言を行うなど、家具等の耐震安全性の確保を図る。

4. アーケードの安全対策

定期的に実態調査を実施し、腐食、破損等の著しい箇所は改修等の指導を行う。

5. がけ地近接住宅の安全対策

市または県は、必要に応じて建築基準法第39条に基づき、「災害危険区域」を指定するほか、がけ地付近における住宅等の建築制限の実施および既存住宅の移転等を促進する。

6. 天井材等の非構造部材等の安全対策

市および県は、建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策や、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図ることとし、特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。

また、市および県は、指定避難所等に老朽化の兆候が認める場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

7. その他

市は、平常時より、地震（津波）による被害が予測される空き家等の状況の確認に努めるものとする。

第 1 4 節 交通施設災害予防計画

各交通施設の事業者および管理者は、地震時の交通システムを維持するため、各施設等の耐震設計や陸海空を通じた交通ネットワークの充実などによる耐震性の強化および被害軽減のための諸施策を実施するとともに、連絡体制を整備し、被害を最小限にとどめるよう万全の予防措置を講じる。

第 1 道路施設

各道路管理者は、広域的で質の高い防災体制の確立と地域内の確実な避難、救急活動を保持するため、災害に強い道路網の整備に努める。

1. 道路等の整備

道路管理者は、震災時における道路機能の確保のため、所管道路での計画的な補強等の対策を推進する。

また、広域的、地域的な防災体制の確立を目的とした道路網についてもあわせて整備する。

(1) 幹線道路網の整備

交通網の中核である幹線道路を緊急輸送ルートとして活用するため、舞鶴若狭自動車道、中部縦貫自動車道、福井港丸岡インター連絡道路、福井外環状道路等が位置づけられている福井県新広域道路交通計画に基づき、高速自動車道と一体となった幹線道路網の整備を推進するほか、地域的な防災体制の確立のため、市と基幹道路および市と防災上拠点となる都市、防災拠点となる都市間のそれぞれを連結する幹線道路網等について、被災時の代替性にも考慮しながら整備を推進する。

(2) 補助幹線道路の整備

補助幹線道路および区画道路の整備により、幹線道路とのスムーズな連結を図る。

(3) 避難誘導路の確保

防災上必要な地域においては、歩道等の整備による避難誘導路の確保を図る。

(4) 道路の防災補修工事

道路隣接法面の路面への崩落が予想される箇所および路体の崩壊が予想される箇所等の調査を行い、道路の防災補修工事が必要な箇所については、その対策工事を早急に実施する。

(5) 橋梁等の整備

橋梁等の耐震性の向上を図るため、地震に対する安全性について確認を行い、これに基づき必要な補強等の対策を推進する。

橋梁等の耐震基準については、「橋、高架の道路等の技術基準」を準用し、既設橋梁の耐震調査や補強等対策工事を推進し、今後、新設する橋梁については、上記仕様または今後国において示される新たな基準に基づき整備を行う。

また、大規模な擁壁、共同溝などについても地震に対する安全性を考慮し整備を行う。

(6) トンネルの整備

震災時におけるトンネルの安全確保のため、所管のトンネルについて、安全点検調査を実施し、補強等対策工事の必要箇所を指定してトンネルの整備を推進する。

2. 道路啓開等

道路管理者は、大規模災害において道路啓開等を迅速に行うため、関係機関と連携して、道路啓開計画を策定するものとする。

事故車両、倒壊物、落下物等の道路障害物の除去による道路啓開等に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等から緊急に協力が得られるよう協定の締結に努める。

第2 鉄道施設

鉄道事業者は、高速大量輸送の中核を担う鉄道の安全対策を推進し、旅客の安全と輸送体制の確保に努める。

1. 西日本旅客鉄道株式会社（金沢支社管内）の措置

西日本旅客鉄道株式会社が定める「災害時運転取扱手続」にそって、「金沢支社災害時の運転取扱準則」により、災害の防止、災害時の輸送確保、社内関係機関および関係自治体との連携について定める。

（1）施設・設備の耐震性の確保

① 周期的な構造物の健全度調査により下記事項を行う。

- ア 橋梁の維持補修
- イ 法面、土留の維持および改良強化
- ウ トンネルの維持、補修および改良強化
- エ 建物設備の維持補修
- オ 通信設備の維持

② 地震計の設置により、地震発生時における早期点検体制の確立を図るとともに、列車の運転規制等の基準とし、事故を防止する。

（2）防災資機材の整備および要員の確保

- ① 社内での防災資機材（モーターカー、トラック、ジャッキ、レール）の整備を図るとともに、民間企業から緊急に協力が得られるような体制を整える。
- ② 社内および関連業者の災害業務に従事する技術者および技能者の技術および技能の程度と人員配置状況を把握し、緊急時における発動体制を確立する。

第3 漁港施設等

漁港管理者は、震災時における緊急物資および避難者の海上輸送基地として機能できるよう、施設の安全性および耐震性や耐浪化の強化を図る。

また、施設の安全確保のため、点検調査を行う。

国および港湾管理者は、緊急輸送等災害時に必要な航路機能を確保するため、耐震強化岸壁等大規模地震対策施設に至る航路沿い等水域沿いの民間事業者が所有する港湾施設の耐震改修を推進するものとする。また、発災後の緊急輸送または地域産業の速やかな復旧・復興を図るため、関係機関と連携の下、八歳児の港湾・漁港機能の維持・継続のための対策を検討するものとする。

第4 公共用ヘリポート施設（若狭ヘリポート）

震災時における救援機関の受入れ基地や医薬品その他救援物資等の緊急輸送基地としてヘリポートの果たす役割を踏まえ、施設の耐震設計等について、国が示す基準に基づき十分な点検・管理を行い、必要な補強対策を講じる。

第 1 5 節 上下水道施設災害予防計画

市は、上水道および下水道施設の耐震性を強化して震災時の被害を最小限にとどめ、施設の迅速な復旧を可能とするために必要な施策を実施する。

第 1 上水道施設

市は、地震や津波の発生に伴う断・減水を未然に防止するため、水道施設の耐震化事業計画に基づき、水道の基幹施設の耐震性の強化および防災上重要な施設や要配慮者への配水管路の耐震化を優先的に進めるとともに、応急対策を円滑に推進するための資機材の整備、訓練および平常時における訓練を実施する。

1. 重要施設の耐震性の強化

施設の耐震設計に当たっては、「日本水道協会編：水道施設耐震工法指針解説（1997）」および「日本水道協会編：水道施設設計指針解説（2000）」に基づき行う。

（1）貯水、取水、導水施設

管路は、耐震性継手、伸縮継手、緊急遮断弁等耐震性を考慮した構造・材質とする。水源については、取水口上流等周辺の状況を把握し、地震や津波時の原水、水質の安全が保持できるかどうかを確認し、複数水源間の連絡管の布設、地下水等予備水源の確保を図る。

（2）浄水施設

ポンプ回りの配管、構造物との取り付け管、薬品注入関係の配管設備について耐震化を進めるため、整備補強を行う。また、被災時の停電を考慮して自家発電設備の整備を行う。

（3）送配水施設

送配水幹線については、耐震性の強化のため、緊急遮断弁を設置し、耐震継手、伸縮可とう管等を使用する。

配水管路は、配水系統の相互連絡化、管路のループ化、ブロック化等を行って、断水地域の縮小に努める。

既設老朽管については、ダクタイル鋳鉄管や高性能ポリエチレン管等への布設替え等の措置を行う。

2. 維持管理体制の強化

維持管理にあたっては、施設を適切に保守し、耐震性の確保に努めるものとし、点検に基づく巡回点検、予備施設の整備、地盤不良箇所の調査等を実施する。

3. 給水体制の整備

（1）緊急時応急給水用の水を確保するため、市は配水池容量の拡大、緊急遮断弁の設置等を計画的に進めるとともに、避難所に緊急ろ過水装置や貯水槽の整備を行う。

また、地下水等を利用するにあたっての水質条件等のガイドラインを早急に設定するとともに、早期に広域ブロックごとに給水車の整備を促進する。

（2）市は、応急用資機材の確保体制の整備として、広域的な事業団体の相互融通ルール化を進めるとともに、応急用資機材の備蓄場所、融通方法等を定めたガイドライン等を策定し、備蓄促進を図る。

（3）市は、2～3 日分の飲料水の備蓄や給水装置、受水槽の耐震化について住民等の自主

的な取り組みが推進されるよう啓発する。

4. 訓練および平常時の広報

地震や津波発生時に的確な防災体制を講じられるよう、平常時から次の事項を中心に訓練および広報活動を行う。

(1) 訓練

職員に対し、防災体制、応急復旧措置等に関する総合的な訓練を行う。

(2) 広報

住民に対し、平常時から飲料水の確保等災害対策の広報を行う。

第2 下水道施設

下水処理施設は、生活に必要不可欠であるばかりでなく、河川や海洋の汚染防止の観点からも重要である。このため、下水道管理者は、計画的に施設の整備・強化を行い、下水道の被害を最小限にとどめるため、施設の耐震化、点検調査、代替施設・設備の整備等を推進する。

1. 施設の耐震化

(1) 地盤条件を考慮し、管渠施設・ポンプ施設・処理場の各施設が地震や津波時においてもその根幹的な機能を保持するよう計画・設計に十分配慮する。

(2) 管渠および処理場またはポンプ場の土木建築構造物・機械電気設備について耐震化を図る。

(3) 非常用電力の確保に努める。

2. 点検調査の実施

施設設備の点検マニュアルを整備し、これに基づき点検調査等を定期的の実施し、施設設備の改善に努める。

3. 代替施設設備の整備

下水施設に支障をきたした場合に備え、従来の仮設トイレ調達供給体制の確立を図る。また、主要な避難所等において「災害用マンホールトイレ」の整備を検討する。

4. 応急復旧用資機材および体制の整備

下水道施設の応急復旧資機材の確保に努めるとともに、被災した下水道施設の応急復旧を図るため、日本下水道協会や民間団体との協定等により、必要な体制の整備を図る。

5. 下水道BCP（事業継続計画）の策定

自らの被災を想定した上で、活用可能な資源（資機材、人員）を考慮して、目標時間を設定し、対策の実効性を高める。

第 16 節 電力・ガス施設災害予防計画

電力事業者は、電力施設の災害を防止し、また、発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と耐震環境の整備に努める。

また、液化石油ガス事業者、ガス製造・販売業者は、災害発生の未然防止を図るとともに、被災時のガス設備の被害を軽減し、さらにガスによる二次災害の防止を図るため、ガスの製造、供給に係る施設・設備の整備、管理を行うとともに耐震性の強化、応急復旧体制の整備を図る。

第 1 電力施設

1. 安全化対策（関西電力㈱）

（1）電力施設の耐震性の強化

予測地震動や想定される津波高、施設の重要度や復旧の容易性を考慮した上で、各種基準に基づく耐震設計を行う。また、現在進められている全国規模における検討状況および関係法規の改定等を踏まえ、必要に応じて対策を検討する。

① 変電設備

機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」等に基づいて設計を行い、建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

② 送配電設備

地震による被害を受けやすい軟弱地盤等にある設備については、基礎の補強等による耐震対策を考慮するとともに、これらの地帯への設備の設置は極力避ける。

ア 架空電線路

地震力の影響は、氷雪、風圧および不平均張力による荷重に比べ小さいので、これによる設計とするが、耐震性能を明確にしておく。

イ 地中電線路

大きな地盤移動の発生が予想される地域での地中線施設は避ける。それ以外の地域であっても軟弱地盤や液状化の可能性の大きいところではできるだけ避けて施設する。

また、一旦被災すると、その復旧はガスや水道以上の期間を要することを十分考慮して施設するものとする。

③ 通信設備

主要通信システムの多ルート化を促進するとともに、通信機器の分散配置等に努める。

（2）電気施設予防点検の実施

電気施設が常に法令に定める技術基準に適合するよう維持することならびに事故の未然防止を図るために、それぞれの設備実態等に応じ定期的に巡視点検および検査を行う。

（3）災害対策用資機材の等の確保および整備

① 災害に備え、平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保と整備点検を行い、災害発生時の応急資機材確保のための備蓄場所の検討や融通方法を定め、指導のガイドライン等により備蓄促進を行う。

② 災害対策用資機材等の輸送計画を樹立しておくとともに、車両等の輸送力確保に努める。

- ③ 各電力供給機関等と電力融通ならびに災害対策用資機材・復旧要員等の相互融通体制を確立する。
- (4) 通信連絡施設の整備
災害時の情報連絡、指示、報告等のため、必要に応じて無線伝送設備、有線伝送設備および通信電源設備について、整備点検を行う。
- (5) 各種防災訓練の実施
電力会社は従業員に対し、防災意識の高揚を図るとともに、災害対策を円滑に推進するため防災訓練を実施する。
- (6) 非常時動員、応援体制の確立
発生時期・時間帯、規模、距離等災害の状況を考慮にいたった発災時から復興期までの段階ごとの非常時業務マニュアル等を作成、あるいは見直しを行う。

第2 液化石油ガス施設

1. 保安対策

(1) 施設・設備の安全化対策

液化石油ガス事業者は、液化石油ガス設備について液化石油ガス法令等に定める技術上の基準に基づき設置し、定期的に調査・点検するほか、液化石油ガス容器の地震や津波時等における容器の転倒・転落、バルブの損傷等の防止措置を徹底するとともに、感震機能付きのガス漏れ防止のための安全機器等の設置促進に努める。

(2) 災害用資機材等の整備

緊急事態が発生した場合に早急に応急復旧措置ができるよう、あらかじめ地震や津波を想定した緊急措置マニュアル等の作成あるいは見直しを行い、災害時に必要な資機材を整備するとともに従業員の教育・訓練に努めるものとする。

(3) 防災関係機関との相互協力体制の確保

液化石油ガス事業者、ガス製造・販売業者および(社)福井県LPガス協会若狭支部は、市域においてガス漏れ事故が発生した場合、迅速かつ的確に対処できるようあらかじめ防災関係機関と協議しておく。

第 17 節 通信・放送施設災害予防計画

地震や津波が発生した場合に予想される各種の災害に対処し、通信の途絶防止および放送電波の確保を図るため、各機関ごとに万全の予防措置を講じる。

基幹的な通信施設等の整備に当っては、各施設等の耐震設計やネットワークの多重化などにより耐震性の確保に努める。

また、効果的・効率的な防災対策を行うため、A I、I o T、クラウドコンピューティング技術、S N S の活用など、災害対応業務のデジタル化の促進に努めるものとする。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るものとする。

第 1 電気通信設備

西日本電信電話㈱福井支店および携帯電話会社は、地震や津波が発生した場合に予想される各種の災害に対処し、発災時から復興期までの段階ごとの非常時業務マニュアルに基づき通信の途絶防止および災害復旧対策の確立に努める。

1. 災害予防対策

災害による故障発生を未然に防止するため、次のとおり防災設計等を行い、万全を期する。

- (1) 津波等のおそれがある地域に設定されている電気通信設備の耐水構造化
- (2) 地震、火災災害に対する重要電気通信設備の耐震、耐火構造化
- (3) 主要な伝送路の多ルート構成またはループ構成

2. 災害対策用機器の配備

災害が発生した場合において被害を迅速に復旧し、電気通信サービスを確保するため、次の災害対策用機器等を配備する。

- (1) 非常用無線衛星通信装置、非常用無線装置
- (2) 移動電源車、移動発電機
- (3) 非常用移動電話局装置、車載型基地局装置
- (4) 応急復旧用ケーブル
- (5) その他災害対策用機器

3. 災害時措置計画の整備

災害が発生した場合において通信不能地域をなくし、電気通信サービスを確保するため、次の災害時措置計画を作成する。

- (1) 伝送措置（伝送路、回線切替、臨時回線の作成等）
- (2) 交換措置（う回路変更、利用制限等）
- (3) 手動台措置（手動台臨時中継、利用者への利用案内等）

第 2 放送施設

1. 一般放送

日本放送協会福井放送局、福井放送㈱、福井テレビジョン放送㈱および福井エフエム放送㈱は、地震や津波災害が発生し、または発生する恐れのある場合における放送電波

の確保を図るため、あらかじめ定められた計画により、放送設備、局舎設備等について各種予防措置を講じ、災害報道の確保に万全を期する。

(1) 平常時の措置

- ① 地震や津波災害に備えて、各種放送設備のほか、戸棚等備品についての耐震対策（固定化）を実施する。
- ② 非常用資機材および消耗品等を定量常備する。

(2) 警戒時の措置

災害発生時には、次の設備について整備、点検を行う。

- ① 電源設備
 - ア 自家発電装置の点検・試運転、燃料および冷却水の確保
 - イ 蓄電池の点検・充電
 - ウ 電力会社に対する受電線確保要請
- ② 給排水設備
 - ア 給排水・消火ポンプの点検整備、燃料補給
 - イ 構外設備の補強、緊急資材の配置
 - ウ 保有水の把握、管理
- ③ 中継・連絡回線
 - ア N T T 西日本に対する回線確保および代用線の要請
 - イ 非常用受信機、自営無線回線設備の点検・整備
- ④ 放送設備、空中線設備
 - ア 非常用放送装置の緊急点検・整備
 - イ 送受信空中戦の緊急点検・補強、予備空中線材料等資材の確保

2. C A T V

市内の各家庭を結ぶC A T Vは、災害時の重要な情報伝達・広報手段となることからケーブルテレビ若狭小浜㈱は、災害時においても回線が確保されるよう、一般放送施設に準じた各種予防措置を講じ、災害報道等の確保に万全を期する。

第 18 節 防災関係施設設備、資機材、物資等整備計画

市は、応急対策の円滑な実施のために必要とする施設、設備の整備および緊急必要物資の確保に努める。

第 1 情報通信施設の整備

防災関係機関は、災害の初動期における情報連絡活動の重要性を認識し、情報通信施設設備の整備を推進するとともに、通信設備の運用体制の強化を図る。

1. 無線通信施設の整備

(1) 市防災行政無線

災害時における応急対策および地域住民に対する情報伝達を迅速かつ円滑に実施するための無線通信設備である。

- ① 防災行政無線を有効に機能させるため、年間、昼夜を問わない運用体制の確立を図る。
- ② 災害時における応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、防災行政無線の整備、充実を図る。
- ③ 地域住民に対して情報を迅速かつ的確に伝達する為、同報系無線の整備を図る。
- ④ 災害現場の情報を迅速かつ的確に収集するため、移動系無線の整備および携帯無線機の増強を図る。
- ⑤ 近隣市町および主要防災関係機関への通信回線を設置、整備する。
- ⑥ 現在のアナログ通信のデジタル化による機能向上を図る。

(2) 消防無線

消防および救急活動を迅速かつ円滑に実施するための無線通信設備であり、移動局、携帯無線機の充実を図る。

(3) 無線従事資格者の養成

無線通信設備の管理者は、無線局の適正な運用を図るため、無線従事資格者の養成を図る。

2. 優先通信設備の整備

防災関係機関は、災害時優先扱い電話の有効な活用体制を強化するとともに、災害時優先電話を明確にし、電話番号を関係機関に通知する。

3. 衛星携帯電話の整備

県は、被災地域において既設の通信ルートが遮断した場合や県防災行政無線のバックアップ用として、市および消防本部に衛星携帯電話を配備整備する。

4. パソコンネットワークシステムの整備

市庁舎、防災拠点施設、避難所等にネットワーク環境およびパソコンを整備し、県が構築したインターネット通信の有効活用を図るものとする。

5. 緊急警報放送受信機の普及

市および関係機関は、緊急警報放送受信機（全国瞬時警報システム J-ALERT）の普及に努める。

第2 防災資機材等の整備、調達

防災関係機関は、応急対策実施のため、災害用装備資材等をあらかじめ整備充実するとともに、保有資機材等は随時点検を行い、保管に万全を期するものとする。

第3 緊急必要物資の確保

災害時における食料品、生活必需品、応急および復旧用資材、燃料等の供給を円滑に行うため、平常時から卸売業者、大規模小売店舗等における放出可能量の把握に努め、最低限必要なものを備蓄するよう務める。なお、生活必需品等の確保については、第2章第10節「飲料水・食料品・生活必需品等の確保計画」に定めるとおりとする。

第4 避難場所等の整備

市は、災害から人命の安全を確保するため、関係機関と連携して、地域の災害特性や災害危険性をふまえ計画的に避難対策の推進を図る。

なお、緊急指定避難場所および指定避難所は、次の事項に留意して選定、整備するとともに住民に対し周知徹底を図る。また、避難場所における救助施設等の整備に努める。

1. 震災対策

地震災害に対処するため、次の事項に留意して避難場所および避難路の選定を行う。

(1) 避難場所の選定

- ① 火災の延焼によって生じる輻射熱や熱気流等に対し、避難者の安全を確保するため十分な面積があること。
- ② 危険物、大量可燃物等の災害の発生要因および拡大要因となるものが存在しないこと。
- ③ 浸水等の被害のないこと。
- ④ 避難者が安全に到着できる避難路が接続されていること。
- ⑤ 一定の間、避難者の応急救護活動が実施できること。

(2) 避難路の選定

- ① 幅員が十分に確保されていること。
- ② 沿道に耐火建築物が多いこと。
- ③ 落下物、倒壊物による危険性が少ないこと。
- ④ 危険物施設等にかかる火災、爆発物等の危険性が少ないこと。
- ⑤ 耐震性貯水等の防火水槽および自然水利の確保が比較的容易であること。
- ⑥ 浸水等により通行不能になる恐れがないこと。
- ⑦ 通行障害発生時の代替道路の確保に対処できること。

(3) 避難場所および避難路の安全確保

市および防災関係機関は、火災に対する安全性の強化、車両規制の強化、危険物施設等の安全化促進等、避難場所への避難経路の安全確保を図るものとする。

第5 災害対策用ヘリポートの整備

市は、災害時の救助救護活動、緊急物資の輸送等にヘリコプターの機動性を生かした応急活動を円滑にするため、ヘリコプターが離着陸できるヘリポートの選定および整備に努めるものとする。

1. ヘリポートの選定

ヘリポートは、学校の校庭、公共の運動場、河川敷等から、次の事項に留意して選定するものとする。

- (1) 十分に平坦であり、ヘリコプターの離着陸に耐えうる地盤堅固な土地であること。
- (2) 最大縦断勾配および最大横断勾配は、それぞれ5%以内であること。
- (3) 車両の進入路があること。
- (4) ヘリコプターの離着陸帯に障害物がないこと

2. 林野火災における空中消火基地

林野火災における空中消火基地は、前項ヘリポートの選定によるほか、特に次の事項に留意して選定するものとする。

- (1) 水利、水源が近いこと
- (2) 複数の駐機が可能であること
- (3) 補給基地が設けられること
- (4) 気流が安定していること

第 19 節 地盤災害予防計画

地震発生時および発生後の降雨による山地崩壊、急傾斜地、地すべりの崩壊等地盤に係る土砂災害を防止するため、危険区域等の実態を把握し、必要な施策を推進する。

第 1 治山・土石流対策

地震に伴う山地崩壊等から住民の生命および財産を保護するため、危険箇所の周知および防災工事の推進を図るとともに、警戒避難体制を整備する。

1. 危険箇所の周知

山地災害危険地区、土砂災害警戒区域（土石流）など、危険区域を住民に周知する。

2. 警戒避難体制の整備

- (1) 市は、砂防指定地、山地災害危険地区および土砂災害警戒区域（土石流）における警戒避難体制を確立する。
- (2) 市は関係機関と連携し、砂防指定地、山地災害危険地区および土砂災害警戒区域（土石流）における総点検およびパトロールを定期的を実施する。

3. 治山、土石流対策の実施

(1) 砂防事業の実施

山地の荒廃、地震に伴う山地崩壊等による土石流、土砂流出災害に対処するため、これらの発生のおそれがある溪流およびその流域について、「砂防指定地」に指定し、危険度の高いものおよび要配慮者関連施設で保全対象となるものから順次砂防堰堤等の砂防施設の整備を図る。

(2) 山地災害対策の実施

山腹の崩壊、崩壊土砂の流出が、現に発生しまたは発生する危険のある森林で、その危害が直接人家または公共施設に及ぶおそれがある地域について「山地災害危険地区」とし、森林法に基づき、森林の維持造成を通じて、山地災害の未然防止を図るよう県に働きかけるものとする。

第 2 急傾斜地対策

地震に伴う急傾斜地の崩壊から住民の生命および財産を保護するため、危険箇所調査結果等に基づき危険区域の指定化および防災工事を推進するとともに、警戒避難体制を整備する。

1. 急傾斜地崩壊危険区域等の周知

急傾斜地崩壊危険区域の指定状況や土砂災害警戒区域（がけ崩れ）について市民に周知する。

2. 警戒避難体制の整備

- (1) 市は、急傾斜地崩壊危険区域や土砂災害警戒区域（がけ崩れ）における警戒避難体制を確立する。
- (2) 市は関係機関と連携し、急傾斜地崩壊危険区域や土砂災害警戒区域（がけ崩れ）に対するパトロールを定期的を実施する。

3. 急傾斜地崩壊対策工事の実施および協力

集中豪雨等によるがけ崩れ災害に対処するため、急傾斜地崩壊危険区域の指定基準を満たす箇所について、「急傾斜地崩壊危険区域」に指定しその土地の所有者が崩壊防止工事を行うことが困難または不相当と認められるものについて、危険度の高いものおよび要配慮者関連施設で保全対象となるものから順次擁壁工等の崩壊防止施設の整備を図るため、関係機関に働きかける。

第3 地すべり対策

地震に伴う地すべりから住民の生命および財産を保護するため、地すべり危険箇所調査結果等に基づき防止区域の指定化を推進するとともに、警戒避難体制を整備する。

1. 地すべり防止区域等の周知

地すべり防止区域の指定状況や地すべり危険箇所について市民に周知する。

2. 警戒避難体制の整備

- (1) 市は、地すべり防止区域や土砂災害警戒区域（地すべり）における警戒避難体制を確立する。
- (2) 市は関係機関と連携し、地すべり防止区域や土砂災害警戒区域（地すべり）に対するパトロールを定期的実施する。

3. 地すべり対策工事の実施および協力

降雨・融雪等の影響を受け、土地の一部が地下水等に起因して地すべりが発生する危険度の高い地域については、「地すべり防止区域」に指定し、危険度の高いものから順次集水井工等の地すべり防止施設の整備を図るため、関係機関に働きかける。

第4 危険区域に準ずる箇所における措置

砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域およびその他の危険区域の指定を受けていない箇所についても、その箇所の特殊性に配慮して、各事項に準じた措置をとるよう努める。

第5 液状化対策

砂地盤や埋立地では、地震動により、砂粒子間等に存在する間隙水の水圧が上昇し粒子間のかみ合わせがはずれ、粒子が水の中に浮いた状態となる。この状態を液状化現象と呼ぶが、この現象により地盤全体の移動、構造物の沈下傾斜、基礎の崩壊、地中埋設物の浮き上がり等の被害が発生する恐れがある。

液状化対策は、未解決の問題も多く含まれるが、液状化による被害を最小限にするため、埋立地等においては、県や国の調査研究および指導のもと、液状化対策に取り組む。

第6 土砂災害警戒区域等指定対策

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条の規定に基づき、福井県知事が指定した土砂災害警戒区域について、土砂災害警戒区域内の警戒避難体制を整備するため、同法第7条の規定に基づき、次に掲げる対策を実施する。

1. 土砂災害に関する情報の収集および伝達、予報または警報の発表および伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制を整備する。
2. 土砂災害警戒区域内に要配慮者施設がある場合の当該施設への土砂災害に関する情報の伝達体制を整備する。

第 20 節 津波災害予防計画

津波と高潮が重なるという最悪の場合を想定し、津波災害の防止を図る事業を実施するとともに、警戒避難体制の整備、強化に努める。

第 1 警戒避難体制の整備

1. 津波情報等の伝達体制の整備

(1) 津波情報伝達施設の整備

市長は、住民等に対する津波情報等の伝達手段として同報系による市防災行政無線の整備を推進するとともに、海浜地への津波情報伝達の範囲拡大を図るため、広報車、サイレン、半鐘など多様な通報・伝達手段の確保を図る。

(2) 伝達協力体制の整備

- ① 市および防災関係機関は、「地震・津波情報等の伝達計画」に定める伝達経路および伝達手段を再確認し、常に関係団体等の協力が得られるよう連携を密にする。
- ② 市および防災関係機関は、休日、夜間、休息時間等における津波情報の伝達を確実にするため、要員の確保等の防災体制を強化する。
- ③ 津波情報伝達等の迅速かつ確実な遂行を図るため、関係機関合同の津波情報伝達等の訓練を実施する。

2. 津波に関する知識の普及啓発の実施

(1) 津波に関する知識の内容

市は、津波に関する次の事項等について、沿岸地域に限らず、全住民の津波に対する共通意識として定着するよう、あらゆる機会を通じて周知徹底を図る。

- ① 大津波警報・津波警報・津波注意報が発表されたとき、または大津波警報・津波警報・津波注意報が発表されていない場合でも、強い地震を感じたときや、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海岸および河口部付近から離れ、急いで安全な場所に避難すること。
- ② 津波警報等が解除されるまでは警戒を続けること。
- ③ テレビ、ラジオ、インターネット、広報車等を通じて津波に関する情報を入手すること。

(2) 普及の方法

- ① 海浜地への立看板の設置
- ② パンフレット、チラシの作成

3. 避難指示の発令基準

市は、地域の特性等を踏まえつつ、津波警報等の内容に応じた避難指示の具体的な発令基準をあらかじめ定める。発令基準の策定・見直しにあたっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う県や気象台等との連携に努める。

4. 津波監視体制の整備

津波による災害を防止するため、市長は震度 4 以上の地震を感じたときまたは弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波情報の収集に努め、津波による浸水が発生すると判断したときは、直ちに海浜にいる者、海岸付近の住民に避

難のための立ち退きを指示し、生命、身体 of 安全を図る。

また、あらかじめ定めておく監視場所、監視担当者により安全性を確保して津波監視を行う。

5. 津波避難対策

津波から人命の安全を守るため、市は避難場所を指定する際には津波災害を考慮するとともに第3章第9節「避難計画」に定めるところにより、津波発生時において迅速かつ円滑な避難対策を実施する。

第2 河川、河口の津波対策

市は、所管の河川管理施設の整備を行う。

第 2 1 節 浸水防止計画

地震が発生した場合、河川の被害として堤防の沈下、亀裂等が生じ、地震の発生時期が河川の増水期と重なった場合には、被害は甚大なものになると予想されることから、大規模地震による河川施設等の損壊に伴う浸水被害を防止するため、施設の点検・調査整備等を行う。

第 1 危険箇所点検調査および情報連絡体制

1. 危険箇所の調査

施設管理者は点検マニュアルを整備し、定期的にパトロールを実施し、危険箇所の点検調査を行う。

2. 情報連絡体制の整備

円滑かつ迅速な情報連絡が行えるよう関係機関は連絡を密にする。

第 2 水防施設等の整備

1. 河川管理者は、河川水位および雨量等の観測施設の整備を図る。

2. 水門、堤防等水防上重要な施設の管理者は、各施設の耐震性を向上させる。

3. ため池の点検結果に基づく、整備を行う。

4. 水防管理団体は水防活動に必要な資機材の整備を図るとともに、常に計画的な点検整備を行い、補充等に努める。

第 3 危険箇所の周知

施設の管理者は、危険箇所を速やかに関係地方公共団体へ報告する。

第 4 浸水対策事業の計画的施工

1. 河川総合開発事業

(1) 治水ダム建設事業

(2) 多目的ダム建設事業

2. 河川改修事業

(1) 国土交通省、県管理河川

① 直轄河川改修事業

② 大規模特定河川事業

③ 広域河川改修事業

④ 総合流域防災事業

⑤ 河川局部改良事業

(2) 市管理河川

① 準用河川改修事業

② 都市小河川改修事業

3. ため池等整備事業

- (1) 老朽ため池整備事業
- (2) 用排水施設整備事業

4. 農業用河川工作物応急対策事業

5. 防災ダム整備事業

第２２節 積雪時の地震災害予防計画

積雪時に地震や津波が発生すると、より大きな被害を及ぼすだけでなく、地震発生後の応急対策にも支障を及ぼすことが予想される。

このため、市および防災機関は、各震災対策を講じるにあたっては、特に積雪時を念頭に置きながら対応するよう配慮する。

第１ 総合的な雪対策の推進

積雪時の地震や津波の災害予防対策は、究極的には除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等の雪対策の総合的、継続的推進によって確立されるものである。このため、市は、「地域防災計画」に定める雪害予防計画を具体化し、各関係機関が緊密に連携したより実効性のある総合的かつ具体的な雪害予防対策を推進する。

第２ 交通の確保

１．道路交通の確保

地震や津波時には、各機関の応急対策に伴う輸送の増大に対応するため、道路交通の緊急確保を図ることが必要となる。このため、除排雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進する。

（１）除排雪体制の確立

- ① 各道路の整合性の取れた除雪体制を確立するため、各道路管理者間相互の更に緊密な連携の下に道路除雪計画を策定する。
- ② 除雪機械の増強や除雪基地の計画的な整備を進める。
- ③ 各道路管理者間相互の連絡を一層密にし、除雪体制の情報交換を行う。

（２）積雪寒冷地に適した道路整備の促進

- ① 冬期交通確保のため、堆雪スペースを備えた広幅員道路やバイパスの整備を促進する。
- ② 山間地帯の冬期通行不能箇所の解消と代替路線の確保を図る。
- ③ 雪崩等による交通遮断を防止するため、スノーシェッド、スノーシェルター、雪崩防止柵等の施設整備を促進する。

２．航空輸送の確保

地震による道路交通の一時的麻痺により、山間地では孤立する集落が発生することも予想される。これら孤立集落に対するヘリコプターによる航空輸送の確保を図る。

（１）緊急時ヘリポートの整備

市は、孤立が予想される集落のヘリポートの整備を促進するとともに、除雪体制の確保を図る。

また、防災ヘリコプター等の活用により、積雪時における輸送機能の充実強化を図る。

（２）若狭ヘリポートの除雪体制を強化するよう県に要請する。

３．鉄道輸送の確保

地震や津波時には応急対策に伴い、遠距離かつ高速・大量輸送が必要になり、鉄道輸送の確保を図ることも必要になる。このため、西日本旅客鉄道(株)は、除雪車両および除雪機

械を整備し、効率的な除雪体制を確立するとともに、流雪溝や消融雪装置および防雪柵等の整備を行う。

第3 雪に強いまちづくりの推進

1. 雪に強い住宅地づくり

市は、屋根雪荷重による地震時の家屋倒壊を防止するため、雪に強い住宅地づくりを促進する。

(1) 屋根雪下ろし

屋根雪荷重による地震時の家屋倒壊を防止するため、早期の屋根雪下ろしを奨励する。

(2) 克雪住宅の普及促進

雪に強い家づくりを積極的に推進し、克雪住宅の普及を図る。

(3) 雪に強い住環境整備

地域の特性に応じ、隣接地を考慮した建物の配置、共同雪処理施設の整備等を推進し、雪に強い住環境整備を図る。

2. 積雪時の指定緊急避難場所および避難路ならびに指定避難所の確保

市は、積雪時において地震や津波が発生した場合においても、住民が円滑に避難することができるよう指定緊急避難場所および避難路ならびに指定避難所の確保等を図る。

(1) 指定緊急避難場所および指定避難所の確保

- ① 建物周辺にオープンスペースを確保する。
- ② 消融雪施設を備えるなど雪に強い駐車場の確保を図る。
- ③ 雪を考慮した建築物の配置を図る。
- ④ 融雪型建築の普及を図る。
- ⑤ 載雪型建築の推進を図る。

(2) 避難路の確保

- ① 積雪、堆雪に配慮した体系的街路の整備
- ② 小型除雪車の増強による歩道除雪の推進
- ③ 機械による除排雪が困難な人家連たん地域や冬期交通のあい路となる箇所における重点的な消融雪施設等の整備

(3) 避難誘導等設備の確保

市は、積雪時における避難誘導等設備の除排雪等に留意し、その確保に配慮する。

第4 消防活動の確保

積雪時に地震火災が発生すると、積雪によって消防活動が制約されやすい状態になることが予想される。このため、若狭消防署および消防団は消防水利の確保と消防施設・設備の充実を図り、積雪時の地震火災時における消防活動の確保に努める。

1. 防火水槽の積雪型への切り替えを推進する。

2. 防火水槽および自然水利の取付箇所付近の除雪を励行する。

3. 雪に強い消防資機材の整備拡充を図る。

第 2 3 節 地震火災予防計画

市は、地震による出火・延焼拡大予防のため、防火思想の徹底、消防力および消防水利の整備等を図る。

第 1 出火予防

1. 一般家庭に対する指導

- (1) 市および消防機関は、地震時における火災防止思想の普及に努める。
- (2) 市および消防機関は、一般家庭に対し地震発生時の火気器具の取扱い、消火器の使用方法等について指導を行い、震災時における火災の防止と消火の徹底を図る。

2. 立入検査の強化

消防機関は、消防法に規定する立入検査を、防火対象物の用途、地域等に応じ計画的に実施し、常に当該区域内の消防対象物の状況を把握するとともに、火災発生のおそれがある箇所の発見に努め、予防対策の指導を強化する。

3. 防火管理者制度および防災管理者制度の推進

消防機関は、消防法第 8 条および第 3 6 条の規定に基づき、選任されている防火管理者および防災管理者に対し、震災時における消防計画の作成、防災訓練の実施、消防用設備の点検、火気使用の監督、収容人員の管理、その他防火および防災管理上必要な業務を適切に実施するよう指導する。

4. 消防設備保守体制の充実

市および消防機関は、事業者等に対し、消防用設備等の耐震性の強化を指導する。

第 2 延焼予防

1. 消防力の強化

(1) 総合的な消防計画に基づく消防活動体制の整備

市および消防機関は、初動および活動体制を強化するため、防災活動の拠点となる消防庁舎等の耐震化ならびに消防力の整備および個人装備等の整備を早急に進める。

(2) 指定緊急避難場所および指定避難所の安全確保

市は、地域防災計画に定める指定緊急避難場所および指定避難所の安全確保および初期消火体制を確保するため計画的に防火水槽・耐震貯水槽の設置および小型動力ポンプを配備し、地域住民の安全の確保を図る。

(3) 消防団活動体制の整備強化

地域の消防防災活動の担い手である消防団の加入促進をはじめとする活性化を推進するとともに、災害が発生した場合における地域の初動体制の確立のため、消防団における警防活動の基準を定めるほか、消防団の機動力の強化、各種装備品の充実や消防団拠点施設の設置を図る。

(4) 防火水槽等消防水利の整備

- ① 消防水利の不足地域および消防活動が比較的困難な地域を重点に、消防水利（消火栓、防火水槽）を整備し、消防活動体制の整備強化を図る。

② 消防水利の整備にあたっては、消火栓のみに偏ることなく、耐震性を有する貯水槽の設置を促進するほか、水道管の耐震化を推進するなど消防水利の耐震化を推進する。

③ 消防機関は、地下水（融雪用地下水等）、河川、池、水路、海水等の自然水利の効果的な利用方法や水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等について、各施設管理者と調整を行い、利用方法を構築し、整備確保を図る。

（５）消防応援体制の整備

単独で対処不可能な地震火災が発生した場合に備えて、県内外の市町が応援を行う「福井県広域消防相互応援協定」および「大規模災害消防応援実施計画」に基づく応援体制を早急に整えるとともに、受援体制の整備を図る。

２．一般建築物の耐火・不燃化

市は、震災時に予想される火災の延焼を阻止し、最小限の被害に止めるために、一般家庭の耐火・不燃化を図る。

（１）木造の建築物について、屋根の不燃措置および外壁の延焼防止措置等建築基準法に定める基準の遵守を徹底する。

（２）不特定多数の人の用に供する火災荷重の大きい建築物、火災発生危険度の大きい建築物および危険物の貯蔵または処理の用に供する建築物について耐火建築物または准耐火建築物とするなど建築物の耐火・不燃化について、建築基準法に定める基準の遵守を徹底する。

（３）不特定多数の人の用に供する特殊建築物、３階以上の建築物、延べ面積が１０００㎡を超える建築物、無窓建築物および火気使用室等は、その壁、天井の仕上げについて、不燃材料等を使用するよう建築基準法に定める基準の遵守を徹底する。

第 2 4 節 危険物等災害予防計画

市は、危険物、高圧ガス、火薬類、毒劇物の災害予防を図る。

第 1 危険物施設

1. 施設の安全化指導

消防機関は、製造所、貯蔵所および取扱所の地震や津波による火災、爆発、漏洩等を防止するため、これら施設の設置または変更許可にあたっては「消防法令」および「危険物の規制に関する技術上の基準を定める告示」に定める耐震基準により、地震や津波の影響に対して安全な構造であることを審査指導し、許可する。

また、既存施設における耐震性については、立入検査等により、強化を指示し、災害の発生および拡大の防止を図る。

2. 自主保安体制の確立

消防機関は、危険物施設の管理者、取扱者等に対し地震災害予防体制の強化を図るため、講習会、研修会等を通じ指導を行い、保安体制の強化を図る。

この場合において、次の事項を重点的に行う。

- (1) 地震や津波時における災害予防のための初動体制マニュアルの整備
- (2) 消防、警察等の関係機関および施設保守業者と連携した保安体制の強化
- (3) 地震や津波時におけるヒューマンエラーの防止を含めた防災訓練の充実強化
- (4) 近隣の同様の危険物を取り扱う事業所との相互応援に関する協定締結の促進
- (5) 自衛消防隊の組織化の推進強化
- (6) 非常用電源、照明設備および緊急制御装置ならびに防消火に関する保安上必要な設備の整備点検の徹底

3. 消防施設等の整備

- (1) 消防機関および事業者は、化学消防車等の整備し、化学消防力の強化を推進する。
- (2) 危険物事業所に、危険物災害の拡大の防止を図るために必要な応急資機材の整備、備蓄を推進する。

第 2 火薬類貯蔵施設

1. 施設の安全化

消防機関は、火薬類販売業者および火薬類消費者の火薬庫、庫外貯蔵所等火薬類を貯蔵する施設について、地震による爆発等の一時災害と火薬庫等の延焼による爆発火災の二次災害が発生する場合は考えられるので、立入検査等の実施により、その施設が火薬類取締法令に規定する技術基準に適合するよう指導徹底を図り、災害の発生および拡大の防止を図る。

2. 自主安全体制の強化

消防機関は、火薬類を貯蔵する施設に対する立入検査等を実施するとともに、取扱保安責任者に対し、地震や津波に係る危害予防措置の指導を行い、保安意識の高揚と自主保安体制の確立を図る。

この場合において、次の事節を重点に指導を行う。

- (1) 地震や津波時における消防および警察等関係機関との迅速な連携体制の確立
- (2) 地震や津波時自主防災マニュアル策定の指導の強化
- (3) 火薬庫の定期自主検査の完全実施による施設の安全化

第3 高圧ガス施設

1. 施設の安全化指導

指定保安検査機関は、地震や津波による漏洩、爆発、火災等を防止するため、高圧ガスの製造、販売、貯蔵等に係る施設の設置または変更許可の審査にあたっては「高圧ガス設備等耐震設計基準」により、地震に対して安全な構造であることを審査指導し、許可する。

また、既存施設における耐震性については、保安検査等により基準の遵守を徹底し、災害の発生および拡大の防止を図る。

2. 自主保安体制の強化

市は、高圧ガス製造者等に対し、地震や津波対策を含めた危険予防規定の充実強化を指導するとともに消防機関は施設に対する立入検査の実施等により、地震や津波時における保安意識の高揚と自主保安体制の確立を図る。

この場合において、次の各事項を重点に指導を行う。

- (1) 地震や津波時における災害予防のための初動体制マニュアルの整備
- (2) 消防、警察等の関係機関および施設保守業者と連携した保安体制の強化
- (3) 地震や津波時におけるヒューマンエラーの防止を含めた防災訓練の充実強化
- (4) 近隣の同様の危険物を取り扱う事業所と相互応援に関する協定締結の促進
- (5) 自衛消防隊の組織化の推進強化
- (6) 非常用電源、照明設備および緊急制御装置ならびに防消火に関する保安上必要な設備の整備点検の徹底

第4 毒物・劇物取扱施設

1. 施設の安全化指導

地震や津波による飛散、漏洩または流出等を防止するため、市は県に協力し、毒物・劇物取扱施設への立入検査検査等を行い、必要な措置を講じるよう指導し、被害の発生および拡大の防止を図る。

2. 自主保安体制の確立

市は、毒物・劇物取扱施設の管理者に対し、自主保安体制の確立を図るため、次の事節について指導する。

- (1) 施設の毒物・劇物危害防止規定の作成
- (2) 毒物・劇物の管理体制の確立
- (3) 施設および設備の定期点検等による自主管理
- (4) 毒物・劇物の飛散、漏洩または流出等による事故の際の措置
- (5) 従業員の定期的保安教育および訓練

第 2 5 節 文化財災害予防計画

市は、地震や津波発生時における火災等から文化財を保護するため、文化財所有者・管理者および関係機関との緊密な連絡を保ちながら文化財を災害から守り、また、災害発生時には迅速な応急措置により被害の軽減を図るよう努める。

第 1 文化財の保護対策

1. 火災を早期に発見して迅速なる消火活動を行い、その被害の軽減を図るために、自動火災報知器の設置を促進する。
2. 文化財所有者・管理者は、それぞれの立場において防災計画を立て、これに基づく防災組織を整備し、常に防災施設の点検に留意して不時の災害に備えるものとする。
3. 市および市教育委員会は消防機関と共同して定期的に検査を行い、防災施設の整備を促進するものとする。
4. 市および市教育委員会は適宜文化財の現状調査を行い、災害による毀損の恐れのあるものについては、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、文化財の所有者・管理者に必要な措置を講じるよう指導するものとする。
5. ビデオ・映画・写真・図面作成など各種の方法を用いて、災害発生前の文化財の状況を詳細に記録しておく必要がある。

第２６節 交通輸送体系整備計画

市は、地震や津波発生時の災害応急対策を迅速に実施し、被災後、直ちに輸送機能を確保するため、交通輸送体系を整備する。

第１ 緊急輸送路

１．緊急輸送路の設定

市は、県の策定した緊急輸送路確保計画を踏まえ、災害時に地域防災基地等を集められた物資を、市内の防災拠点等に送るための緊急輸送路を設定し、緊急輸送路ネットワークを形成するよう努める。

２．緊急交通路の確保

市は、災害時の緊急自動車の通行を確保するため平素から小浜警察署と緊急交通路の確保について連携体制を整備する。

第２ 交通規制計画

小浜警察署は、震災が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、災害発生後の被災地への流入車両の抑制を行い、物資輸送等緊急通行車両の通行を確保するため、広域交通規制および交通規制を実施する体制について習熟を図る。

また、災害発生後、隣接、近接各府県との相互協定により、緊急交通路を確保するための広域交通規制を実施する体制について習熟を図るとともに、緊急通行車両の通行を確保するための交通規制用装備資機材や非常時信号交通安全施設の整備、交通情報提供機能の強化を図る。

第３ 効率的な緊急輸送のための措置

１．運送事業者との連携による物資調達・輸送の確保

市は、緊急輸送が円滑に実施できるよう、運送事業者等との協定締結に努めるとともに、物資調達・輸送の確保のための物資輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。また、市有車両の配備計画を作成する。

２．緊急通行車両の確認の申出

市有車両のうち、緊急通行車両として使用を計画する車両は、あらかじめ県公安委員会に対して確認の申出を行い、緊急通行車両確認標章および証明書の交付を受ける。

第４ 公共交通機関による輸送の確保対策

地震発生後すみやかに代替交通手段を確保するための被害状況の把握（被害の程度、復旧の見込み）、代替道路、道路交通規制などの必要な情報の連絡体制等について、交通事業者、実施担当 総務部、企画部、産業部、敦賀警察署、敦賀海上保安部他県、市等の関係機関においてマニュアル化を図る。

また、鉄道、バス、トラック、タクシー等の種別、台数等の現況調査を随時行い、公共交通機関の活用を図るとともに、他府県への義援物資の輸送に必要となる車両や乗務員の

迅速な確保および義援物資受け入れの際に地理、交通情報を伝達する手段の確保を図る。

第5 海上輸送

災害時の緊急海上輸送に備え、県および小浜海上保安署、漁協等の関係機関、団体等と協議のうえ、公共埠頭、漁港の位置や運行方法等について検討する。

第6 航空輸送（緊急ヘリポートの確保）

救出救助、患者搬送等の活動に機動的に対応できる県防災ヘリコプター等を有効に活用するため、医療機関、避難所等との連携を考慮し、ヘリコプター緊急離着陸場を指定し、必要に応じて増設する。

第3章 災害応急対策計画

この章は、地震や津波災害が発生し、または発生するおそれがある場合に災害の発生を防止し、または応急的救助を行う等災害の拡大を防止するために必要な計画について定める。

第1節 応急活動体制計画

地震や津波により、市の地域において災害が発生し、または、発生する恐れがあるとき、市、県および防災関係機関は迅速かつ的確に災害応急対策を実施するため、災害の状況に応じた活動体制を取る。

複合災害が発生した場合は、各対策本部で想定している班や要員の重複を調整し、一元的に災害対応を行うための体制づくりに努めるものとする。現地対策本部についても、同様の対応を行うものとする。

第1 配備体制

1. 地震の場合

地震が発生した時は、次の配備基準により、[福井県震度情報ネットワーク](#)や福井地方気象台から伝達された「福井県」の震度情報から自動的に配備をとる。その後、本部長等は地震発生後の状況によって、必要な配備体制を敷く。

区 分		配 備 基 準	配 備 体 制
災害警戒体制	第2警戒	市域で震度3を観測したとき	生活安全課、産業部、 コミュニティ支援課 、 DX推進室 、新幹線・交通まちづくり課および関係課職員
	第3警戒 災害警戒本部体制	市域で震度4または震度5弱を観測したとき	災害警戒本部員および全課職員(指定職員) 避難所を開設すべきときは職員を配備
災害対策本部体制	第1配備	市域で震度5強以上を観測したとき	災害対策本部員および全課職員(指定職員)
	第2配備	その他市長が必要と認めるとき	全職員

2. 津波の場合

津波に関する気象情報が発表された時は、次の配備基準により、自動的に配備をとる。その後、本部長等は津波発生後の状況によって、必要な配備体制を敷く。

区 分		配 備 基 準	配 備 体 制
災害警戒体制	第2警戒		
	第3警戒 災害警戒本部体制		
災害対策本部体制	第1配備	福井県沿岸に津波注意報・津波警報・大津波警報が発表されたとき	災害対策本部員および全課職員(指定職員)
	第2配備	その他市長が必要と認めるとき	全職員

第2 職員の動員配置

参集に当っては、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、速やかに職員の非常参集、情報収集、連絡体制の確立を行う。

1. 勤務時間中における配備

職員は庁内放送および庁内電話により職員の配備の連絡を行う。伝達を受けた部局長は、それぞれの所管課長に伝達し、各課長は職員および所管する出先機関に伝達する。

2. 勤務時間外における参集

(1) 地震

小浜市域において震度3以上を観測した場合は、生活安全課、産業部、コミュニティ支援課、DX推進室、新幹線・交通まちづくり課および関係課職員は、あらかじめ定められた方法により自主参集する。

震度4以上の地震が発生した時は、指定された全職員が自主的に配置につく。

(2) 津波

津波に関する気象情報が発表された時は、指定された全職員が自主的に配置につく。

特に沿岸地区等の特定の指定避難所に配置されている職員は自主的に配置につくにあたり、津波に十分な警戒を行う。

3. 参集時の心構え

職員は、参集途中に周囲の被害状況を確認し、所属長に報告する。また、参集途中、重大な被害の発生を認めた時は、各自の判断で住民の救出を優先する。この場合、所属に連絡する方法があれば連絡を行う。

4. 長期休暇時における体制

長期休暇時においても迅速に初動対応を行えるよう、防災関係各課はあらかじめ職員を割り当てるとともに、連携をとれる体制を整えておくものとする。

また、あらかじめ管理職級の職員を割り当て、本部長等が登庁するまでの間の災害対応を指揮する体制をとる。

第3 災害警戒本部

1. 災害警戒本部の設置および廃止基準

(1) 設置基準

① 災害警戒本部は、市域で震度4または震度5弱を観測したときの基準に該当した場合、自動的に設置する。

(2) 廃止基準

① 副市長（本部長）は、被害が発生しなかったとき、あるいは事態が収束したときは、市長の承認を得て災害警戒本部を廃止する。

② 市長は、災害が拡大したとき、もしくは拡大の恐れがあるときは、災害警戒本部から災害対策本部に移行する。

2. 設置場所

災害警戒本部は、小浜市役所内に設置する。

3. 警戒本部組織編成、運営および事務分掌

(1) 警戒本部は、本部長（副市長）その他警戒本部員別表3-1-1をもって組織する。

- (2) 本部長は本部の事務を総括し、本部員および職員を指揮監督する。
- (3) 本部に本部付を置き、次に掲げる者を充てる。
教育長
- (4) 副本部長（総務部長、産業部長）は本部長を補佐し、本部長に事故あるときは総務部長、産業部長、その他の部長（年齢順）の順でその職務を代理する。
- (5) 業務内容
- ① 災害情報の収集
 - ② 避難所の開設・解除
 - ③ 関係機関との連絡調整
 - ④ 所管施設等の警戒巡視および予防措置
 - ⑤ 軽微な被害への応急対応
 - ⑥ 市民への広報

第4 災害対策本部

1. 災害対策本部の設置および廃止基準

市長は、次の基準に該当する状況が生じた場合、災害対策本部を設置し、または廃止する。

(1) 設置基準

- ① 小浜市域で震度5強以上を観測したとき
- ② その他大規模な地震が発生し、市長が必要と認めたとき
- ③ 気象庁が福井県沿岸に、津波注意報・津波警報・大津波警報を発表したとき

(2) 廃止基準

- ① 災害応急対策が概ね完了した場合
- ② 災害が発生するおそれが解消された場合

2. 設置場所

対策本部は、小浜市役所内に設置する。ただし、市庁舎が被災し使用不能のときは、被災を逃れた近くの公共施設等を使用し、職員、市民および防災関係機関に周知する。

3. 災害対策本部設置の通知

市は、災害対策本部を設置し、または廃止した場合、直ちに福井県および各防災関係機関にその旨を通知または報告する。

- ・ 福井県危機管理課 ・ 福井県嶺南振興局 ・ 福井県小浜土木事務所
- ・ 小浜警察署 ・ 小浜海上保安署 ・ 近隣市町
- ・ 報道機関 ・ 市民
- ・ 市災害ボランティアセンター連絡会
- ・ その他防災関係機関

また、本部の標識を市庁舎正面玄関に掲示し、公表する。

4. 組織および事務分掌

- (1) 本部長（市長）は本部を総括し、本部員および職員を指揮監督する。
- (2) 副本部長（副市長）は本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(3) 本部に本部付を置き、次に掲げる者を充てる。

教育長

(4) 本部に別表 3-1-3 の部を置き、各部長を充て、本部員として部の事務を掌理し、所属班を指揮監督する。

また、災害対策本部には災害対策本部の広報を総括するため、報道主管者を置き、広報情報班長をもって充てる。

(5) 各部に班を置き、その主な事務分掌は別表 3-1-4 のとおりとする。

(6) 本部に本部長、副本部長、本部付、本部員、報道主管者および必要に応じ班長で構成する本部会議を置き、本部会議において次の事項を協議する。

ただし、極めて緊急を要し、かつ、本部会議を開催するいとまがないときは、本部長、副本部長および一部の本部員との協議をもってこれに代えることができる。

- ① 被害状況の把握および災害応急対策実施状況
- ② 本部の災害応急対策等の実施に関する重要事項
- ③ 各部および現地対策本部相互の調整に関する事項
- ④ 防災関係機関との連携推進に関する事項
- ⑤ 他団体に対する応援要請に関する事項
- ⑥ その他重要な災害応急対策に関する事項

(7) 各部相互および部内各班相互の緊密な連絡調整を図るため、各部連絡調整員を各部連絡責任者とする。

5. 権限委譲

市長が不在または本部長としての職務の遂行が困難な場合は、副市長、総務部長、産業部長、その他の部長（年齢順）の順で本部長の権限を委譲する。また、本部員はあらかじめ次席責任者を指名し、権限委譲の措置を講じておく。

6. 現地災害対策本部

本部長は、災害の状況に応じて現地災害対策本部を設置する。現地災害対策本部では、応急対策実施の指揮および現地での応急対策活動に関わる関係機関との連絡調整活動（応援要請等を除く）を行うとともに、本部長に応急対策の実施状況を報告する。

(1) 設置基準

- ① 災害応急対策を局地的または特定地域で重点的に行う必要がある場合
- ② その他本部長が現地災害対策本部設置の必要を認めた場合

(2) 廃止基準

- ① 当該地域の災害応急対策が概ね完了した場合
- ② その他本部長が廃止を決定した場合

(3) 設置場所

現地災害対策本部は、災害の状況に応じて当該地域内の公共施設等に設置する。

(4) 組織

現地災害対策本部長は、副本部長、本部員その他の職員の中から、災害の状況に応じ本部長が任命する。

(5) 所掌事務

- ① 本部との連絡調整に関すること。
- ② 区長等地区関係者との連絡調整に関すること。
- ③ 避難所の開設および連絡調整に関すること。
- ④ 被害状況等の情報収集に関すること

- ⑤ この計画に定める応急対策活動の実施に関する事
- ⑥ その他現地災害対策本部の運営に関する事

第5 合同調整所の設置

市または県は、必要に応じて合同調整所を設置し、災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊の活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有および活動調整を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

第２節 広域応援に関する計画

市は、地震や津波による災害において、一地域の防災機関だけでは対応できない事態が想定され他地域からの応援が必要になることから、広域の応援に対応できる体制を整える。

第１ 広域応援要請

１．要請の判断

市が応援要請の判断をすることを原則とする。ただし、地震や津波被害が市域を越えて同時多発するものであることから、広域的な観点から県が必要な機関、自治体等に迅速に応援要請することができる。

２．要請の順位

応援要請は、被災の範囲、被害規模等の状況に応じ、次の順位により要請する。

（１）県内相互応援

災害対策基本法、消防組織法、県・市町災害時相互応援協定、福井県広域消防相互応援協定に基づく要請

（２）県外からの応援

県外からの応援については、高島市・近江八幡市・奈良市・兵庫県但馬５市町（朝来市、養父市、豊岡市、香美町、新温泉町）、岡山県総社市等に相互応援協定に基づく要請を行う。また、必要に応じて隣接県、ブロック単位、全国単位に災害対策基本法、消防組織法、相互応援協定に基づく要請を県に対し行う。

３．受入れ体制

応援体の受入れは次の原則に従い、担当部署を明確化する。

（１）警察、消防の応援隊はそれぞれの機関が受入れる。

（２）自衛隊の受入れは、基本的に市が行い、広域にわたる場合は県が受入れる。

（３）自治体および行政ボランティアの受入れは、市および県が行う。

（４）民間ボランティアの受入れは、市災害ボランティアセンター連絡会が設置した、災害ボランティアセンターが行う。

第２ 防災関係機関への応援要請等

１．災害対策基本法に基づく応援等

（１）被災市町の応援要請

市長は、「福井県・市町災害時相互応援協定」に基づき、県内の市町に応援を要請する。なお、応援要請等を実施する際に要請先に示す基本的事項は、次のとおりとする。

① 災害の状況および応援を求める理由

② 応援を希望する機関名

③ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名および数量ならびに応援人数

④ 応援を必要とする場所および活動の具体的内容

（２）県外市町村に対する応援要請

市長は、県外の市町村との個別協定に基づき応援を要請したときは、県に対し報告する。

(3) 知事への要請

ア 職員のあっせん

市長は、災害応急対策または災害復旧のため、必要があると認めたときは、知事に対して必要な事項を示し関係指定地方行政機関または指定公共機関の職員の派遣についてあっせんに求める。

イ 災害応急対策

市長は、災害応急対策を実施するため必要があるときは、知事に必要な事項を明らかにして応援を求め、または災害応急対策の実施を要請する。

① 災害救助法の適用

- ・ 災害発生の日時および場所
- ・ 災害の原因および被害の状況
- ・ 適用を要請する理由
- ・ 適用を必要とする期間
- ・ 既に行った救助措置および行おうとする救助措置

② 被災者の他地区への移送要請

- ・ 移送を必要とする被災者の数
- ・ 希望する移送先と被災者を収容する期間

③ 県への応援要請または応急措置の実施要請（災害対策基本法68条）

- ・ 災害の状況および応援または応急措置の実施を要請する理由
- ・ 応援を必要とする活動内容
- ・ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名および数量
- ・ 応援を必要とする場所、期間

(4) 指定地方行政機関等に対する要請

市長は、災害応急対策または災害復旧のため、必要があると認めたときは、関係指定地方行政機関の長または関係指定公共機関に対し、必要な事項を明らかにして当該機関の職員の派遣を要請する。

① 災害の状況および応援または応急措置の実施を要請する理由

② 応援を必要とする活動内容

③ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名および数量

④ 応援を必要とする場所、期間

(5) 民間団体等に対する要請

市長は、市域における災害応急対策または災害復旧のため必要があると認めたときは民間団体等に協力を要請する。

2. 消防の応援

(1) 県内市町消防に対する応援要請

消防機関は、単独では対処不可能な地震火災が発生した場合は、「福井県広域消防相互応援協定」に基づき他の市町に応援要請を行う。

(2) 他都道府県消防機関に対する応援要請

市長は他の都道府県消防機関の応援を要請したいときは、消防組織法第44条の規定に基づき必要な事節を明らかにして、知事を通じて消防庁長官に緊急消防援助隊の出動等を要請する。

第3 防災活動拠点

市は、適切な役割分担のもとに大規模災害時に長期的な物資の流通配給拠点、各種の応援部隊、ボランティア等の活動拠点、救急・救援の活動拠点となる施設を災害の状況に応じて確保する。

第3節 自衛隊災害派遣要請計画

市は、地震や津波に際して、人命または財産を保護するため必要があると認める場合に、自衛隊に対し災害派遣の要請するときの手続き、受入れ等を定める。

第1 派遣要請基準

1. 地震や津波災害が発生し、人命または財産を保護するための災害応急対策の実施が、自衛隊以外の機関で不可能または困難であると認められるとき
2. 地震や津波災害の発生が迫り、予防措置に急を要し、かつ自衛隊の派遣以外に方法がないとき

第2 災害派遣要請の内容

1. 被害状況の把握
2. 避難の援助
3. 遭難者等の捜索救助
4. 水防活動の支援
5. 道路または水路の啓開
6. 応急医療、救護および防疫
7. 人員および物資の緊急輸送
8. 消防活動の支援 (空中消火を含む。)
9. 危険物の保安および除去
10. 給食および給水
11. 入浴支援
12. 救助物資の無償貸付または譲与
13. その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力で対処可能なもの

第3 災害派遣要請の手続き

1. 市長は、自衛隊の派遣を要請すべき事態が発生したときは、災害派遣要請書を知事に提出する。この場合において、市長は、必要に応じて、その旨および本市の地域に係る災害状況を自衛隊に通知する。ただし、事態が急を要する場合は電話により連絡し、事後速やかに文書を提出する。

また、市長は、災害状況から事態が切迫し、知事との連絡が取れない場合など知事に要求するいとまがなく、やむ得ない場合は、直接自衛隊に災害派遣の通知を行い、事後、知事に対して速やかに所定の手続きをとる。

2. 口頭で要請する場合の連絡事項
 - (1) 災害の状況および派遣を要請する理由
 - (2) 派遣を希望する期間
 - (3) 派遣を希望する区域および活動内容
 - (4) その他参考となる事項

派遣要請先	
陸上自衛隊第14普通科連隊長（連絡窓口 第3科） 石川県金沢市 野田町1-8	Tel 076-241-2171
海上自衛隊舞鶴地方総監（連絡窓口 防衛部） 京都府舞鶴市余部下1190	Tel 0773-62-2250
航空自衛隊第6航空団司令（連絡窓口 防衛部） 石川県小松市向本折町戊267	Tel 0761-22-2101

3. 留意事項

知事に災害派遣の要請をする場合、特に次の事項に留意すること。

- （1）自衛隊が災害派遣をする場合は自衛隊法第83条第2項「都道府県知事の要請があり、事態やむを得ないと指定部隊の長が認める場合には、部隊等を救援のため派遣することができる」に該当する事態であり、単なる災害という理由のみで要請しないこと。
- （2）災害応急対策活動および災害予防（災害の発生が目前に迫り、かつ、これが予防のためには部隊等の派遣を待つ以外に方法がないと思われるとき。）のための派遣要請ではあるが、自衛隊が到着する頃には危険が去ったということのないよう的確な情勢判断をすること。
- （3）災害派遣を要請するときは、災害の状況および派遣を申請する理由、派遣を必要とする期間、派遣を希望するその任務、希望する区域および活動等の概数、その他部隊派遣上特に参考となる事項を危機管理課へ連絡すること。

第4 自主派遣

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなく次の基準により部隊等が派遣される。

1. 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
2. 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことが出来ないと認められた場合に、直ちに救援の措置を取る必要があると認められること。
3. 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に關するものであると認められること。
4. その他災害に際し、上記事項に準じ、特に急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。
5. 庁舎、営舎その他防衛省の施設またはこれらの近傍に災害が発生し、自衛隊が自主的に派遣する場合。ただし、知事の要請を待たずに部隊等を派遣した後に、知事が派遣要請をした場合は、その時点から知事の派遣要請に基づく救援活動を実施する。

第5 派遣部隊の受入れ体制

1. 関係機関の相互協力

市長は、派遣部隊の移動、現地進入および災害応急措置に係る補償問題等の発生ならびに必要な現地資材の使用等に関して、県、小浜警察署、若狭消防組合消防本部等と緊密に連絡し協力し合うこと。

2. 作業計画および資材等の準備

知事および市長は、自衛隊に対し、作業を要請または依頼するにあたっては、ほかの災害救助隊、復旧機関等と競合、重複しないように効率的な計画を樹立するとともに、作業実施に必要な資材を準備し、かつ諸作業について関係ある管理責任者の了解を得るよう配慮する。

3. 派遣部隊との連絡調整

派遣部隊の受入れおよび活動を円滑に行うための連絡調整は県が行う。また、自衛隊は、部隊を派遣する場合、連絡を密にする必要があると認められるときは、市または県の災害対策本部に連絡幹部を派遣し、災害対策本部や消防、警察等と情報の交換・共有を図るとともに、部隊の派遣等に関し連絡調整を行う。

4. 派遣部隊の受入れ

自衛体の派遣が決定したときは、下記により速やかに受入れの体制を整備する。

- (1) 自衛隊連絡員室を市庁舎内に設置し、机・椅子を配備する。
- (2) 宿舎は、屋内宿泊施設（公共施設で隊員一人当たり1畳基準）をあてるが、その施設が避難所にあてられているときは、避難者との関係を十分検討し、いささかも派遣部隊の活動を妨げないように留意する。
- (3) 被害の状況によっては、野営も考えられるので野営施設を準備する。
- (4) 材料置場、炊事場は、野外の適当な広場を確保する。
- (5) 駐車場は、車両等を考慮して適当な広場を確保する。
- (6) 食料等の供給の必要がある場合は、第3章第15節「飲料水供給計画」から第17節「生活必需品供給計画」等により調達の手配をする。
- (7) ヘリポートの設置等

被災地の状況、ヘリコプターの機種により異なるが、あらかじめ設定した地点を対象にその都度自衛隊および県と協議して定める。

ヘリポートは、平坦（最大こう配5%以下）であって、周囲に建物、灌木および電線等の障害物がない場所が適当である。

第6 派遣部隊の活動内容

1. 即時および応急救援活動（災害発生直後、人命救助を第一義として即時に行う救助活動）

(1) 偵察連絡活動

空、地よりの偵察、連絡、被害状況の把握および情報の提供

(2) 救出、救助、避難支援等

被災者の搜索救助および避難誘導路の啓開輸送、応急救護、空・地よりの避難誘導支援

(3) 緊急輸送

患者および人命救助に必要な人員、物資等を車両・航空機により輸送

(4) 消火活動

利用可能な消防車、消・防火用具による消防機関への協力

(5) 県災害対策本部、関係機関への資料の提出および空・地よりの立体的広報協力

(6) 危険物の保安および除去

火薬類・爆発物等、能力上可能な危険物の保安措置および除去

2. 組織的救援活動（即時救援活動に引続き被害状況の概要が判明し、派遣部隊の主力をもつてする組織化された救援活動）

(1) 土木活動

道路、水路の応急啓開作業および応急橋梁の構築

(2) 水防活動

堤防護岸等の決壊に伴う応急復旧作業

(3) 通信支援

自衛隊の通信連絡に支障のない限度において各種有・無線活動支援

(4) 医療、救護活動

応急医療、防疫活動および医具、血液薬品等の輸送

(5) 炊飯および給水支援

被災地、避難地における炊飯・給水支援

(6) 救護物資の無償貸与または譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸与および譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）による。

ただし、譲与は、県、市町村、その他の公共機関の救助が受けられず当該物品の譲与を受けなければ生命、身体が危険であると認められる場合に限る。

3. その他

要請に基づき自衛隊の能力で処置が可能なものについて所定の活動を行う。

第7 派遣部隊の撤収

市長は、応急対策、復旧対策等の進行状況により、派遣部隊の撤収要請を依頼するときは、派遣部隊の長と協議の上知事宛に要請する。

第8 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費のうち次に掲げるものは原則として派遣を要請した本市で負担する。ただし、負担区分について疑義が生じた場合は、その都度協議して定める。

1. 派遣部隊の宿泊等に必要な土地、建物等の使用料および借上料
2. 派遣部隊の宿泊等に伴う光熱水費、電話等通信費および入浴料
3. 活動に必要な自衛隊以外の資機材等の調達、借上、その運搬、修理費
4. その他派遣命令者と知事が協議して決定したもの

第4節 ボランティア活動支援計画

市は、震災時において、市および関係機関による活動だけでなく、地域住民や地域外からのボランティアによる各種の活動が重要となることから、関係機関と連携し、被災地のニーズに応えたボランティア活動が円滑に行われるよう、ボランティアの自主性を尊重しつつ支援する。

第1 ボランティアの受入・派遣体制

1. 小浜市

市は、市災害ボランティアセンター連絡会の招集について同連絡会の座長に協議し、災害ボランティアの活動拠点となる市災害ボランティアセンターの設置を要請する。

また、市災害対策本部にボランティア担当（ボランティア班）を設け、県災害対策本部および県災害ボランティアセンター本部、市災害ボランティアセンターの連携を図るとともに、避難施設、救援物資集積所、関係機関等から情報を収集して、被災地におけるボランティアニーズを把握する等、市災害ボランティアセンターの円滑な運営を確保するために必要な支援を行う。

さらに、当該ニーズに応じて、あらかじめ広域応援体制を組んだ隣接市町や友好市町等にボランティア派遣の支援要請を行う。

また、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしている NP0・NGO 等のボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。

2. 福井県

県は、災害ボランティア活動を広域的かつ総合的に支援することができると認められる団体に対し、災害ボランティアの活動拠点となる「福井県災害ボランティアセンター本部」（以下「災害ボランティアセンター本部」という。）の設置を要請するとともに、災害ボランティアセンター本部の円滑な運営を確保するため、必要な支援を行う。

また、県災害対策本部にボランティア部門を設け、災害ボランティア本部と連携を図るとともに、市町と情報交換を行い、被災地におけるボランティアニーズの把握を行う。

なお、ボランティアを行う者は、ボランティア活動中の事故等に備えて、県の負担によるボランティア保険に加入する。

3. 社会福祉協議会

ボランティアの円滑な活動を促進するため、市と連携して市災害ボランティアセンター連絡会の座長を務め、市災害ボランティアセンターの設置および運営に協力する。

第2 ボランティアの活動内容

災害発生時のボランティアの活動内容は次の二つに大別して対応する。

1. 一般労務提供型ボランティア

- (1) 災害情報、生活情報の収集、伝達
- (2) 避難行動要支援者に対しての安否確認と生活支援
- (3) 避難所等における炊出し、清掃等の被災者支援活動

- (4) 救援物資、資機材等の配分および輸送
- (5) 危険を伴わない軽易な応急、復旧作業
- (6) 災害ボランティアの受入事務
- (7) その他上記作業に類した作業

2. 専門技術型ボランティア

- (1) 救急・救助
- (2) 医療（医師、看護師、保健師、助産師、歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士、薬剤師、理学療法士、作業療法士）
- (3) 介護（社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員）
- (4) 建物判定
- (5) 手話通訳
- (6) 情報・通信
- (7) ボランティアのコーディネート
- (8) 輸送
- (9) その他特別の技術を要するもの

第3 市災害ボランティアセンターの活動

市は、市災害ボランティアセンター連絡会の協力を得て、ボランティアが活動しやすい環境の確保、整備に努める。

1. ボランティアの受付、派遣

市災害ボランティアセンターはボランティアの受付、派遣の窓口となる。

ボランティアを行う者については、ボランティア活動中の事故等に備えて、県の負担によるボランティア保険に加入させるなどし、安全の確保を図る。

2. 活動拠点の提供

市災害ボランティアセンター連絡会から活動拠点提供の要望があったときは、市は、速やかに適当な場所をボランティア活動拠点として提供する。

3. ボランティアとの連絡調整

ボランティアの受入・派遣および活動を円滑に行うために、ボランティアコーディネーター、各種団体および民間組織の代表者等とボランティア活動の状況に応じた作業内容について連絡調整を行う。

4. 県災害ボランティアセンター本部および関係機関との連携

市災害ボランティアセンターは、専門分野のボランティアを必要とする場合など活動に必要な事項について、県災害ボランティアセンター本部および関係機関等と連携し、円滑な活動の確保を図る。

5. 情報の提供

市の応急対策活動でボランティアの協力を必要とする業務や被災者等からのニーズを把握し、被災地等の状況とあわせて的確な情報を提供する。

第4 各種団体および民間組織との連携・協働

1. 市災害ボランティアセンターと各種団体および民間組織との連携・協働

災害発生時においては、被災地のボランティアニーズなどの情報を一元的に把握するため、市災害ボランティアセンターと日本赤十字社福井県支部、区長連合会、民生委員、女性、老年等の各種団体および民間組織は連携・協働し、災害応急対策の実施に万全を期するものとする。

2. 各種団体および民間組織の役割

(1) 自治会（区および区長会）・自主防災組織

局地災害の場合は、隣接の自治会や自主防災組織は積極的に協力するものとする。

市域にわたる災害の場合は、市長の要請により災害応急対策活動に協力するものとする。

区長連合会等は、市長の要請に対して積極的に協力体制を組むものとする。

(2) 日本赤十字社福井県支部および市赤十字奉仕団

日本赤十字社福井県支部は、発生した災害について、災害救助法が適用された場合、知事の要請により、小浜市の市域に常備救護班を出動させ医療および助産ならびに遺体の処理等災害救助活動に協力するものとする。

さらに、災害の状況により市長から災害救助の要請があったときは、可能な限りこれに協力するものとし、市の区域に日赤奉仕団を編成し、労力奉仕、義援金品募集、厚生指導等災害救助活動に協力する。

(3) 民生委員

市長から災害救助の要請があったときは、災害の状況により可能な限り災害救助活動に協力する。

(4) その他各種団体および民間組織

女性、老年等の各種団体および商工会議所や事業所の団体等民間組織においては、必要に応じ市長の要請により災害応急対策活動に協力するものとする。

3. 団体ボランティアの活動内容

団体ボランティアは、個人ボランティアと同等の活動について協力を得るが、組織的な活動が期待できることから、この点を考慮する。

4. ボランティア活動体制の整備

市および県は、ボランティア団体等と意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

第5節 通信計画

市および防災関係機関の通信について、その方法および系統等を明らかにし、災害に関する通信連絡を迅速・的確に実施するため通信施設の適切な運用を図る。なお、次に掲げる災害時の通信連絡は、この計画に定めるほか、各々の計画に定めるところによる。

気象予警報等の収集伝達

第6節 地震・津波に関する情報等収集伝達計画

応急対策の実施に必要な情報の収集報告

第7節 災害情報収集連絡計画

被害・災害情報の広報

第8節 災害広報計画

第1 地震発生直後の機能確認と応急復旧

地震や津波発生時には、直ちに通信施設の機能を確認し、被災が判明した場合には速やかに応急復旧にあたるとともに、代替通信手段の確保を図る。

第2 災害時における通信連絡

災害時における通信連絡は、おおむね次に掲げる方法により、単独またはこれを組み合わせて弾力的な運用を図るものとする。

1. 災害発生直後の機能確認と応急復旧

災害発生時には、ただちに通信施設の機能を確認し、被災が判明した場合はすみやかに応急復旧にあたるとともに、携帯電話、衛星電話等の代替通信手段を確保するほか、すべての通信手段が途絶された場合には、連絡員を派遣して通信の確保を図る。

2. 円滑な通信運用

(1) 指定電話、連絡責任者の指定

① 指定電話

市および防災関係機関は、災害情報通信に使用する指定電話を定め、窓口の統一を図る。災害時には、指定電話を平常業務に使用することを制限するとともに、指定電話に通信事務従事者を配置し、迅速かつ円滑な通信連絡を確保する。

② 連絡責任者

市および防災関係機関は、災害時の防災関係機関相互の迅速かつ円滑な通信連絡を確保するため、連絡責任者を定める。

連絡責任者は、各所属関係機関相互の通信連絡を統一する。

(2) 通信の統制

災害発生時には、加入電話および無線通信とも混乱することが予想されるため、通信施設の管理者は、必要に応じ適切な通信統制を実施し、その通信が円滑、迅速に行われるよう努める。

第3 防災関係機関の通信方法

災害に関して各防災関係機関が行う通信連絡は第2章第18節「防災関係施設設備、資機材、物資等整備計画」に掲げる情報通信設備および一般加入電話により行うものとする。

1. 市防災行政無線の利用

(1) 移動系無線

本部および各部相互の連絡には、移動系無線を利用する。

(2) 同報系無線

市民への情報伝達には、同報系無線を有効に活用する。

2. 県防災行政無線の利用

県および他市町との連絡には、県防災行政無線を利用する。

3. 防災相互通信用無線の利用

若狭消防組合、小浜海上保安署との連絡には、必要に応じて防災相互通信用無線を利用することができる。

4. 災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等

(1) 電話等施設の優先利用

各機関は、災害時において最優先に確保すべき通話を行うために、一般加入電話をN T Tの承諾を受けて災害時優先電話として利用するものとする。

この災害時優先電話を使用するのダイヤル通話は、通信網に異常輻輳が生じて一般の通話を規制した場合も、通話の規制を受けない。

(2) 放送法に基づく放送局の利用

① 市長は、災害に関する伝達、通知または警告について、放送局を利用することが適当と考える時は、県を通じて行うことができる。

② 放送局は、災害に関する通知、要請、伝達または警告の放送を行うことを求められたときは、最も効果的な時間、放送系統および局によって有効、適切な放送を行うものとする。

(3) 電波法に基づく非常無線通信の利用

防災関係機関は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他の非常の事態が発生し、または発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか、またはこれを利用することが著しく困難であるときは、電波法第 52 条および第 74 条ならびに非常無線通信規約に基づいて、非常無線通信を利用し、通信の確保を図るものとする。

この場合において、無線局およびその他の機関は、非常通信協議会を中心に、無線設備の保守点検、通信訓練の実施等を通じて、非常無線通信の円滑な運用を期するものとする。

① 非常通報の内容

非常無線通信における通報の内容は、次に掲げるもの、またはこれに準ずるものとする。

ア 人命の救助に関するもの

イ 天災の予警報（主要河川の水位を含む）および天災その他の状況に関するもの

ウ 緊急を要する気象、地震、火災等の観測資料

エ 電波法第 74 条実施の指令およびその他の指令

オ 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限その他の秩序の維持または非常事態に伴う緊急措置に関するもの

カ 暴動に関する情報連絡およびその緊急措置に関するもの

キ 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの

ク 遭難者救護に関するもの

ケ 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの

- コ 鉄道路線、道路、電力設備、電信電話回線の破壊または障害の状況およびその修理復旧のための資材の手配および運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの
- サ 中央防災会議、動事務局、地方防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部および災害対策本部相互間に発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資および資金の調達、配分、輸送等に関するもの

シ 災害救助法第 7 条および災害対策基本法第 71 条第 1 項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木、建築工事または輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの

② 非常通報の発信

非常通報は、無線局の免許人が自ら発受するほか、非常通報を希望する者からの依頼に応じて発受するものとする。

③ 非常通報

非常通報を希望する者は、非常通信用通報用紙（別紙様式）に電報形式（片かな）または文書形式（通常の文書体）により、最寄りの無線局に依頼するものとする。

5. 放送施設の利用

（１）CATVによる防災放送

市民への情報伝達には、必要に応じて防災放送による緊急告知放送または情報提供放送を利用する。

（２）放送事業者への放送要請

CATV放送以外の放送事業者（日本放送協会、福井放送、福井テレビジョン放送、福井エフエム放送）による放送を実施することが適切と判断されるときは、県を通じて要請する。

この場合において、特に必要と認めるときは、緊急警報放送を利用する。

6. その他の連絡方法

市および県は連絡通信手段が途絶、不足した場合等、必要に応じて、北陸総合通信局に対し災害対策用移動通信機器および災害対策用移動電源車の貸出要請を行う。

また、市および県は、電気通信事業者（固定電話、携帯電話事業者）に対し、通信設備の早期復旧、または代替通信設備の設置を要請する。

あらゆる手段を講じて通信手段の確保が困難な場合には、使走により情報の伝達を行う。

第6節 地震・津波に関する情報等収集伝達計画

地震・津波に関する情報および警報等の発表または伝達によって、災害を防止し、または被害を軽減するため、各種の情報収集および伝達がより迅速かつ正確に行える体制を整える。

第1 津波関係の情報の種類と概要

福井地方気象台は、津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、市や県、その他防災関係機関と連携し、津波防災について普及・啓発を図る。

1. 大津波警報、津波警報、津波注意報

- (1) 気象庁は、地震が発生したときは地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による被害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を津波予報区単位で発表する。なお、大津波警報については、特別警報に位置づけられる。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度の良い地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

＜津波警報等の種類と発表される津波の高さ等＞

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と とるべき行動
		数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震の場合の 発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかなが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。 海水浴や磯釣りには危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(2) 津波警報等の留意事項等

- ① 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の来週に間に合わない場合がある。
- ② 津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、内容を更新する場合もある。
- ③ 津波による災害のおそれがなくなつたと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続す

ることや留意事項を付して解除を行う場合がある。

2. 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

＜津波予報の発表基準と発表内容＞

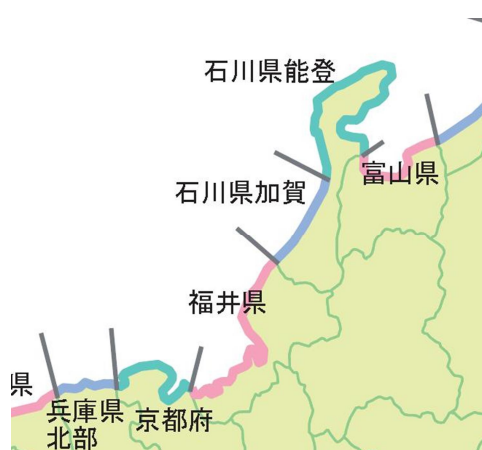
	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき(※) (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

(※)「0.2m未満の海面変動が予想されたとき」または「津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき」に発表する津波予報は、XML電文では「津波警報・注意報・予報」(VTSE41)で発表される。

3. 津波警報等の発表区域

小浜市が属する津波警報等や津波予報で用いる予報区の名称は福井県であり、気象庁本庁が発表する。

＜福井県および周辺の県が属する津波予報区＞



4. 津波情報

(1) 津波情報の発表等

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等などを津波情報で発表する。

＜津波情報の種類と発表内容＞

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報(※1)	各津波予報区の津波の到達予想時刻(※2)や予想される津波の高さ [発表される津波の高さの値は、表＜津波警報等の種類

		と発表される津波の高さ等>参照]
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表 (※3)
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、および沖合の観測地から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表 (※4)

(※1) 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報について

・「津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報」は、XML電文では「津波警報・注意報・予報」(VTSE41)に含まれる。

(※2) 各津波予想区の津波の到達予想時刻について

・この情報で発表される到達予想時刻は、各予報区で最も速く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

(※3) 津波観測に関する情報の発表内容について

・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、およびその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。

・最大波の観測値については、大津波警報または津波警報を發表中 の津波予防区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

(※4) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸の推定値(第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ)を津波予報区単位で発表する。

・最大波の観測値および推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報または津波警報が發表中 の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)または「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

< 沿岸で観測された津波の最大波の発表内容 >

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	発表内容
大津波警報	1m超	数値で発表
	1m以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

< 沖合で観測された津波の最大波(観測値および沿岸での推定値(※))の発表内容 >

発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容
大津波警報	3m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

	<u>3m以下</u>	<u>沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表</u>
<u>津波警報</u>	<u>1m超</u>	<u>沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</u>
	<u>1m以下</u>	<u>沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表</u>
<u>津波注意報</u>	<u>(すべての場合)</u>	<u>沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</u>

(※) 沿岸から距離が 100km を超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

(2) 津波情報の留意事項等

- ① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報
 - ・津波到達予想時刻は、津波予報区の中で最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区の中でも場所によっては、この時刻よりも数十分、場所によっては 1 時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。
 - ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。
- ② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報
 - ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。
- ③ 津波観測に関する情報
 - ・津波による潮位変化（第 1 波の到達）が確認されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
 - ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりもさらに大きな津波が到達しているおそれがある。
- ④ 沖合の津波観測に関する情報
 - ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
 - ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで 5 分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

第 2 地震関係の情報の種類と概要

福井地方気象台は、地震に関する情報を住民が容易に理解できるよう、市や県、その他防災関係機関と連携し、地震情報（震度、長周期地震動階級、震源、マグニチュード、地震の状況等）、東海地震に関連する情報、南海トラフ地震に関連する情報、北海道・三陸沖後発地震注意情報等の解説に努めるとともに、報道機関等の協力を得て、国民に迅速かつ正確な情報を伝達する。

また、市、県および福井地方気象台は、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震、火山噴火等による津波に関して、住民の避難意識がない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や避難指示の発表・発令・伝達体制を整えるものとする。

1. 緊急地震速報

(1) 緊急地震速報の発表等

気象庁は、最大震度5弱以上または最大長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。なお、震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、特別警報に位置づけられる。福井地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

(2) 緊急地震速報の伝達

気象庁は、地震による被害の軽減に資するため、緊急地震速報を発表し、日本放送協会に伝達するとともに、官邸、関係省庁、地方公共団体への提供に努める。また、放送事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いて広く国民一般への緊急地震速報の提供に努める。

市は、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。

2. 地震情報の種類とその内容

<地震情報の種類と発表基準・内容>

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生から約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報・注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）を発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。 <u>それに加えて、震度3以上を観測した地域名市町村毎の観測した震度を発表。</u> 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
<u>長周期地震動に関する観測情報</u>	<u>・震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合</u>	<u>地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。</u> <u>（地震発生から10分後程度で1回発表）</u>
遠地地震に関する情報	・海外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の	<u>国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を、地震発生から概ね30分以内に発表。</u> （※） 日本や海外への津波の影響に関しても記述して発表。

	大きな地震を観測した場合 <u>(国外で発生した大規模噴火を 覚知した場合にも発表すること がある。)</u>	
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新し た場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が 多発した場合の震度1以上を観測した地震回数 情報等を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、 <u>250m</u> 四 方の格子毎に推計した震度(震度4以上)を図情 報として発表。

(※) 国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から1時間半～2時間程度で
発表しています。

<緊急地震速報や震度速報で用いる区域の名称>

都道府県名	緊急地震速報や震度速報 で用いる区域の名称	市町名
福井県	福井県嶺北	福井市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、 吉田郡〔永平寺町〕、今立郡〔池田町〕、南条郡〔南越前町〕、 丹生郡〔越前町〕
	福井県嶺南	敦賀市、小浜市、三方郡〔美浜町〕、大飯郡〔高浜町、おおい 町〕、三方上中郡〔若狭町〕

第3 地震・津波に関する情報等の伝達

1. 津波警報等の伝達

(1) 気象庁本庁からの伝達

福井県の沿岸(津波予報区;福井県)に対する津波警報等は、気象庁本庁が伝達中枢お
よび福井地方気象台を通じて、防災関係機関に通知する。

(2) 気象庁本庁からの津波警報等の伝達を受けた機関の措置

気象庁本庁から津波警報等の通知を受けた次に掲げる機関は、別に定める伝達先およ
び伝達系統により、他の通信または放送に優先して関係市町へ伝達または放送する。

- ① 福井地方気象台
- ② 福井県警察本部
- ③ 小浜海上保安署
- ④ 西日本電信電話㈱、東日本電信電話㈱
- ⑤ NHK福井放送局、福井放送㈱および福井テレビジョン放送㈱は緊急警報放送を行
う。

(3) 市の措置

市地域防災計画の定めるところにより、速やかに住民および所在の官公庁等へ伝達す
る。

(4) その他の防災機関の措置

それぞれの防災業務に応じて所要の機関等に伝達する。

2. 地震・津波に関する情報の伝達

(1) 福井地方気象台からの伝達

気象庁地震火山部および福井地方気象台が福井県を対象区域として地震・津波に関する情報を発表した場合、前出の「津波警報等の伝達」を準用して、通報する。

(2) 情報の伝達を受けた機関の措置

福井地方気象台から地震・津波に関する情報を受けた機関は、前出の「津波警報等の伝達」を準用して、通報または放送を行うように努める。

3. 震度情報ネットワーク等の活用

震度情報ネットワークとは、県が県内各所に地震計を設置し、震度情報をネットワークにより迅速に把握するシステムである。地震を覚知したときはこれにより震度の把握を行い、職員配備や被害状況の推定など、迅速な初動体制の確立に努める。

第4 沿岸住民の避難、誘導體制

1. 沿岸住民等への避難指示

市は、津波による被害を防止するため、津波警報が発表されていない場合にも、強い地震を感じたときや、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時は、市長自らの判断で、海浜にいる者に対して直ちに海浜から避難し、急いで安全な場所に避難するよう指示する。

また、浸水被害が発生すると判断した場合、速やかに海岸および河口部付近の住民等に対し避難するよう指示する。

多様な伝達手段・伝達媒体で情報伝達を迅速に行う必要があるため、Jアラートによる津波警報等の発表を、市からの避難指示発令とみなすことができる。

津波警報等の発表を避難指示発令とみなす場合についても、第2波、第3波の情報や、避難指示の対象地区を住民等に伝達するため、防災行政無線等を活用し、市から補足情報を発表するものとする。

津波避難の原則として、「すぐに、徒歩で、高台等へ、避難」を徹底するため、市民に対しわかりやすく発信する。

2. 避難指示の助言

指定地方行政機関および県は、市から求めがあった場合には、避難指示の対象地域および判断時期等について、技術的に可能な範囲で助言を行う。また、県は、時機を失することなく避難指示が発令されるよう、市に積極的に助言する。

市は、避難指示を行う際に、国または県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

さらに、市は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

3. 避難誘導體制

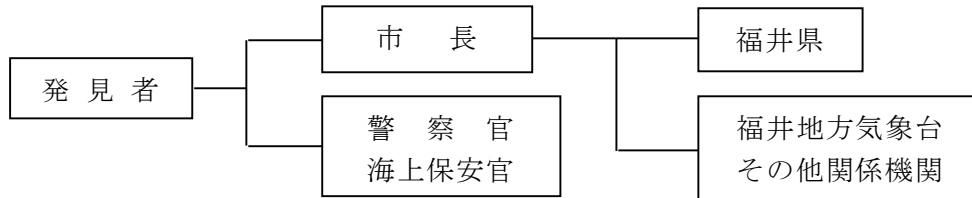
市は、海浜にいる者および付近の住民に避難するよう指示した場合は、状況に応じた緊急指定避難場所、避難路を指示し、職員、消防団、自主防災組織等により速やかに避難誘導を行う。

また、海岸付近の住民は、津波警報等が発表された場合や震度4以上の強い地震を感じたときや弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、あらかじめ指定された指定緊急避難場所に速やかに避難する。

その際、避難行動要支援者の避難支援を協力して行う。

第5 異常現象発見者の通報義務

災害が、発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、災害対策基本法第54条に基づき、遅滞なくその旨を市長または警察官もしくは海上保安官に通報し、市長は速やかに県および福井地方気象台、その他関係機関に通報する。



1. 市長が福井地方気象台等に通報すべき事項

- (1) 異常な高波・うねり・潮位・河川水位等があったとき
- (2) 震度4以上の地震があったとき
- (3) 頻発地震（数日にわたり頻繁に感じる地震）があったとき

2. 市長からその他の関係機関への通報は、第3章第6節の「被害情報収集連絡計画」に定めるところにより行う。

第6 上下水道施設

津波の襲来により、所管する上水道および下水道施設の破損が予想されるときは、二次災害を軽減するための措置を行う。

第7 交通対策

1. 道路

市は、警察署等と連携し、津波の来襲による危険度が高いと予想される道路の路線区間について、必要に応じて交通規制を行う。

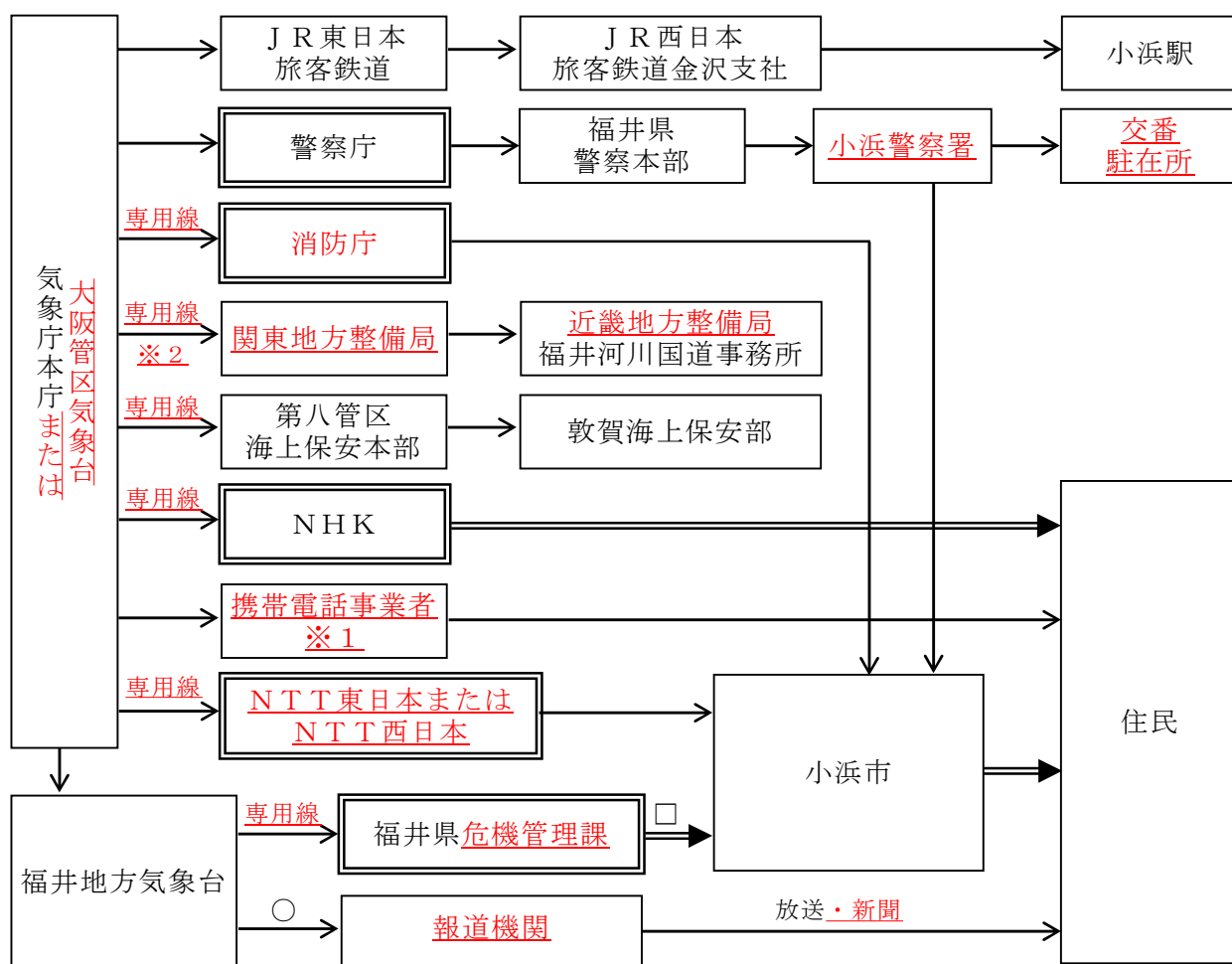
2. 海上

小浜海上保安署、県、市は津波による危険が予想されるとき、船舶の安全な海域への退避等が、円滑に実施できるよう措置を講じることとし、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、その具体的な内容を定める。

3. 旅客事業者

旅客事業者は、走行路線に津波の来襲による危険度が高いと予想される区間がある場合、乗客等の安全を確保するため、運行停止等の措置を講じる。また、運行中の場合は、安全に乗客を誘導して避難させる。

津波警報等伝達系統



- ・※1 緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。
- ・※2 関東地方整備局に通知することができない場合は、福井地方気象台から可能な手段を用いて福井河川国道事務所に通知する。
- ・二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号および第9条の規定に基づく法定伝達先。
- ・二重線の経路は気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路
- ・津波注意報の通報先は、津波警報の通知先と基本的内同じであるが、法定伝達に当たらない。また、NTTは津波注意報の通知は行わない。
- ・□の経路は、県防災行政無線。
- ・○の経路は、防災情報提供システム（インターネット）または気象庁HP。

第7節 災害情報収集連絡計画

災害応急対策活動を迅速かつ的確に行うには、被害や復旧状況に関する情報を迅速かつ正確に収集し、関係機関に連絡することが重要であることから、市および関係機関は所掌の情報を積極的に収集把握して、県に報告する体制を確立する。

第1 災害情報の収集

市は、次により迅速な情報収集に努める。

1. 情報の収集体制

(1) 参集途上職員の情報収集

参集途上にある職員は、周囲の被災状況を把握し、参集後課長または部長を通じて災害対策本部長に報告する。

(2) 住民からの情報収集

被害状況等の情報収集については、原則、市が行う。緊急に現地の被害状況を把握する必要がある場合には、コミュニティセンター長、消防団の分団長、区長等の地域住民から情報を収集する。

(3) 情報の優先順位

情報収集および通報は、人的被害および住家被害に関連のあるものを優先する。

(4) 通信ボランティアの活用

大規模な災害が発生し、情報収集要員が不足した場合には、アマチュア無線家（日赤無線奉仕団）等の通信関係のボランティアの協力を得ることとし、そのための募集方法や活用方策を検討する。

2. 収集すべき被害情報

市は、次の事項について把握する。

○ 災害発生直後

1	人命危険の有無および人的被害の発生状況
2	家屋等建物の倒壊状況
3	火災等の二次災害の発生状況および危険性
4	避難の必要の有無および避難の状況
5	市民の動向
6	道路および交通機関の被害状況
7	電気、水道、ガス、電話等のライフラインの被害状況
8	その他被害の発生拡大防止措置上必要な事項
9	避難先施設の状況

○ その後の段階

1	被害状況
2	避難指示、または警戒区域の設定状況

3	避難所の設備状況
4	避難生活の状況
5	食料、飲料水、生活必需物資等の供給状況
6	電気、水道、ガス、電話等のライフラインの復旧状況
7	医療機関の開設状況
8	救護所の設置および活動状況
9	傷病者の収容状況
10	道路および交通機関の復旧状況

3. 孤立集落の被害状況把握

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、市、国、指定公共機関、県は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県、被災市町に連絡するものとする。また、市および県は、特に孤立地域の通信手段の確保について、特段の配慮を行うものとし、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。

なお、ドローンを活用した孤立集落の被害状況を把握するため、事前に必要な手続等を行い、災害時に迅速に対応できるよう努めるものとする。

第2 災害情報の報告

震災発生後に調査収集した被害状況等について、災害対策基本法第53条等の規定に基づき、速やか県に報告する。なお、他法令に基づき報告を要する事項については別に定める。

市は、関係機関と連携のもと、人的被害の状況（死者・行方不明者数を含む。）、建築物の被害、津波、火災等の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

県は、人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）について一元的に集約・調整を行う。県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告する。

県は、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市等と連携の上、あらかじめ一連の手続き等について整理し、明確にしておくよう努めるものとする。

市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

県は、「災害時における安否不明者の氏名等の公表方針」に基づき、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市等と連携し、住民基本台帳の閲覧制限措置の有無等を確認の上、安否不明者の氏名等の公表を行い、その安否情報を収取・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。

市は、通信の途絶等により県に報告できない場合は、とりいそぎ、直接国（消防庁）へ報告し、のちに県に報告を行う。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。また、行方不明者として把握した者が、他の市町に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町または県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）に連絡するものとする。

1. 報告の基準

災害状況報告にあたっては、概ね次に掲げる事項に該当する場合に報告する。

- (1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- (2) 市が災害対策本部を設置したとき
- (3) 災害が2市町以上にまたがるもので、本市における被害は軽微であっても全県的に見た場合同一被害で大きな被害を生じているもの
- (4) 災害による被害に対し、国・県の特別の財政援助を要するもの
- (5) 災害による被害が当初は軽微であっても、今後、上記の条件に該当する被害に発展する恐れがあるもの
- (6) その他災害の状況およびそれぞれが及ぼす社会的影響から見て、報告する必要があると認められるもの

2. 報告の種類

災害即報	災害を覚知したとき、または津波により死者または行方不明者が生じたときは、原則として覚知後 30 分以内で可能な限り早くわかる範囲で行う。
災害確定報告	応急対策が終了後 10 日以内に行う。
災害年報	毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの災害状況について、翌年 4 月 1 日現在で明らかになったものを 4 月 15 日までにを行う。

3. 報告の方法および系統

情報連絡内容	情報収集・連絡系統図
I 被害・復旧の状況	
① 人的被害・家族状況 火災状況	<pre> graph LR SC[小浜市] --> PDC[県災害対策本部] SFB[若狭消防組合] --> SC PP[県警察部] --> PDC </pre>
② 道路状況・交通状況	<pre> graph LR SC[小浜市] --> PDC[県災害対策本部] PRB[近畿地方整備局福井河川国道事務所] --> PDC PP[県警察部] --> PDC PDC --> SC </pre>
③ 堤防・護岸施設の状況	<pre> graph LR SC[小浜市] --> PAFD[県農林水産部] PAFD --> PDC[県災害対策本部] PP[県警察部] --> PDC </pre>
④ ライフライン・輸送 機関状況	<pre> graph LR PP[県警察部] --> PDC[県災害対策本部] SC[小浜市] --> PDC </pre>
⑤ 文教施設関係状況	<pre> graph LR SC[小浜市] --> PED[県教育部] PED --> PDC[県災害対策本部] PP[県警察部] --> PDC </pre>
⑥ 病院施設関係状況	<pre> graph LR SC[小浜市] --> PHWD[県健康福祉部] PHWD --> PDC[県災害対策本部] PP[県警察部] --> PDC </pre>
⑦ 廃棄物処理場関係状況	<pre> graph LR SC[小浜市] --> PED[県エネルギー環境部] PED --> PDC[県災害対策本部] </pre>
⑧ 火葬場関係状況	
⑨ その他の施設状況	<pre> graph LR SC[小浜市] --> PGAD[県所管部] PGAD --> PDC[県災害対策本部] PP[県警察部] --> PDC </pre>
II 対策の実施状況	
① 住民避難の状況	<pre> graph LR SC[小浜市] --> PDC[県災害対策本部] PP[県警察部] --> PDC </pre>
② 救援物資・避難所運営・ボランティアの 受入れ状況	<pre> graph LR SC[小浜市] --> PGAD[県総務部] PGAD --> PDC[県災害対策本部] PP[県警察部] --> PDC </pre>

第8節 災害広報計画

地震や津波発生時におけるパニックの発生を防止するため、被災地および隣接地域の住民に対し、速やかに正確な情報を提供し、民心の安定と円滑な応急対策活動の実施を確保する。

第1 報道機関への情報提供

1. 災害対策本部の広報情報班は、収集した災害情報や市の対策を、その都度速やかに報道機関に発表する。
 - (1) 災害の種別および発生日時
 - (2) 被害発生地域および被害地域
 - (3) 被害状況
 - (4) 避難所の開設の有無
 - (5) 応急対策状況
 - (6) 災害対策本部の設置および廃止
 - (7) その他必要な事項
2. 市は、報道機関（放送事業者を含む）に対して情報が迅速かつ確実に提供できる情報提供体制の整備の努めるものとする。

第2 住民への広報

1. 広報の方法・手段等
市は、住民への避難指示等の防災情報の伝達のため、防災行政無線、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送、Lアラート（災害情報共有システム）、広報車、CATV等の活用による情報伝達手段の多重化・多様化に努める。
広報情報班は、区長および自主防災組織と協力し、住民に対して適切な手段で迅速な情報提供に努める。
2. 広報の内容
 - (1) 地震や津波発生直後
 - ① 地震・津波災害の予測
 - ② パニック防止の呼びかけ
 - ③ 避難指示
 - ④ 避難行動要支援者への支援の呼びかけ
 - ⑤ その他必要な事項
 - (2) 静穏化した段階
 - ① 地震や津波災害の現況
 - ② 被害情報および応急対策実施情報
 - ③ 安否情報
 - ④ 生活関連情報
 - ア 電気・ガス・上下水道・電話の復旧状況
 - イ 食料、生活必需品の供給状況

- ⑤ 通信施設の復旧状況
- ⑥ 道路交通状況
- ⑦ 交通機関の運行状況
- ⑧ 医療機関の活動状況
- ⑨ その他必要な事項

(3) 避難者への情報

市は効果的な手段による避難者への情報伝達と避難者の情報ニーズの把握に努め、情報を伝達する。その際、避難者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、避難所にいる避難者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

(4) 安否情報の提供

市または県は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、市または県は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、消防機関、都道府県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者や児童虐待等の被害者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

3. 要配慮者に配慮した広報

(1) 障がい者への情報提供

広報にあたっては、ラジオ放送の充実、手話通訳、字幕入り放送、文字放送の活用など、障がい者に配慮した広報に努める。また、視覚・聴覚障がい者に対しては、要配慮者支援班と協力し、点字やファクシミリ等の多様な手段を活用して行う。

(2) 外国人への情報提供

外国語放送の必要が生じたとき、市は情報の多言語化を図り、対応に努める。

第3 災害情報インターネット通信システムの活用

震災が発生した際には県外への情報発信が重要であることから、県および市は、災害情報インターネット通信システム、ホームページ等を活用し、被災地の安否情報、生活情報など住民のニーズに合った災害情報を住民のみならず、国内外に提供する。

第9節 避難計画

震災時において、被害を受け、または被害を受けるおそれのある住民を状況に応じ速やかに避難させ、生命、身体の安全の確保に努める。

第1 避難情報

1. 避難を必要とする場合

- (1) 地震等により、被害の拡大や二次被害の発生のおそれがある場合
- (2) 延焼火災の拡大により広範囲な区域が危険にさらされる恐れがある場合
- (3) 津波の襲来が予想され、または襲来した場合
- (4) 崖崩れ、地すべり等大規模な地盤災害が予想され、または発生した場合

2. 避難情報の種類

内容等 種類	発令時の状況	住民に求める行動
高齢者 等避難	・避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	・避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難指示	・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 ・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況	・通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始 ・災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する ・指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動または屋内での待避等を行う
緊急安全確保	・人的被害の発生または切迫した状況	・既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる

3. 避難の指示

事項 区分	実施責任者	措 置	実 施 の 基 準
避難 の 指 示	知事または その命を受けた職員 [水防法第 29 条、 地すべり等防止法第 25 条]	立退きの指示	洪水・地滑りにより著しい危険 が切迫していると認められると き。
	水防管理者 [水防法第 29 条]	立退きの指示	洪水により著しい危険が切迫し ていると認められるとき。
	市 長 [災害対策基本法第 60 条]	立退きの指示および 立退き先の指示	災害が発生し、または発生する おそれがある場合において、特 に必要があると認めるとき。
	警察官 [災害対策基本法第 61 条、 警察官職務執行法第 4 条]	立退きの指示および 立退き先の指示	市長が避難のための立退きを指 示することができないと認める とき、または市長から要求があ ったとき。
		警告 避難の措置	危険な事態が切迫したと認めら れるときは、必要な警告を発し、 および特に急を要する場合にお いては危害を受けるおそれのあ る者に対し、必要な限度で避難 の措置をとる。
	海上保安官 [災害対策基本法第 61 条]	立退きの指示および 立退き先の指示	市長が避難のための立退きを指 示することができないと認める とき、または市長から要求があ ったとき。
	災害派遣を命ぜられ た部隊等の自衛官 [自衛隊法第 94 条]	避難について必要な 措置	災害により危険な事態が生じた 場合において、警察官がその場 にいない場合に限り、災害派遣 を命ぜられた部隊等の自衛官は 避難について必要な措置をと る。

第 2 避難措置の周知

1. 県への通知

市長（本部長）は、避難の指示を行った場合、県危機管理課に必要な事項を通知する。

2. 住民への伝達・周知

市長（本部長）は、自ら避難の指示を行った場合、あるいは他機関からその旨の通知を受けた場合は、関係機関と協力して防災行政無線、CATV、広報車等による広報やその他実情に即した方法で、その周知徹底を図る。

なお、避難の必要がなくなったときも同様とする。

3. 明示事項

実施責任者は、次の事項を明示する。

明示事項
① 要避難対象地域
② 避難先
③ 避難経路
④ 避難の指示の理由
⑤ 避難時の注意事項等

第3 避難所の開設

市長は、避難が行われるときは直ちに避難所を開設するとともに設置場所等を速やかに被災者に周知する。

市長は、避難所を開設したときは、直ちに避難所の開設状況を県知事に情報提供するとともに小浜警察署および若狭消防本部等に通知する。この場合の報告事項は概ね次のとおりとし、とり急ぎ電話等で報告する。

なお、市長は、災害が発生していない場合であっても、住民の自主避難に応じ、速やかに避難所を開設するよう努める。

- ① 避難所開設の日時および場所
- ② 箇所数および収容人員
- ③ 開設期間の見込み

1. 避難所設置の方法

避難所の設置は、あらかじめ指定した指定避難所の利用を原則とするが、これら適当な建物を得難いときには、指定避難所以外の施設についても、安全性を確認の上、管理者の同意を得て臨時避難所として開設するほか、野外に仮設物等を設置し、または天幕の設営により臨時避難所を開設する。

市は、避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレ等を早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。資材の確保が困難な場合は、必要に応じ、小学校区等ごとに地区内の各避難所を包摂する拠点施設を設け、情報の収集・伝達体制を整備する。

2. 要配慮者用の避難所（福祉避難所）の設置・確保

市は、要配慮者のため福祉避難所を設置するとともに、必要に応じて旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めるものとする。

要配慮者の避難所の確保にあたっては、次の点に留意し保護の場所を確保する。

- (1) 避難者の健康状態に対応できる避難所機能の確保
- (2) 医療機関との連携体制の確保
- (3) 防災関係機関との連携体制の確保
- (4) 家庭との連絡体制

第4 避難の誘導

市職員は、警察官または消防職団員等避難措置の実施者や、区単位の自主防災組織等の避難誘導員と協力して、被災者が迅速かつ安全に避難できるよう避難先への誘導に努める。

避難にあたっては、できるだけ区ごとの集団避難を行い、高齢者、幼児、障がい者、病人等の避難行動要支援者を優先して誘導する。

なお、津波の襲来が予想され、または襲来した場合、市は、消防職団員、警察官、市職員など避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、予想される津波到達時間も考慮しつつ、避難行動要支援者の避難支援等の緊急対策を行う。

第5 避難所の運営

1. 管理責任者

避難所には、避難所管理者等の職員を配置し、配置された職員は、避難所運営のための自治組織を構築し、業務ごとに自治組織のリーダーをサポートする者を選任しておく。

避難所管理者は原則として避難所班の人員があたるものとし、本部との緊密な連絡体制のもと、避難者の収容に努めるとともに、避難者の不安解消および二次的災害を防止するため避難所の安全な管理に万全を期するものとする。また、施設の管理者は、避難所の運営管理に協力しなければならない。

2. 避難所の運営

避難所生活では避難所での情報伝達、物資配給、生活環境整備など対応すべき事項が多岐にわたることから、市は避難所の運営を自治組織と連携して行うこととし、対外業務および施設管理のほかは、原則として自治組織をサポートする立場で活動する。

なお、避難所の運営にあたっては、保健衛生面はもとより、プライバシー保護等、幅広い観点から被災者の心身の健康維持および人権にきめ細かく配慮した対策を講じ、生活環境が常に良好なものであるよう努める。

市は、各避難所の適切な運営管理を行うものとし、この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した NPO・ボランティア等の外部支援者の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じて、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。

市は、防災ネットを活用し、避難者受付および避難人数把握、ニーズ集約など、効率的な避難所運営に努める。

また、市は、避難所の運営に関し役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。

市および県は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方および性的少数者の視点等に配慮するものとする。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性専用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

市は、指定避難所等における女性や子供等に対する性犯罪・性暴力の発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性犯罪・性暴力についての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。

また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行う

よう努めるものとする。

市は、指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

市は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

市は、避難所の高齢者、障がい者、子供、妊産婦など災害時要配慮者の生活機能低下防止等のため、必要に応じて、災害派遣福祉チーム（DWA T）について県に対する派遣要請を検討する。

市は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

市は、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

避難所に係る記録・報告書の作成その他については災害救助法の定めるところによる。

3. 要配慮者の支援

避難所に要配慮者がいることを認めた場合は、民生委員、児童委員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずるよう努める。必要に応じて、関係機関と協力し、病院、福祉施設等への入所をはじめ、保健師、ホームヘルパーなどによる支援を行うよう努める。

4. 健康相談等の実施

生活不活発病やエコノミークラス症候群など、環境の変化等から生じる避難住民の健康不安または体調の変化を早期発見するため、関係機関と協力して、医療関係者による巡回健康相談を実施するとともに、災害による心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置するよう努める。

5. 平常体制への復帰体制

避難者の減少に伴い、避難所の規模の縮小・統合・廃止の措置をとる場合は、円滑な移行に努める。

また、避難所設置施設の平常業務再開に向けて、当該施設の管理者、避難所管理者、避難所自治組織で協議を行う。

第6 学校、社会福祉施設等の避難対策

学校、病院、社会福祉施設等の管理者は、関係機関と協議の上、あらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底させるとともに、訓練等を実施し避難に万全を期する。

（1）情報収集活動

学校、病院、社会福祉施設等の職員は速やかに被害状況等の情報収集に努める。

（2）避難誘導活動

避難誘導活動は、自力困難な者を優先して行う。また、避難は、先頭と最後尾に誘導員および情報員を配置して行う。

(3) 要配慮者の避難所の確保

要配慮者の避難所の確保に当っては、次の点に留意し保護の場所（二時避難所の設置も含む。）を確保する。

- ・避難者の健康状態等に対応できる避難所機能の確保
- ・医療機関との連絡体制の確保
- ・防災関係機関との連絡体制の確保
- ・家庭との連絡体制の確保

第7 広域避難の調整

1. 地方公共団体間の応援協定に基づく広域避難

地方公共団体間の応援協定に基づいて広域避難する場合の協議はその定めるところにより行う。

2. 災害対策基本法に基づく広域避難

事前に締結された地方公共団体相互の協定等が機能しない場合には、災害対策基本法に基づく広域避難を行う。

市は、災害の予測規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化に鑑み、区域外への広域的な避難および応急仮設住宅への収容が必要であると判断した場合においては、受入れについて、当該市町と直接協議し、他の都道府県の市町村の受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、都道府県知事に報告したうえで、自ら他の都道府県内の市町村に協議するものとする。

市は、指定避難所および指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

国、県および市、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

3. 情報の提供

政府本部、指定行政機関、公共機関、県および市、事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡を取り合い、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。

第8 被災地における動物の保護等

動物の飼い主（所有者または占有者をいう。以下同じ。）は、災害時においても動物を適正に飼養・保管するよう努めなければならない。ただし、飼い主のわからない負傷動物または逸走状態の動物については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は、県獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、これら動物の保護・収容等を行う。

また、被災者が避難所に動物を同行避難した場合は、被災者が同行避難した動物とともに暮らせるように、避難した動物の適正な飼養・保管を行うなど、動物の愛護および環境衛生の維持に努める。

第9 避難所外避難者の把握および支援

1. 避難所外避難者の把握

市は、在宅避難者ややむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者等、避難所以外の場所に避難した被災者（以下「避難所外避難者」という。）情報の早期把握に努める。

2. 避難所外避難者に対する支援

（1）市は、避難所外避難者に対し、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

特に、車中泊避難者に対しては、避難状況を調査し、避難所への誘導が困難な場合は、長時間の同一姿勢による下肢の運動不足や水分不足等からエコノミークラス症候群等の疾病を引き起こしやすくなるため、予防方法を周知する等の健康への対策を図る。

（2）市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

（3）市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討することや、車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

第 10 節 救出計画

地震や津波は広域的災害であり、同時多発的に多くの要救出者が生ずることが予想されるため、関係機関相互の緊密な連携による救護活動体制を確立し、迅速かつ的確に救出活動を実施する。

また、市、県、小浜警察署、小浜海上保安署等は、当該機関にかかる資機材の保有状況を把握するとともに、必要に応じ情報交換を行い、適切な救助・救急用資機材の整備に努める。

第 1 陸上における救出対策

1. 自主防災組織

自主防災組織は、消防団員や地域住民と協力して、救助機関が到着するまでの間、可能な限りの初期救出活動に努める。

2. 市

消防機関職員等による救助隊を編成するとともに、救助に必要な車両、特殊機械器具等の資機材を調達し、警察機関と協力して迅速に救助にあたる。

市自体の能力で救出作業が困難であり、かつ救出作業に必要な車両、特殊機械器具等の調達を必要とするときは、「福井県広域消防相互応援協定」や「福井県・市町災害時相互応援協定」に基づき県、他の市町、他の市町消防に応援を要請する。

なお、普段から以下に掲げる救助体制等の整備に努める。

(1) 救助体制の整備

震災時の救助活動計画を定め、各自主防災組織に救出、消火用資機材の備蓄を図り、発災直後の救助体制の整備を図る。

(2) 救急救護体制の整備

集団救急救助活動計画を定め、救急医療情報体制の整備および救急救助用資機材の整備を図る。その際、車両や資機材を小型・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や海路・空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意する。

(3) 傷病者搬送体制の整備

救急活動を効率的に行うため、救急車等の増強を図る。

第 2 海上における救出対策

1. 敦賀海上保安部・小浜海上保安署

- (1) 船舶の海難、人身事故等が発生したときは、速やかに船艇、航空機によりその搜索救助を行うとともに、必要に応じ特殊救難隊等の派遣要請を行う。
- (2) 海上火災発生時において消火および救出活動を実施する。
- (3) 避難の指示の発令時において避難者の誘導および海上輸送を行う。
- (4) 海上漂流者の救出および収容を行う。
- (5) 船舶内における人命、負傷者、患者の救出および収容を行う。

第3 空からの救出対策

航空機やヘリコプターを活用した救出を行うために、市はあらかじめ緊急離着場の指定を行うとともに、迅速かつ正確な情報収集伝達を行い、機動的な航空機の活用を図る。

1. 県防災ヘリコプター
2. 県警察ヘリコプター
3. 自衛隊
4. 海上保安庁

第4 孤立集落対策

地震災害により交通および通信が途絶し、人命に危険を生じた集落に対し、救助を図る。

1. 対象集落
 - (1) 無医で、地震による土砂災害、雪崩等により交通が困難な集落
 - (2) 地震災害による断線のため通信が途絶し、長期間回復の見込みがなく、かつ交通が困難な集落
 - (3) 山の尾根や谷川等を利用した徒歩通行は可能であるが、急患者を病院まで搬送することが困難、または相当の時間を費やさなければならない集落
2. 応急対策
 - (1) 孤立集落との連絡および災害発生時の救援等は、消防機関、警察署等とあらかじめ協議し、迅速、的確な措置をとりうる体制を整える。
 - (2) 孤立集落において急患者が生じたとき、県へ通報し、救援隊の派遣を要請して直ちに救援にあたる。

第5 行方不明者の搜索

市は、関係機関等の協力を得て、行方不明者の搜索を実施する。

1. 行方不明者の存否確認
消防機関、警察署および自主防災組織等の協力を得て、行方不明者の存否を確認する。
なお、調査工作班は関係機関と密接に連絡をとり、行方不明者名簿を作成する。
2. 行方不明者の搜索
災害の規模や緊急性等を勘案し、消防機関および警察署、海上保安署、自衛隊、自主防災組織等の協力を得て、行方不明者の搜索を実施する。
3. 搜索期間
行方不明者の搜索期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、10日間を経過してもなお搜索を要する場合には、期間を延長することができる

第6 費用および期間

災害救助法の定める費用は、機械、器具等の借上げ費、修繕費および燃料費とし、期間は災害の発生の日から3日以内とする。ただし、期間内において打ち切ることができないときは、期間を延長することができる。

[救出・救護対策事項]

発災後から3時間まで
・救出救助を要する状況（行方不明者等）の把握 1. 危険地域等の緊急パトロールの実施による情報収集 2. 消防・警察・地域等からの情報収集 ・関係機関への応援要請 1. 必要人員、資機材の見積り 2. 県、近隣市町等への応援要請
3時間後から1日後まで
・救出救助用資材の調達、搬送の支援 救出救助活動は、消防が中心となってい、消防団、自主防災組織等はその支援を行う。 ・行方不明者の早期特定の支援 1. 現場現地情報の収集 2. 住民等からの届け出のあった行方不明者等の照合・特定
1日後から3日後まで
・行方不明者の解消 1. 行方不明者の照合・特定

第 1 1 節 要配慮者応急対策計画

地震や津波発生時には、高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者は、特に大きな影響を受けやすいことから、要配慮者に配慮した応急対策を実施する。

第 1 迅速な避難

避難を行う場合、あらかじめ作成した「個別避難計画」に基づき、地域住民は地域の要配慮者の避難誘導について地域ぐるみで協力支援する。社会福祉施設の管理者等は、施設近隣住民の協力を求め、迅速な避難に努める。

第 2 市における対応

市は、要配慮者を支援するため、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、次の措置を講じる。

1. 発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。
2. 地域社会の協力を得て要配慮者が必要とする支援内容を把握する。
3. ボランティア等生活支援・情報提供のための人材を確保し、必要に応じて派遣する。
4. 特別な食料を必要とする場合は、その確保、提供を行う。
5. 生活する上で必要な資機材を避難所等に設置、提供を行う。
6. 避難所・居宅へ相談員を巡回させ、要配慮者の生活状況の確認、健康・生活相談を行う。
7. 老人福祉施設、障がい者施設、医療機関、児童相談所等への二次避難が必要な者について、当該施設への受入れ要請を行う。
8. 緊急通報システムの活用を図る。

第 3 県における対応

1. 介護体制の確立

県は、市の要請や必要に応じ、市町を支援するとともに、関係団体や他府県に対し、応援を要請するほか、災害時におけるホームヘルパー等の介護チームによる在宅や避難所内の要配慮者の介護体制（二次避難所の設置を含む。）を確立する。

2. 社会福祉施設への配慮

社会福祉施設へのライフラインの優先的復旧が図られるよう、ライフライン事業者に要請する。

3. 巡回健康相談の実施

県は、市等と協力し、県健康福祉センター、市健康管理センター等を拠点として、在宅ならびに避難所の要配慮者を対象に巡回健康相談を実施する。

4. 児童、生徒に係る対策

保護者の死亡や疾病により養育が困難となった児童等については、児童相談所が緊急一次保護を行うとともに、児童等の態様に応じて児童福祉施設へ入所の措置をとる。なお、

県内の施設および里親等による対応が困難な場合には、近隣府県の協力を得て入所の措置をとる。

第 1 2 節 医療救護計画

地震や津波災害は複合的、広域的災害であり、医療機関の機能低下、交通の混乱による搬送能力の低下等の事態が予測されるため、関係機関の協力により早期に広域的医療活動を実施し、負傷者の救護を図る。

第 1 医療救護活動体制の確立

1. 市の措置

- (1) 負傷者の手当、医師等の確保、救護所の設置ならびに医薬品、医療用具および衛生材料（以下「医薬品等」という。）の手配等必要な措置を講じる。
- (2) 市の医療活動のみで対処できない場合は、県等に協力を要請する。

2. 県に対する医療活動の要請

- (1) 負傷者の手当、医師等の確保、救護所の設置、医薬品等の手配・分別等の要請
- (2) 県立病院等への医療要請
- (3) 日本赤十字社福井県支部、県医師会、DMAT(災害派遣医療チーム)、その他医療機関への協力要請

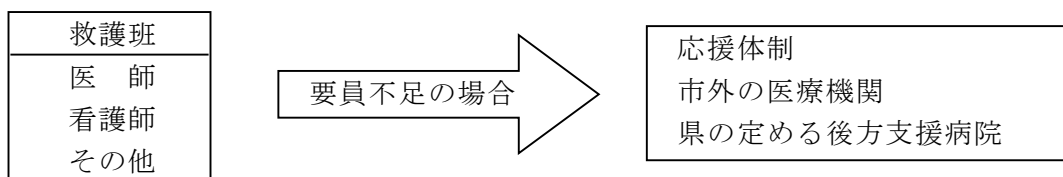
第 2 初動体制

災害時における救急医療を迅速に行うため市は、小浜医師会、県医師会等の協力の下に救護班を編成し、避難所等からの派遣要請に基づいて、救護所を設置し初動医療活動を開始する。

1. 救護班の編成

救護活動には市職員および小浜市赤十字奉仕団がこれにあたるほか、必要に応じ、県、日赤福井県支部等に応援を求める。

救護班編成は、市と小浜医師会との間において協定した災害時の医療救護活動に関する協定書に基づき次のとおり編成し、その指揮は医師があたるものとする。



班 長	1 人（小浜医師会の指定する医師）
看護師	2 人（指定された医師の所属看護師または市の保健師および看護師）
班 員	2 人（市職員または赤十字奉仕団）
連絡員	2 人（市職員）
移送員	4 人（市職員または臨時雇い者）

2. 救護所の設置

災害の規模および患者の発生状況により避難所のうち必要な箇所に救護所を設置する。救護所では傷病者の状態を観察して重傷度と緊急度を判定し、主に外科的負傷者のうち軽・中傷者に対する応急手当とし、さらに医療の必要な者は、迅速に最寄りの医療機関

への搬送を要請する。

第3 応急医療の内容

1. 医療および助産の対象者とその範囲

(1) 医療の対象者

応急的に医療を施す必要がある者で災害のため、医療の途を失った者

(2) 助産の対象者

災害発生の日以前、または以後7日以内に分娩した者で助産の途を失った者

(3) 医療の範囲

- ① 診療
- ② 薬剤または治療材料の支給
- ③ 措置、手続き、その他の治療および施術
- ④ 病院または診療所への収容
- ⑤ 看護

(4) 助産の範囲

- ① 分娩の介助
- ② 分娩前および分娩後の処置
- ③ 脱脂綿、ガーゼその他衛生材料の支給

2. 応急医療は、救護班が救護所において次のように実施する。

- (1) 傷病者の傷害程度の区分（トリアージ）
- (2) 後方医療施設への転送の要否および搬送順位の決定
- (3) 重傷者に対する応急措置
- (4) 転送困難な患者に対する医療の実施
- (5) 助産救護
- (6) 死亡の確認

3. 救護所・後方医療施設への搬送

救護所および後方医療施設への患者の搬送は、次のように行う。

- (1) 被災現場から救護所までの搬送は、自主防災組織、ボランティア、警察官、消防団員等が協力して実施する。
- (2) 救護所から後方医療機関への一次搬送は、消防本部が関係機関の協力を得て行う。
- (3) 患者に二次搬送の必要性が生じた場合、原則として消防本部がこれを行う。ただし、ヘリコプターによる二次搬送が必要となった場合、県または自衛隊に二次搬送を要請する。

4. 医療の費用および期間

- (1) 費用の算定は、災害救助法に基づき知事が定める額とする。

- ① 救護班による場合
使用した薬剤および治療材料の購入費ならびに医療器具の修繕費等の実費
- ② 病院または診療所による場合
国民健康保険の診療報酬の額以内
- ③ 施術者による場合
協定料金の額以内

(2) 医療の期間

医療の期間は、災害の発生の日から 14 日以内とする。ただし、期間内において打ち切ることができないときは期間を延長することができる。

5. 助産の費用および期間

(1) 費用の算定は、災害救助法に基づき知事が定める額とする。

① 救護班による場合

使用した衛生材料等の購入費

② 助産師による場合

当該地域の慣行料金の 8 割以内の額

(2) 助産の期間

助産の期間は、災害発生の日以前または 7 日以内に分娩した者に対し、分娩の日から 7 日以内とする。ただし、期間内において打ち切ることができないときは期間を延長することができる。

第4 医療提供体制の確保

県は、DMAT（災害派遣医療チーム）による活動と並行して、また、DMAT活動の終了以降、JMAT（日本医師会災害医療チーム）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、JDAT（日本災害歯科支援チーム）、日本薬剤師会、日本看護協会、日本災害リハビリテーション支援協会（JRACT）、日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、避難所、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整にあたっては災害医療コーディネーターを活用するものとする。その際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるように努める。

県は、大規模災害時に保健医療活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理および分析等の保健医療福祉活動の総合調整を遅滞なく行うための本部の整備に努めるものとする。

また、市および県は、災害時を想定した情報の連携、整理および分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備に努めるものとする。

第5 こころのケア体制の確立

心的外傷性ストレス傷害（PTSD）等の精神ケア体制の確立を図るため、必要に応じ精神科救護所を開設し、精神科医、保険師等による巡回相談を実施する。

県は、市から要請があったとき、または、必要と認めたとき、被災者および救護者のこころのケアのため、災害派遣精神医療チーム（DPAT）を編成し、医療救護班と連携して精神科医療および精神保健活動にあたるものとする。また、必要に応じて精神的な悩みや問題を相談できる窓口を設置するものとする。

第6 医薬品等の確保

1. 医薬品等

医療および助産を実施するにあたり、必要とする医薬品および衛生材料の調達については、平素から取扱業者、取扱品目、供給能力などの実態を把握し、緊急確保の体制を整備しておくものとする。また、輸血用血液の供給要請を受けた場合、必要に応じて住民に献

血を呼びかけるが、輸血用血液や調達できない医薬品が生じた場合、県に対して供給を要請する。

2. その他資機材の確保

保健衛生班は、応急医療に必要な資機材の調達を原則として次のように行う。

- (1) 飲料水、洗浄のための給水は給水班に要請する。
- (2) 応急医療に使用する医薬品等は、原則として保健衛生班で調達したもので対応する。
- (3) 保健衛生班で調達した医薬品等が不足し、医師等で携帯したものを使用した場合、費用は市が実費弁償する。
- (4) 電気、電話等の通信手段は、総務班を通して関西電力送配電㈱、西日本電信電話㈱に要請する。

第7 患者等の搬送力の確保

患者、医療従事者および医療資機材等の搬送体制を確保し、支障が生じた場合は、県に支援要請する。

第8 医療施設の応急復旧

公立医療機関、病院を中心に応急復旧が円滑に行われるよう努める。

[医療保健対策事項]

発災後から3時間まで
・市内医療施設の被害状況および診療収容可能医療施設の把握 1. 医師会からの情報収集 2. 警察・消防からの情報収集
3時間後から1日後まで
・医療救護需要の把握 1. 警察・消防からの情報収集 2. 自治会・自主防組織・避難施設等からの情報収集 ・救護所の設置 1. 救護所設置の検討・決定 2. 救護班の編成派遣 ・医薬品等の調達可能量の把握および手配 ・負傷者等の搬送 1. 各救護所からの搬送要請の確認調整 2. 広域・緊急搬送の必要性の確認および関係機関への手配・要請
1日後から3日後まで
・救護所、医療施設における医療活動に関する情報の収集伝達 1. 負傷者の診療状況の把握 2. 診療機能の把握 ・医療救護の実施 1. 救護班による救護医療の実施 2. 避難所等の巡回診療

第 1 3 節 消防計画

市は、地震発生時における出火防止、初期消火、延焼防止等の消防活動を迅速かつ円滑に実施するため、消防機関の活動体制、消防相互応援体制等の整備充実を図るものとし、県は、市の消防活動が円滑に行われるよう必要な措置を講ずる。なお、具体的消防活動については、若狭消防本部の定める計画による。

第 1 出火防止、初期消火

出火防止、初期消火活動は住民や自主防災組織により行われることになるが、市および防災関係機関は地震発生直後、あらゆる手段、方法により住民に対し出火防止、初期消火を呼びかける。この場合は、次の事項を中心に広報活動を行う。

1. 火気の遮断

使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断するとともに、プロパンガスはボンベのバルブを、石油類のタンクは元バルブを閉止し、さらに避難時等必要に応じて電気ブレーカーを遮断する。

2. 初期消火活動

火災が発生した場合は、消火器、消火バケツ等で消火活動を行う。

第 2 消防職員および消防団員の初動体制

1. 非常招集の基準

大規模地震が発生した場合、消防長は次の基準により非常警戒を発令する。

- (1) 小浜市域に震度 4 または 5 弱以上の地震が発生したとき
- (2) その他消防長が必要と認めたとき

2. 消防対策本部の設置

消防長は、非常警戒発令と同時に消防対策本部を設置する。

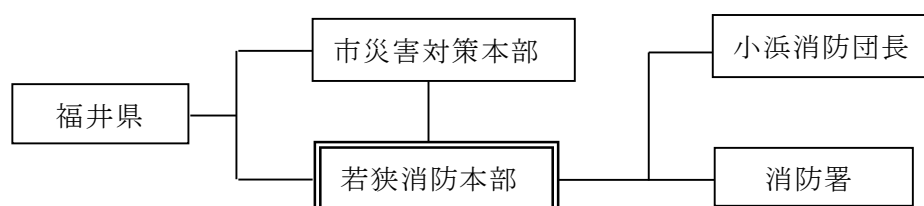
3. 非常警戒発令により職員等を増強する必要があるときは、警防規程により招集する。

なお、小浜市域に震度 5 強以上の地震が発生したときは招集命令を待つことなく参集する。

4. 情報伝達の方法

情報伝達は、基本的に有線電話・ファックス等によって行うが、それらの途絶時にあつては携帯電話や無線通信を使用する。

震度 5 弱以上の地震が発生したときの要請、伝達経路は次による。



第3 消防活動

1. 自主防災組織

自主防災組織は、地域住民と協力して、消防機関が到着するまでの間、可能な限りの初期消火活動に努めるとともに、消防団等消防機関が到着した場合には、現地火災情報等の伝達を行う。

2. 消防組織

- (1) あらかじめ定められた大地震発生直後の初動体制をとり、初期の消防活動を実施する。
- (2) 消防活動を円滑に実施する上で重要な消火栓、防火水槽等の消防施設の破損および道路の通行状況等を迅速に把握できるよう、情報収集計画をあらかじめ定める。
- (3) 大地震時における同時多発の火災に対処し、効率的な消防隊の運用を図るため、次の活動指針に基づき、消防活動を実施する。

① 避難所、避難路確保優先の原則

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難所、避難路確保の活動を行う。

② 重要地域優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、防火地域および準防火地域等を優先に消火活動を行う。

③ 市街地火災消防活動優先の原則

大規模工場、大量危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分および市街地の延焼火災の消防活動を優先とし、それらを鎮圧した後に部隊を集中して消防活動にあたる。

④ 防災上重要な施設防御の優先

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、医療救護施設等の重要施設を優先に防御を行う。

- (4) 道路、地形、水利等の状況を考慮して、延焼阻止線を設定し、火災の拡大を防ぐ。

3. 消防団

(1) 出火防止の広報と消火活動

火の始末、火気使用制限等出火防止の広報を行い、火災を発見したときは、付近住民の協力を求め、消火活動を実施する。

(2) 人命救助

要救助者を発見したときは、付近住民の協力を求めて救出活動を行う。

(3) 消防署部隊との連携

災害現場活動は、消防署部隊と相互に協力して防御活動を行い、消防署部隊が転戦する場合は、その活動を引き継ぐものとする。

(4) 避難誘導

避難指示等の指示があった場合は、速やかに避難方向、避難場所等を付近住民に周知徹底するとともに、安全な避難誘導を実施する。

第4 応援要請

1. 県内市町間の広域応援体制

市は、単独では対処不可能な地震火災が発生した場合は、「福井県広域消防相互応援協定」

に基づき他の市町に応援要請を行う。

2. 県外市町村等に対する応援要請

- (1) 独自に「消防相互応援協定」等を締結している県外の市町村に協定に基づき応援を要請したときは、県に報告するものとする。
- (2) 応援消防機関の円滑な受入を図るため、若狭消防署は連絡系統を設け、次の事項に留意し、受入れ体制を整えておく。
 - ① 応援消防機関の誘導方法
 - ② 応援消防機関の部隊数、機材数、指揮者等の確認

3. 緊急消防援助隊の出動要請

- (1) 市長は、他都道府県の消防機関の応援を要請したいときは、消防組織法第44の規定に基づき次の事項を明らかにして知事を通じて、消防庁長官に緊急消防隊の出動等を要請する。なお、緊急消防救助隊の受入れのため若狭消防署は連絡系統を設け、2の(2)に掲げる事項に留意し、受入れ体制を整えておく。
 - ① 火災の状況および応援要請の理由、応援の必要期間
 - ② 応援要請を行う消防機関の種別と人員
 - ③ 市への進入経路および集結（待機）場所
 - ④ その他必要事項

第5 惨事ストレス対策

救助・救急または消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家派遣の要請を行う。

第 1 4 節 警備・保安計画

地震や津波等の発生時には、さまざまな社会的混乱および道路交通渋滞等が発生するおそれがあるため、警察署、海上保安署等の関係機関との緊密な連携のもとに、地域住民の安全確保、社会的混乱に乗じて発生する各種犯罪の予防、交通秩序の維持等を目的とした警備・保安体制を確立し、被害状況を的確に把握することにより、住民の生命、身体、財産の保護に努める。

第 1 小浜警察署（福井県警察）

災害発生時においては、多数の死傷者や、火災、電話の不通、停電など一時的に社会生活がマヒ状態となり、またこれに伴う被災者の不安、動揺の高まり、生活必需物資の欠乏、買い占め、売り惜しみなどの混乱に乗じた各種犯罪の発生が予想される。

これらの災害発生に伴う非常事態に対処するため、市域を管轄する小浜警察署（以下「警察署」という）は、「福井県警察大規模災害警備計画」に基づき、住民の生命、身体、財産の保護を図るため関係機関と連携して的確な災害警備活動を行うものとする。

1. 警察における警備活動

警察署は、大規模な災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、次の警備活動を行うものとする。

（1）警備体制等

① 市等の関係機関に対する通報

警察署は、被害をおよぼす可能性のある災害等の状況を把握し、または予想した場合は、県警察本部に通報するとともに、市等関係機関に速やかに通報する。

② 警備要員の確保

警察署は災害が発生し、必要があると認めた場合は、警備要員の非常招集を行う。

③ 指揮体制の確立

災害が発生した場合は、警察署に署長を本部長とする署警備本部を設置して警備体制を確立する。この場合において、署警備本部長は、災害の規模等により必要があると認めたときは、県警察本部に要員の派遣を要請して指揮体制の強化を図るものとする。

④ 要請があった場合の措置

市長から応急措置の実施に必要な準備を要請された場合、警察署はこれに応じる。

⑤ 住民の避難誘導

市長が地域住民に対する避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、または市長から要請があったときは、警察官は必要と認める地域住民に対し、避難のための立ち退きを指示するものとする。

（2）大規模地震発生時の警備活動

① 情報の収集および伝達

② 被害の実態把握

③ 被災者の救出救助

④ 住民の避難誘導

⑤ 行方不明者相談への対応および捜索

⑥ 遺体の検視または調査および身元確認

⑦ 警戒区域等への立入制限

⑧ 避難路および緊急交通路確保のための交通規制

- ⑨ 被災地域における犯罪の未然防止および検挙
- ⑩ 現場広報
- ⑪ その他必要な警察活動

2. 道路交通対策

大規模地震が発生した場合は、速やかに道路の被害状況および交通状況の把握に努め、緊急車両の通行路確保、危険箇所および迂回路の標示、交通情報の提供、車両の使用制御、その他運転者のとるべき措置についての広報等危険防止、混雑緩和および被害の拡大防止のため、次に掲げる措置を行うものとする。

(1) 交通規制の基本方針

- ① 被災地域での一般車両の走行および被災地域への流入は原則禁止とし、被災地以外への流出は交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。
- ② 避難路および緊急交通路は、機能確保を図るため原則として一般車両の通行を禁止または制限する。その他、防災上重要な道路についても必要な交通規制を行う。
- ③ 高速道路は、緊急交通路としての活用を図るため、広域的に通行禁止とし、一般車両の流入を禁止または制限する。
- ④ 一般道についても、道路中央部を住民の避難路および緊急自動車等の通行路として確保するとともに、速やかに管内の道路被害状況等を調査する。

(2) 交通規制の実施

道路管理者および関係機関と緊密に連絡し、状況に適した規制を実施するとともに、必要に応じ交通指導員等に交通誘導の協力依頼を行う。

(3) 交通規制を実施した場合の広報

交通規制を実施した場合は、避難者、運転者、地域住民等に対して、適時、適切な広報を実施し、その周知徹底を図るものとする。

3. 関係機関との連携、協力

災害に対処するため、関係機関との連携を密にし情報交換を行うとともに、それぞれの活動状況をお互いに把握し、担当区分の分担、調整を行い、相互に協力し、災害応急活動等を迅速かつ効果的に行う。

第2 敦賀海上保安部・小浜海上保安署

1. 通信の確保、情報収集および警報等の伝達に関する措置

(1) 通信の確保

- ① 巡視船艇を含めた応急通信系による連絡体制を確保する。
- ② 市対策本部へ必要に応じ、無線機等を携帯させた連絡調整員を派遣し、連絡体制を確保する。

(2) 情報の収集

災害の発生が予想されるときまたは発生したときは、関係機関等と密接な連絡をとり情報収集に努めるとともに、巡視船艇および航空機を活用し、積極的な情報収集活動を実施する。

(3) 警報等の伝達

- ① 津波、高潮、波浪等に関する警報および災害に関する情報の通知を受けたときは、航行警報および安全通報等により、船舶等に周知するとともに、必要に応じ関係事業者にも周知する。

- ② 航路障害物の発生、航路標識の異常等船舶交通の安全に重大な影響をおよぼす事態の発生を知ったときまたは船舶交通の制限もしくは禁止に関する措置を講じたときは、速やかに航行警報または安全通報を行うとともに、必要に応じ水路通報を行い、船舶等に対し周知する。
- ③ 大量の油の流出等により、船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響をおよぼすおそれのある事態の発生を知ったときは、航行警報、安全通報および巡視船艇による巡回等により、船舶等に対し周知する。
- ④ 調査により収集した情報について、必要と認める場合は、市災害対策本部および関係機関へ通報する。

2. 海難救助等

- (1) 船舶の海難、人身事故が発生したときは、速やかに巡視船艇および航空機等によりその搜索救助を行う。
- (2) 船舶火災または海上火災が発生したときは、速やかに巡視船艇によりその消火を行うとともに、必要に応じて消防機関に協力を要請する。
- (3) 危険物が排出されたときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災の発生防止、航泊禁止措置または避難指示を行う。
- (4) 海上における行方不明者の搜索および遺体の収容ならびに検視を行う。
- (5) 救助活動に関し、その規模が大きいときまたは事態が急迫し必要と認めるときは、第八管区海上保安本部から自衛隊に部隊等の派遣を要請する。

3. 流出油等の防除

- (1) 大量の油が流出したときは、防除措置を講ずべき者が行う防除措置を効果的なものとするため、巡視船艇および航空機等により流出油等の状況、防除作業の実施状況等を総合的に把握し、作業の分担、作業方法等防除作業の実施に必要な事項について指導を行う。
- (2) 防除措置を講ずべき者が、流出油等の拡散防止、除去等の措置を講じていないと認められるときは、これらの者に対し、防除措置を講ずべきことを命ずる。
- (3) 緊急に防除措置を講じる必要がある場合において、必要があると認められるときは、第八管区海上保安本部を介し、海上災害防止センターに防除措置を講じることを指示し、または巡視船艇等により応急措置を講じるとともに、関係機関等に必要な資機材の確保および防除措置の実施について協力を要請する。

関係機関および関係事業所等が実施すべき流出油等の防除措置

- 防除対策推進のための組織体制の整備
- オイルフェンス、吸着材、処理剤等の油防除資材の調達
- 住民等の危険防止に関する火気使用の制限、避難指示および陸上交通規制等の措置

4. 海上交通安全の確保

- (1) 船舶交通の混雑が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。
- (2) 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、または生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、または禁止する。
- (3) 海難船舶または漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、または生じるおそれのあるときは、速やかに必要な応急措置を講じるとともに、船舶所有者に対

し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、または勧告する。

- (4) 船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運航に必要と思われる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。
- (5) 河川からの流出物等により、水路の水深に異状を生じたと認められるときは、当該管理者へ通報し、必要に応じて検測および応急標識の設置等を要請することにより水路の安全を確保する。
- (6) 航路標識が損壊し、または流出したときは、敦賀海上保安部に通報し、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

5. 危険物の保安処置

- (1) 危険物積載船舶については、必要に応じて移動を命じ、または航行の制限もしくは禁止を行う。
- (2) 危険物荷役中の船舶については、荷役の中止等事故防止のために必要な指導を行う。
- (3) 危険物施設については、危険物流出等の事故を防止するために必要な指導を行う。

6. 警戒区域の設定

人命または身体に対する危険を防止するため、特に必要が認められるときは、災害対策基本法に定めるところにより、警戒区域を設定し、巡視船艇等により船舶等に対し、区域外への退去および入域の制限または禁止の指示を行うとともに、市災害対策本部に対し警戒区域設定に係る通知を行う。

7. 治安の維持

- (1) 治安機関等からの情報収集に努めるとともに、巡視船艇等を災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。
- (2) 巡視船艇等により、警戒区域または重要施設の周辺海域の警戒を行う。

8. 関係機関等への支援活動

小浜海上保安署は次に掲げる支援活動を行う。

(1) 緊急輸送

負傷者、避難者、救急・救助要員、医師等の人員および必要な機材ならびに飲料水、食料、その他緊急に必要とする物資等の緊急輸送について要請があったとき、または必要性を認めたときは、巡視船艇および航空機により緊急輸送を行う。

(2) 物資の無償貸付けまたは譲与

物資の無償貸付けもしくは譲与について要請があったときまたはその必要があると認めるときは、「第八管区海上保安本部に属する物品の無償貸付および譲与に関する事務取扱細則」に基づき被災者に対し海上災害救助用物品を無償で貸付けまたは譲与する。

無償で貸付けまたは譲与する場合

○無償貸付

災害による被害者その他の者で応急救助を要するものの用に供するため寝具その他の生活必需品を貸し付け、または災害の応急復旧を行う者に対し、当該復旧のため必要な機械器具を貸し付けるとき

○譲与

生活必需品、医薬品、衛生材料その他必要な品を災害による被害者その他の者

で応急救助を要するものに対し譲与するとき

(3) 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援

海上における災害応急対策の実施に支障をきたさない範囲上において、関係機関等からの要請に基づき、陸上における救急・救助活動等について支援するほか、巡視船による医療活動場所の提供ならびに災害応急対策従事者に対する宿泊所の提供等を行う。

9. 関係機関との協力、連携体制

地震や津波等によって発生した海上災害に対処するため、小浜海上保安署、市災害対策本部、小浜警察署、消防機関、自衛隊等は連携を密にし、それぞれの活動状況を互いに把握するとともに、相互に協力し災害応急活動等を効果的に行うものとする。

(1) 市災害対策本部

- ① 被災状況、避難の必要性、避難者の動向など情報交換を行うものとする。
- ② 港湾管理者および漁港管理者は関係機関と協力し、港湾区域内および漁港区域内で流出油の防除および航路障害物の除去等にあたる。
- ③ 小浜海上保安署の活動が、迅速・的確に展開できるように非常時において協力するとともに、緊急輸送など支援を必要とするときは速やかに要請するものとする。
- ④ 海上における災害応急活動に自衛隊の有する機動力等が必要なときは、関係自衛隊の支援を県に要請するものとする。

(2) 小浜警察署

- ① 関係機関と連携し、負傷者、被災者等の避難誘導、救助にあたる。
- ② 油および有害液体物質等が流出したときは、事故防止のため、沿岸における現場への立入禁止、制限および付近の警戒にあたる。
- ③ 関係機関と協力し、沿岸住民に対する避難指示および避難誘導にあたる。

(3) 消防機関

- ① 関係機関と協力し、負傷者、被災者等の避難誘導、救助にあたる。
- ② 初期消火、延焼の防止にあたっては、相互の情報を交換し担当区域の調整を図り、迅速な活動を行うものとする。
- ③ 負傷者の収容先医療機関の選定、後方医療施設への搬送、負傷者の救急措置を行う。
- ④ 流出油および流出有害液体物質等の警戒および拡散状況の調査ならびに事故防止の支援措置を行い、沿岸における現場への立入禁止、制限および警戒にあたる。
- ⑤ 関係機関と連携し、沿岸住民および危険物貯蔵所等に対し、火気管理等の指導を行う。

(4) 自衛隊

- ① 第八管区海上保安本部等からの要請に基づき、または必要に応じ、救助・救援活動を行うための部隊を派遣し、積極的に支援する。
- ② 被災者の捜索・救助活動にあたっては、相互に情報を交換するとともに、担当区域の分担の調整を行い、迅速な活動を実施する。

(5) 日本赤十字社福井県支部

関係機関と連絡をとり、負傷者の救護にあたる。

第 15 節 飲料水供給計画

災害により給水施設の損壊、飲料水の汚染等、現に飲料水に適する水を得ることができない者に対し、最小限度必要な飲料水を供給し被災者を保護するとともに、施設等の応急復旧を行う。

第 1 給水体制

飲料水供給の直接の実施者は市とする。ただし、市において実施できないときは、県および他市町に対して「福井県・市町災害時相互応援協定」に基づく応援要請を行う。

第 2 給水方法

災害発生時に水道等給水施設の損壊があった場合は、拠点運搬給水を実施する。なお、運搬給水は仮配管等が完了し応急給水栓が設置されるまでとする。

市は、給水の実施にあたっては、給水場所、時間等について広報を行い、各関係機関等の協力を得て、円滑に行うよう努める。

1. 給水量

被災者に対する最低給水量は、1 人 1 日当たり 3 リットルとし、給水力の強化および水道施設の復旧状況に応じて、随時給水量を増加するものとする。

(1) 給水目標量

- | | |
|-------------|------------------------------|
| ① 被災後 2・3 日 | 1 人 1 日 3 リットル（生存に必要な水） |
| ② 3・4 日後 | 1 人 1 日 30 リットル（洗面等に必要な生活用水） |
| ③ 10 日後 | 1 人 1 日 100 リットル |

2. 輸送による給水

(1) 給水車（給水車に代用できる散水車、水槽付消防ポンプ自動車等を含む。）によって補給、水道の水源からの取水を行い、被災地域内の適当な給水基地への輸送を行う。ただし、この場合、衛生防疫上必ず上下水道課および健康福祉センターの指示によらなければならない。

(2) 給水基地へ給水タンク、ドラム缶に入れて車両等によって輸送を行った後、給水基地において、ポリタンク、飲料水袋等の容器で配水を行う。

3. ろ過による給水

局所的給水または陸上輸送による給水が不可能なときは、ろ過器（緊急用飲料水製造装置）による給水基地を設営する。

4. 家庭用井戸水等による給水

(1) 家庭用井戸水について、水質検査の結果、飲料水として適当と認めたときは、その付近の被災者のために飲料水として給水する。

(2) 家庭用井戸水について、水質検査の結果、飲料に適さない水質のときは、ろ過器および消毒等により飲料水として確保する。

5. 住民への広報

応急給水を実施する地域に対しては、給水場所や給水時間を広報し、自治会等の協力を

得て給水を実施する。また、断水解消の見込などの情報提供を実施する。

第3 給水用資機材・器材の確保

1. 災害時に使用できる水源の現況、給水用資機材、給水車等の保有状況および給水能力を平素から把握しておく。
2. 各種災害に備え、各家庭・各事業所に10リットル～20リットル入りポリ容器を必要数常備しておくよう住民および関係者へ周知徹底し、迅速かつ的確に応急対策を行えるよう準備しておくものとする。
3. 消毒用資機材等についても必要数確保・保管しておくものとする。

第4 給水施設の応急復旧

水道施設の破損による応急復旧は、市が必要に応じ小浜市指定給水装置工事事業者、管工事協同組合の出動を要請し、復旧に当たる。また、災害による水道施設の事故に対処するため、各要員を待機させる。

1. 施設を巡回して事故発生の有無を確認する。
2. 施設の損壊、漏水等被害を認めたときは、応急措置を講じる。

第5 他市町への協力要請

飲料水の取水は水源から行うが、取水が不可能となった場合は、近隣市町への協力を要請する。

(詳細については日本水道協会福井県支部水道災害相互応援要綱による。)

第 1 6 節 食料供給計画

災害時における被災者および災害応急対策に従事する者に必要な食料の確保とその供給の確保を期する。

第 1 食料の供給

1. 食料供給の対象者

- (1) 避難所へ避難した者
- (2) 自宅にあっても、住家に被害を受けて炊事のできない者
- (3) 旅行者、宿泊人等
- (4) 救助作業その他の災害応急対策業務に従事する者
- (5) その他市長が必要と認める者

2. 食料の供給方法

- (1) 避難者数等から必要数量の把握を行い、備蓄食料の配布、加工食品（弁当等）の調達、炊出しの実施による供給計画を作成する。
- (2) 食料の供給は、原則として避難所および市が指定する場所で行う。
- (3) 避難所での食料の受入れ、配布については、避難所内の住民組織、地域各種団体、ボランティア等の協力を得て実施する。
- (4) 食料の配布にあたっては、高齢者、障がい者、乳幼児等要配慮者を優先する。
- (5) 避難所以外で避難生活を行っている被災者に対して、広報車等に食料の供給に関する情報を提供する。
- (6) 食料の受け取りが困難な者に対しては、ボランティア等の協力を得て各戸配付等によって供給する。

3. 食料の確保、集積および搬送

- (1) 備蓄食料
避難施設および備蓄庫より搬出して避難所等へ供給する。
- (2) 調達食料
 - ① 流通状況に応じ、卸売業者、小売販売業者からも必要品を調達する。
 - ② 調達食料は、避難所等へ直接搬送することを原則とする。これによりがたい場合は、あらかじめ定めた一時集積所に受け入れ、仕分けのうえ各避難所へ搬送する。
- (3) 救援食料
 - ① 市において食料の調達が困難な場合は、県やその他の団体に要請する。
 - ② 県およびその他の自治体等からの救援食料は、あらかじめ定めた一時集積所に受け入れ、仕分けのうえ各避難所へ搬送する。
- (4) 市が実施する搬送については、公用車、応援車を用いるが、状況に応じて運送業者に委託する。

4. 食料の供給

- (1) 備蓄食料等の供給
災害当初において、市は、備蓄食料による供給を速やかに行う。この場合において、供給場所、時間等を十分広報し、自主防災組織等の協力を得て円滑に供給するよう努め

る。

(2) 米穀等食料の応急供給

米穀および乾パンの応急供給は、供給対象等に応じ、次に掲げる者が知事の承認を得て行う。

供 給 対 象	限度数量	実施責任者
被災者に対し、炊き出しによる給食を行う必要がある場合	必要数量	市 長
被災により販売業者が通常の販売を行うことができないため、これに代わって販売する場合	必要数量	市 長
災害地における救助作業、急迫した災害の防止および緊急復旧作業に従事する者に対して給食を行う必要がある場合	必要数量	作業実施責任機関
特殊災害（爆発、列車の転覆等）の発生に伴い、被災者に対し炊出し等による給食の必要がある場合	必要数量	市長と災害発生機関が協議

(3) 実施の方法

市長が応援供給を実施する場合の実施方法は、次のとおりとする。

① 米穀による応急供給の場合

市長は、被災者等に応急供給を実施する必要があると認められるとき、災害発生状況または給食を必要とする事情およびこれに伴う給食に必要な米穀の所要数量を知事に申請する。

なお、災害救助法が適用された場合は、「災害救助法または国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡要領」に基づき、米穀の確保を行う。

② 民間流通米の活用

災害応急米穀として民間流通米を活用するため、市長はあらかじめ若狭農業協同組合と「災害応急米穀供給協定」を締結し、災害の発生または発生のおそれがある場合は同協定に従い、民間流通米の供給を受けるものとする。

③ 乾パン等による応急供給の場合

災害の程度によって炊出しができず、乾パン等の配給が必要なときは、直ちに県に対して供給の申請を行う。

第2 炊出しの実施

1. 実施責任者

炊出し等による食品の給付は本部長（市長）が行う。また、災害救助法が適用された場合は、知事より委任を受けた本部長（市長）が行う。

2. 炊出しの実施

(1) 炊出しは、災害対策本部を中心として日赤奉仕団等に依頼し、学校給食室等の既存の給食施設を利用して行う。なお、実施にあたっては次の点に留意する。

① 炊出し所には、責任者を配置する。責任者はその実施に関し、指導するとともに関係事項を記録する。

② 献立は栄養価等を考えて定めなければならないが、被害の状況を十分配慮し、食器が確保され配給されるまでの間はおにぎりと漬物、缶詰の副食などを考慮する。

- (2) 市において直接炊出しすることが困難で、米飯（炊飯）業者等から注文することが実情に即すると認められるときは、炊出しの基準を明示して業者からの購入し、配給する。

3. 食品衛生

炊出しにあたっては、常に食品の衛生に心掛け、特に次の事項に留意する。

- (1) 炊出し所には、飲料適水を十分供給する。
- (2) 供給人員に応じて必要な器具、容器を確保し備え付ける。
- (3) 炊出し所には、洗浄設備および器具類の消毒ができる設備を設ける。
- (4) 炊出しにあたっては、ハエ、その他害虫の駆除に十分留意する。
- (5) 使用原材料は、できるだけ信用のある業者から仕入れを行い、保管に留意する。
- (6) 炊出し施設は、学校給食室、コミュニティセンター等の既存施設を使用するがこれらが使用できない場合は、旅館、仕出屋等民間の施設を借上げて行う。

4. 食料品の集積地

緊急を要し炊出し所または避難所へ直接輸送する場合を除き、食料品等物資の集積場として、市有施設の中から選定する。

5. 応援の要請

炊出し等食品の給付ができないときまたは物資の確保ができないときは、次により応援の要請を行う。

- (1) 本部長（市長）は応援の必要を認めたときは、県に対して要請する。ただし、緊急を要するときは、直接、隣接市町に要請する。
- (2) 応援の要請は、次の事項を明示して行う。
 - ① 炊出しの実施
 - 所要食数（人数）
 - 炊出し期間
 - 炊出し品送付先
 - ② 物資の確保
 - 所要物資の種別、数量
 - 物資の送付先、期日

6. 災害救助法が適用された場合の実施基準

(1) 対象者

- ① 避難所に収容された者
- ② 住宅に被害を受けて、炊事のできない者
- ③ 住宅に被害を受け、一時縁故地等へ避難する必要がある者

(2) 期間

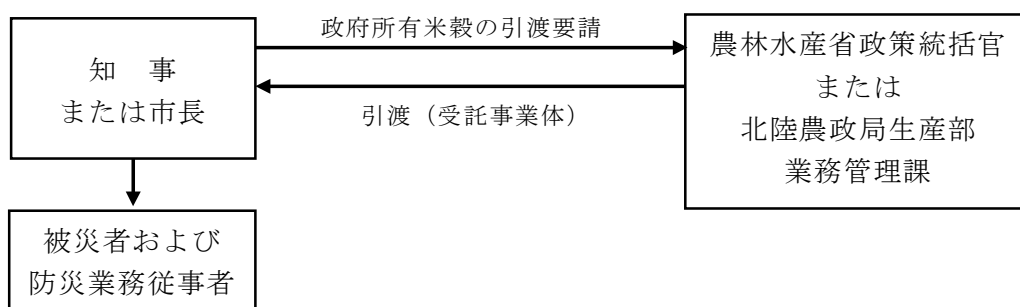
災害発生の日から7日以内とする。ただし、期間経過後なお多数の者に対し継続実施の必要があるときは、県に対し期間延長の要請をする。

(3) 費用

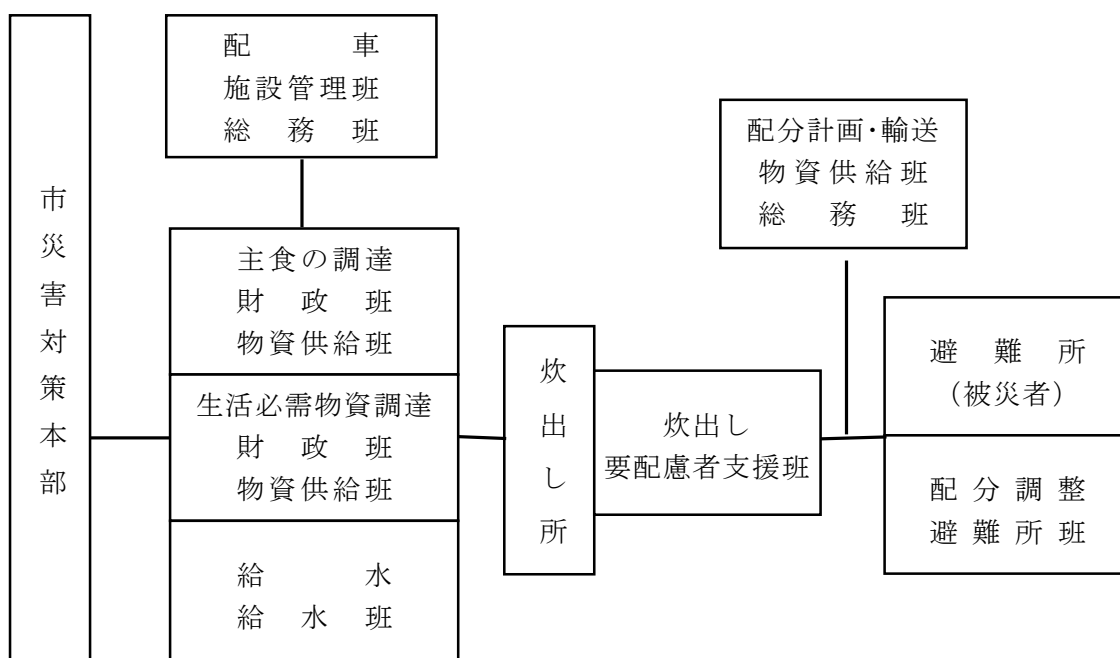
支出できる費用は、主食、副食および燃料等の経費とし、災害救助法に基づき知事が定める額とする。

災害救助法の適用を受けた場合の炊出し用米穀配給経路

- ・災害救助法が適用された場合



食料等調達および炊出し業務分担



第3 備蓄・調達計画

災害時の救助用として、食料を次のとおり確保する。

1. 個人の備蓄

市は、「自らの身の安全は、自らが守る」のが防災の基本であることから、市民に対し、家庭内の食料の備蓄について普及および啓発を図る。

2. 市の備蓄

市は、各指定避難所等を中心に、生命および生活を維持するために必要な食料の分散備蓄を行い、応急時においてこれを供給する。特に、山間部集落など災害時に孤立する可能性がある地域における食料備蓄に配慮する。

市は、ミルクや柔らかい食品など要配慮者向けの食料備蓄にも努める。

3. 流通備蓄

市および県は、あらかじめ関係業界団体と協議し、災害時の食料の融通協力協定を締結し、応急時に提供を要請する。

4. 要配慮者への配慮

物資の調達・供給にあたっては、高齢者、障がい者等の要配慮者のニーズに配慮するものとする。

5. 食物アレルギーへの配慮

市および県は、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食糧の確保等に努めるものとする。

[給食対策事項]

発災後から3時間まで	
・食料備蓄先、主食提供者、給食施設等の被害状況の把握	
1. 食料備蓄先	J A
2. 主食提供者	米穀販売業者
3. 給食施設	各学校給食施設
4. 道路状況	食料運搬経路
3時間後から1日後まで	
・給食需要の把握	
1. 各避難所の避難者数（要配慮者数）	
2. 調理不能者数（要配慮者数）	
・食料の調達	
1. 各食品の調達可能量の把握	
2. 備蓄食料の搬出	
3. 食品の購入、弁当の確保	
1日後から3日後まで	
・食品の配布	
1. 避難所収容者への配布検討および配布	
2. 調理不能者への配布検討および配布	
3. 孤立地域への配布検討および配布	
・給食対象人員の確認	
・給食施設の応急復旧	

第 17 節 生活必需品供給計画

地震や津波災害時には生活必需品を喪失または破損し、日常生活を営むことが困難な者が生ずる可能性があるため、これらの物資を迅速確実に供給するよう努める。

第 1 実施責任者

災害救助法を適用するに至らない災害における被災者に対する物資の給与は市が行う。

また、災害救助法が適用された場合においては、物資確保および輸送は県が行い、被災者、に対する物資の給貸与は原則として市が行う。

第 2 対象者および支給物資等の内容

1. 対象者

災害により住家の全焼、全壊、埋没、半焼および半壊等の被害を受けた者で生活上必要な家財等を喪失またはき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者

2. 支給物資

支給する物資は、寝具、衣類、日用品その他の生活必需品を必要に応じ、次の品目の範囲内で現物をもって支給する。

寝具	就寝に必要な毛布、布団等
外衣	普通着、作業衣、婦人服、子供服等
肌着	シャツ、パンツ等
身の回り品	タオル、長靴、サンダル、ズック等
炊事道具	鍋、釜、包丁、コンロ、バケツ等
食器	茶碗、汁碗、皿、箸等
日用品	石鹸、ちり紙、歯ブラシ、歯磨粉、懐中電灯等
光熱材料	マッチ、灯油、プロパンガス等

3. 支給基準

被災者に対する生活必需品の配布基準は、原則として災害救助法による生活必需品の給与限度内とする。

4. 期間

支給する物資の給与期間は、災害発生の日から 10 日以内とする。ただし、期間内において打ち切ることができない場合は、期間を延長する。

5. 物資の調達および保管

- (1) 避難施設および備蓄庫より搬出して避難所等へ供給する。
- (2) 所要物資は、流通状況に応じ、卸売および小売販売業者から調達する。
- (3) 所要物資は、市内で調達が困難な場合は県に依頼する。
- (4) 調達物資は、避難場所等へ直接搬送することを原則とする。これによりがたい場合は、一時集積所に受け入れ、仕分けのうえ各避難所等へ搬送する。
- (5) 衣料、生活必需品の給与または貸与を実施する場合は、物資支給・配布状況表および

物資調達台帳等を整備するものとする。

第3 救援物資の受入れ、集積、配分

被災地域の必要物資の必要量をすみやかに把握し、市内で調達ができない場合は、必要物資の種類、数量および受入れ場所を県および応援協定締結市町に連絡し、応援を要請する。また、市に届いた物資の把握に努め、過不足となっている物資を調達し、物資の適切な供給に努める。

1. 物資の受入れ、集積場所

あらかじめ受入れ候補地・集積所候補地を選定しておくものとし、その場所には職員を配置し、援助物資の受入れ作業および仕分け作業を行う。

2. 配布方法

避難施設に配布された物資は、各避難所の運営責任者の指示により、避難所内自治組織を通じて、要配慮者等を優先しながら配布する。

なお、避難施設以外で避難生活を行っている被災者に対しては、広報等により援助物資の情報を提供する。また、避難施設まで取りに来ることが困難な者に対しては、ボランティア等の協力を得るなどの方法により配布する。

配布にあたっては、要配慮者等のニーズや男女の違いに配慮するよう努める。

第4 備蓄・調達計画

1. 個人の備蓄

市は、「自らの身の安全は、自らが守る」のが防災の基本であることから、住民に対し、非常持出品等の備蓄を行うよう普及、啓発を図る。

2. 市における備蓄検討

市では、各避難所や行政区等を中心に、生活に必要な物資の分散備蓄を検討し、応急時にこれらを安定的に供給できるよう整備に努める。

3. 流通備蓄

市は、あらかじめ関係業界団体または小売業者等と協議し、災害時の物資融通協力協定を締結し、応急時に提供を要請する。

[生活必需品対策事項]

3 時間後から 1 日後まで
・ 需要の把握 1. 各避難所の避難者数（要配慮者数） 2. 被災者数（要配慮者数） 3. 必要物品の選定 ・ 物品の調達、輸送 1. 調達可能数量の把握 2. 物品の購入 3. 日赤福井県支部への供給要請 4. 物品の輸送
1 日後から 3 日後まで
・ 物品の配布および広報 1. 避難者・被災者への配布検討および配布 2. 避難者・被災者への広報 ・ 救援物資の受入、輸送、配分

第 18 節 住宅応急対策計画

震災のため、住宅に被害を受けた者で自己の資力では住宅を得ることができない者または応急修理をすることができない者について、応急仮設住宅を設置しまたは被害家屋の応急修理を実施して、その援護措置を講じる。

第 1 実施体制

応急仮設住宅の建設および住宅の応急修理は原則として市が行う。ただし、災害救助法が適用された場合には、知事は、同法に基づき応急仮設住宅の建設および住宅の応急修理を実施するものとし、状況により必要と認めた場合は、これらを市長に委任することができる。

応急仮設住宅の建設および住宅の応急修理にかかる建設資材の調達については、県建設業協会等の業界団体に協力を求めて実施する。

第 2 応急仮設住宅の建設

1. 設置場所

設置場所は、市において決定するものとし、二次災害に十分配慮する。原則として市有地または市管理地に建設するものとし、次の中から状況に応じて選定する。ただし、応急仮設住宅を建設する際にその場所が私有地となる場合は、所有者との間に賃貸借契約を締結する。

また、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

- ・ 市営グラウンド
- ・ 市総合運動場

2. 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定は市が民生委員等と協議して行うものとし、次の基準を参考に選定する。ただし、災害救助法が適用された場合には、市の協力のもと、県が選定を行う。

- ① 住家が全壊、全焼、流出した世帯
- ② 居住する住家のない世帯
- ③ 自己の資力では住宅を確保することができない世帯

- ・ 生活保護法の被保護者および要保護者
- ・ 特定資産のない失業者、母子家庭、老人、病弱者および身体障がい者など

※全ての項目に該当するものが3割を超える場合は、生活能力が低く、住宅の必要度の高い者を選定するほか、抽選による方法で決定する。

3. 要配慮者への配慮

応急仮設住宅の建設にあたっては、高齢者や障がい者の要配慮者の入居に配慮した福祉仮設住宅の建設を考慮する。

4. 建物の構造および規模ならびに費用の基準

- ① 建坪 1戸あたり 地域の実情、世帯構成等に応じた規模
- ② 構造 1戸建て、長屋建てのいずれか適当なもの

③ 費用 知事が定める額

5. 設置数

仮設住宅の設置数は、全焼、全壊および流出世帯の3割以内とする。

6. 期間

建築着工は、災害発生の日から20日以内とし、速やかに竣工させるものとする。供与期間は、建築工事が完成した日から2年以内とする。

第3 住宅の応急修理

災害により住宅の応急修理の必要が生じたとき、原則として市が応急修理を行う。ただし、災害救助法が適用された場合には知事（救助事務を委任した場合は市長）が実施する。

1. 対象者

- (1) 住宅が半壊、半焼し、または半壊に準じる程度の損害をうけ、そのままでは当面の日常生活を営むことができない世帯
- (2) 自己の資金では応急修理を行うことができない世帯

2. 修理箇所、費用および期間の基準

- (1) 費用 知事が定める額

- (2) 箇所 居室、炊事場、便所等、生活上欠くことのできない部分

石綿の飛散のおそれのある箇所については、石綿の飛散・博徒防止の措置を行う。なお、石綿の応急の飛散防止措置は、原則として建築物の管理者・持ち主等が行う。

- (3) 期間 災害発生の日から3月以内に完成するものとする。

ただし、国の災害対策本部が設置された災害においては6月以内に完成するものとする。

第4 応急仮設住宅の運営管理

市および県は、応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成および運営に努めるとともに、女性等の参画を推進し、女性をはじめとする多様な生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

第5 公営住宅等の活用

市営住宅の空き部屋等は、地方自治法第238条の4第7項に基づく目的外使用として、被災者を一時入居させることができる。また、必要に応じて、災害の規模、被災者の避難および収容状況、避難の長期化等に鑑み、旅館やホテル等への移動を避難者に促すとともに、民間賃貸住宅や空き家等利用可能な既存住宅のあっせんおよび価値用、国有財産（未利用地、庁舎、国家公務員宿舎）の借り上げ等により、避難所の早期解消に努める。

第6 応急危険度判定制度

市は、地震による建築物等の倒壊に関して、建築技術者等を活用して、被災建築物や被災宅地等に対する応急危険度判定を速やかに行い、応急措置を行うとともに、災害の発生のお

そのある場合は速やかに適切な避難対策を実施するものとする。市は、必要に応じて、建築物の地震による倒壊や落下物による二次災害の防止を図るため、県に対し、被災地に応急家県土判定士の派遣を要請する。

応急危険度判定士は、建築物の被災状況を現地調査して建築物の被災度を判定し、建築物に判定結果の表示および使用者（所有者・管理者）に勧告することにより注意を喚起する。判定する際、アスベストの飛散による危険性を応急的な調査により判定し、周辺住民に対してアスベストの飛散の可能性について情報提供を行うと共に、被災建築物の解体・瓦礫処理作業を行う者に対して情報提供を行う。

第7 被災宅地危険度判定制度

市は、必要に応じて、被災した宅地の二次災害の発生を軽減・防止するため、県に対し、被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。

被災宅地危険度判定士は、宅地の被災状況を現地調査して安全性を判定し、適切な応急対策を講じるための情報提供を市および使用者に対して行う。

第8 各種被災建築物調査の説明

市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。

また、県は、市の活動の支援に努める。

第9 石綿応急措置の実施

建築物等の倒壊・損壊により石綿露出が確認された場合、建築物等の使用者（所有者・管理者）は、周辺の立入禁止措置および石綿の飛散・ばく露防止の応急措置を実施する。

また、使用者が対応できず緊急の対応が必要と判断される場合には、市および県が周辺の立入禁止措置等の応急措置を実施する。

第 19 節 緊急輸送計画

地震や津波発生時の災害応急対策を実施するための要員、緊急物資および復旧資材等の緊急輸送を確保することにより、迅速な応急対策の実施を可能にする。

第 1 緊急輸送の順位

市および防災関係機関の緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として、災害対策本部において調整する。

- 第 1 順位 市民の生命の安全を確保するために必要な輸送
- 第 2 順位 地震や津波災害の拡大防止のために必要な輸送
- 第 3 順位 地震や津波災害の災害応急対策のために必要な輸送
- 第 4 順位 その他の人員、物資の輸送

第 2 緊急輸送の範囲

- 1. 災害応急対策要員、情報通信、電力、ガス、上下水道施設保安要員等、初動応急対策に必要な人員、物資
- 2. 救助活動、医療・救護活動の従事者、医薬品等、人命救助に必要な人員、物資
- 3. 消防活動等、災害の拡大防止のための人員、物資
- 4. 後方医療機関・被災地外へ搬送する負傷者および被災者
- 5. 食料、水等、生命の維持に必要な緊急物資および他府県からの援助物資
- 6. 被災者を収容するために必要な資機材
- 7. 二次災害防止用および応急復旧の資機材
- 8. その他緊急に輸送を必要とするもの

第 3 緊急輸送体制の確立

- 1. 市は震災時における輸送車両等の調達運用について市内民間業者に要請する。調達不可能な場合には、輸送条件を示して県に調達あっせんの応援を要請する。

緊急物資の集積場所は、収納および配送スペースを考慮し、市施設等を指定する。

2. 輸送体制

発災直後は緊急を要するため、災害応急対策要員・医療従事者、無線通信施設の保安要員、医薬品・資機材等を輸送する。

被災後、1～6 日程度の間は、航空輸送等利用可能な手段により、重傷者、生命維持に必要な物資、緊急輸送道路復旧に必要な人員・資機材等の輸送を行い、被災後 7 日目程度以降は、陸上および海上輸送を中心に輸送を実施し、孤立地帯等の陸上交通が不可能な地域に対して航空輸送を継続する。

(1) 陸上輸送

市および県は、基本的に陸上輸送を中心に復旧活動を実施する。

① 道路輸送

ア 道路管理者は、警察、自衛隊等の協力を得て、交通が可能な道路、道路施設の被害、復旧見込み等緊急輸送計画作成に必要な情報を把握する。

イ 交通可能道路等の情報に基づき緊急輸送ルートを選定する。

ウ 道路管理者は、選定された緊急輸送ルートの確保に努める。更に計画的に道路の応急復旧を行い、輸送機能の充実を図る。

② 鉄道輸送

鉄道によって輸送する場合は、ＪＲ金沢鉄道管理局等と協議して行う。

(2) 航空輸送

市は、緊急輸送および交通途絶のための孤立地帯への輸送の必要に迫られた場合、県に航空機の活用を要請する。

県では、災害発生時の情報収集、空中消火、救出活動、患者搬送等の活動に防災ヘリコプターの活用を図る。

なお、災害時の基幹ヘリポートは若狭ヘリポートとするが、その他のヘリポート適地は資料のとおりである。

(3) 海上輸送

陸上輸送が不可能な場合、または重量かつ大量な普及資材の運搬等海上輸送がより効果的な場合は、小浜市漁業協同組合、海上自衛隊、小浜海上保安署および中部運輸局福井運輸支局の協力のもとに、海上輸送を実施する。

(4) 自転車、オートバイ等による輸送

災害により、トラック等の機動力による輸送が不可能な場合または自転車等による輸送が適当な場合には、自転車、オートバイ等による輸送を行う。

3. 燃料の確保

市および県は、災害時の緊急通行車両等の石油供給の拠点となる中核サービスステーションおよび住民への石油供給の拠点となる住民拠点サービスステーションへの搬入路を確保するとともに、燃料の流通在庫情報の収集に努める。

県は、被災市町が複数にまたがる場合には、必要に応じ、被災市町への燃料の優先供給に係る調整に努めるものとする。

4. 道路情報の収集・伝達

市および県は、交通渋滞や交通規制等道路情報を広く収集し、緊急通行車両の運転者等に情報提供できる体制を整える。

第 2 0 節 障害物撤去対策計画

地震や津波災害時において、建築物または各種構造物の倒壊等により、道路通行等の妨げとなる障害物を除去し、円滑な救助活動を行う。

第 1 実施責任者

1. 道路関係および河川関係の障害物はそれぞれの管理者が行う。
2. 市長は、障害物の除去について市の機関ではできないと判断したとき、または緊急を要する場合は知事に要請する。

第 2 実施対象物

災害時における障害物除去の対象は概ね次のとおりとする。

1. 住民の生命、財産等の保護のため除去を必要とする場合
2. 河川氾濫、護岸決壊等の防止等のため除去を必要とする場合
3. 緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合
4. その他公共的立場から除去を必要とする場合

第 3 実施の方法

1. 市、県および防災機関は、自らの組織、労力、機械器具を用いまたは土木建築業者ならびに自主防災組織等の協力を得て速やかに行うものとする。
2. 市長は、障害物の除去について自衛隊の協力を必要と判断した場合は、知事に対し自衛隊の派遣を要請する。
3. 除去作業は、緊急応急措置の実施上やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮し行うものとする。

第 4 障害物の保管場所および処分

1. 障害物の大小によるが、原則として再び人命、財産に被害を与えない安全な場所
2. 道路交通の支障とならない場所
3. 盗難等の危険のない場所
4. 除去した物件の処分は、本章第 2 6 節廃棄物処理計画に準じて実施する。

第 2 1 節 交通対策計画

震災時における交通支障箇所の通報連絡体制を強化し、道路、橋梁の破損箇所の応急復旧もしくは交通規制等を実施して、交通の混乱を防止するとともに交通の確保を図る。

第 1 通報体制と応急対策

1. 道路管理者は、その管理に属する道路、橋梁等について災害時に危険と予想される箇所をあらかじめ調査しておくとともに、災害が発生した場合には当該道路、橋梁等の被害状況を調査する。
2. 道路管理者は、被害状況の調査の結果、支障箇所を発見したときは、直ちにその道路名、橋梁名、支障箇所区域、迂回道路の有無、その他被害の状況等について警察機関その他関係機関に通報する。
3. 道路の破壊、流失、埋没ならびに橋梁の損傷等の被害のうち比較的軽微な被害の場合は、道路の補強、盛土または埋土の除去、橋梁の応急補強等必要な措置を講じ、交通の確保を図る。
4. 応急対策の実施に相当な日数を要する場合は、被害箇所の復旧対策と同時に、付近の適当な場所を選定し、一時的に代替道路（迂回道路）を開設し交通の確保を図る。
5. 一路線の交通が相当期間途絶する場合は、付近の道路網の状況により、適当な代替道路（迂回道路）を選定し、交通の確保を図るとともに標識および標示を行い交通機関に対する必要な指示を行う。
6. 道路施設の被害が広範囲にわたり代替道路も得られず、被災地域一帯が交通途絶の状態になり、応急対策実施上、重要かつ緊急を要する場合は、知事に対し自衛隊の派遣を要請し、交通の確保に努める。

第 2 通行の禁止または制限

道路管理者は、道路法に基づき道路の通行を禁止し、または制限しようとする場合には公安委員会の意見を聴かなければならない。ただし緊急を要するためやむを得ないと認められるときは、この限りではない。なお、緊急のため規制の標識を設置することが困難または不可能なときは、通行を禁止、または制限したことを明示し、関係職員をもって現場において指導させる。この場合に職員がやむを得ない事由により現場指導できないときは危険防止の最善の方策を施してこれに替える。

災害時における応急対策に従事する者、または応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保するため必要があるときは、県公安委員会が緊急通行車以外の車両の通行を禁止し、または制限する。なお、この場合は、適当な迂回道路を設置し、必要な地点に看板等を掲示して一般交通にできる限り支障のないように努める。

第3 道路標識の設置

道路管理者は通行の禁止または制限をしようとする場合においては、対象、区間、期間および理由を明瞭に記載した道路標識を設置しなければならない。

第4 通行禁止および制限の手続き

1. 交通規制の区分

交通の規制は、次の区分により行う。

実施者	規制種別	規制理由等	規制対象	根拠法令
公安委員会	通行の禁止および制限	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があるとき。	歩行者 車両等	道路交通法 第4条 第1項
		周辺地域を含め、災害が発生した場合またはまさに発生しようとしている場合において、緊急輸送を確保するための必要があるとき。	緊急通行車両等以外の車両	災対法 第76条
警察署長	同上	上掲の措置の場合、他の警察署の所管区域に及ばないもので期間が1箇月未満のものについて実施する。	歩行者 車両等	道路交通法 第5条 第1項
警察官	同上	交通の危険を防止するため緊急措置の必要があると認めるとき、一時的に行う。	同上	道路交通法 第6条 第4項
道路管理者	同上	道路の破損、決壊その他の事由により、交通が危険であると認めるとき。	同上	道路法 第46条 第1項

2. 交通規制

- (1) 道路管理者、公安委員会および警察署長は、災害により道路、橋梁等の交通施設に被害が発生し、または発生するおそれがあり、交通の安全と施設の保全が必要となった場合または災害時における交通確保のため必要があると認められた場合、通行の禁止、制限または迂回路の設定、代替路線の指定等の交通規制を実施する。
- (2) 道路管理者または警察署長は、通行の禁止、制限の規制を行った場合、関係法令に基づき規制条件等を表示した標識を設置する。ただし、緊急のため規定の標識を設置することが困難または不可能なときは、適宜の方法により、とりあえず通行を禁止または制限したことを明示し、必要に応じ警察官等が現地において指導にあたる。
- (3) 道路管理者および警察署長は、通行の禁止、制限の規則および「車両通行止め」「まわり道」「工事中」等の道路標識または立看板等の準用状況について相互に連絡、把握しておく。
- (4) 車両の運転者の義務
道路の区間にかかる通行禁止等が行われたとき、または区域にかかる通行禁止等が行われたときは、車両を速やかに他の場所に移動する。
- (5) 措置命令等

① 警察官の措置命令等

ア 警察官は、通行禁止区域等において車両などが緊急通行車両の通行を妨げるおそれのある場合、車両などの占有者、所有者または管理者に対し、車などの移動を命ずるものとする。

イ 命ぜられた者が措置をとらないとき、または現場にいないときは、警察官は自らその措置をとることができる。この場合、やむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。

② 自衛官の措置命令等

警察官がその場にいない場合は、車両の移動等必要な措置をとることを命じ、または自らその措置をとる。

③ 消防吏員の措置命令等

警察官がその場にいない場合は、車両の移動等必要な措置をとることを命じ、または自らその措置をとる。

(6) 緊急通行車両以外の交通規制

県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行う必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

(7) 道路管理者の措置

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

(8) 県知事からの指示

県知事は、道路管理者である市に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行う。

3. 緊急通行車両の確認手続き

(1) 緊急通行車両の確認の申出

緊急通行車両の使用人は、災害対策基本法第 76 条に規定する緊急輸送に必要な車両について、あらかじめ、県公安委員会が行う緊急通行車両の確認申出制度による申出を行い、緊急通行車両確認標章および証明書の交付を受けておく。

(2) 災害発生時等における緊急通行車両の確認の申出

あらかじめ緊急通行車両確認標章および証明書の交付を受けていない車両については、警察本部、警察署または交通検問所において、緊急通行車両の確認の申出を行うものとする。

第 2 2 節 要員確保計画

震災時における災害応急対策活動を積極的に進めるために必要な技術者および労働者等を、防災関係機関および関係団体の動員、雇上げ等応急対策要員を確保する。

第 1 実施責任者

災害応急対策を実施するための要員の確保については対策本部長（市長）とその他防災関係機関が行う。

第 2 要員確保の方法

要員の確保は、災害の規模、程度によって必要な要員を次の方法により確保する。

1. 災害応急対策実施機関の常用労務者および関係者等の労務者の動員
2. 婦人会等その他民間団体のボランティアの動員
3. 隣保民間奉仕団（日赤奉仕団等）の協力動員
4. 公共職業安定所のあっせん供給による一般労働者の動員
5. 関係機関の応援派遣による技術者等の動員
6. 緊急時等における従事命令等による労働者等の動員

第 3 応援要請

1. 他市町との応援要請

（1）応援要請

本部長（市長）は、市の地域にかかる災害等について応急措置を実施するため必要がある時は、災害対策基本法第 6 7 条の規定に基づき他の市町に対して応援を求める。

（2）相互応援協定の締結

市長は災害応急対策の速やかな実施を図るため、あらかじめ次の事項について、広域的または近隣との相互応援協定を締結しておく。

- ① 応援の範囲および区域
- ② 応援の方法
- ③ 応援担当業務
- ④ 費用の負担

2. 知事に対する応援要請

（1）本部長（市長）は、応急措置を実施するため必要がある時は災害対策基本法第 6 8 条の規定に基づき、知事に対して応援を求め、または応急措置の実施を要請する。

（2）本部長（市長）は、災害対策基本法第 7 2 条の規定に基づき、知事から他の市町を応援すべき指示を受けた場合は、速やかに応援対を編成し派遣する。

（3）知事に応援を求める場合は、次に掲げる事項について文書をもって要請するものとする。

ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、電話等によるものとするが、事後速やかに文書を提出するものとする。

- ① 災害の状況および応援を求める理由
- ② 応援を希望する人員、物資、資材、機材器具等の品名および数量
- ③ 応援（応急措置の実施）を必要とする場所、時間

- ④ 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）
- ⑤ その他必要な事項

3. 他の消防機関に対する応援要請

市は、他の消防機関の応援を要請したいときは、消防組織法第44条の規定に基づき必要な事項を明らかにして知事を通じて、消防庁長官に緊急消防援助隊の出動等を要請する。

4. 市に対する応援協力

市は、災害対策基本法第67条の規定に基づき、他の市町から応援を求められた時、および同法第72条の規定に基づき知事から他の市町への応援協力の指示を受けた場合は、応援できない正当な理由がある場合を除き、速やかに応援隊を組織し、派遣するものとする。

第4 奉仕団等の編成および活動

災害時においては、日本赤十字社福井県支部のほか、行政区、婦人会等各種団体ならびに民間組織の協力を得て災害応急対策の実施に万全を期する。

1. 日本赤十字社福井県支部の協力

- (1) 日本赤十字社福井県支部は発生した災害について、災害救助法が摘要された場合、「災害救助法による救助またはその実施に関する委託協定書」に基づき、知事の要請により市の区域に救護班および現地救護班を出動させ医療および助産ならびに遺体の処理等災害救助活動に協力する。
- (2) 日本赤十字社福井県支部は、災害の状況により市長から災害救助の要請があったときは、可能な限りこれに協力する。

2. 民間奉仕団体および活動範囲

(1) 奉仕団の編成

① 日赤奉仕団

日本赤十字社福井県支部は、市の区域に日赤奉仕団を編成し、民間奉仕団体と連絡調整をはかり、労力奉仕、義援金品募集、厚生指導等災害救助活動に協力する。

② 行政区

- ・ 局地災害の場合は、隣接区は積極的に協力する。
- ・ 市全域にわたる災害の場合は、市長の要請により災害応急対策活動に協力するものとする。
- ・ 市内各区長は、市長の要請により積極的に協力体制を組む。

③ その他各種団体および有志者

- ・ その他各種団体および有志者においては、必要に応じ市長の要請により災害応急活動に協力する。

(2) 奉仕団の協力活動範囲

- ① 被災者の避難誘導
- ② 被災者の救出および保護
- ③ 被災者および災害応急対策従事者に対する炊出し
- ④ 清掃および防疫
- ⑤ 災害応急対策用物資、資材の輸送
- ⑥ 食料、衣料品等の物資の配給

- ⑦ 義援物資の整理、輸送
- ⑧ 被災者の家財の監視
- ⑨ 救援隊、自衛隊に対する協力
- ⑩ 応急復旧作業現場における危険を伴わない軽易な作業
- ⑪ その他応急対策業務の協力

3. 記録

奉仕団等を受け入れたときは、記録を整理しておかなければならない。

- (1) 奉仕団の名称
- (2) 奉仕した活動内容および人員または氏名
- (3) その他参考となる事項

第5 賃金職員等の雇用

1. 災害救助法が適用された場合において、災害応急対策の実施が災害対策本部職員、防災関係機関および奉仕団の動員のみでは労力的に不足し、または特殊作業のため技術的な労力を必要とするときは、賃金職員等を雇用する。

2. 労務の範囲と期間

範 囲	期 間
被災者の避難	災害発生の日から2日以内
医療および助産における移送	災害発生の日から医療14日以内、助産7日以内
被災者の救出、保護	災害発生の日から3日以内
飲料水の供給	災害発生の日から7日以内
救援物資の整理、配分および輸送	災害発生の日からそれぞれ救助実施が認められた期間内
遺体の搜索	災害発生の日から10日以内
遺体の処理	災害発生の日から10日以内

ただし、期間内において打ち切ることができないときは、期間を延長することができる。
賃金職員等雇用費は、福井公共職業安定所の業種別標準賃金の例による。

第6 従事命令、協力命令

災害応急対策実施のため要員が、奉仕団の動員および賃金職員等の雇用等の方法によってもなお不足し、他に確保の方法がないとき、もしくは緊急の必要があると認めるときは、従事命令または協力命令を発して応急対策を実施する。

従事命令等の種類と執行者等

対象作業	命令区分	根拠法令	執行者	対象者
消防、水防、救助等の 応急措置	従事命令	災対法第65条第1項	市長	市の区域内住民、 応急措置実施現場 にある者
	従事命令	災対法第65条第2項	警察官	

災害応急対策警報、避難、消防、水防、救難、救助等災害救助作業を除く作業	従事命令 協力命令 保管命令	災対法第 7 1 条第 1 項 第 7 1 条第 2 項	知事 市長（知事の委託による）	
災害応急対策 （危険防止の措置）	従事命令	警察官職務執行法第 4 条	警察官	その場に居合わせた者 その事物の管理者 その他関係者
消防作業	従事命令	消防法第 2 9 条第 5 項	消防員	火災現場付近にある者

第 2 3 節 食品衛生対策計画

被災地における食品関係営業者および臨時給食施設の実態を把握し、被災者に対して効果的な栄養調理指導を行い、安全で衛生的な食品が供給されるよう適切な指導を行う。

第 1 食品衛生対策

1. 食品関係営業施設等における食品衛生の確保

(1) 臨時給食施設の衛生監視指導

関係機関と密接な連携をとり実態を把握し、食品衛生監視員による現地指導の徹底により、食中毒等事故の発生を防止する。

(2) 食品衛生関係業者に対する監視指導

魚介類販売業、食肉販売業、食品の冷凍冷蔵業、飲食店等を重点的に監視するとともに保存または製造されている食品の検査を実施することによって不良食品の販売供給を防止する。

2. 避難施設等における食品衛生の確保

次のことについて被災者に対して若狭健康福祉センターおよび保健所が行う指導に協力するとともに、避難施設の運営責任者等を通じて啓発を行う。

また、食中毒が発生したときは、食品衛生監視員を中心とする調査班の調査に協力する。

(1) 救援食品の衛生的取扱

(2) 食品の保存方法、消費期限等の遵守

(3) 配付された弁当の適切な保管と早期喫食

(4) 手洗い・消毒の励行

3. 食中毒発生防止の措置

市は、避難施設への弁当等の配給にあたっては、食中毒発生防止のため、次の措置を講じる。

(1) 弁当等の搬送には、温度管理に留意する。

(2) 早期喫食のため、弁当等の搬送時間の調整

(3) 避難者等に対し、早期喫食を指導

第 2 4 節 防疫対策計画

地震や津波発生に伴う家屋、工作物等の倒壊、水道断水、浸水等は、生活環境の悪化を招き、感染症の発生の危険を高めることから、家屋内外の消毒、感染症患者の早期発見等感染症予防のための各種措置および食品の衛生監視など防疫に関する措置を講じ、感染症流行等の未然防止を図る。

特に、津波被害の被災地においては、津波汚泥の堆積等から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じうることから、防疫活動に万全を期すよう、十分に留意する。

第 1 実施体制

1. 実施責任者

- (1) 災害時における防疫は、市長が実施する。
- (2) 市長は、被害が甚大なため市のみでその機能を十分実施できないと認める場合は、県または他の市町に応援および指導を要請する。

2. 防疫措置

(1) 衛生班の編成

災害の規模程度により防疫活動実施体制は異なるが、災害が激甚で広範囲に及ぶ場合は班を編成し、公共場所の消毒および区長等に対する薬剤配布を行うものとする。

(2) 地区防疫活動

自己の管理する家屋と敷地の消毒については、市等から区長を通じて配布された薬剤で行う。

(3) 感染症患者発生時の措置

感染症予防法に基づき処理するものとする。ただし、集団発生の場合は若狭健康福祉センター等の関係機関の協力を得て、指定医療機関に収容するが、収容能力を越えて発生する場合は、臨時収容所を設置し収容する。

(4) 予防教育および広報活動

パンフレット等により区長を通じて住民に対する予防教育を徹底するとともに、報道機関を活用して広報活動を強化する。その際に特に社会不安の防止等に留意する。

第 2 防疫方法

1. 消毒方法

感染症予防法に定めるところにより実施する。

(1) 飲料水の消毒

給水施設として井戸を使用した場合の消毒は、クロール石灰水または次亜塩素酸ソーダー等を使用する。

(2) 家屋内の消毒

汚水等で汚染された台所、炊事場、便所等は逆性石鹼液またはクレゾール水等の消毒薬を用い、床下等の湿潤の場所には石灰を散布して消毒を行う。

(3) 鼠族、昆虫の駆除

汚染地域を重点的に実施し、併せて消毒薬等防疫薬剤を各戸に配布する。

2. 清潔方法

知事の指示に基づき、避難所、道路、溝渠、公園等公共の場所を中心に実施する。

- (1) 避難所の管理者を通じて、避難所において衛生に関する自治組織を作るよう指導する。
- (2) 衣服は日光にさらし、特に必要があるときは逆性石鹼液等の適当な場所への配置、手洗いの励行等について十分指導する。
- (3) 給食従事者は健康診断を終了した者を充て、できるだけ専従させる。

3. 臨時予防接種

予防接種による予防措置を講ずべき必要があるときは、県と併せて臨時予防接種を実施する。ただし、知事が予防接種の規定による臨時予防接種に関する命令を発したときは、市長は速やかに実施しなければならない。

4. 健康診断

消化器疾患に重点をおき、発生またはその疑いのある地域に対して検便を実施する。

第3 家畜（ペット含む）防疫

1. 家畜の保健衛生指導について

災害発生時の家畜の感染症発生を未然に防ぎ、家畜の保健衛生を保持するため、県等関係機関の指導のもとに日常的な保健衛生の指導を行う。

2. 家畜の防疫について

災害により家畜の死亡および感染症の発生ならびに発生のおそれがある場合は、その状況を早期かつ的確に把握し、県および家畜保健衛生所長等と緊密に連絡をとり、その指示に従うものとする。

第4 薬剤、機材の確保

1. 市は、防疫活動に必要な薬剤、機材、資材および人員確保を図る。

(1) 薬剤

市が保管する薬剤を使用する。ただし、不足する場合は県に斡旋を要請するほか、薬剤業者より購入する。

(2) 機材

市が保有する消毒用機器を使用するほか、必要に応じて関係機関、民間取扱業者等より借り入れる。

(3) 車両

市所有車両の確保を行うとともに必要に応じ民間のものを借上げる。

(4) 人員

市長の判断により、必要な場合は医師、その他予防上必要な人員を雇用する。

2. 防疫用薬剤、機材等の所要量を算出し、速やかに手持量を確認の上、不足分を入手し、適宜の場所に配置する。

第5 報告および記録の整備

1. 市長は、災害防疫に関し次の書類を若狭健康福祉センター所長を通して県に報告するとともに記録の整備保管をするものとする。
 - (1) 被災状況報告書
 - (2) 災害防疫活動状況報告書
 - (3) 防疫経費所要金額および関係書類
 - (4) 各種防疫措置の指示命令に関する書類
 - (5) 防疫作業日誌
 - (6) その他必要な書類
2. 災害発生と同時に、若狭健康福祉センター等関係機関と連絡を密にし、被災地の状況を把握するとともに、防疫に関する必要な書類を作成する。

第 2 5 節 遺体の搜索・処理・埋葬計画

地震や津波災害時における搜索および死亡者の収容・処理・埋火葬の措置を行う。

第 1 遺体の搜索

1. 実施責任者

遺体の搜索は、市が搜索に必要な人員、船艇その他機械器具を借上げて実施する。ただし、市において実施が困難な場合には、警察、海上保安庁等他機関の協力を得て実施する。

なお、災害救助法が適用された場合は、知事の救助事務を委任された市長が遺体の搜索を行う。

2. 搜索の対象

行方不明の状態にある者で、各種の事情からすでに死亡していると推定される者

3. 応援要請等

市が被災その他の事情により搜索の実施が困難なとき、または遺体が流出等により他市町に漂着していると考えられるときは、次の事項を明示して県に搜索の応援要請を行う。

ただし、緊急を要する場合は、隣接市町または遺体漂着が予想される市町に直接搜索の応援を要請する。

- (1) 遺体が埋没または漂着していると思われる場所
- (2) 遺体数および氏名、性別、年齢、容貌、特徴、着衣、持物等
- (3) 応援を求めたい人数または船艇器具等
- (4) その他必要な事項

4. 搜索期間および費用の範囲

災害救助法が適用された場合、災害発生の日から 10 日以内を搜索期間とするが、期間の延長が必要なときは、最小限において知事の承認を得て延長する。

また、費用の範囲は次の事項とする。

- (1) 借上費
- (2) 修繕費
- (3) 燃料費

第 2 遺体の収容

市は、遺体の身元識別のため、または死亡者が多数のため短期間に埋火葬できない場合は、遺体の安置場所を確保し、関係機関に連絡する。

なお、搬送車両等が不足する場合や、柩、ドライアイス等が不足する場合には、県に応援要請する。

第 3 遺体の処理

1. 実施責任者

遺体を発見したときは、市長は速やかに県および警察署長に連絡し、その検分を持って遺体を処理する。

なお、災害救助法が適用された場合は、知事の救助事務を委任された市長が遺体の処理を行う。

2. 遺体の検案および処理

災害の際に死亡した者に対し、その遺族等が災害に伴う社会的混乱期のため、遺体の処理を行うことができない場合や遺族が判明しない場合は、市は次の内容で遺体の処理を行う。

(1) 遺体の検案

市は、日赤福井県支部および小浜医師会の協力を得て医師による検案および医学的検査を実施する。

小浜警察署または小浜海上保安署は、収容された遺体について、各種の法令等に基づき遺体の検視または調査を行うほか、身元不明遺体の写真撮影、指紋の採取、遺留品保存等を行い、関係機関と協力して身元確認を行う。

(2) 遺体の処理

遺体の処理は、救護班または医師会等の協力を得て実施する。また、処理場所は借上げまたは仮設によって確保し、おおむね次の内容で遺体の処理を行う。

① 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理

② 遺体の一時保存

(3) 資機材等の調達

ドライアイス、棺等の遺体の処理にかかる資機材および搬送車両を速やかに調達する。
なお、資機材および搬送車両が不足する場合は、県に応援を要請する。

3. 処理期間および費用の範囲

災害発生の日から 10 日以内とする。ただし、期限内に遺体の処理を打ち切ることができない場合は期間の延長を行う。

なお、遺体の処理に関する費用は、洗浄、縫合、消毒、検案等の処理のための費用および遺体の一時保存のための費用とする。

第4 遺体の埋火葬

地震や津波災害の際に死亡した者に対し、混乱期のためその遺族が資力の有無に関わらず埋火葬を行うことが困難な場合、死亡した者の遺族がいない場合および身元不明の遺体について、市は次の方法により遺体の応急的な埋火葬を行う。

なお、市は遺体の埋火葬の実施が困難な場合、近隣市町または県に応援要請を行う。

1. 埋火葬の実施および留意点

遺体の埋火葬は、市長が火葬に付し、または棺、骨壺を遺族に支給する等の現物給付をもって行うものとし、埋火葬の実施にあたっては次の点に留意する。

(1) 事故死等による遺体については、小浜警察署または小浜海上保安署から引継ぎを受けた後、埋火葬する。

(2) 身元不明の遺体は、遺体の身元確認および身元引受人の発見に努めるが、これが不可能なときは小浜警察署その他関係機関に連絡し、遺体および所持品等を写真撮影するとともに、所持品、着衣等特徴の記録と遺留品を保管のうえ、埋火葬する。

(3) 被災地以外に漂着した遺体で、その身元が判明しない者の埋火葬は行旅死亡人として取扱う。

(4) 外国人の埋火葬を行う場合、風俗、習慣、宗教等をできる限り考慮する。

2. 埋火葬の内容

(1) 埋火葬を行う対象

- ① 災害時の混乱の際に死亡した者
- ② 災害のため遺族において埋火葬を行うことが困難な場合

(2) 埋火葬の期間

災害発生から 10 日以内とする。ただし、期間の延長が必要な場合は、最小限において知事の承認を得て延長する。

(3) 費用の範囲および限度

① 費用の範囲

棺、骨壺、埋火葬に要する経費で埋火葬の際の人員および輸送に要する経費を含み、供花代、読経代、酒代等は含まない。

② 費用の限度

知事の定める額

3. 災害応急埋火葬

災害時における死亡者を火葬に付する場合は、若狭霊場を使用する。ただし、災害の状況等による非常緊急時には、知事の許可を受けて応急仮設火葬場を設置し、現場処理を行う。

第5 海上漂流遺体の捜索等

1. 実施責任者

本節第一項遺体の捜索のとおりとするが、遺体が海上に漂流している場合または漂流が予想される場合には、市は、県に小浜海上保安署、小浜警察署、自衛隊等の応援要請を行う。

2. 捜索方法

小浜海上保安署は、所属の巡視船艇または隣接保安官署より巡視船、航空機の応援派遣を得て捜索にあたる。

その際、小浜警察署、自衛隊等の捜索船艇が同一海域において捜索作業に従事している場合は、情報交換等の連絡を密にし、捜索海域の重複を避け、効果のある捜索にあたる。

第 2 6 節 廃棄物処理計画

震災時には、建築物の倒壊、津波や火災等によって一時的にがれき（石綿含有廃棄物を含む）等大量の廃棄物が発生し、かつ避難所等からは大量のゴミが排出されることが予想される。

また、倒壊家屋、焼失家屋や避難所における仮設トイレ等のし尿汲み取りとその処理需要が発生するほか、し尿処理施設および下水道施設の損壊による機能低下が予想される。このため、被災地における廃棄物の収集処理を小浜市災害廃棄物処理マニュアルに基づき適切に実施し、環境衛生に万全を期する。

第 1 ごみ処理

1. 処理体制

- (1) 被災地域のごみの発生状況と、収集運搬体制および処理施設の稼働状況を総合的に判断して、適切な処理体制をとる。また、日々大量に発生するごみの処理や一時保管が困難とならないよう、住民に対して集積や分別の協力依頼を行う。なお、廃石綿等は原則として、一時保管場所への受入れを行わないこととし、やむを得ず、一時保管場所に廃石綿等を受入れる場合には、適切な梱包・コンクリート固化等を行う。石綿含有廃棄物は、区分して適切に保管する。
- (2) ごみ処理の実施に必要な機材、人員等については、可能な限り市の現有の体制で対応するが、ごみ処理能力以上の排出量が見込まれる場合は、人員の派遣や処理施設の使用などについて県または近隣市町へ応援要請する。

2. 処理方法

ごみの排出方法は燃えるごみおよび燃えないごみの分別排出とし、ごみの処理は、焼却のほか、必要に応じて埋立て等環境影響上支障のない方法で行う。また、施設の能力低下や一時的なごみの大量発生が予想される場合には、一時保管場所の確保、種類や状態に応じた処理順位の設定など、公衆衛生の確保と生活環境の保全に配慮する。

なお、倒壊家屋等の解体等については、事前調査を実施し、石綿の使用の有無を確認する。石綿の含有が確認された場合には、作業計画を作成するとともに、県および福井労働基準監督署等と協議を行う。

解体等作業の実施にあたっては、解体作業を行う者の責任において、掲示を分かりやすい場所へ設置し、作業の安全確保と石綿の飛散防止を適切に行う。また、解体に伴う粉じんや騒音の発生の抑制に十分配慮する。

第 2 災害廃棄物処理

倒壊家屋等の解体撤去に伴い発生する多量のがれき等の災害廃棄物を、迅速かつ円滑に除去し、被災地のすみやかな復興を進める。

1. 処理体制

- (1) 道路、河川等の災害ごみの処理はそれぞれの維持管理者が行う。
- (2) 家庭の災害ごみの処理は次により行う。
 - ① 倒壊した家屋等の解体、除去は原則として所有者が行う。
 - ② 畳や家具等の粗大ごみについては原則として指定された場所へ自己搬入とし、例外的に避難行動要支援者には、市が収集対応する。

(3) 事業所の災害ごみの処理はそれぞれの事業者が行う。

2. 初期対応

(1) 災害廃棄物の発生量を把握する。

(2) 災害廃棄物の選別・保管・焼却等のために、長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに、がれきの最終処分までの処理ルート確保を図る。

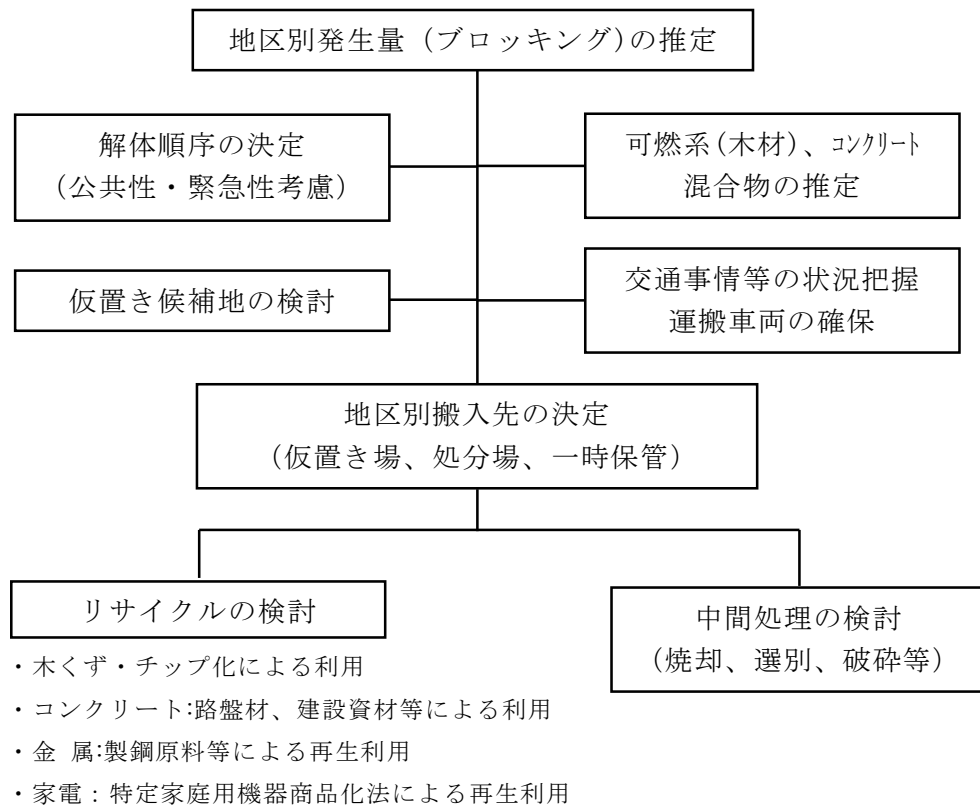
3. 処理活動

(1) 災害廃棄物の処理については、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。

(2) 災害廃棄物の適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等のリサイクルに努める。

(3) アスベスト等による有害な廃棄物による環境汚染の未然防止に努め、住民および作業者の健康・安全管理に十分配慮する。

(4) 必要に応じて、県、隣接市町、関係団体に応援を要請する。



4. 被災者の経済的負担の軽減

倒壊家屋等の解体、除去は原則として所有者が行うが、市は被災状況に応じて、被災者の経済的負担の軽減を図るため国による特別措置（廃掃法第22条）の適用について速やかに国、県と協議する。

第3 し尿処理

1. 処理体制

し尿の発生量について、発生箇所、利用人員等を総合的に判断し、適切な処理体制をと

る。特に仮設トイレ、避難施設のくみ取り便所については、貯蓄容量を超えることがないように配慮する。

なお、機材、人員が不足する場合は、ごみ処理に準じ応援要請を行う。

2. 処理方法

し尿の処理方法は、し尿処理施設によることを原則とし、必要に応じ環境衛生に支障のない方法を併用する。

第4 災害廃棄物の発生への対応

市および県は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努めるものとする。また、市は災害の種類（地震・津波・水害）に応じ、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図る。

市および県は、国が定める災害廃棄物の処理にかかる指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、仮置場の確保や運用方針、災害廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定する。また、県は、国や廃棄物関係団体との間で調整の役割を担うほか、市が行う災害廃棄物処理に対する技術的な援助を行う。

市は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進める。

第5 損壊家屋解体への対応

県は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

第 2 7 節 水防活動計画

地震による河川施設等の損壊に伴う浸水被害の発生に対応するための水防活動を実施する。

第 1 水防活動

地震が発生し、浸水が予想される場合もしくは被害が発生した場合に水防管理団体（市）は小浜市水防計画等に準拠し必要な措置を講じ、被害の拡大防止に努める。

1. 水防管理団体の措置

（1）出水危険箇所等の巡視、点検

大規模な地震の発生に際しては、水防管理団体は、直ちに区域内の河川等を巡視し、水防上危険な箇所を発見したときは、直ちに当該施設の管理者に連絡して必要な措置を求める。

2. 県の措置

（1）大規模な地震の発生に際しては、県は水防計画に準拠して、自ら水防態勢および水防組織を確立する。

（2）応急対策施行者との協力体制を確立し、円滑な水防活動を実施する。

第 2 8 節 地盤災害応急対策計画

地震により土砂災害が発生した場合もしくは発生するおそれがある場合、迅速な応急対策を実施し、被害の拡大防止に努める。

第 1 現地状況の把握

市および関係機関は、所管する各危険区域等のパトロールを実施し、現地状況を把握する。

また、広域的な大規模災害が発生した場合には、斜面の危険度を一定の技術水準で判定できる斜面判定士を活用し、危険状況の把握に努める。

第 2 砂防等施設の応急対策

地震により砂防等施設が被害を受けるおそれがある場合もしくは被害を受けた場合に、各施設の管理者は迅速な応急処置を実施し、被害の拡大防止に努める。

1. 砂防等施設の巡視・点検

砂防等施設の管理者は具体的な基準震度を定めて、施設の巡視・点検を行い、被害の有無、予想される危険等を把握し、必要に応じ、関係機関および地域住民に連絡する。

2. 応急復旧工事の実施

各施設の管理者は迅速かつ的確に応急補強等の工事を行う。

第 2 9 節 海上災害対策計画

海上ならびに沿岸の海難事故を未然に防止し、船舶航行の安全を確保するとともに港湾ならびに隣接区域の災害防止および環境の保全を期する。

第 1 海難対策

海難対策は、船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等を想定する。

1. 情報等の収集・連絡、避難誘導等

海難が発生したとき、市、小浜海上保安署、若狭消防署ならびに小浜警察署は、相互に連携して被害情報等を収集し、収集した情報を逐次県および警察本部に連絡する。また、必要に応じて付近住民等の避難誘導等を行い、被害の拡大防止を図る。

(1) 小浜市

- ① 小浜海上保安署、小浜警察署、航行船舶から人的被害の状況等の情報を収集するとともに、必要に応じて敦賀海上保安部、県警察、県等へ、ヘリコプターによる情報収集を要請する。

また、被害規模に関する情報を含め、概括的情報をただちに県に報告するとともに、応急対策活動状況、配備体制、応援の必要性等について順次報告する。

- ② 小浜市漁業協同組合と協力して、漁船による危険物の浮流状況、規模等の情報収集を行う。
- ③ 沿岸パトロール班を編成し、沿岸からの情報収集と監視を行う。
- ④ 沿岸区長、消防団、沿岸企業等に情報収集を要請する。

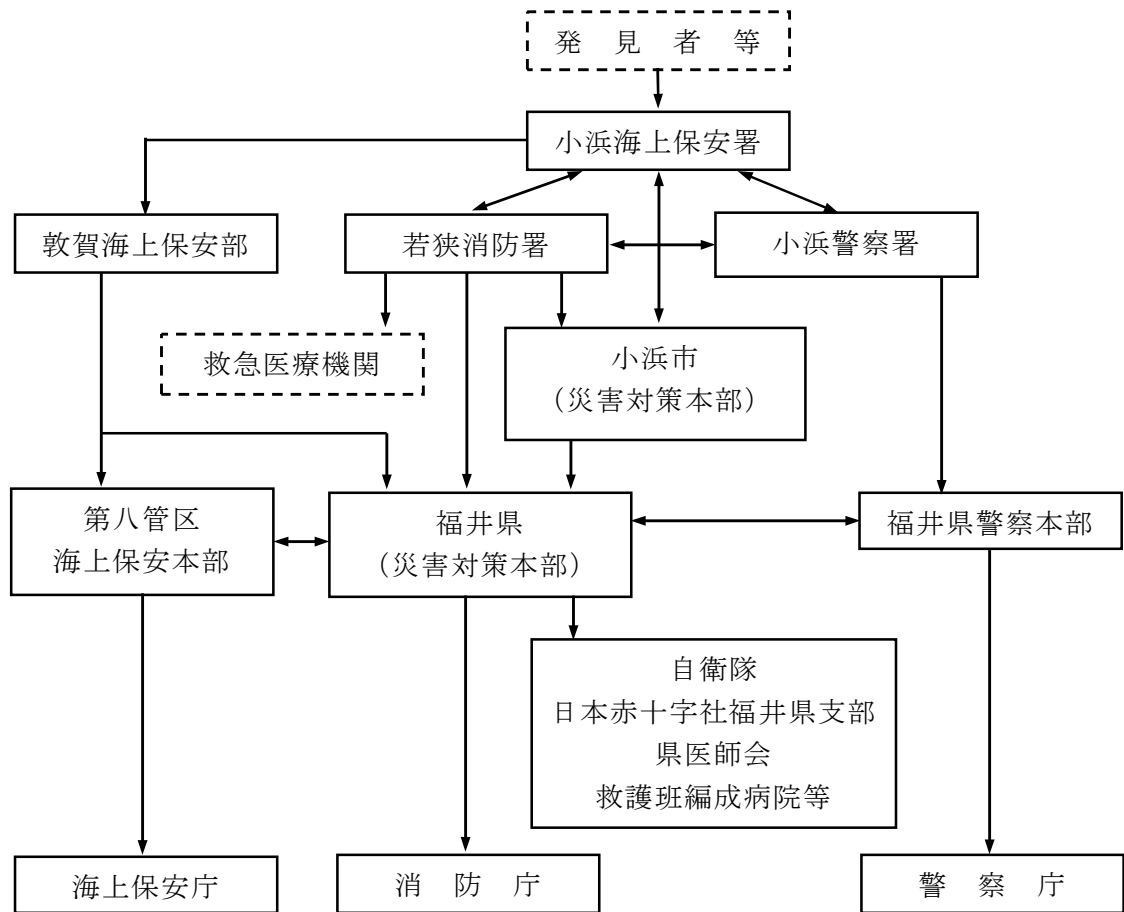
(2) 小浜海上保安署

- ① 原因者、関係事業者等から人的被害の状況等の情報を収集するとともに、巡視船等による被害規模に関する情報収集を行う。
- ② 収集した情報は、必要に応じ県および指定公共機関に報告する。
- ③ 必要に応じて航空機等による被害状況、浮流危険物の拡散、移動状況等について情報収集を敦賀海上保安部、管区本部に要請する。

2. 通信の確保

- (1) 市は、災害発生後ただちに、災害情報連絡のための防災行政無線、携帯電話、衛星電話等通信手段の確保を図る。
- (2) 西日本電信電話(株)福井支店は、ただちに重要通信の確保を行う。

情報収集・連絡系統の概要



3. 活動体制の確立

市は、市域において大規模な海上災害が発生した場合、迅速かつ的確な災害応急対策を推進する体制を確立する。なお、災害対策本部を設置したときは、県ならびに防災関係機関に速やかに通報する。

また、地域において災害応急対策を緊急に実施する必要がある場合は、その地域に現地災害対策本部を設置する。

小浜海上保安署は海上災害が発生し、または発生するおそれのある場合は、非常配備または警戒配備を発令し、必要のあるときは災害対策本部を設置する。

4. 救援活動

(1) 海上保安署の措置

① 負傷者の救助、避難者の誘導、救出、海上輸送

大規模海難事故等が発生した場合は、巡視船艇および航空機等により、負傷者の救助、避難者の誘導、救出および海上輸送等を行う。

② 緊急輸送および医療機関への出動要請

災害救援関係要員、緊急物資等の緊急輸送の要請があったときは、状況に応じて支援するとともに、必要に応じて県等を通じ、医療機関への出動要請をするものとする。

③ 自衛隊の派遣要請

大規模海難事故等が発生した場合または事態が急迫している場合は、第八管区海上保安本部を介し、自衛隊の派遣を要請するものとする。

④ 関係機関と連携した捜索活動の実施

行方不明となった人命、船舶

⑤ 海上交通の安全確保

- ・船舶への災害情報の広報・周知
- ・船舶の通行禁止、制限等の措置
- ・海難船舶等の移動および障害物の除去

⑥ 船舶火災の消火活動

- ・船舶火災または海上火災が発生したときは、巡視船艇により迅速に消火活動を実施する。
- ・小浜海上保安署および若狭消防署は、相互協力して消火活動を実施する。

(2) 小浜市の措置

① 地域住民に対する避難指示

本部長は、地域沿岸の住民に被害が及ぶと判断されるときは、報道機関、防災行政無線、広報車、携帯電話メール等により避難の指示を行うものとする。

② 水難救護法による人命、遭難船舶の救助

市は、小浜海上保安署、福井県、小浜警察署等と連携のうえ、人命、遭難船舶の救助に努める。

なお、小浜海上保安署から要請のあった場合、救助活動に協力するものとする。

③ 沿岸地先海面の海岸パトロール

市は、火災や漂着等によって被害が沿岸部におよぶおそれがある場合、地先海面の巡回監視を行うものとする。

④ 緊急輸送活動および交通の確保

状況に応じて、市は負傷者等の搬送、救護班の派遣、その他救援活動のための要員や物資・資機材の輸送等の災害応急対策を行う。また、市で対応できない場合には県に応援を要請する。

⑤ 搜索・救助活動

若狭消防署は、消防団を動員して沿岸部の搜索活動および救助活動を行う。

また、必要に応じて、他の消防本部に応援を求めるほか、県に対し、防災ヘリコプターの出動、緊急消防応援隊の派遣等を要請する。

⑥ 医療救護活動

市は、若狭消防署から要請があった場合、または自ら必要と判断した場合、負傷者の手当、医師の確保、救護所の設置、医薬品の手配等の必要な措置を講じる。

また、市の医療活動で対処できない場合には県に応援を要請する。

⑦ 行方不明者・遺体の搜索および埋葬

海上事故災害により行方不明者等が発生した場合は、3章第25節「遺体の搜索・処理・埋葬計画」に準じる。

第2 石油類大量流出対策

1. 活動体制の確立

市は、石油流出の発生情報が県から伝達されたとき、迅速かつ的確な災害応急対策を推進するため、職員の配備体制を準備する。また、緊急時は、本計画の定めるところにより、災害対策本部を設置し、県ならびに防災関係機関に速やかに通報する。

また、地域において災害応急対策を緊急に実施する必要がある場合は、その地域に現地災害対策本部を設置する。

小浜海上保安署は海上災害が発生し、または発生するおそれのある場合は、非常配備ま

たは警戒配備を発令し、必要のあるときは災害対策本部を設置する。

2. 防除活動の実施

海上保安庁長官から海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（第 41 条の 2）による沿岸海域での防除措置要請があった場合、県の設置する流出油沿岸部除去連絡会の除去方針を踏まえ、市は、若狭消防署、小浜警察署、漁業協同組合、地元住民代表、ボランティアセンター、自衛隊の災害派遣部隊等と協同で次の防除活動を展開する。

- (1) 市単位の除去組織の設置
- (2) 沿岸部の監視
- (3) 回収油の一時集積場所の確保
- (4) 沿岸部での除去活動の実施
- (5) 回収油の一時集積場所への輸送および貯留
- (6) 沿岸部での除去活動情報の収集および県への伝達

3. 医療救護体制

市は、防除活動に従事する作業者の安全および健康の保持を図るため、活動拠点となる港等で医療救護活動が迅速に行えるよう、医師等の確保をはじめ、救護所の設置や医薬品の手配等に必要な措置を講じる。

4. 防除資機材(主として消耗品)の確保

防除資機材のうち、手袋、作業着、ひしゃく等の消耗品は、市の備蓄品または市内での調達で対応し、不足する場合は、あらかじめ定められた様式で県に確保を要請する。

5. ボランティア活動への支援

ボランティアの受け入れならびに活動調整はボランティアセンターが対応し、市はその円滑な運営のための支援を行う。

市は、ボランティア活動の自主性、自発性を尊重しつつ、適切な防除活動が図れるようボランティアとの連携に努める。

- (1) 必要に応じ、ボランティア関係団体および報道機関を通じて、広くボランティア活動への協力を呼びかける。

- (2) 防除作業の連携

作業手順、作業日、作業場所、安全管理、健康管理等について円滑なボランティア活動を図るため、必要な調整を行うものとする。

また、ボランティアの受付窓口を設置するとともに、必要に応じ登録手続きを行うものとする。

- (3) 活動環境の整備

被害状況、活動内容、活動場所、服装、携帯品等の防除活動に必要な情報や宿泊場所等の情報の提供についても配慮するものとする。

- (4) 健康管理等の支援

ボランティアの健康管理のため、救護所の設置および健康相談等の実施に努めるものとする。

また、ボランティアの万一の事故に備え、ボランティア活動保険の周知やその加入を奨励するものとする。

ボランティアとの連携については、第 3 章第 4 節「ボランティア活動支援計画」に準じる。

6. 環境対策、風評対策

- (1) 環境汚染状況等に関する県への情報の提供および住民等への広報を行う。
- (2) 環境影響調査の実施および結果の広報を住民へ行う。
- (3) 住民の健康への影響が予想される場合、必要に応じ救護所を設置するとともに避難指示時の住民の誘導や健康被害発生時の対応・相談先等の周知を図る。
- (4) 市は、県の実施する環境対策および風評対策に協力する。

7. 補償対策

- (1) 市は、漂着油の防除作業に際し、市が負担した経費を取りまとめ、事故原因者または（船舶の場合）その保険者に請求する。
- (2) 油濁損害の規模、内容等により、県が窓口となって補償請求することとなった場合は県と協議し、協力を得て請求事務を行うものとする。

第3 流木対策

地震や津波等のため海上および木材積載船からの大規模な木材の流出が発生したとき、沿岸住民、航海船舶、漁場等の被害防止、情報の伝達を実施するとともに、航路障害物の除去、航行整理等によって海上交通安全を確保する。

1. 実施体制

船舶積載木材の除去等は船主または代理店および当該木材所有者が共同して実施する。

2. 応急対策の実施

市および関係機関は、大規模な木材の流出が発生したとき、次の必要な措置を講じる。

(1) 小浜海上保安署の措置

- ① 巡視船艇等による現場付近の状況調査、警戒および船舶交通の整理
- ② 状況に応じたラジオ放送、水路通報等による船舶に対する周知
- ③ 当該木材所有者または保管責任者に対して発する早急な集積の勧告もしくは除去命令
- ④ 必要に応じた船舶交通の制限または禁止

(2) 県の措置

- ① 市に対する流出木材の情報伝達および応急対策上必要な指示
- ② 他の関係機関に対する協力要請

(3) 小浜警察署の措置

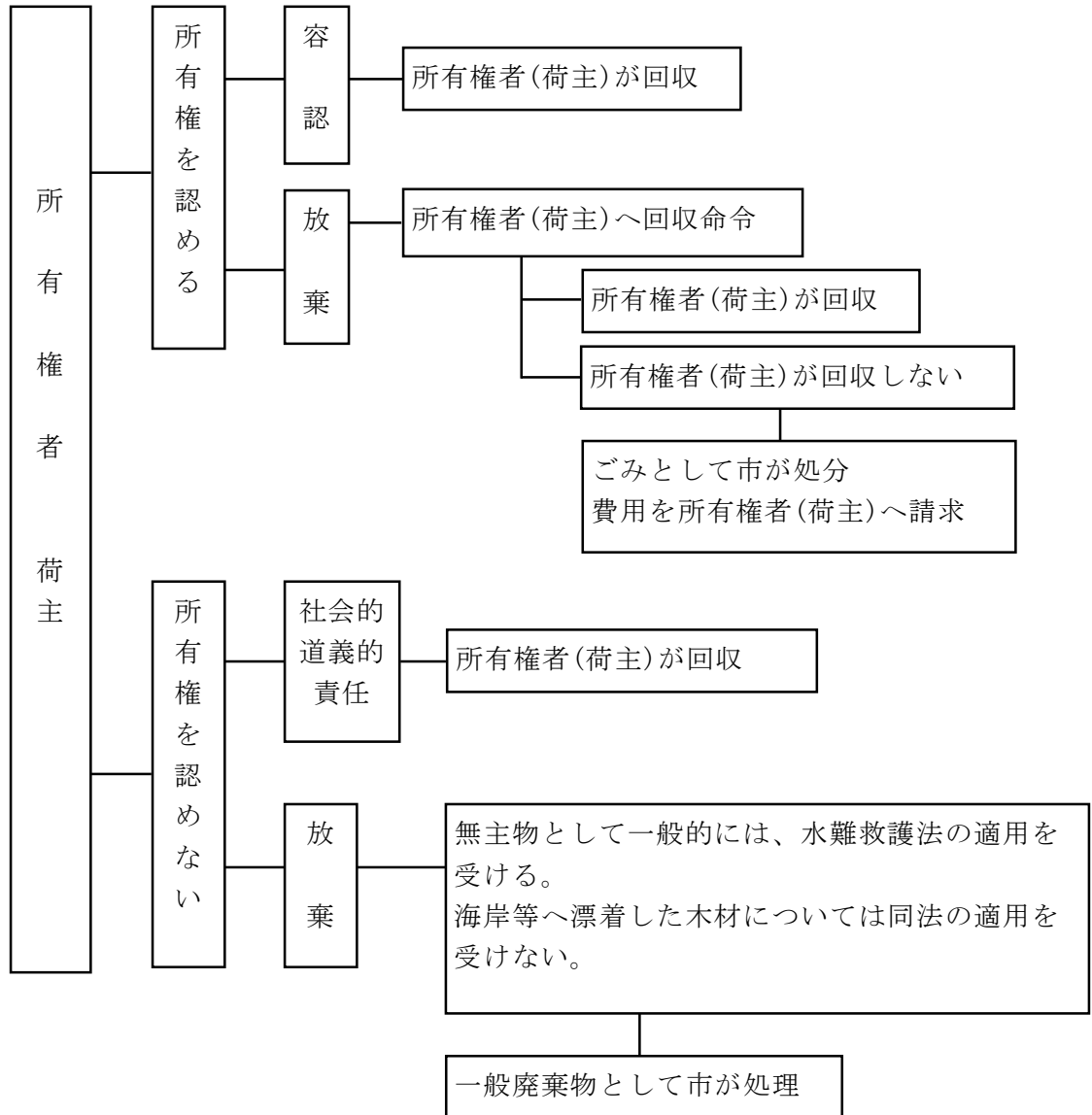
- ① 小浜海上保安署との連携による流木の接岸または漂着のおそれがある沿岸地域における警察官等によるパトロール、情報伝達および警戒
- ② 民心安定のための広報活動

(4) 市の措置

水難救護法(明治 32 年法律第 95 号)による人命および船舶の救助

(5) 木材等の漂流物が海岸に漂着した場合の対応

木材等の漂流物の所有者（荷主）の対応により次の方法で処理する。



第 30 節 文教対策計画

地震や津波災害により通常の実施を行うことができなくなった場合は、早急に教育施設の確保を図る等、応急対策を実施し、就学に支障をきたさないよう措置するとともに避難所となっている学校では避難所の生活に配慮しつつ、できるだけ早期に学校教育を再開するよう努める。

第 1 教育再開計画

1. 被害状況の把握と救急体制

文教施設における災害状況を把握し、必要に応じて被災施設の調査を行い、人的被害に即応した救急対策を立てる。

2. 情報収集と指示連絡

学校および社会教育施設等の被害情報の収集に努め、応急措置について指示連絡するとともに復旧計画を策定する。

第 2 学校の措置

1. 地震発生後の措置

児童・生徒の在校時	1 避難 地震発生時の行動は、児童・生徒の安全避難を最重点とし、児童・生徒を完全に把握して安全確保のための指示と誘導を行うとともに、火災発生に備えて重要書類等の持出しを行う。
	2 防災措置 火気および薬品類を使用中の場所（給食室、給湯室、理科・家庭科教室等）について、直ちにこれを始末するとともに火災等の予防措置を講じる。
	3 人員確認と応急手当 災害発生避難後、速やかに児童・生徒および教職員の人員確認を行うとともに、負傷者発生の場合は応急手当を行う。
	4 避難と引渡し 災害の状況により、児童・生徒を避難場所へ誘導する。この場合、避難順序は非常出口に近いところから低学年を最初に避難させる。その際、1クラス1名の教職員を付けて誘導する。また、速やかに保護者への引渡しを行う。ただし、保護者との連絡が不能の場合の保護について計画を策定しておく。
	5 被災報告 被害の状況を調査し、市教育委員会へ報告する。この場合、特にプールの貯水状況、給食室の稼働の可否については必ず報告する。
	6 その他の措置 上記のほか、「学校防災計画」および「防災手引」に基づき、必要な措置をとる。

児童・生徒の不在時	1 防災業務の分担 災害の状況に応じ「学校防災計画」および「防災手引」に基づく事務の分担等により、防災に努める。 2 報告 被災状況を調査し、市教育委員会に報告する。 3 情報収集 児童・生徒の被災状況について、情報の収集に努める。
-----------	---

2. その他事前計画の必要な事項

学校において避難所が開設され、避難所の運営等に教職員が携わる場合を想定し、「避難所となる学校施設の災害時の対応マニュアル」等計画を策定し、次の事項を周知する。

- (1) 避難所の運営における教職員の役割および市本部との連携
- (2) 児童・生徒の安否確認の方法
- (3) 学校機能を早急に回復するために、学校内において避難者と児童・生徒とで共有する部分と児童・生徒または避難者のみが使用する部分の区分の検討
- (4) 授業中に大規模地震が発生した場合の児童・生徒の帰宅および保護者との連絡方法

第3 応急保育計画

1. 保育児童の安全確保

市は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合、休園、途中帰宅、家庭保育協力等の適切な措置を講じるものとする。

2. 保育施設の応急整備

市は、被害を受けた保育園の保育実施のため、施設・設備の応急復旧および代替施設の確保に努める。

3. 保育児童の健康維持

市は、被災地区の保育児童に対して、健康福祉センターの指示・援助により、健康診断等を行い、健康保持に十分注意するとともに、感染症予防についても適切な指導を行う。

4. 保育施設の応急対策

保育施設が被災し、その施設の全部または一部が保育の用途に供しなくなった場合は、復旧に至るまでの間、応急施設を建設し、または公共施設を一時転用するなどして、保育施設の確保を図る。

5. 職員の確保対策

罹災保育職員の状況を把握し、職員に不足を生じた場合は、次の方法によりその確保を図る。

- (1) 退職保育士、または経験者を臨時に採用する。
- (2) その他の職員については市職員を臨時に充当する。

第4 保健厚生対策

1. 被災児童・生徒の健康管理

市教育委員会および学校長は、被災児童・生徒の心身の健康の保持・増進を図るため、学校医および若狭健康福祉センター等の専門機関との連携を図りながら、教職員等によるカウンセリング、電話相談等を実施する。

2. 被災教職員および児童・生徒の保健管理

災害の状況に応じて教職員および児童・生徒に対し、県の指示または協力を得て感染症の予防接種または健康診断を実施する。

3. 被災学校の清掃および消毒

学校が浸水等の被害を受けたとき、感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律等に基づき、県の指示または協力を得て校舎等の清掃および消毒を行う。

第5 学校給食の措置

市教育委員会は、学校給食施設設備が被災したときは速やかに復旧措置を講じ、できる限り給食を継続できるよう努める。

1. 復旧措置は、施設設備、食品取扱等の衛生管理に十分注意し、給食に起因する感染症および食中毒の発生防止に努める。

2. 災害時における応急配給は、文部科学省および農林水産省の定める「災害時における応急配給」に基づき、給食物資の確保および輸送に万全を期する。

3. 炊出し等への協力

緊急を要し学校給食の施設、設備を使用して炊出しを実施する場合、学校長は市の承認を受けて協力する。

第6 教材、文具の確保と給与

市教育委員会は教科書についてその不足数の把握に努め、教科書供給者および県教育委員会との連絡調整により、できるだけ速やかな供給を図る。

災害救助法が適用された場合の教科書その他学用品の給与については、災害救助法施行規則に基づき、迅速な措置を講じる。

災害救助法による学用品の給与基準

給与する品目	学用品の給与は被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内においておこなう。 ①教科書 ②文房具 ③通学用品
適用期間	教科書については、1か月以内、文房具および通学用品については15日以内に給与を完了しなければならない。
給与の実施	災害救助法が適用された場合の学用品の給与は、原則として知事の救助事務を委任された市長が行うが、教科書については、県が市教育委員会等からの報告に基づき、教科書提供所から一括調達し、その配給を講じることがある。

第7 社会教育施設等応急対策

1. コミュニティセンターおよびその他の社会教育施設や体育施設は、災害時において避難

所、現地対策本部などに利用されるので、施設の被害状況を直ちに調査するとともに、その応急修理または補強を実施する。

なお、避難所等が開設された場合、職員は運営等に関し、協力するものとする。

2. 開館時には、地震発生と同時に火気を始末し、状況に応じて利用者を屋外へ避難誘導し、安全確保に努める。
3. 被災状況を調査し、速やかに市の当該施設管理担当部局に報告する。

第8 文化財保護計画

1. 災害発生の届出

災害が発生した場合には、所有者（管理責任者）は速やかにその被災状況を調査し、結果を文化財保護法、福井県文化財保護条例、小浜市文化財保護条例および小浜市伝統的建造物群保存地区保存条例の規定に基づき市教育委員会および県教育委員会に届出（報告）しなければならない。

2. 文化財の保護復旧

市教育委員会は前項の届出を受けた場合は、直ちに職員を現地に派遣し、被害状況を把握し、被災文化財の被害拡大を防止するための応急措置に努めるとともに、個々の実情に応じ、県教育委員会と協議のうえ復旧対策を講じるものとする。

第 3 1 節 農林水産業等対策計画

地震や津波等により農地や農作物、農業用施設、漁業用共同利用施設等に多大な被害が出る
ことが予測される。

そのため、災害時には県および農林水産業関係団体等と密接に連携を図り、被害等の情報収集
に努めるとともに被災した施設等については、機能を回復するための応急対策を実施する。

第 1 被害状況の把握

1. 調査工作班は、大規模な災害が発生した場合、被害調査班を編成し、農作物や農地、畜
産、農業用施設、山林、林業施設、漁船、漁業用共同利用施設等の被害状況を農林水産業
関係団体等の協力を得ながら、速やかに把握する。
2. 農業用施設および漁業用共同利用施設等の施設管理者は、地震等による被害が発生した
場合、直ちにパトロールを実施し、各施設の主要構造物等の緊急点検を行う。その際に危
険箇所が認められるときは、市および関係機関等へ連絡するとともに付近住民に対する避
難のための指示等適切な避難誘導を実施するものとする。
3. 把握した被害状況は調査工作班が取りまとめ、対策本部に報告するとともに「福井県農
林水産業被害報告要領」に基づき、県へ報告する。

第 2 農作物および農業用施設等

1. 二次災害防止のための緊急対策
調査工作班は、農業用施設の被害状況により必要があると認めたときは、二次災害を防
止するため福井県農業協同組合および関係農家に対し、次の指導または指示を行う。
(1) 農舎、園芸ハウス等の倒壊防止措置
(2) 農業用燃料の漏出防止措置
(3) 農薬の漏出防止措置
2. 応急対策
調査工作班は、農林業関係団体や農家等と連携協力し、農作物および農業用施設等の被
害状況を把握し県に報告するとともに被害状況に応じた応急対策を講ずるものとする。
(1) 種苗の供給体制の確保
災害により農作物に被害を受けた場合、種苗が緊急に必要なことから、福井県農
業協同組合や県を通じて種苗の供給体制の確保を図るものとする。
(2) 病虫害の予防
災害により農作物に病虫害の発生が予測される場合、速やかに薬剤を確保するととも
に農業協同組合を通じた病虫害駆除のための薬剤散布を実施する。
(3) 応急対策用農業用資機材の円滑な供給

第 3 農業土木の応急対策

1. 農地のたん水排除

河川等の決壊により生じたたん水を排除するため、県や土地改良区、水防団等と連携を図りながら仮閉め切りや排水作業、仮排水路工事等を行う。

2. 排水機場の運転管理

災害発生とともに機械設備等の再点検を速やかに行うとともに、破損箇所については機能回復のための応急工事を行い、排水処理の万全を図る。

また、排水を行う場合は他の排水機場と直ちに連携を図るとともに、必要により土地改良区等の関係団体の協力を得て運転の管理にあたる。

3. 農業用施設等の応急工事

農業用施設の被害や農地等のたん水被害を最小限度に食い止めるため、関係団体の協力を得るとともに、被災した施設の被害拡大防止や機能の一時的回復を図るための応急工事を緊急に実施する。

4. 農業集落排水施設

災害等により下水の排水に支障をきたす被害については、早急に機能を回復するための応急措置を実施する。

第4 漁業用共同利用施設等

1. 二次災害防止のための緊急対策

調査工作班は、漁業用共同利用施設等の被害状況により必要があると認めたときは、二次災害を防止するために小浜市漁業協同組合、福井県漁連小浜支所および漁家に対し、次の指導または指示を行う。

- (1) 船舶燃料等の漏出防止措置および拡散防止または関係機関への協力要請
- (2) 流失した船舶、漁業用資機材等の早期回収措置または関係機関への協力要請
- (3) 流出油の拡散防止、回収、無害化措置または関係機関への協力要請

2. 応急対策

調査工作班は、被害状況に応じ、次の応急措置を講じ、関係者への指導、関係機関への協力要請を行う。

(1) 水産（機能）施設

冷凍・冷蔵施設、給油・給水施設等に被害が生じた場合、県および小浜市漁業協同組合、福井県漁連小浜支所と連携を図りながら応急措置を実施する。

(2) 流出や転覆した漁船等

漁船等の転覆による船舶燃料等の流出、引火、拡散等の防止を消防、県、小浜海上保安署、小浜市漁業協同組合、福井県漁連小浜支所と連携を図り対処する。

また、流出した漁業用資機材や漁船および転覆船の処理対策についても協力して対応するものとする。

(3) 漁業者に対する広報

水産（機能）施設に被害が生じたとき、被害状況に応じ、漁業協同組合と連携し、出漁船等に対する水産（機能）施設被害状況の情報提供を行う。

(4) 応急対策用資材の円滑な供給

第5 市場の早期開場措置

調査工作班は、集出荷団体の協力を得て、市場開設区域および周辺地域の海産物の流通実態を把握し、早期の市場開設に努める。

被災した市場が応急工事で開設可能な場合は、市場開設者の協力を得て速やかに工事を行い、開設するものとする。

なお、開場が不可能な場合、県および市場開設者と協議し、他の開場可能な場所で仮設市場を開場するよう努める。

第 3 2 節 商工業対策計画

地震や津波等の災害による商工業の被害調査をいち早く実施し、防災関係物資の安定供給を図るとともに災害復旧のための労働者の確保や被災商工業者への融資対策等の早期実施による経済の安定を図る。

第 1 被害状況調査

1. 食料、物資等の緊急調査

緊急時において食料や生活関連物資の安定確保に資するため、緊急に当該物資の製造、流通にかかわる主要事業所の被害状況の調査を実施する。

(1) 調査対象範囲

市内の主要な製造事業所および流通（卸売店、量販店、小売店、小売り市場など）にかかわる事業所

(2) 対象品目

食料品、日用品などの生活関連物資

(3) 調査・監視体制

物資供給班の職員による面接調査および可能な通信手段によるヒアリング

(4) 調査内容等

- ① 店頭価格および価格動向
- ② 物資の需給動向および流通状況

2. 一般被害状況調査

災害融資対策等事後の災害復旧に資するため、災害を受けた全ての事業所について被害状況を調査する。

(1) 調査対象範囲

市内の災害を受けた全ての事業所（物の生産またはサービスの提供を業として行っている個々の場所）

※全ての事業所－総務省統計局の事業所統計調査の対象事業所

ただし、日本標準産業分類「大分類 A－農業」「大分類 B－林業」「大分類 C－漁業」に属する事業所は除外する。

(2) 調査の単位

総務省の事業所統計調査に準じる。

(3) 調査の方法

調査票による被災事業所からの自計申告を基本とする。

ただし、必要により調査員面接聴取による他計申告も併用する。

(4) 調査体制

調査は物資供給班の職員によるが、災害の状況によっては事業協同組合等の商工関係団体、自治会への委嘱による体制とする。

(5) 調査事項

事業所被害状況調査表による。

第2 緊急必要物資および応急復旧用資材の確保

1. 緊急必要物資については、予想される災害時の需用量、主要取扱機関、災害時における輸送経路等の資料を整備するとともに、災害時におけるとるべき措置について、関係機関との連絡、通報および協力体制の確立に努める。
2. 緊急必要物資および応急復旧用資材で、災害の発生によって当該物資が極度に不足し、もしくは極度に不足することが予想される場合または当該物資の価格が高騰し、もしくは高騰することが予想される場合には、当該物資の生産、集荷および販売を業とする者または関係団体に対して、当該物資を適正な価格で円滑に被災地に供給するよう協力を求める。
この場合必要に応じて、緊急輸送についても所要の措置を講ずる。

第3 食料、生活関連物資の安定供給対策

1. 物価相談窓口の開設
売り惜しみ、便乗値上げ等に関する住民からの相談や苦情、問い合わせなどに対応するための相談窓口を市役所内に設置する。
2. 事業所等に対する指導、要請
物資供給班は、食料、物資等の緊急調査結果や相談窓口に寄せられた意見等に基づき、値上げや売り惜しみ等の行為が認められる事業所等に対して、速やかに食料や物資の適正な価格や安定供給についての指導や要請を行う。
3. 調査結果等の情報提供
調査結果等については、広報情報班を通じ適宜、住民に情報提供するものとする。

第4 雇用対策

1. 災害復旧工事労働者の確保
災害復旧に関わる建設業等の労働者が不足した場合には、小浜公共職業安定所と連携を図り確保に努めるものとする。

第5 収容避難所への食料、生活必需品等の供給支援

物資供給班・財政班は、収容避難所で必要とする食料、生活必需品等の確保について避難所班から要請があった場合は、直ちに関係する事業所等へ依頼するものとする。

〔防災関係物資〕

区 分		内 容
生活 必 需 物 資	食 料 品	米、パン類、小麦粉、野菜、鮮魚、食肉、鶏卵、みそ、醤油
	生活必需品	毛布、外衣、肌着、タオル、鍋、釜、湯のみ、バケツ 石油コンロ、石けん、マッチ、ロウソク、懐中電灯 傘、カップ、靴、長靴、サンダル プロパンガス、灯油、軽油、重油
	救急医薬品	
	災害復旧用資材	亜鉛鉄板、ブリキ板、ベニヤ板、鉄線、釘、ロープ

	セメント、コンクリートブロック、瓦、レンガ、板ガラス
災害復旧用器材	ショベル、スコップ、ハンマー、ツルハシ、金づち のこぎり、バール、ペンチ、チェーンソー
防災業務用薬剤	化学消火剤、油処理剤その他これらに類するもの
事業用資材	灯油、ガソリン、軽油、重油 その他の事業用資材の内特に必要と認めるもの

第 3 3 節 通信・放送施設応急対策計画

地震や津波の発生に際しては、通信および放送施設を震災から防護するとともに、これら施設が被災した場合には、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、早期に通信および放送の機能回復を図る。

第 1 電気通信施設

西日本電信電話㈱および各携帯電話会社は、災害時に応急作業を迅速かつ的確に実施し、電気通信サービスの確保を図る。

1. 応急対策

災害が発生または発生するおそれがある場合は、災害の規模、状況により災害対策本部を設置し、通信の途絶の解消および重要通信の確保のため、次の措置を講じる。

- (1) 電話回線網に対する交換措置、伝送路切替装置等の実施
- (2) 災害用伝言ダイヤル（171）等の提供
- (3) 非常用伝送装置または非常用衛星通信車装置による伝送路および回線の作成
- (4) 応急ケーブル等による臨時伝送路および臨時回線の作成
- (5) 予備電源、非常用発電装置等による通信電源の確保
- (6) 特設公衆電話の設置
- (7) 携帯電話の貸し出し

2. 広報活動

災害により電気通信サービスの提供に重大な支障をきたした場合は、電気通信設備の被災状況および復旧状況等重要な情報について、県および関係機関への連絡や報道機関等を通じて復旧状況の広報活動を行う。

第 2 放送施設

㈱ケーブルテレビ若狭小浜は、災害が発生した場合、非常災害対策規定に基づき、迅速かつ的確に必要な措置をとる。なお、放送所、演奏所が被災した場合は、あらかじめ選定した待避所に速やかに移転し、放送を継続する。

1. 資機材等の確保

- (1) 電源関係諸設備を整備、確保する。
- (2) 中継回線、通信回線関係を整備、確保する。
- (3) 送受信空中線補強のための資材および予備空中線材料を整備、確保する。
- (4) あらかじめ特約した業者等から、応急対策に必要な機材を、緊急借用または調達により確保する。

2. 応急対策

- (1) 放送機等障害により一部の送信系統による放送送出が不可能となったときは、他の送信系統により臨機に番組を変更あるいは他の番組に切り替え、災害関連番組の放送継続に努める。
- (2) 一部中継回線が断絶したときは、常置以外の必要機器を仮設し、無線その他の中継回線等を利用して放送の継続に努める。

- (3) 災害のため放送局内演奏所から放送継続が不可能となったときは、他の臨時の演奏所を設け、放送の継続に努める。
- (4) ケーブルテレビ若狭小浜(株)は、CATV施設が被災した場合、直ちに放送施設およびケーブルの点検を行い、被災した施設等については迅速にその復旧作業に取り組む。
- (注) 演奏所：放送局の演奏所とは放送対象地域内にある主要な主調整装置、演奏室、演奏装置等がある場所を演奏所といい、スタジオや調整室を合わせたもの。

3. 視聴者対策

災害時における受信の維持、確保のため次の措置を講じる。

(1) 受信設備の復旧

被災受信設備の取扱いについて、防災行政無線、チラシまたは新聞等の部外広報機関を利用して周知するとともに、関係団体および関係機関との連携により、受信設備応急修理班を組織し、被災受信設備の復旧を図る。

(2) 情報の周知

避難所その他有効な場所へ受信機を貸与するほか、拡声装置、速報板等を設置するとともに、状況により広報車等を利用して視聴者への情報周知の徹底を図る。

第 3 4 節 電力・ガス施設応急対策計画

電力供給機関（関西電力送配電㈱）は、被害状況等を迅速に把握し、的確な応急対策を実施することにより事故の拡大を防止し、電力の供給確保に努める。

ガス事業者は、災害の発生によりガス施設に被害が生じた場合、二次災害の発生を防止し、速やかに応急復旧を行い、ライフライン施設としての機能確保に努める。

第 1 電力施設

1. 活動体制

（1）災害対策本部等の設置

災害が発生したときは防災体制を発令し、災害対策本部を設置するとともに、その下に災害対策支部において災害対策業務を遂行する。

（2）情報の収集、連絡体制の確立

災害対策本部は通信の確保を図り、被害状況、復旧状況等の情報の収集伝達を行う。

（3）応急対策要員の確保

災害対策本部の長は、防災体制発令後直ちにあらかじめ定める対策要員の動員を指示する。

被害が多岐にわたる当該電力供給機関のみでは早期復旧が困難な場合は、本部を通じて他の電気供給機関等に応援を要請し、要員を確保する。電気事業者は、倒木や土砂崩れ等が被災現場までの通行の妨げとなっている場合、道路管理者に障害物の除去などを要請することにより、早期復旧の体制を強化する。

2. 応急対策

（1）危険予防措置の実施

電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として送電を継続するが、震災による火災の拡大に伴い、感電等の二次災害のおそれがある場合で、電力事業者が必要と認めた場合または消防機関等から送電停止の要請があった場合には、適切な危険予防措置を講ずる。

（2）復旧資材の確保および輸送

① 資材の調達

災害対策本部の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、可及的速やかに確保する。

② 資機材の輸送

非常対策用の資機材の輸送は、あらかじめ要請した請負会社の車両、船舶、航空機等をはじめ、その他実施可能な運搬手段により行う。

③ 復旧資材の置き場等の確保

災害時において、復旧資材置き場および仮設用地が緊急に必要となり、その確保が困難と思われる場合は、県および市の災害対策本部に依頼して迅速な確保を図る。

（3）応急対策工事の実施

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連ならびに情勢の緊急度を勘案して、迅速、適切に実施する。

① 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力の活用により仮設復旧の標準工法に基づき、迅速に

行う。

② 変電設備

機器損壊事故に対し、電力系統の一部変更または移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

③ 配電設備

その場の状況に応じて仮工事を行い、迅速確実な復旧を行う。

④ 通信設備

可搬型電源、移動無線等により通信連絡を確保する。

(4) 災害復旧の順位

各施設の復旧にあたっては、避難所、医療機関等を原則として優先するが、設備の被害状況や復旧の難易等を勘案の上、電力供給上復旧効果の大きいものから行う。

特に緊急を必要とするものは、電源車を配置し緊急送電を行う。

3. 災害時における広報活動

(1) 住民に対する広報活動

電力設備の状況、復旧活動の状況、復旧送電のめど、公衆感電事故防止および復旧後の通電時の火災発生防止についてのPRを主体とした広報活動を、広報車およびテレビ、ラジオ等の報道機関その他を通じて行う。

(2) 地域防災機関との協調

緊急を要する広報は、必要に応じ県、市、警察、消防機関等とも密接な連絡をとり合う。その手段は防災無線等を活用する。

4. 代替施設設備の活用

避難所に対する電力供給確保のため、非常用発電機等の代替施設設備の活用を図る。

第2 ガス施設

1. 活動体制

地震や津波の発生によりガス工作物に甚大な被害が発生またはそのおそれがある場合、応急対策および復旧対策を円滑、適切に行うため、福井県エルピーガス協会またはその支部において対策本部を設置する。

2. 初動体制

(1) 消費者による初動体制

消費者は、地震や津波が発生した直後の二次災害を防止するため、自ら使用している火を消すとともに容器バルブを閉止するほか、高齢者、障がい者等の要配慮者に対しても、近隣の住民が協力してその措置にあたる。

(2) 事業者による初動体制

事業者は、地震の規模により緊急応援体制をとり、また緊急点検マニュアルに基づき病院等公共施設および集団供給設備のような大規模容器置場を有する施設に対し、速やかな施設の巡視点検、容器バルブの閉止などの応急措置を優先的に行う。

点検については、常時施錠してある貯蔵設備、病院等公共施設および大規模な容器置場を有する施設を優先して行う。

なお、消費者の要請または巡視点検により発見した家屋の倒壊等により危険な状態となった液化天然ガス容器を安全な場所へ移動する。

3. 応急復旧

事業者は巡視点検により安全が確認された施設から順に供給を再開する。

また、改修が必要なものについては、緊急応援体制により事業者相互が連携し、復旧のための改修を行う。

4. 災害時における広報活動

次の場合は、消費者の二次災害防止を図るため、テレビ、ラジオ、新聞、チラシ、広報車等を利用して広報を行う。

- (1) ガス供給停止が予想される時
- (2) ガスの供給停止時
- (3) 復旧完了における再供給時

5. 代替施設設備の活用

避難所等に対するガス供給確保のため、L P ガス、カセットコンロ等の代替施設設備の活用を図る

第 3 5 節 上下水道施設応急対策計画

地震や津波の発生に際し、上水道施設および下水道施設の防護に努め、あわせて迅速かつ的確な応急対策を実施する。

第 1 上水道施設

水道事業者は、震災時における被害を最小限にとどめ、生活機能を維持するためシステム全体について被害状況を把握し、速やかに応急復旧を行う。

1. 応急復旧体制

水道事業者および市は、災害時の行動指針に基づき情報伝達体制、相互協力体制および応急復旧資材の調達体制を確立する。

2. 応急措置および復旧

(1) 被害状況の収集

地震や津波が発生した場合、速やかに施設の点検を行い、被害の把握に努める。

(2) 第 1 次復旧工事

導水管、送水管および主要な配水管を修理し、特設された応急給水栓等から給水し得るまでの復旧工事を目途とする。

(3) 第 2 次復旧工事

第 1 次復旧工事により応急給水栓から給水された時点で、各戸給水を目途として復旧工事を施工する。

① 給水管の分岐は配水管およびその支管の復旧工事が完成した後、医療施設等緊急を要する施設を優先的に給水管の分岐工事を開始する。

② 給水装置の整備は被害状況に応じて次の方法により整備する。

ア 既設管を活用する。

イ 仮配管より既設管に通水して活用する。

ウ 仮配管より各戸に給水する。

(4) 恒久復旧工事

復旧にあたっては、再度の被災の防止を考慮に入れ、耐震化、緊急時用貯水施設の整備を図るなど計画的に復旧対策を進める。

① 改良復旧は、現行の拡張事業を勘案して施工する。

② 地震や津波後の地域復旧計画と連携を保って施工する。

③ 石綿セメント管および老朽管はできる限り取り替える。

④ 配管状態の図面整備、保管に努める。

3. 代替施設整備の活用

医療施設や避難所等に対する飲料水確保のため、給水車（水槽付消防車も含む）やろ水器による給水を行うほか、水質条件を満たした道路融雪用の井戸水などの活用を図る。

第 2 下水道施設

下水道管理者は、震災時における下水道の被害を最小限にとどめ、環境汚染防止を図るため、管路施設・ポンプ場および処理場施設を含むシステム全体について被害状況を把握し、緊急装置・施設の復旧作業を実施する。

1. 要員および応急対策用資材の確保

市は、要員、応急対策用資材等の確保および施設復旧について、民間企業および他の下水道管理者に対し、広域的な支援を要請する。

2. 応急対策

(1) 被害状況の緊急点検および施設の緊急調査

震災発生後、二次災害の恐れのある施設等、緊急度の高い施設から、順次、重点的に点検および調査を実施する。

(2) 応急復旧計画の策定

下水道管理者は、管路施設、ポンプ場および処理場施設によって態様が異なるが、次の事項等を基準として復旧計画を策定する。

- ① 応急復旧の緊急度および工法
- ② 復旧資材および作業員の確保
- ③ 設計および監督技術の確保
- ④ 復旧財源の措置

(3) 応急措置および復旧

下水道管理者は、速やかに次の措置を講じる。

① 管路施設

ア 管路損傷等による路面の障害に対する緊急措置

交通機関の停止、通行人の事故防止等の緊急措置をとった後、関係機関に連絡をとり、応急対策を講じる。また、マンホール突出の場合は、切断等の対策を講じる。

イ マンホール等からの溢水の排除

仮排管、可搬式ポンプを利用して、他の下水道管渠あるいは排水路等へ緊急排水する。

ウ 雨水渠における浸水防止

破損箇所での土のう等による浸水防止の措置、可搬式ポンプによる排水等の措置を講じる。

② ポンプ場および処理場施設

ア ポンプ施設の機能が停止した場合の措置

損傷および故障箇所は、直ちに復旧にかかるとともに、浸水等の場合には緊急排水、浸水防止等の措置を講じる。

イ 処理場の機能が停止した場合の措置

設備の損傷、故障の程度等を確認の上、停電が生じた場合には自家発電設備等の活用を図るとともに損傷箇所の復旧に努める。また、仮設沈殿地などにより最低限の消毒処理放流を行う。

ウ 自動制御装置の停止に伴う代替措置

自動制御装置が損傷・故障により停止した場合には、手動操作により速やかに運転を再開する。

エ 危険物の漏洩に対する応急措置

危険物を扱う設備については、震災後速やかに点検し、漏洩の有無を確認するとともに、漏洩を発見したときには、あらかじめ訓練した方法に従って速やかに応急措置を講じる。

3. 汚水の排除制限および仮排水

管渠の損壊等により処理不能となった場合は、住民に対し下水排除の制御を行うほか下水の滞留に備え、ポンプ、高圧洗浄機等の確保を行う。

4. 代替施設の活用

下水道施設に支障をきたした場合は、避難所等に仮設トイレを設置するなど代替設備の活用を図り、環境衛生面で支障のないよう対応する。

第 3 6 節 交通施設応急対策計画

各交通施設の事業者および管理者は、震災により交通施設に被害があった場合は、二次災害の発生を防止することにより人命の安全を確保するとともに、速やかに応急復旧を行い、交通機関としての機能を維持する。

第 1 道路施設

1. 災害対策用緊急輸送道路の確保

地震により道路施設が被害を受けた場合、災害対策活動を迅速かつ効果的に推進するため重点的に応急復旧する路線をあらかじめ選定する。

2. 交通規制

地震等の発生により、道路等が危険な状態にあると認められる場合または危険を予知したときは、被災地およびその付近の状況により、関係機関で交通規制を行う。

実 施 者	範 囲	根 拠 法
(道路管理者) 国土交通大臣 県知事 市長	1 道路の破損、欠壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合	道路法第 46 条
県公安委員会	1 災害応急対策に従事する者または災害応急対策に必要な物資の緊急輸送を確保するため必要があると認められる場合	災害対策基本法第 76 条
県公安委員会 警察署長	2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められる場合	道路交通法第 4 条 道路交通法第 5 条
警察官	3 道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において、交通の危険が生じ、またはおそれがあるため緊急に当該道路の通行を禁止または制限する必要があると認めた場合	道路交通法第 6 条

3. 一般道路

各道路管理者は、安全かつ円滑な交通を確保するため、次の措置を講じる。

(1) 防災関係機関等への連絡

所管する道路の被害状況を速やかに把握し、措置状況等を含めた情報を関係機関へ連絡する。

(2) 点検措置の実施

大地震の発生直後、道路等について直ちに点検（状況把握、応急復旧箇所）を実施する。駐車車両、道路上への倒壊物・落下物等道路の通行に支障を及ぼす障害物を除去し、交通の確保に努める。この場合、緊急輸送路線、主要道路から優先的に障害物の除去を実施する。

(3) 応急復旧の実施

地震による災害が発生した場合、所管の道路について、路面の沈下陥没および亀裂、構造物と取付部の段差、法面の崩壊、橋梁の損傷等、被害状況に応じた応急復旧を行い、最も早い工法を選定し、交通の確保に努める。

(4) 占用物件等他管理者への通報

上・下水道、電気、電話等の道路占用の施設に被害が発生した場合は、各施設管理者に通報する。緊急のため、そのいとまがない場合は、通行禁止等、住民の安全の確保のため必要な措置を講じ、事後通報を行う。

(5) 通行止め等緊急処置

所管する道路の陥没および亀裂等、地震による災害が発生した場合、小浜警察署、若狭消防署等の協力を求め、通行の禁止または制限、現場付近の立入禁止、避難の誘導、周知措置等住民の安全確保のための必要な措置を講じる。

4. 高速道路

西日本高速道路㈱および中日本高速道路㈱は、地震による災害発生のある場合、または災害が発生した場合は、「防災業務要領」に従い、直ちに災害応急対策に入る。

第2 鉄道施設

西日本旅客鉄道株式会社（金沢支社管内）の措置は次のとおりとする。

1. 活動体制

(1) 対策本部および現地対策本部の設置

事故が発生したときは、支社内に支社対策本部を、事故現場には現地対策本部を設置する。

(2) 社員の動員

社員は、緊急時の連絡経路図および非常招集連絡表に従い参集し、旅客の救護、応急復旧作業等の任務を行う。

2. 災害時の初動措置

(1) 旅客に対する広報

乗務員は、輸送指令員からの指示、情報等について必要な事項を旅客に案内するとともに、今後とるべき措置をできるだけ速やかに放送して混乱等の発生を防止する。

現地対策本部長および駅長は、地震被害の状況を考慮して旅客および公衆の動揺や混乱を招かぬようにするため、避難口の状況、社員の誘導に従う指示、規模と建造物の耐震的安全性、落下物についての注意、列車の運行状況、駅周辺および沿線の被害状況等についての周知に努める。

(2) 避難誘導

駅長および乗務員は、列車または路線構造物の被害または二次災害の発生危険が大きいと予測したとき、その他沿線被害地の火災等により危険が迫ると判断したときは、速やかに輸送指令または近接の市町と連絡のうえ、旅客を安全な地点に誘導する。

現地対策本部長および駅長は、災害の規模、二次災害の発生の危険、建築物の状況、駅および駅周辺の被害状況を考慮して、避難行動要支援者等を優先して混乱を招かないよう配慮する。

転倒、落下物に注意し、停電で誘導不能の事態が生じないように携帯電灯を準備する。

(3) 救護措置

現地対策本部長および駅長は、被害の状況により救護施設を開設し、関係防災機関および隣接現業機関、医療機関の救護を求める。

3. 関係施設の応急復旧

支社と社員および外注業者の協力により、復旧は重要度の高い線区から仮復旧を行って、食料その他非常緊急にかかわるものの輸送を早急に確保するよう努める。

第3 漁港応急対策

漁港は、震災発生時には、救援活動や物資等の緊急輸送の拠点としても重要な位置を担っており、被災した場合は早急に復旧する必要がある。

そのため、大規模な地震・津波が発生した場合は、速やかに被災状況を調査することを原則とする。

1. 応急復旧

(1) 被害状況の把握

漁港管理者等は、地震による被害が発生した場合には、巡視等により被害状況の把握に努めるとともに、収集した情報を迅速に市災害対策本部および関係機関に伝達する。

(2) 緊急処置

二次災害の恐れのある被災箇所については、立入禁止のためのバリケードや警告板による安全管理の処置を行う。

(3) 漁業者等に対する広報

漁港施設に被害が生じたとき、被害状況に応じ漁業協同組合等を通じて、出漁漁船等に対する漁港施設被害状況の情報提供を行う。

第 3 7 節 危険物施設等応急対策計画

危険物施設等の管理者は、地震や津波の発生により施設に被害が生じた場合、火災、爆発、流出拡散の防止等二次災害の発生を防止し、速やかに応急措置を行う。

また、施設の関係者および周辺住民に対する危害防止を図るため、必要な措置を行う。

第 1 危険物施設

危険物施設の地震や津波による被害を最小限にとどめるため、関係事業所の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者および危険物取扱者等は、地震や津波が発生した場合、当該危険物の実態に応じて、次の措置を講じる。

1. 危険物の取扱作業および運搬の緊急停止措置

危険物の流出、爆発等の恐れがある場合には、弁の閉鎖または装置の緊急停止措置を行う。

2. 危険物施設の応急点検

危険物施設の現状把握と災害発生危険の有無の確認を図るため、危険物の取扱施設、消火設備、保安電源、近隣の状況の把握等の応急点検を実施する。

3. 危険物施設からの出火および流出の防止措置

危険物施設に損傷等異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行う。

4. 災害発生時の応急措置

危険物により災害が発生したときは、消火剤、オイルフェンス、中和剤等を十分活用し、状況に即した初期消火、危険物の流出防止措置を行う。

5. 防災関係機関への通報

災害を発見した場合は、速やかに若狭消防署、小浜警察署に通報し、状況を報告する。

6. 従業員および周辺地域住民に対する人命安全措施

災害発生事業所は、若狭消防署、小浜警察署との連絡を密にし、従業員および周辺地域住民の人命の安全を図るため、避難、広報等の措置を行う。

第 2 火薬類貯蔵施設

火薬類貯蔵施設の地震や津波による被害を最小限にとどめるため、保安責任者は危害予防規定等により次の保安措置を講じる。

1. 保安責任者等は、地震による二次災害を防止するため、関係機関と迅速な連絡をとるとともに、施設に対する自衛保安等に必要な下記の措置を講じる。

- (1) 施設の安全確認および爆発・火災に対する適切な措置
- (2) 危険な状態の場合、付近の住民に対して警告する措置
- (3) 火薬類の数量の確認
- (4) その他災害の発生防止または軽減を図る措置

2. 災害の発生防止または公共の安全の維持を行うため、県の指示のもと必要に応じて保安責任者等に対する火薬類の持出し等緊急措置命令に協力する。

第3 高圧ガス施設

高圧ガス施設の地震や津波による被害を最小限にとどめるため、製造者等は危害予防規定により、次の措置を講じる。

1. 製造者等は、地震や津波による二次災害を防止するため、関係機関との連絡を密にし、施設に対する自衛保安等に必要な下記の措置を講じる。
 - (1) 製造施設の運転、充填作業、火気取扱作業、高所作業、荷役作業の停止等の措置
 - (2) 移動式荷役設備等入出荷設備に関する退避または安全措置
 - (3) 落下防止、転倒防止等の安全措置
 - (4) その他災害の発生の防止または軽減を図るための措置
 - (5) 従業員および付近の住民に対し退避するよう警告する措置
2. 県が災害の発生防止または公共の安全の維持を行うため、製造者等に対する操業の一時停止等の緊急措置命令を発した場合、市はこれに協力する。

第4 毒物・劇物取扱施設

県は、毒物・劇物取扱施設が地震や津波により被害を受け、毒物劇物が飛散漏洩または地下に浸透し、保健衛生上危害が発生し、またはそのおそれがあるときは、施設等を管理する者に対し、危害防止のための応急措置を講じるよう指示するとともに、警察、消防等関係機関と協力し、危害防止のための必要な措置を講じる。市は、必要に応じ市はこれに協力する。

第 3 8 節 災害救助法の適用に関する計画

市は災害に際し、食料品その他の生活必需品欠乏、住居の喪失、傷病等によって生活難に陥った被災者に対し、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的として応急的な救助を行う。

第 1 実施機関

災害救助法の適用による救助は、法定受託事務として知事が実施する。ただし、その実施について一部が市長に委任されたときは、市長が行う。

第 2 適用基準

本市における災害救助法の適用基準は、次のとおりである。

人口 <u>令和 2</u> 年国勢調査	災害救助法施行令 第 1 条第 1 項第 1 号による 法適用基準世帯数	災害救助法施行令 第 1 条第 1 項第 2 号による 適用基準世帯数（県全体で 1,000 世帯以上の場合）
<u>28,991</u> 人	50 世帯	25 世帯

法適用基準には上欄のほか、次のものがある。

- 1 施行令第 1 条第 1 項第 3 号前段
県全体で、5,000 世帯以上の住家が滅失した場合で、市内で多数の世帯の住家が滅失したとき
- 2 施行令第 1 条第 1 項第 3 号後段
災害が隔絶した地域で発生し、災害にあった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき
- 3 施行令第 1 条第 1 項第 4 号
多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じたとき

- (注) 1. 基準世帯数とは住家が全壊（焼）または流出した世帯数である。
2. 半壊（焼）の場合は 1/2 世帯として換算し、床上浸水の場合は 1/3 世帯として換算する。
3. 床下浸水、一部損壊世帯は対象外である。

第 3 適用手続

災害救助法の適用は、市長（本部長）が県知事あてに被害状況を報告して（適用基準に合致する場合）から行われるものである。

第 4 救助の種類

災害救助法による救助は以下のとおりである。

1. 避難所の開設および供与
2. 応急仮設住宅の供与
3. 炊出しその他による食品の供与
4. 飲料水の供給
5. 被服寝具その他の生活必需品の給貸与
6. 医療および助産
7. 災害にかかった者の救出

8. 住宅の応急修理
9. 生業資金の貸与
10. 学用品の給与
11. 遺体の捜索、処理、埋葬
12. 障害物の除去
13. 応急救助のための輸送
14. 応急救助のための賃金職員等の雇上げ

第4章 災害復旧復興計画

第1節 公共施設の災害復旧計画

地震や津波により被災した公共施設の管理者は、被災した各施設の復旧と併せ、災害の再発を防止するために必要な施設の新設または改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を作成する。また、応急対策計画に基づく応急復旧終了後、重要度と緊急度の高い施設から復旧工事を実施し、早期復旧を図る。

第1 災害復旧事業の種類

1. 公共土木施設災害復旧事業（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法）
 - ① 河川災害復旧事業
 - ② 海岸災害復旧事業
 - ③ 砂防設備災害復旧事業
 - ④ 林地荒廃防止施設災害復旧事業
 - ⑤ 地すべり防止施設災害復旧事業
 - ⑥ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
 - ⑦ 道路災害復旧事業
 - ⑧ 漁港災害復旧事業
 - ⑨ 下水道災害復旧事業
 - ⑩ 公園災害復旧事業
2. 農林水産業施設災害復旧事業（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律）
 - ① 農地・農業用施設災害復旧事業
 - ② 林業用施設災害復旧事業
 - ③ 漁業用施設災害復旧事業
 - ④ 共同利用施設災害復旧事業
3. 都市災害復旧事業（都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針）
 - ① 街路災害復旧事業
 - ② 都市排水施設等災害復旧事業
4. 上水道災害復旧事業（水道法）
5. 住宅災害復旧事業（公営住宅法）
6. 社会福祉施設等災害復旧事業（各福祉法）
7. 公立医療施設、病院等災害復旧事業（公的医療機関整備事業）
8. 学校教育施設災害復旧事業（公立学校施設災害復旧費国庫負担法）

9. 社会教育施設災害復旧事業

10. その他の災害復旧事業

第2 緊急災害査定の促進

震災が発生した場合には、市および県は、速やかに公共施設の災害の実態を調査し、必要な資料を調整し、災害査定の緊急な実施が容易となるよう所要の措置を講じて復旧事業の迅速が期されるよう努める。

第3 特定大規模災害時等における復旧工事の代行

国および県は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた市から要請があり、かつ当該市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該市に代わって工事を行うものとする。

第4 災害復旧資金の確保

市および県は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するために起債について所要の措置を講じる等、災害復旧事業の早期実施が図られるようにする。

市においては、災害復旧資金の緊急需要が生じた場合には、災害つなぎ短期融資等により財源の確保を図るものとし、この場合、県および福井財務事務所は市の申し出に応じ、適切・効果的な融資措置が講ぜられるように努める。

第5 災害復旧支援

県は、市が管理する指定区間外の国道、県または自らが管理する道路と交通上密接である市道について、当該市から要請があり、かつ当該市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、当該市に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

第2節 激甚災害指定計画

市は県に対し、大規模な震災が発生した場合には、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を調査して早期に指定が受けられるよう措置し、公共施設の復旧が円滑に行われるよう努める。

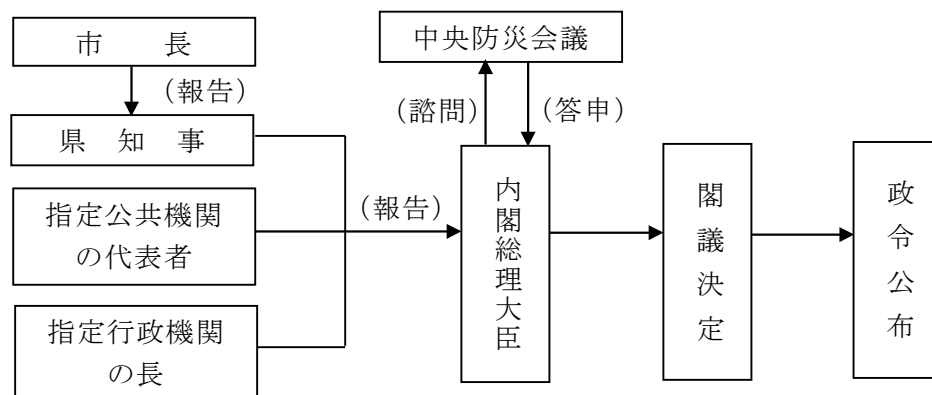
第1 激甚災害に関する調査

1. 市の被害状況等を検討のうえ、激甚災害または局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、県に調査を行うよう要望する。
2. 市は、県が行う激甚災害または局地激甚災害に関する調査等について協力する。
3. 県の関係各課は、必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置する。
4. 市は、次に掲げる事項を県に対して報告する。
 - (1) 災害の原因
 - (2) 災害が発生した日時
 - (3) 災害が発生した場所または地域
 - (4) 被害の程度（災害対策基本法施行規則別表第1に定める事項）
 - (5) 災害に対してとられた措置
 - (6) その他必要な事項

第2 激甚災害指定の手続き

県は、実施した被害調査に基づき、激甚法による激甚災害または局地激甚災害の指定基準に該当し、特別な地方財政援助または被災者に対する特別な助成の必要と認めるとき、国の機関と密接な連絡の上、指定の手続きをとる。

〔激甚災害指定の手続〕



第3 特別財政援助の交付手続き

激甚災害の指定を受けたときは、市長は速やかに関係調書を作成して県に提出し、県は激甚法および算定の基礎となる法令に基づき、負担金を受けるための手続きその他を実施する。
なお、激甚災害に係る特別の財政援助の対象となる事業は、以下のとおりである。

1. 激甚災害に関わる財政援助措置の対象

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

① 公共土木施設災害復旧事業および災害関連事業

ア 災害復旧事業とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の適用を受ける公共土木施設の災害復旧事業

イ 公共土木施設災害復旧事業のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併施行する公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第1条各号の施設の新設または改良に関する事業（道路、砂防を除く。）

② 公立学校施設の災害復旧事業

公立学校施設災害復旧費国庫負担法の適用を受ける公立学校施設の災害復旧事業

③ 公営住宅等の災害復旧事業

公営住宅法第8条第3項の適用を受ける公営住宅または共同施設の建設または補修に関する事業

④ 社会福祉施設の災害復旧事業

ア 生活保護法第40条（地方公共団体が設置するもの）または第41条（社会福祉法人または日赤が設置するもの）の規定により設置された保護施設の災害復旧事業

イ 児童福祉法第35条第2項から第4項までの規定により設置された児童福祉施設の災害復旧事業

ウ 老人福祉法第15条の規定により設置された養護老人ホームおよび特別養護老人ホームの災害復旧事業

エ 身体障害者福祉法第28条第1項または第2項の規定により県または市が設置した身体障害者社会参加支援施設の災害復旧事業

オ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第79条第1項もしくは第2項または第83条第2項もしくは第3項の規定により県または市が設置した障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホームまたは障害福祉サービス（同法第5条第7項に規定する生活介護、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援または同条第14項に規定する就労継続支援に限る。）の事業の用に供する施設の災害復旧事業

⑤ 感染症指定医療機関の災害復旧および感染症予防事業

ア 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第38条および附則第8条に規定する感染症指定医療機関の災害復旧事業

イ 激甚災害のための感染症の予防及び感染症の患者に対する医療の法律第58条の規定による県の支弁に係わる感染症予防事業および同法第57条の規定により市長が行う感染症予防事業

⑥ 堆積土砂および湛水の排除事業

ア 堆積土砂排除事業

（ア）公共施設の区域内の排除事業

激甚災害の発生に伴い公共施設の区域内に堆積した激甚法施行令第4条に定めた程度に達する異常に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等（以下「堆積土砂」という。）の排除事業で地方公共団体またはその機関が施工するもの

（イ）公共施設の区域外の排除事業

激甚災害に伴い発生した堆積土砂で、市長が指定した場所に集積されたものまたは市長がこれを放置することが公益上重大な支障があると認めたものについて、市が行う排除事業

イ 湛水排除事業

激甚災害の発生に伴い、浸入した水で浸水状態が激甚法施行令第 5 条に定める程度（浸水面積が引き続き 1 週間以上にわたり 30ha 以上）に達するものの、排除事業で地方公共団体が施工するもの

（２）農林水産業に関する特別の助成

- ① 農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置
- ② 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ③ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- ④ 天災融資法の特例
- ⑤ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- ⑥ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- ⑦ 森林災害復旧事業に対する補助

（３）中小企業に関する特別の助成

- ① 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- ② 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例
- ③ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

（４）その他の特別の財政援助および助成

- ① 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- ② 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ③ 市町が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- ④ 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例
- ⑤ 水防資材費の補助の特例
- ⑥ り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- ⑦ 産業労働者住宅建設資金融通の特例
- ⑧ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
- ⑨ 雇用保険法による求職者給付の支給の特例

第３節 民生安定計画

市および県は、地震や津波災害による社会混乱を早期に收拾し、人心の安定と社会秩序の回復を図るため、関係機関・団体と協力のうえ、生活に必要な金品等の支給、職業のあっせん等、民生安定のための緊急措置を講じる。

第１ 義援金品等の受入れおよび配分

１．義援金の受入れおよび配分

（１）義援金の受入れ

市および県は、金融機関の協力を得て義援金の受入窓口を開設し、受入業務を行う。

（２）義援金の配分

- ① 義援金の配分については、義援金配分委員会を設置し、配分方法、伝達方法等を協議のうえ決定する。
- ② 定められた方針、所定の手続きを経て被災者に情報を提供し、配分する。

２．義援物資の受入れおよび配分

（１）義援物資の受入れ

- ① 市および県は、速やかに義援物資の受入場所を開設し運営を行う。物資の集積場所については、輸送、保管に適した場所を選ぶ。
- ② 仕分け作業がスムーズに行えるよう受入れ品目を限定し、荷物には物資の内容、数量等の必要事項を記入する。
- ③ 義援物資の申出があった場合は、次のことを要請する。
 - ア 義援物資は、荷物を開閉しなくとも物品名、数量がわかるように表示すること。
 - イ 複数の品目を梱包しないこと。
 - ウ 近隣で協力者のある場合はその方々と連携を図り、小口の義援物資の送付を避けること。
 - エ 生鮮食料品等、腐敗する義援物資の送付を避けること。

（２）義援物資の搬送

- ① 県および他の市町等からの義援物資は、あらかじめ定めた一時集積所に受入れ、仕分けのうえ各避難所へ搬送する。
- ② 義援物資の搬送は、ボランティア等の協力を得て行う。

（３）義援物資の配分等

義援物資の配分については、義援物資配分委員会を設置し、使用・配分等について協議する。また、配分に当たっては避難行動要支援者を優先し、小浜市社会福祉協議会、小浜市赤十字奉仕団、ボランティアグループ等の協力を得て行う。

第２ り災証明書の発行

市は、被災者に対する各種支援措置を実施するため、必要に応じて、被災者にり災証明書を発行する。

１．り災台帳の作成

被災者からのり災証明願書による現地調査および災害対策本部に集約された被害調査結果に基づき、固定資産課税台帳および住民基本台帳等を活用し、り災台帳を作成する。市

は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

2. リ災証明書の発行

- (1) リ災証明書は、被災者の申請に基づき、リ災台帳を確認のうえ発行する。
- (2) 被害状況の確認ができないときは、被災者の被害状況の申告により、リ災届出証明書（本人の被害申告があった旨を証明するもの）を発行する。この場合、後日、調査確認をしたときは、リ災証明書に切り替え発行する。
- (3) リ災証明書の発行は、原則として1回限りとする。
- (4) リ災証明書の発行は、証明手数料を徴収しないものとする。

第3 災害弔慰金の支給

市は、「災害弔慰金の支給等に関する条例」等の規定に基づき、地震により被害を受けた市民に対し、弔慰金等を支給する。

1. 災害弔慰金の支給

市民が地震により死亡したときは、その者の遺族に対し、条例に基づき災害弔慰金を支給する。

2. 災害障がい見舞金の支給

市民が災害により負傷し、または疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定した時を含む）に当該障がい者に対し、条例に基づき災害障がい見舞金の支給を行う。

3. 災害見舞金の支給

市は、「小浜市災害見舞金および被災者生活支援金の支給に関する規則」の定めるところにより災害見舞金を支給するものとする。ただし、災害救助法の適用を受けた場合はこの限りではない。

第4 応急措置の業務に従事した者に係る損害補償

1. 損害補償の対象者

- (1) 消防組織法第24条第1項の規定による者
- (2) 消防法第36条の3の規定による者
- (3) 水防法第6条の2第1項の規定による者
- (4) 水防法第45条の規定による者
- (5) 災害対策基本法第84条第1項の規定による者

2. 損害補償の種類および額

県市町消防団員等公務災害補償等組合が定める福井県市町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年福消補条例第1号）に規定するところによる。

3. その他

災害救援ボランティア等については、ボランティアの登録時等に参加するボランティア保険により補償される。

第5 生活の安定確保

1. 総合相談窓口の設置

市は県と協力し、災害が発生した場合には、あらかじめ設置してある相談窓口において被災者等からの相談、問い合わせ等に対応する。また、国、県、市町等の総合相談窓口の開設を行い、被災者からの幅広い相談に応じる。

2. 公営住宅の確保

市は県と協力し、損壊した公営住宅を速やかに補修するとともに、公営住宅の供給計画を早期に見直し、被災者に対する住宅の供給を図る。

市および県は、復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援するとともに、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施するものとする。

3. 雇用機会の確保

震災により被害を受けた住民が、その痛手から速やかに再起更生するよう被災者に対する職業のあっせん、失業給付等について定めるところにより、被災者の生活の確保を図る。

(1) 市の措置

市は、被災者の職業あっせんについて、県に対する要請措置等の必要な計画を樹立しておく。

(2) 県の措置

①震災による離職者の把握に努めるとともに、その就職については、公共職業安定所と連携を密にし、速やかにそのあっせんを図り、あわせて他府県との連絡調整を行い雇用の安定を図る。

②離職者の早期再就職の促進

震災により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、公共職業安定所と連携し、被災者のための臨時相談窓口の設置等を行う。

4. 金融措置の実施

(1) 租税の徴収猶予および減免

被災者に対する市税の徴収猶予および減免等適切な措置を講じるものとする。

(2) 公的資金のあっせん

① 災害~~援~~護資金の貸付

市は、条例に基づき、震災により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の建て直しに資するため、被害の程度、種類に応じ、災害~~援~~護資金の貸付を行う。

② その他

市は、重大な災害が発生した場合において、金融の円滑を図るため、各種の既存制度融資の条件緩和または緊急融資の実施について、適宜必要な措置を講ずる。

5. 生活関連物資の需給・価格状況の調査・監視

生活関連物資の価格が著しく上昇し、もしくはそのおそれがあり、または供給が著しく不足し、もしくはそのおそれがあると認めるとき、県に対して所要の措置を講ずるよう要請する。

6. 被災者台帳の整備

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供するものとする。

7. 支援制度の周知

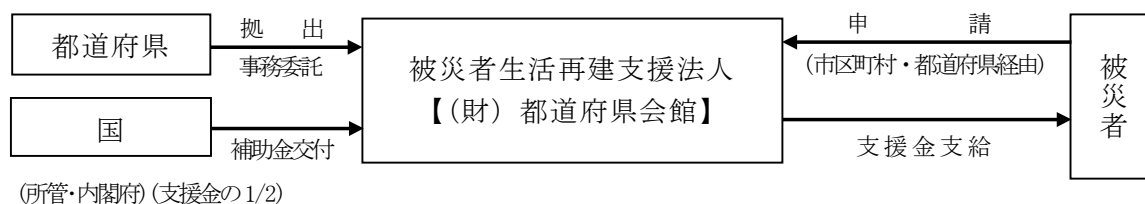
市および県は、被災者が自ら適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

第6 被災者生活再建支援金

1. 被災者生活再建支援金の支給

市域において、被災者生活再建支援金の支給に該当する自然災害が発生した場合、市は県に対して「被災者生活再建支援法」の適用要請を依頼する。

なお、支援金の支給に関しては、県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が県より拠出された基金を活用して行う。



2. 被災者生活再建支援

地震、津波、暴風雨等自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、都道府県が被災者再建支援法に基づき支援金を支給する。

(1) 対象となる自然災害

市地域防災計画（一般災害対策編）第4章災害復旧復興計画第3節民生安定計画に準拠する。

(2) 対象世帯

- ① 住宅が全壊した世帯
- ② 住宅が全壊または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯
- ⑤ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯

(3) 支給額

次の①および②の合計額を支給する。

① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 (2)の①に 該当	解体 (2)の②に 該当	長期避難 (2)の③に 該当	大規模半壊 (2)の④に 該当	中規模半壊
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	—

② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸 (公営住宅以外)
支給額 (全壊 解体 長期避難 大規模半壊)	200万円	100万円	50万円
支給額 (中規模半壊)	100万円	50万円	25万円

(注) 被害程度が全壊、解体、長期避難、大規模半壊のいずれかで、一旦住宅を賃貸した後、自ら住居を建設・購入（または補修）する場合は、合計で200万円（中規模半壊の場合は100万円）または100万円（中規模半壊の場合は50万円）を支給限度額とする。

第7 郵政事業の特例措置

日本郵便株式会社は、災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱いおよび援護対策を実施する。

1. 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書および郵便書簡を無償交付する。

2. 被災者が差し出す郵便物の料金免除

災害時において、被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

3. 被災地あて救助用郵便物の料金免除

災害時において、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社等その他総務省令で定める法人または団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。

第8 暴力団排除活動

県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

第4節 財政援助計画

第1 金融措置

災害により被害を受けた住民が再起更生するよう、以下に掲げる金融措置を講じて、被災者の生活の確保を図る。

1. 租税の徴収猶予および減免

(1) 国

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律に基づき、国税の徴収猶予、減免等の適切な措置を講じる。

(2) 福井県

地方税法および福井県県税条例に基づき、県税の徴収猶予、減免等の適切な措置を講じる。

(3) 小浜市

地方税法および小浜市税賦課徴収条例に基づき、市税の徴収猶予、減免等の適切な措置を講じる。

2. 国民年金保険料の免除

国民年金第1号被保険者（強制加入）またはその世帯員が、災害により財産に損害を受け、保険料を納付することが困難な場合、一定の期間国民年金の保険料を免除する。

3. 保育所等徴収金の免除

(1) 災害による被害を受け、保育所、養護老人ホームその他の社会福祉施設の徴収金を負担することが困難であると認めるときは、その被害の程度に応じて徴収金を減免する。

(2) その他地方公共団体の公的徴収金等は、必要に応じてその救済措置を図る。

4. 公的資金による融資

(1) 災害援護資金の貸付け

市は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、小浜市災害弔慰金の支給等に関する条例の定めるところにより、自然災害によって被害を受けた世帯の世帯主に対して、その生活の立て直しに資するため、被害の程度、種類に応じ、災害援護資金の貸付けを行う。

(2) 生活福祉資金の貸付け

福井県社会福祉協議会は、小規模の災害によって被害を受けた低所得世帯に対し、その世帯の経済的自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営ませるため、生活福祉資金を貸し付け、必要な援助指導を行う。

また、被災した家屋を増築、改築、拡張または補修するために必要な経費として、福祉資金の貸し付けを行う。

(3) 母子寡婦福祉資金の貸付け

県は、小規模の災害によって被害を受けた母子家庭および寡婦に対して、その世帯の経済的自立および生活意欲の助長促進を図るため、被災した家屋を増築、改築、拡張または補修するために必要な経費として、住宅資金の貸付けを行う。

(4) 中小企業向け緊急融資

市は、重大な災害が発生した場合において、災害により被害または影響を受け経営の安

定に支障を生じている中小企業の金融の円滑を図るため、既存制度融資の条件緩和または緊急融資の実施について、適宜、必要な措置を講ずるものとする。

(5) 農林漁業関係融資

災害時における農林漁業関係の融資は、次のとおりである。

農業関係	被害農家の経営	天災資金、農林漁業セーフティネット資金、農業経営支援資金、農業緊急資金
	農地等の災害復旧	農業基盤整備資金
	施設関係の災害復旧	農林漁業施設資金
林業関係	被害林業者の経営	天災資金、農林漁業セーフティネット資金
	施設関係の災害復旧	林業基盤整備資金、農林漁業施設資金
漁業関係	被害漁業者の経営	天災基金、農林漁業セーフティネット資金
	漁船その他施設関係の災害復旧	漁業基盤整備資金、漁船資金、農林漁業施設資金
	その他	漁業経営安定資金

備考：天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法（昭和 30 年法律第 136 号）

：株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号）

第 2 流通機能の回復

流通機能の回復を図ることにより、被災者の経済的生活の安定確保と経済の復興の促進を図る。

1. 商品の確保

- (1) 市は、生活必需品をはじめ各種商品の在庫量と必要量を把握し、不足量については、県、関係企業等と協議し、速やかに必要量を市場に流通させる。
- (2) 道路等管理者は、速やかに施設の復旧を行い、物流の確保を図る。

2. 通貨の管理

- (1) 北陸財務局、日本銀行等は、被災地の金融機関に対して必要な指導、援助を行うことにより、通貨等の円滑な流通を確保する。
- (2) 日本郵政株式会社は、災害時において、被災地の郵便局において、被災者の緊急な資金需要その他の被災事情を考慮し、次の措置を講じる。

① 郵便貯金関係

郵便貯金、郵便為替、郵便振替および年金恩給等の郵便貯金業務についての一定金額の範囲内における非常払渡しおよび非常貸付けならびに国債等の非常買取り等の非常取扱いを実施する。

② 簡易保険関係

簡易保険の保険金および貸付金の非常即時払、保険料払込猶予期間の延伸等の非常取扱いを実施する。

3. 物価の監視

県は、生活関連物資の円滑な供給の確保または価格の安定を図るため、必要があると認めるときは、事業者に対し、当該生活関連物資の円滑な供給等の協力要請を行う。

4. 消費者情報の提供

市は、生活必需物品等の在庫量、適正価格、販売場所等の必要な消費者情報を提供し、消費者の利益を図るとともに、民心の安定を図る。

また、県は、生活関連物資の需給および価格の動向についての情報を提供する。

5. 各種市場、取引所等の再開

関係各機関は、各種市場、取引所等に対し、速やかに営業を再開するとともに、施設、設備の復旧を図るよう指導する。

第5節 復興計画

市は、県と連携し、被災地の再建を行うため、被災の状況、公共施設管理者の意向等を勘案しながら、国等関係機関と協議を行い、現状復旧または中長期的視野に立った復興について検討し、復旧、復興の基本方針を定める。

第1 改良復旧

市および防災関係機関は、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。被災施設の復旧にあたっては、再度の災害防止の観点から可能な限り改良復旧を行う。

道路管理者および上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。

なお、ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧にあたり、地区別の復旧予定時期を明示する。

第2 計画的復興

地震、津波等により、地域が壊滅的な被害を受けた場合における被災地の再建は、都市構造や産業基盤等の改変を伴う複雑な大事業となることから、市は県と協力して事業を迅速かつ円滑に実施するための復興計画を策定し、関係機関と調整しながら計画的に復興を進める。

また、復興のための市街地の整備改善については、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、災害に強いまちづくりについてできるだけ速やかに要配慮者を含む住民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、安全で快適な市街地の形成と都市機能の充実を図る。

第3 大規模災害からの復興に関する法律の活用

1. 復興計画

市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

2. 特定措置

市が特定大規模災害等を受けた場合、円滑かつ迅速な復興を図るために、必要に応じ、市に代わって必要な都市計画の決定等を行うよう国土交通省および県に要請するものとする。

3. 職員の派遣

市は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、県、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討するものとする。

市は、必要な場合、関係行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。同様に県は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係行政機関または関係地方行政会館に対し、職員の派遣を要請するものとする。国および県は、必要に応じて、職員の派遣に係るあつせんに努めるものとする。

市は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。

別表 3-1-1 災害警戒本部組織表

本部職名	職 名	本部職名	職 名
本部長	副市長	本部員	政策幹
本部付	教育長	本部員	企画部長
副本部長	総務部長	本部員	民生部長
副本部長	産業部長	本部員	教育部長
<u>本部員</u>	<u>推進監</u>	本部員	若狭消防副署長

別表 3-1-2 災害対策本部組織表

本部職名	職 名	本部職名	職 名
本部長	市長	本部員	企画部長
副本部長	副市長	本部員	民生部長
本部付	教育長	本部員	産業部長
<u>本部員</u>	<u>推進監</u>	本部員	教育部長
本部員	政策幹	本部員	若狭消防署長
本部員	総務部長		

別表 3-1-3 災害対策本部 部設置一覧

対策本部名	職 名	対策本部名	職 名
総務部	総務部長	教育部	教育部長
企画部	企画部長	消防部	消防部長
民生部	民生部長		
産業部	産業部長		

別表 3-1-4 小浜市災害対策本部事務分掌

部名	班名	課 名	事 務 分 掌
総務部	本部班	生活安全課	・災害対策本部の設置、運営、廃止に関する事 ・災害対策全般の連絡調整総括に関する事 ・災害状況および応急対策実施状況等の総括に関する事 ・災害・気象・交通情報等の把握に関する事 ・防災行政無線の統制活用に関する事 ・避難所の指定および開設・避難状況の把握に関する事 ・防災会議委員、その他の防災関係機関との連絡調整に関する事 ・その他、他の部（班）に属さないこと
	総務班	総務課	・職員の動員、配備、従事状況の把握に関する事 ・自衛隊等の救援派遣要請、民間協力団体への協力要請に関する事 ・他の地方公共団体への応援要請と受け入れに関する事 ・他の地方公共団体との相互協力に関する事 ・公務災害補償その他被災職員に対する給付に関する事 ・職員の食料および厚生に関する事
	渉外班	秘書課	・本部長、副本部長の秘書および特命に関する事 ・義援金、見舞金品の礼状の送付に関する事 ・県・国の視察団の受入れに関する事
	被災管理班	税務課	・住民の被害状況の調査収集に関する事 ・避難住民の誘導に関する事 ・被災者の確認および人的被害の調査、把握 ・被災者の避難状況の記録および報告 ・り災台帳の作成に関する事 ・家屋等の被害状況調査 ・防犯対策に関する事 ・り災証明の発行に関する事
	特命班	議会事務局 食のまちづくり課	・本部長の特命 ・他の班の応援
企画部	広報情報班	<u>コミュニティ支援課</u> <u>DX推進室</u>	・住民への指示、命令の伝達に関する事 ・災害広報に関する事 ・災害情報の収集、記録に関する事 ・気象情報および交通情報等の収集に関する事 ・報道機関への対応、連絡に関する事 ・関係市町および防災関係機関の被害情報収集
	財政班	財政課	・物資購入、応急資機材の確保に関する事 ・救援物資等の要請および管理に関する事 ・災害関係費の予算措置および出納に関する事 ・災害見舞金、義援金の受理および配分に関する事

	施設管理班	営繕管財課	・輸送にかかる民間車両等の借り上げに関する事 ・車両の確保、配車管理に関する事 ・電気・電話・ガス等ライフラインの応急処理に関する事 ・災害用電話等通信機器の確保および設置に関する事 ・市有財産、避難施設等の被害状況の把握、応急対策および復旧に関する事 ・建物の応急危険度判定に関する事 ・被害建築物の応急対策に関する事 ・仮設住宅の建設および管理に関する事 ・<u>みなし仮設住宅に関する事</u>
	公共交通班	新幹線・交通まちづくり課	・バス、鉄道の運行状況調査に関する事
	ボランティア班	<u>コミュニティ支援課</u> 未来創造課	・災害対策本部と市災害ボランティアセンターとの連絡調整 ・被災地区および避難所と市災害ボランティアセンターとの連絡調整 ・ボランティアの活動支援ならびに受け入れおよび派遣に関する事
民 生 部	衛生班	環境衛生課	・遺体安置所の確保および収容に関する事 ・死亡者の埋葬に関する事 ・災害廃棄物の総合的処理企画に関する事 ・一般廃棄物の収集および処理に関する事 ・し尿等の収集および処理に関する事 ・衛生および環境対策に関する事
	救護班	子ども未来課	・被災者の医療および健康相談に関する事 ・医師会等医療機関との連絡調整および医療関係者の確保に関する事 ・医療品等の調達、供給に関する事 ・救護所の開設に関する事 ・医療ボランティアの受入れ、調整に関する事 ・感染症対策に関する事
	要配慮者支援班	子ども未来課 高齢・障がい者 元気支援課 市民福祉課	・避難行動要支援者の支援策に関する事 ・老人、身障者等の対策に関する事 ・保育園児の安全対策に関する事 ・母子対策に関する事 ・日本赤十字社その他の福祉団体との連絡調整に関する事 ・被災者への炊き出しに関する事 ・災害救助法に基づく救助事務全般 ・福祉避難所に関する事

	窓口相談班	市民福祉課	・市民等からの問い合わせ対応 ・被災者台帳の作成に関する<u>こと</u> ・災害弔慰金や被災者生活再建支援金等の被災者支援に関する<u>こと</u>
産業部	産業班	商工振興課 文化観光課 農政課 里山里海課	・商工観光施設の被害調査および応急対策に関すること ・企業、関係団体への支援協力要請に関すること ・商工業関係の災害に関すること ・被害農作物の調査および応急技術対策に関すること ・家畜等の被害対策に関すること ・漁業関連機関との連絡調整に関すること ・漁場、沿岸等の環境調査に関すること ・流出物の調査、管理処分に関すること ・文化財の被害調査および応急対策に関すること
	物資供給班	商工振興課 文化観光課 農政課 里山里海課	・物資の管理、配給および移送に関すること ・応急復旧資機材の輸送に関すること
	調査工作班	都市整備課 農政課 里山里海課 上下水道課	・危険箇所等の確認、パトロールに関すること ・河川水位の観測および河川情報の収集に関すること ・道路等交通施設の被害情報の収集に関すること ・水防応急対策・水防資機材の調達および管理に関すること ・土砂災害の応急対策に関すること ・道路通行制限に関すること ・緊急輸送路、避難路および救援路の確保に関すること ・道路通行支障物の解体、撤去および処理に関すること ・建設機材の借上げ、調達に関すること ・建設機構等関係機関との連絡調整に関すること ・災害復旧用資機材の確保調達に関すること ・農地、農業用施設の被害調査および応急対策に関すること ・林地、林業用施設の被害調査および応急対策に関すること ・漁港、漁業用施設の被害調査および応急対策に関すること ・河川、道路の被害調査および応急対策に関すること ・下水道施設の被害調査および応急対策に関すること
	給水班	上下水道課	・飲料水の確保および供給に関すること ・上水道施設の被害調査および応急復旧に関すること ・広域給水応援の受入れ、調整に関すること
	住宅班	都市整備課	・市営住宅の被害調査および応急対策
教育部	学校班	教育総務課	・被災児童生徒に対する応急教育の実施に関すること ・被災児童生徒の安全対策および保健管理に関すること ・教材、学用品等の確保に関すること

	避難所班	生涯学習スポーツ課 会計課 監査委員事務局 各避難施設	・避難所の開設および責任者、連絡員等の派遣に関すること ・避難所の管理運営に関すること ・避難者の把握に関すること ・文化体育施設の被害調査および応急対策に関すること
消防部	消防班	若狭消防署 小浜消防団	・消防全般の企画体制の確立に関すること ・消防活動に関すること ・水防情報の収集に関すること ・水防体制の確立および水防活動に関すること ・急患輸送避難誘導に対する協力に関すること ・災害防御および救助活動に関すること ・地水利の安全確保に関すること ・警戒監視および被災地における被害調査に関すること ・広域消防応援の受入れおよび調達に関すること ・特命事項に関すること
共通事項			・関係機関との連絡調整に関すること ・各課所管施設および関連施設の被害調査および応急対策に関すること ・各課所管の避難所の開設および管理運営に関すること ・各部（班）の相互協力に関すること ・部内関係の災害記録に関すること

